

## 令和3年伊豆市議会3月定例会会議録目次

### 第1号（2月24日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	3
○開会宣告	4
○開議宣告	4
○議事日程説明	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○市長施政方針	9
○議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	16
○議案第3号～議案第6号の上程、説明	19
○議案第7号の上程、説明	25
○議案第8号～議案第22号の上程、説明	32
○議案第23号～議案第36号の上程、説明	41
○議案第37号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	49
○議案第38号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	50
○議案第39号の上程、説明	51
○諮問第1号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	52
○散会宣告	53

### 第2号（3月3日）

○議事日程	55
○本日の会議に付した事件	56
○出席議員	56
○欠席議員	56
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	56
○職務のため出席した者の職氏名	57
○開議宣告	58

○議事日程説明	58
○議案第3号～議案第6号の質疑、委員会付託	58
○議案第7号の質疑、委員会付託	58
○議案第8号～議案第22号の質疑、委員会付託	90
○議案第23号の質疑、委員会付託	90
○議案第24号～議案第28号の質疑、委員会付託	97
○議案第29号の質疑、委員会付託	97
○議案第30号～議案第36号の質疑、委員会付託	99
○議案第39号の質疑、委員会付託	99
○日程の追加	99
○議案第40号の上程、説明、質疑、委員会付託	100
○散会宣告	108

### 第3号 (3月12日)

○議事日程	109
○本日の会議に付した事件	109
○出席議員	109
○欠席議員	109
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	109
○職務のため出席した者の職氏名	109
○開議宣告	111
○議事日程説明	111
○一般質問	111
杉山武司君	111
鈴木優治君	122
鈴木正人君	131
黒須淳美君	148
三田忠男君	155
○議案第3号及び議案第40号の委員長報告、質疑、討論、採決	174
○散会宣告	177

### 第4号 (3月15日)

○議事日程	179
○本日の会議に付した事件	179
○出席議員	179

○欠席議員	179
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	179
○職務のため出席した者の職氏名	179
○開議宣告	180
○議事日程説明	180
○一般質問	180
飯田大君	180
杉山誠君	184
星谷和馬君	204
波多野靖明君	215
浅田藤二君	228
○散会宣告	235

第5号（3月22日）

○議事日程	237
○本日の会議に付した事件	238
○出席議員	238
○欠席議員	238
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	238
○職務のため出席した者の職氏名	239
○開議宣告	240
○議事日程説明	240
○議案第4号～議案第6号の委員長報告、質疑、討論、採決	240
○議案第7号の委員長報告、討論、採決	242
○議案第8号～議案第22号の委員長報告、質疑、討論、採決	247
○議案第23号～議案第36号の委員長報告、質疑、討論、採決	253
○議案第39号の委員長報告、質疑、討論、採決	261
○日程の追加	263
○議案第41号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	263
○発議第1号、発議第2号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	272
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	273
○閉会宣告	275
○署名議員	277

## 令和3年伊豆市議会3月定例会

### 議事日程(第1号)

令和3年2月24日(水曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市長施政方針
- 日程第 5 議案第 2号 専決処分の報告及びその承認について(令和2年度伊豆市一般会計補正予算(第11回))
- 日程第 6 議案第 3号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算(第12回)
- 日程第 7 議案第 4号 令和2年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)
- 日程第 8 議案第 5号 令和2年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第3回)
- 日程第 9 議案第 6号 令和2年度伊豆市下水道事業会計補正予算(第2回)
- 日程第10 議案第 7号 令和3年度伊豆市一般会計予算
- 日程第11 議案第 8号 令和3年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算
- 日程第12 議案第 9号 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第10号 令和3年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第11号 令和3年度伊豆市介護保険特別会計予算
- 日程第15 議案第12号 令和3年度伊豆市水道事業会計予算
- 日程第16 議案第13号 令和3年度伊豆市簡易水道事業会計予算
- 日程第17 議案第14号 令和3年度伊豆市温泉事業会計予算
- 日程第18 議案第15号 令和3年度伊豆市下水道事業会計予算
- 日程第19 議案第16号 令和3年度伊豆市持越財産区特別会計予算
- 日程第20 議案第17号 令和3年度伊豆市市山財産区特別会計予算
- 日程第21 議案第18号 令和3年度伊豆市門野原財産区特別会計予算
- 日程第22 議案第19号 令和3年度伊豆市吉奈財産区特別会計予算
- 日程第23 議案第20号 令和3年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計予算
- 日程第24 議案第21号 令和3年度伊豆市田沢財産区特別会計予算
- 日程第25 議案第22号 令和3年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算
- 日程第26 議案第23号 伊豆市事務分掌条例の一部改正について
- 日程第27 議案第24号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第25号 伊豆市職員定数条例の一部改正について

- 日程第 29 議案第 26 号 伊豆市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 30 議案第 27 号 伊豆市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について
- 日程第 31 議案第 28 号 条例の見直しに係る関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 32 議案第 29 号 伊豆市交通指導員設置条例の廃止について
- 日程第 33 議案第 30 号 伊豆市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について
- 日程第 34 議案第 31 号 伊豆市土肥港駐車場条例の制定について
- 日程第 35 議案第 32 号 伊豆市特定用途制限地域に関する条例の一部改正について
- 日程第 36 議案第 33 号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 37 議案第 34 号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 38 議案第 35 号 伊豆市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 39 議案第 36 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 40 議案第 37 号 伊豆市伊豆の国市外 1 組合公平委員会委員の選任について
- 日程第 41 議案第 38 号 伊豆市教育委員会委員の任命について
- 日程第 42 議案第 39 号 財産の無償貸付について
- 日程第 43 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（16名）

1 番	小 川 多美子 君	2 番	浅 田 藤 二 君
3 番	鈴 木 優 治 君	4 番	飯 田 大 君
5 番	黒 須 淳 美 君	6 番	下 山 祥 二 君
7 番	杉 山 武 司 君	8 番	星 谷 和 馬 君
9 番	鈴 木 正 人 君	10 番	間 野 みどり 君
11 番	波多野 靖 明 君	12 番	小長谷 順 二 君
13 番	青 木 靖 君	14 番	三 田 忠 男 君
15 番	永 岡 康 司 君	16 番	杉 山 誠 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	佐 藤 信太郎 君
教 育 長	梅 原 賢 治 君	総 合 政 策 部 長	堀 江 啓 一 君
総 務 部 長	伊 郷 伸 之 君	市 民 部 長	加 藤 博 永 君
健 康 福 祉 部 長	右 原 千 賀 子 君	産 業 部 長	滝 川 正 樹 君
建 設 部 長	山 田 博 治 君	建 設 部 理 事	白 鳥 正 彦 君
教 育 部 長	佐 藤 達 義 君	会 計 管 理 者	城 所 章 正 君

---

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	浅 田 茂 治	次 長	永 沼 健 一
副 主 任	坂 内 佑 紀		

開会 午前 9時29分

◎開会宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和3年伊豆市議会3月定例会を開会いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下、関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小長谷順二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。11番波多野靖明議員、13番青木靖議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小長谷順二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から3月22日までの27日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月22日までの27日間決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります会期日程表のとおりですので、御了承願います。

次に、休会日についてお諮りいたします。

本定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 御異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程表に記されたとおりとすることに決しました。

### ◎諸般の報告

○議長（小長谷順二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員からの法に基づく月例出納検査結果並びにその他、議長等の会議、出張等につきましては、お手元に配付した資料のとおりです。

次に、本日までに持参により提出された「トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出についての陳情書」1件を受理しております。こちらは、議会運営委員会で継続審査することといたしました。

次に、過日行われた組合議会等の報告の申出がありますので、これを許します。

まず、伊豆市沼津市衛生施設組合について、14番、三田忠男議員。

[14番 三田忠男君登壇]

○14番（三田忠男君） 改めまして、おはようございます。14番、三田忠男です。

令和3年度第1回伊豆市沼津市衛生施設組合議会定例会が、2月5日に沼津市議会会議室において開催されましたので、報告いたします。

初めに、管理者であります沼津市長より挨拶を受け、その後議長選挙を行い、私、三田が指名推選で議長に当選いたしました。

次に、静岡県市町総合事務組規約の一部を変更する規約の専決処分の報告及びその承認についてと令和3年度伊豆市沼津市衛生施設組合会計予算について、いずれも全会一致で承認・可決されました。

歳入歳出1億4,030万9,000円で、前年度比1,342万7,000円減額するものです。内訳としまして、伊豆市分は6,874万4,000円、前年度比693万7,000円減の負担割合としております。割合的には伊豆市は58.8%です。主な減額理由は修繕費等の減額によるものです。

詳しくは、議会図書館に各種資料を置いておきますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 次に、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合について、16番、杉山誠議員。

[16番 杉山 誠君登壇]

○16番（杉山 誠君） おはようございます。16番、杉山誠です。

議長の許可をいただきましたので、令和3年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会の報告をさせていただきます。

去る2月9日、伊豆市4名、伊豆の国市4名、計8名の組合議員及び管理者等関係する職員出席の下、令和3年第1回定例会が、伊豆の国市役所議場において開催されました。

議長が欠けているため、八木副議長の進行により会議が行われました。

最初に、令和2年11月2日、伊豆市議会臨時会における組合議員選挙の結果、黒須淳美議員、青木靖議員、三田忠男議員、そして私、杉山が伊豆市議会選出の組合議員として当選した旨の報告がありました。

続いて、議長の選挙が指名推選により行われ、青木靖議員が議長に当選し、その後、青木新議長の下で議事が進められました。

管理者からの行政報告では、新ごみ処理施設建設工事の進捗状況について、現在、造成工事に加え、地盤改良や掘削、地下構造物工事などの土木建築工事を進めており、工事を進める中、ごみピット工区の掘削土の搬出に当たり、地中の岩盤層に土壤汚染対策法に規定された基準値を超える重金属類が含まれていることが判明し、これは当初予見できなかったことであり、法令に基づいての調査及び処理を行うために期間を要し、工事の進捗に3か月程度の遅れが生じる見込みとのことです。このことは、組合議会全員協議会にて説明・報告を受けており、周辺5地区からなる新ごみ処理施設運営協議会でも報告をされております。また、周辺地区の住民に対しては、組合広報紙等で状況をお知らせする計画とのことでもあります。

今後の工程については、6月までを目途に工場棟の骨組み工事を進め、並行してプラント機器の設置工事を行う計画であり、これらの工程が順調に進めば、令和4年8月には大方の工事を終え、機器の試運転及び性能試験を経て、令和4年12月に完成となる予定であるとの報告がありました。

続いて、4件の議案が上程され、議案の審議が行われました。

最初の、議案第1号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての専決処分の報告及び承認については、質疑、討論はなく、全員起立により原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号 令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第2回）では、業務委託の設計・施工監理業務委託料について、建設工事費の繰越分に相当する業務費と契約による年割額と予算額の差額を合わせ、387万8,000円の繰越明許費を設定することと、新ごみ処理施設建設工事について、土壤汚染対策法に基づき、追加調査や岩盤除去工事が必要となり、土木建築工事の進捗に遅れが生じていることにより、工事費の一部を令和3年度へ繰り越すため、6億1,787万円の繰越明許費を設定するとの説明がありました。

本案については、質疑、討論はなく、全員起立により原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和3年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算では、予算書に基づき令和3年度予算について、当局から説明があり、総額は68億8,400万円、主な歳入は、構成市からの負担金47億8,168万3,000円、国庫支出金21億231万4,000円。

主な歳出である衛生費68億3,552万5,000円は、新ごみ処理施設設計・施工監理業務委託料が7,081万2,000円、新ごみ処理施設整備技術支援業務委託料が628万4,000円、（仮称）伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設建設工事が67億5,730万円との説明がありました。

本案については、質疑、討論はなく、全員起立により原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約の一部変更については、議案第2号と同様の提案理由で、土壌汚染対策法に基づく掘削岩盤処理工事が発生することなどにより工期を3か月延長する必要が生じ、契約期間を変更前の「着手、令和元年9月26日、完成、令和4年9月30日」から完成の期日を3か月延長し、変更後の「着手、令和元年9月26日、完成、令和4年12月31日」とするとの説明がありました。本案については、質疑、討論はなく、全員起立により原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、令和3年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 次に、駿東伊豆消防組合について、2番、浅田藤二議員。

〔2番 浅田藤二君登壇〕

○2番（浅田藤二君） おはようございます。2番、浅田藤二です。

駿東伊豆消防組合についての報告をさせていただきます。

議会は、令和3年2月4日、沼津市寿町にある消防本部で行われ、永岡康司議員と私、2名で出席しました。

管理者の沼津市長をはじめ、副管理者、議員17名及び関係職員が出席し開催されました。

4件が提案され、初めに諸般の報告において、山形直輝消防副士長が第28回静岡県消防職員意見発表会において最優秀賞を受賞され、4月27日に神奈川県川崎市で行われる関東支部大会に出場することになりました。タイトルは「言葉の壁」。速やかな対応をしなければ命の危険に直面する救急対応時に外国人とのやりとりをアプリ化していくことを提案されています。オリンピック開催や増え続ける外国人労働者への対応においても、大変重要なことだと感じました。

専決処分1件の報告がありました。

報第1号 交通事故損害賠償額決定の報告です。消防組合職員が運転する公用車が沼津市所有のプラザヴェルデ駐車場入口設置のポールゲートに衝突し破損させたもので、賠償額は13万4,200円との報告がありました。

議第1号 令和2年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）について報告します。

オリンピック延期により、予定していた時間外人件費、特殊資機材購入費を歳入歳出予算の総額から1,578万4,000円を減額し、次年度に繰り越すものです。

議第2号 金融機関の指定について。

令和3年6月1日から令和6年5月31日までの間、本組合の公金の収納及び支払いの事務取扱金融機関をスルガ銀行株式会社に指定することです。

議第3号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正について。

これは電気自動車の普及に伴い、急速充電設備の全出力を200キロワットまで拡大し、併せて火災予防上必要な措置が定められたものです。

議第4号 令和3年度駿東伊豆消防組合会計予算について。

歳入歳出それぞれ60億1,167万8,000円と定め、伊豆市の負担金は6億3,368万2,000円。加盟市町を比較した負担割合は10.91%です。

これらの議案は全会一致で可決されました。

令和2年中の伊豆市の火災件数は16件、救急搬送人員は1,488人でした。

議会終了後、新規に導入された救助工作車による訓練を視察しました。

以上、報告を終了します。

○議長（小長谷順二君） 次に、三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会について、15番、永岡康司議員。

〔15番 永岡康司君登壇〕

○15番（永岡康司君） おはようございます。15番、永岡康司です。

議長の許可をいただきましたので、報告させていただきます。

三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会が2月5日金曜日午後2時より三島市役所で開催されました。

この運営委員会は、その後に開催される3市の市長によって構成される協議会の前段で、各市の10名の議員から意見を聞く場という設定であり、伊豆市から小川議員、飯田議員と私、3名で出席いたしました。

提案された議案は4議案です。1つ目は、令和3年度三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会の事業計画について、2つ目は、令和3年度三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会予算案について、3つ目は、令和3年度三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会負担金案について、4つ目は、令和3年度監査委員の指定案についてであります。

事業計画では、前年度に引き続き社会保障・税番号制度への対応や税業務、住民記録業務、国民健康保険業務、福祉系業務など基幹業務の共同電算処理を実施するとともに、3市の情報担当部門、民間の計算センターと連携し、コンピューター機器の更新及び管理を行ってまいります。また、令和元年度から開始している業務システムのクラウド化を引き続き実施してまいりますとの報告がありました。

予算案では、歳入歳出の予算の総額を7億2,156万4,000円と定めるとして、前年度の予算に対して6,580万9,000円の増加となっております。

3つ目の3市それぞれの負担金は、三島市が4億1,864万5,000円、伊豆市が1億2,455万8,000円、伊豆の国市が1億4,736万円となっております。前年度との比較については、三島市が4,130万3,000円の増、これは財務会計システムの更新ということでございます。伊豆の国市850万8,000円の増、伊豆市はネットワークの整備等で799万8,000円の増となっております。

4つ目の監査委員は、3市2名の議員で構成され、今期は三島市から中村仁議員、伊豆の国市からは、本年4月市議会議員改選後に選出するとの提案がありました。

事業計画案では、大災害時への対応はどのようにするのか、データの安全はどのように管理しているかの質問に対して、現在、遠隔地（愛知県）の安全な地域へ週1回重要記録データの保管管理を依頼しているとのことでした。

以上、協議会にかけられる幾つかの議案が提起されていましたが、いずれも原案どおり協議会に付していくことが確認されました。

以上をもって、三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小長谷順二君） 以上で、諸般の報告を終わります。

### ◎市長施政方針

○議長（小長谷順二君） 日程第4、市長施政方針を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

本日、議員の皆様様の御出席を賜り、令和3年伊豆市議会3月定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

令和3年度の当初予算案、並びにこれに関連する議案の審議をお願いするに当たり、議員各位をはじめ、広く市民の皆様様の御理解、御協力を賜りたく、私の施政方針を申し上げます。

まず初めに、昨年は新型コロナウイルスに始まり、新型コロナウイルスに終わった1年となりました。新型コロナウイルスにより、人や物が国境を越えて関わるグローバル化の歯車は逆回転し、世界はそれぞれの境界の中に籠もりつつあります。また、新型コロナウイルスは我々の日常生活も一変させ、密閉・密集・密接の3密を回避する新しい生活様式が浸透し、人々のマスク姿は見慣れた姿になりました。一方で、オンライン会議やテレワーク、ワーケーションなどの働き方の変化、生産現場の自動化・ロボット化などが急速に進み、コロナ以前にできなかったことを先取りした一面もあったことは奇貨でありました。時代は今、後年の歴史家が世界史の転換点と位置づける重要な局面にあると言っても過言ではないかもしれません。

そうした中、去る2月17日、新型コロナウイルス感染症対策の決め手と期待されるワクチン接種が始まりました。7月には「人類がコロナに打ちかったあかし」としての東京2020大会の開催を控えています。また、今年には合併以来の新市建設計画の総仕上げともいえるべき、伊豆市第二次総合計画後期基本計画の策定年でもあります。ウィズコロナ、アフターコロナ時代の伊豆市の新たなロールモデルを描き、市民の皆様様に希望の道筋を示す役割を果たすという強い決意を持って、令和3年度の市政運営に全力で取り組んでまいります。

次に、令和3年度の取組に当たっての基本的な考え方について。

国立社会保障・人口問題研究所による人口推計によれば、本市では2025年には高齢人口が生産年齢人口を上回ると予測されており、また、今後の人口減少の進行により、市内GDPや税収が大きく落ち込む可能性があります。また、コロナ禍の影響により歳入が大幅に減少する一方で、令和6年度末までの間に新市建設計画に基づく重要事業が最終段階に入ることから、向こう数年は合併特例債等を活用した大型事業の歳出が続く見通しです。

さらに、財政調整基金をはじめとする基金残高が減少していくとともに、令和6年度末には合併特例債の借入期限を迎えることから、本市の財政規模は令和7年度以降、一転して急激かつ大幅に縮小することが予測されます。

これらのことから、今後の本格的な人口減少社会の到来や厳しい財政状況等を見据え、将来にわたって持続可能な市政運営を推し進めるためには、長期的な視野に立った準備を周到に進めていかなければなりません。このため、令和3年度の取組に当たっては、「ポスト・コロナ、ポスト・平成の大合併を見据えた市政運営の礎を築く」ことを基本理念とし、そのための政策体系として、「本格的な人口減少社会の到来に向けた戦略的対応」と、「将来にわたって安定的な財政運営の堅持」の2本柱を掲げました。

1つ目の柱である人口減少への戦略的対応については、これまで行ってきた人口減少の急激な進行を抑制していくための人口減少の抑制戦略に加え、人口規模がある程度縮小しても都市機能が維持できるようにするための人口減少の適応戦略にも併せて取り組みます。

2つ目の柱である安定的な財政運営の堅持については、安定した歳入の確保と徹底した歳出の抑制の両面から財務体制の強化を図ってまいります。

3つ目に、新型コロナウイルス感染症に対する取組について。

一昨年12月末に中国・武漢で新型コロナウイルスの感染者が公式確認されて以来、未知のウイルスは瞬間に拡散し、我が国でも昨年4月と今年1月の2回にわたって緊急事態宣言が発令され、市内経済は今も大変厳しい状況が続いています。本市におきましては、市民の命を守るとともに、市内の経済活動を維持するため、宿泊、飲食事業者等への営業自粛要請、田方地区のPCR検査センターの整備及び運営や、市内事業者を対象とした営業自粛要請協力金、地域経済応援給付金の支給など、コロナ禍の終息が見通せない中においても、直面する課題に最善を尽くして取り組んできたところです。

また、新型コロナウイルスワクチン接種については、去る2月3日に田方医師会の協力の下、医師、看護師及び市職員等による官民合同のワクチン接種対策チームを発足しました。今後、国のスケジュールに合わせ、順次、適切に接種を進めてまいります。

今後の追加経済対策については、昨年12月から2月にかけて一定程度の売上げが減少した事業者に対する地域経済応援給付金の第二弾の給付をはじめ、市内飲食店の支援を目的として市内居住の家族を対象としたプレミアム付商品券、食っ得券（第二弾）の発行、宿泊事業者の支援と市民による市内のマイクロツーリズム促進の双方を目的とした宿泊割引クーポン券の発行、公共交通事業者の支援とワクチン接種時の移動負担軽減を目的とした高齢者等バ

ス・タクシー・鉄道共通利用券の発行など、総額1億8,000万円を超える経済対策を実施することとして、所要の経費を本議会にお諮りすることとしております。

ここでマイクロツーリズムという新しい言葉が出てまいりましたが、伊豆市においては伊豆市の市民による伊豆市内の小さな旅を促進することによって、これまでコロナ対策に協力いただいた市民の皆さんに感謝し、売上げが減少している市内の事業者を支え、併せて、市民が市内を知ることによって将来の観光まちづくりの基盤を確立してまいりたいと考えております。

今はまさに感染拡大の防止と社会経済活動の両立に向けた正念場であり、コロナ禍が終息を迎えるその日まで、緊張感を緩めることなく、市の総力を挙げて、全力で取り組んでまいります。

4つ目として、東京2020大会に対する取組について。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会がいよいよこの夏に開催をされます。開催が1年延期となったことから、大会期間中の新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした必要な見直しを行いました。また、大会終了後も、レガシーを継承するための取組として、オリンピック・パラリンピック競技会場の聖地化と自転車を活用したまちづくりに取り組みます。

オリンピック・パラリンピック競技会場の聖地化では、大会後のサイクルスポーツの象徴的な施設である日本サイクルスポーツセンターの市民の利用を一層促進するとともに、自転車を活用したまちづくりでは、サイクリストのまち「伊豆市」のシンボルとして、サイクリストの交流・宿泊等の拠点となるゲストハウスの整備を支援するなど、自転車を市民の生活や文化に根づかせるためのさまざまな施策を推進してまいります。

また、去る2月18日に東京2020組織委員会の新たな会長に橋本聖子氏が就任されました。自ら自転車競技のオリンピック選手であり、本市とも非常に縁の深い橋本氏が会長に就任されたことは、本市にとってこれ以上ない追い風でございます。これを機に新たな気持ちで、組織委員会や県、関係団体と連携しつつ、開催準備に万全を期してまいります。

5つ目として、持続可能な市政運営に向けた重点的な取組について。

そのうち本格的な人口減少社会の到来に向けた戦略的対応について。

まず、人口減少の抑制戦略。

1つ目に、結婚から子育てまで切れ目のない支援について。

少子化を抑制しつつ、安心して子供を産み育てる環境を整えるためには、出会い・結婚・移住・妊娠・出産・子育てのそれぞれのステージにおいて、切れ目のない支援を行うことが重要であります。このため、令和3年度からの新たな取組として、民間のノウハウを活用した婚活イベントの実施や、伊豆市の豊富な子育てメニューの見える化を図るための市内外へのプロモーション、移住の際の空き家リフォーム補助制度の創設、妊産婦の育児・家事をサポートする産前・産後ママ応援事業、生きいきプラザの子育て世代の拠点としての有効活用、

修善寺東こども園の園児受入れ年齢引下げによる子育て世帯の就労支援、子育て団体への応援助成事業等に対し、部局横断的に取り組むことにより、出会い、産み、育てるという喫緊の重要課題に対し、一連の体系で総合的に取組を進めてまいります。

2つ目、教育の充実について。

私は市長就任以来、伊豆市の未来を担う子供たちの教育の重要性を特に強く訴えてまいりました。新中学校整備事業につきましては、昨年12月の市議会定例会で、議員提案による伊豆市新中学校の着実な建設を求める決議を全会一致で可決いただきました。この決議により、校地の決定を含め、当局と議会との間で基本的な事項についてのコンセンサスを得られましたことは大変ありがたく、議員の皆様に改めて感謝申し上げます。

現在、新中学校の建設計画の現状、今後についての説明会を市民や保護者の皆様に対して実施しております。令和3年度には建設用地の取得、実施設計に入っていく予定ですが、併せて開校準備に向けた委員会の発足など、学校の運営面での準備も進めてまいります。令和7年度の開校に向けて、今後とも丁寧な説明に努めるとともに、新中学校の目指す姿について市民との共通認識の醸成が図れるよう取り組んでまいります。

また、来年度はGIGAスクール推進事業として、児童生徒、教職員に1人1台端末を用意し、その端末を学校活動で最大限活用できる学校内の通信ネットワークを整備し、児童生徒が多様化する社会に対応する学習環境の充実を図ってまいります。

3つ目に、福祉・医療の充実について。

人生100年時代において、年齢を重ねても、誰もが生き生きと安心して暮らせる社会を構築するためには、福祉・医療の充実が必要不可欠となります。中伊豆温泉病院の移転新築に関しましては、昨年12月に必要な用地の取得が完了し、今年1月には土木工事に着工いたしました。令和3年度中には病院本体の建築工事に着手する予定であり、計画は順調に推移しております。今後とも、同病院の移転新築事業に対する補助金などを通じて、令和5年の開院に向け、継続的に支援を進めてまいります。このほか、市内の救急病院で安心して治療が受けられるよう、CTスキャナーや内視鏡装置などの医療機器整備への補助を実施することで地域医療の充実を図ってまいります。

加えて、生活困窮者、生活保護の被保護者及び障害のある方に対し、就労支援事業を実施することで、誰もが生きがいを持ち、社会とのつながりを保ちながら自立した生活を営めるよう、支援を充実させてまいります。

さらに、市外の特別支援学校に在籍する児童及び生徒に対する移動支援事業を拡充し、移動や外出に伴って必要となる介助を提供することにより、外出や余暇活動などへの社会参加の促進を図ってまいります。

次いで、安全・安心なまちづくりについて。

誰もが安全で安心して暮らすことができるまちを実現することは、全ての市民の願いであり、市民生活や市の発展の基礎となるものであります。伊豆市の新しい都市計画については、

平成29年3月末に修善寺地区の線引き制度の廃止を実現し、現在、土肥・天城湯ヶ島・中伊豆地区を含めた市域全域の都市計画区域編入作業を進めており、今月末には都市計画区域が指定される見込みとなっております。

また、新中学校建設地に隣接する農地に計画している防災機能を有した、いまだ仮称ではありますが、日向公園の整備事業については、近年の激甚化する災害に対応するとともに、平時には市民に親しまれる公園として活用できるよう、防災機能に加え、アクセス性や利便性、平時利用の機能性等にも配慮した公園の整備を進めてまいります。

また、宗教法人平和寺本山の環境汚染問題については、今後、1月臨時会でお認めいただいた作業道の整備を進め、流出防止柵に堆積した土砂等のしゅんせつを継続的に行うとともに、引き続き水質や土壌調査のモニタリングを行い、市民の皆様が再び深刻な不安を抱く事態にならないよう、万全の対策を実施してまいります。また、平和寺本山の社会的責任を追究するとともに、これまで市が被った損害を求償するため、近日中に損害賠償請求訴訟を提起する予定です。

佐野地区において進めております新ごみ処理施設の整備につきましては、廃止される伊豆市清掃センター焼却施設の解体と跡地を利用した新リサイクルセンターの整備を並行して進めており、令和3年度は同センターの地質調査や生活環境影響調査等を実施いたします。

また、同報系防災行政無線につきましては、老朽化したアナログ方式の同報系防災行政無線をデジタル方式へ更新するため、令和4年3月の完成に向けて工事を開始しております。デジタル方式への移行により、緊急情報等を確実に伝達できるよう整備を進めてまいります。

次いで、地域の魅力の創造について。

人口減少を抑制する上で、市民が伊豆市に住むことに誇りを持って生き生きと生活を営み、その輝きがさらなる人の流れを呼び込む好循環を生み出すためには、地域の魅力の創造が極めて重要であります。産業の強化につきましては、基幹産業である観光振興事業について、伊豆市がこれからも選ばれる観光地として持続的に発展していけるよう、新しい観光地域経営の仕組みの構築に取り組みます。具体的には、伊豆市産業振興協議会を中核主体として、本市の本来的魅力である温泉、食、宿に加えて、伊豆市ならではの豊富な地域資源を再発掘・再構築し、観光客の満足度とリピート率の向上を図るための伊豆市版DMO事業を推進いたします。

企業誘致の推進につきましては、創業する市内事業者に対する家賃や改修費用に要する経費を補助する創業者支援事業を継続し、地域経済の活性化や空き店舗の解消を図るとともに、引き続き企業誘致や留置に努め、市内経済の活性化を図ってまいります。ここで言う企業留置は、当然伊豆市在住の事業者による事業の拡充、発展を含んでおります。

また、わさびの郷構想の推進につきましては、種苗生産者の事業撤退などによる苗の安定供給等の課題に適切に対応するため、新たな種苗生産者の開拓、恒温高湿冷蔵庫の活用、新たな優良品種の開発などのわさびの安定供給に向け、補助制度の拡充などを通じた支援を行

ってまいります。

さらに、文学のふるさと事業につきましては、井上靖ゆかりの「上の家」を地元と連携して改修整備し、隣接する井上靖資料室や旧天城営林署跡地に建設予定の公園を含めた地域交流の拠点として、一体的な活用を図ってまいります。

人口減少の適応戦略について。

そのうち1つ目、未来を切り拓くためのまちづくりについて。

人口減少の適応戦略を進めるためには、人口規模がある程度縮小しても都市機能が維持されるよう、一定のエリアに病院やスーパー、学校、役所などの市民生活に欠かせない施設を集約しておくとともに、無秩序に住宅が拡散しないよう居住空間を施策誘導することが重要であります。現在、宅地開発を誘導している牧之郷駅周辺については、駅西口に駅前広場や連絡道路を整備するため、用地確保に向け地権者と用地交渉などに入っているところです。今後、地元をはじめ関係する伊豆箱根鉄道と協力・連携しながら、令和5年度の完成を目指して進めてまいります。

また、八幡、青羽根周辺、土肥などの居住面で地理的優位性のある小学校所在地を居住誘導エリアとし、民間による宅地造成や住宅整備を誘導するとともに、重点的に空き家や遊休施設の有効活用を図ってまいります。

旧土肥小学校の利活用事業につきましては、契約候補者がOA・IT機器のリユース業者であるリングロー株式会社に決まったことから、今後にはぎわいづくりや本格的な利用開始に向けて、市・契約候補者・地域が連携して、利活用の具体的な内容や整備内容、地域との利用調整等の検討・協議を進め、土肥地区の交流拠点としての活用を目指してまいります。

地域の独立性の維持について。

人口減少は、区・班などの自治会の地域コミュニティの維持や独立性をも崩壊させる可能性があります。半公共的機能になってきた地域コミュニティの維持ができなくなると、地域の伝統・文化の断絶や、共助などの安全・安心を支える基盤の喪失、教育の荒廃、犯罪の多発、地域住民間の連帯感の希薄化などの様々な問題を引き起こします。このため、地域の独立性や連帯性を維持するとともに、地域の課題を地域自らが考え、行動していただくために、既に設立された8つの地域づくり協議会に加え、新たな協議会の設立を一層促進するとともに、設立していただいた協議会には事業に応じた交付金を交付し、地域住民による課題解決や個性を生かしたまちづくりの推進を図ってまいります。

次に、将来にわたる安定的な財政運営の堅持について。

そのうち、安定した歳入の確保について。

まず、収納の強化について。

安定した歳入の確保のためには、市税の収納力強化が重要であります。残念ながら本市の収税率は県平均に比して低い状況にあります。このため、税務課内に（仮称）滞納整理対策チームを設置し、税の徴収事務経験者を雇用することなどにより、収税力の強化を図りま

す。

次に、財源の確保について。

安定的に財源を確保するためには、これまでの財源確保手段を拡大する、または新たな自主財源の獲得手段に取り組む必要があります。さらに、いずれの場合にも営業的視点を持って果敢に「取りに行く」姿勢が重要です。このため、今後も貴重な財源として期待できるふるさと納税について、来年度、取扱いサイトの拡充や返礼品のさらなる充実を図るほか、これまで実績のなかった企業版ふるさと納税にも積極的に力を入れて寄附額の増加を示すほか、戦略的プロモーションにより、優位性のある施策にも関わらず、いまだ認知度が不十分なものを積極的にPRいたします。

加えて、組織改編を通じて、新設する企画財政課内に本市を積極的にセールスするための営業担当職員を新たに配置することにより、ふるさと納税や企業版ふるさと納税、企業誘致、移住・定住の促進などの「稼ぐ力」を強化してまいります。

次に、徹底した歳出の抑制について。

まず、公共施設の適正化について。

市財政は、令和6年度末までの間にかけて、新市建設計画に基づく重要事業が最終段階に入ることから、向こう数年は合併特例債等を活用した積極型の財政出動が続くことはやむを得ませんが、一方でその他の既存事業については、不断の見直しを行い、徹底した歳出の抑制を図る必要があります。中でも、公共施設の適正化については最重要課題として取り組むこととし、長く休眠状態のものや老朽化による改修等が合理的でないもの、赤字が大きいものについては、民間譲渡や用途廃止を含めて検討するとともに、引き続き借地の解消に取り組むほか、使用料等についても適正な額の再検証を行います。

次いで事務事業の見直しについて。

徹底した歳出の抑制のためには、事務事業や組織を不断に見直すことも重要であります。このため、地方自治体公民連携研究財団の協力の下、現在、市で行っている約700もの業務のうち、外部委託できるものとできないものの仕分け作業を行っております。その中で、外部委託が可能で住民サービスの向上も見込める業務については、できる限り包括的なアウトソーシング化を検討し、経費の縮減を図ってまいります。

次に、組織の改編について。

最後に、来年度予算を着実に執行するための組織の改編についてであります。

総合政策部の総合戦略課に財政担当を移管し、企画と財政部門を一体的に所管する企画財政課を設置することにより、部局横断的な政策課題に対する迅速かつ機動的な対応を可能にするとともに、政策調整機能を強化いたします。また、市民による様々なまちづくり活動への支援や地域コミュニティの核づくり、地域で活躍する人材育成等に取り組むため、地域づくり課を設置いたします。さらに、資産マネジメントを強化するため、総務部の財産管理部門に、経営的視点を持って公有財産の有効活用や維持管理経費の適正化などを行う資産経営

課を設置します。

また、従来の防災安全課を、防災だけでなく危機管理全般を扱う市長直轄の組織とし、新たに危機管理課を設置いたします。

なお、条例改正事項ではありませんが、健康福祉部の長寿介護課と健康支援課の2課を統合し、健康長寿課として健康・医療、介護保険、高齢者支援などを一体的に所管することにより、組織のスリム化と住民サービスの向上を図ります。また、社会福祉課に新たに福祉相談センター設置し、福祉行政に係る包括的な相談支援を行うとともに、こども課の名称を、より実態に合った子育て支援課に改めます。

また、内部統制を推進するため、総務課にコンプライアンス担当職員を置き、職員の法令遵守を強化するとともに、隠れているリスクを組織を挙げて早期発見、早期是正する体制を整えることにより、健全で効率的な自治体経営の実現を図ります。

以上、令和3年度に臨む施政方針を申し上げましたが、市民の皆様には市政に対する一層の御理解をいただくとともに、オール伊豆市による取組への御協力をお願いしたいと思います。

2期目以上の議員の皆様お気づきのとおり、今回の施政方針は4年前に次ぐ長い施政方針となりました。これまで市として市内の形、コンパクト&ネットワーク化の実現のために集中してきた趣がありますが、これからの4年間で市の形と市の業務の在り方、市の市役所の在り方、市の職員の在り方、根本的に将来に向けて確立させてまいります。極めて大切な時期になりますので、私どもも全力で取り組みますが、議員の皆様におかれましても、将来を担う4年間であると御理解いただき、全力を持って一緒に歩んでください。よろしくお願いいたします。

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第5、議案第2号 専決処分の報告及びその承認について（令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第11回））を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第2号について御報告申し上げます。

今回専決処分したものは、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチンの接種体制を確保するための経費に対する補正予算となります。

コールセンターの開設や、3月下旬から高齢者への接種券の発送を行うための準備が必要となることから、本年2月3日付で専決処分とさせていただきました。

詳細については、健康福祉部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申出がありますので、これを許します。  
健康福祉部長。

〔健康福祉部長 右原千賀子君登壇〕

○健康福祉部長（右原千賀子君） 私のほうから、議案書1ページから13ページになります、今回専決処分の報告について、御承認いただくよう上程させていただきました。

まず、議案書の12ページをお願いします。

歳出ですが、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費のまず需用費でございます。

6番の印刷製本費は予診票等の印刷、こちら65歳以上を対象とした1万2,206人分となっております。28万4,000円。

11節の役務費でございます。この郵便料は接種券、クーポン券です。こちらと予診票の郵送料となっております。205万1,000円。

それから、12節委託料です。合計しますと765万9,000円です。

詳細につきましては、まず予防接種台帳システム改修業務委託料。現在、健康支援課のほうで使っております健康カルテというシステムを改修いたします。110万円。それから、クーポン券、接種券です。これを印刷、封入業務を委託します。248万9,000円。

次に、接種の予約等を行いますコールセンターの業務委託料となっております。407万円。

次に、工事請負費でございます。この工事請負費はワクチンの保管冷凍庫設置工事として31万6,000円です。これは国から配置されますワクチンを冷凍保存するディープフリーザーの配線を工事するものです。配線の工事をしまして、1台1台にブレーカーをつけ、そして停電の際には自家発電にすぐ切り替えるようにという工事を行います。

合計しまして歳出総額が1,031万円です。

次に、10ページ、11ページをお願いします。

こちらの歳出予算は全て国の補助金となっております、14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、詳細としましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の補助金となっております。歳入総額が1,031万円です。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明を終わります。

これより議案第2号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

ちょっと暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時29分

○議長（小長谷順二君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

それでは、ここで質疑を行います。

13番、青木靖議員。

○13番（青木 靖君） 13番、青木靖です。

専決処分の報告ということですが、内容が新型コロナウイルスワクチン接種事業ということです。専決の報告ですので、内容についてということではなくて、関心を皆さん持っていらっしゃると思いますので、既に専決されたこの接種事業について、スケジュール、どのように行っているのか、あるいは行っていくのか、タイムスケジュールですね。

それから、設置工事についてはどこなのか。その辺のことをお願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） スケジュールでございますが、現在、印刷物の印刷、それからコールセンターとの契約、順次進めています。それから、接種券等の発送につきましては、当初、国のほうは3月12日をめどにという話でしたが、今現在は3月下旬ということで、日にち等はまだ確定しておりませんので、順次国の指示に基づきまして、遅れがないように進めていくつもりでございます。接種につきましては今、医療機関の、静岡県で言うと先行接種が始められておりますが、そのほか2月下旬から3月については市内の医療機関が順次接種を進めていきます。3月下旬から高齢者の接種が始まる予定でしたが、4月にずれ込むような状況になっております。全て国の指示に基づきまして、沈滞なく進めていくつもりです。

それからディープフリーザーですけれども、健診ホールの消毒室という鍵がかかる個室がありますので、そちらのほうを、鍵をかけて常時利用できるように、そこを設置場所として工事を進めております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） これで青木議員の質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより、議案第2号の討論に入ります。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第2号 専決処分の報告及び承認について（令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第11回））の採決をいたします。

本件を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第2号は承認されました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開を10時45分といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時44分

○議長（小長谷順二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

### ◎議案第3号～議案第6号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 日程第6、議案第3号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第12回）から、日程第9、議案第6号 令和2年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第2回）までの4議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第3号から議案第6号まで、一括して提案理由を申し上げます。

議案第3号は、歳出において中山間地域総合整備事業に係る県営事業負担金1,409万円、地籍調査事業3,321万円などのほか、新型コロナウイルス感染症の影響により減収が見込まれる指定管理施設に対する損失補填金3,093万円などを増額する一方、新型コロナウイルス感染症対策事業の精算や国や県の事業採択が見送られたために、執行を見送った事業の委託料や工事費を減額いたしました。

歳入においては、新型コロナウイルス感染症の影響を見込み、市税を1億700万円減額するほか、執行を見送った事業に充当していた国・県補助金などを減額する一方で、マイナンバーカードの交付数の増加に伴う補助金1,102万円や新型コロナウイルス感染症の影響による減収を補うための減収補填債9,300万円を増額するなど、補正総額として2億6,390万円を減額し、歳入歳出予算額238億6,591万円とするものです。

併せて、同報系行政無線の整備や市道整備など、年度内完了が困難と見込まれる事業に対する繰越明許費の設定14件のほか、経済変動対策貸付利子補給金に係る債務負担行為の変更と減収補填債や市道整備など、3件について地方債補正の追加及び変更をそれぞれお願いするものです。

議案第4号については、新型コロナウイルス感染症に対する減免措置により保険税を減額する一方、減免措置に対する国・県の交付金を同額計上するほか、前年度剰余金の確定に伴

う繰越金5,065万円を増額し、歳入歳出予算額を42億7,247万1,000円とするものです。

議案第5号は、新型コロナウイルス感染症による介護保険料の減免措置により保険料を減額する一方、減免措置に対する国・県の交付金を同額計上いたします。したがって、補正予算額として差引きはございません。差引きはゼロとなります。

議案第6号は、2市1町で構成する狩野川東部流域下水道建設費負担金が増額となったことから、71万円を増額し、歳入歳出予算額を15億1,529万4,000円とするものです。

詳細について、それぞれ担当する部長に説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

初めに、議案第3号について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、議案第3号 一般会計補正予算について、私から補足説明させていただきます。

議案書の18ページをお願いいたします。

今回の補正予算で繰越明許費の補正をお願いするものです。

新たに14件の明許設定でございます。

そのうち、まず一番上の公共施設再配置計画策定業務委託、2つ目の森林環境譲与税活用事業、2つ飛んで都市計画マスタープランの策定業務、その下、伊豆縦貫道湯ヶ島土地利用計画調査設計業務、この4件につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして、会議や委員会、説明会等がなかなか実施できなかつたと、また、ずれ込んで開催したということがございまして、そのような影響からそれぞれの事業が今年度内に完成が見込まれないということで明許をお願いするものでございます。

そのほかのものとして、まず3つ目の商工費の虹の郷用地調査等業務委託ですが、こちらは用地の境界確定に時間を要しているということで、年度内の完成が見込まれない。また、その下の道路橋梁費の市道整備事業ですが、こちら5件の工事がございまして、施工時期や交通規制に係る協議、また用地買収等に日数を要しており、今年度内の完了が見込めないため明許をお願いするもの。

2つ飛んで、地籍調査事業でございまして、こちら、まず令和2年度、今年度事業につきまして、土地所有者の特定に時間を要したということ。もう一点は令和3年度に実施予定の事業を補助金が令和2年度としてつくということで、令和3年度事業を前倒しして、今回補正をさせていただき、それを全額繰越しをさせていただくものでございます。

その下、牧之郷駅周辺整備事業ですが、こちら用地の関係で年度内完成が見込めないということで繰越しをお願いするもの。

その下の防災機能を備えた公園基本計画の策定業務でございまして、こちらは新中学校整備事業との事業調整等がございまして、着手が遅れたということで年度内完成が見込まれない

いと。

次の同報系防災行政無線整備工事監理業務ですが、247万5,000円につきましては、令和2年度の業務の前払い金として予算を組んでおりましたが、前払い金の請求がなかったということで来年度に全額を繰り越すもの。

同じく同報系防災行政無線の整備工事でございます。こちら予算額としては令和2年度、5億9,400万円の計上をしてございましたが、前払い金が見込んでいたよりも少なかった、6,000万円ということで、その差引き分、5億3,400万円を次年度へ繰り越すものでございます。

次の松原公園津波避難複合施設保安林解除申請業務委託ですが、こちらは避難複合施設の建設位置の決定に、これもコロナの関係もあり、また、建設位置の最終決定が延びたということで、来年度へ繰り越すものでございます。

次の成人式運営事業につきましては、コロナの関係で令和3年1月の成人式を延期するというので、繰り越すものでございます。

最後の農業用施設災害復旧事業につきましては、こちらは入札の不調がございました。その後、適正な工期を確保するために、これも繰越しをお願いするものでございます。

続いて、隣の19ページの第3表、債務負担行為補正でございます。

こちら、経済変動対策貸付利子補給金でございます。

当初、令和3年度から令和5年度までの3年間の期間として債務負担行為を設定してございましたが、この利子補給の対象期間、県の融資制度もそうなのですが、延長、延長され、現在、令和3年3月31日までの延長をしてございます。したがって、最終の利子補給の支払いが令和6年度にずれ込むこともございますので、融資の期間を延ばしたということに伴い、令和6年度まで1年間期間を延ばさせていただく補正となります。

続いて、次のページの20ページでございます。

第4表の地方債の補正でございます。

減収補填債9,300万円。こちら減収補填債につきましては、地方税の収入実績が見込みより下振れした場合、自治体がこの不足する財源を穴埋めするために発行することができる地方債でございます。元利償還金に対して75%の交付税措置が受けられる。

今回、特に今年度は特例としまして、コロナの影響により補填債の対象の税目が追加されました。今回9,300万円の借入を起こす対象の税目としましては、地方消費税交付金、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税交付金、地方揮発油譲与税剰余金、この4税目の不足として補填債を発行させていただくものでございます。

続いて補正の歳出でございます。

30ページをお願いします。

2款1項1目の一般管理費のうち報償費、新型コロナウイルス対策事業として、営業自粛要請協力金、こちらにつきましては既に支給額が決定してございます。予算額の3億4,500

万円に対しまして1億2,993万4,000円執行済みで、その残額として2億1,506万6,000円を減額するものです。

次の企画費のバス路線維持事業でございますが、こちらもコロナの影響によりまして計画策定を見送った関係で、令和3年度へ実施をするということで、令和2年度予算670万円の減額。

続いて2款3項戸籍住民基本台帳費でございます。個人番号制度事業の個人番号カード事業費の負担金。これは国の外郭団体であります地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISに対するマイナンバーカードの作成経費の負担となります。今年度、カードの発行枚数が増えておりますので、その分負担金が増額となります。810万1,000円。なお、この負担金につきましては全額国からの補助金があります。

続いて3款1項6目の国民健康保険事業でございますが、こちら、先ほど市長も提案理由で申したとおり、コロナウイルスの影響によりまして国民健康保険税の減免がございます。それに対する、まず60%分、これを一般会計で国から補助金を受けます。その60%分が101万9,000円。なお、残りの40%につきましては、これは国民健康保険特別会計で直接交付金として歳入計上をしております。

次、6款1項6目の中山間地域整備事業でございますが、これは県営事業の事業費の変更により負担金の増ということでございます。

次のページの7款1項2目の緊急経済対策事業のうち経済変動対策貸付保証事業補助金、また雇用調整助成事業補助金、これはいずれも今回当初設定したときよりも国の制度がそれぞれ拡充されました。よって、特に貸付保証金、これは貸付保証金に対する補助なんです、この利用が減ったということで、予算額4,850万円に対して2,200万円を執行残として減額するもの。また、雇用調整助成金につきましては、こちらも国の制度拡充によりまして、今回の市の執行はございませんでしたので、予算額全額を皆減とします3,850万円の減。

続いて、4目の観光施設管理費の補償補填でございますが、修善寺自然公園、天城ふるさと広場、湯の国会館、その他の観光施設としまして、これは利用料金制を採択しています指定管理者との基本協定に基づく損失補填となります。総額で3,019万2,000円。その他の観光施設でございますが、こちらは修善寺温泉宮湯、修善寺温泉駐車場、恋人岬関連施設となります。

続いて、8款2項2目道路新設改良費の市道整備でございますが、こちらは次の35ページにまで及んでございます。国の交付金事業として採択がなかったということで、事業が未執行になりますので、それぞれの予算を減額するものでございます。

8款4項1目急傾斜地崩壊対策費でございますが、これも県営事業の事業費が増額になっているということで、負担金を712万5,000円増額するものです。

続いて、8款6項3目の国土調査費の地籍調査事業でございますが、こちら、先ほど繰越明許のときに説明させていただきました、令和3年度予定の事業でございましたが、補助金

の内示が令和2年度中にあるということで、事業を前倒しして予算を計上させていただくものでございます。3,320万9,000円。

続いて、9款1項2目の消防団の運営費でございますが、こちら、費用弁償につきましてはコロナ禍の影響によります団員の活動日数等が減りました。その結果、旅費を減額するものでございます。

災害対策費のその他事務事業のうちの消耗品は、こちらはオリンピック・パラリンピック用の非常食の購入に計上してあった予算ですが、令和2年度の購入を取りやめ、こちらにつきましては令和3年度予算へ新たに計上をさせていただいております。

10款6項1目の社会教育総務費のグリーンコンサート運営事業につきましては、コロナの影響によりグリーンコンサートを中止したことにより、委託料を減額するもの。

次の2目体育施設費でございますが、こちらにつきましては、先ほどの観光施設と同様に利用料金を採用しています指定管理者への基本協定に基づく損失補填となります。

最後に39ページです。

基金積立でございますが、こちらの財政調整基金、減債基金、地域振興基金につきましてはそれぞれ利子運用によります利息分の積立て。

一番下の新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金でございますが、新たに先ほど債務負担行為で1年間期間を延長させていただきます利子補給への基金、こちらは今回条例の制定も併せてこの議会をお願いしてございますが、新たに基金を設置しまして、こちらへ令和6年度予定までの利子補給金4,640万円を新たに積立をするものでございます。

戻っていただきまして、それぞれ歳出に対する歳入でございます。

まず24、25ページでございます。

まず、1款の市税でございますが、こちらにつきましては、いずれもコロナの影響による減額を計上するものでございます。

まず1項の個人市民税と法人市民税、こちらにつきましては、いずれもコロナの影響による調定額の減額を見込むものでございます。現年分としまして個人市民税1,600万円の減、法人市民税2,600万円の減でございます。

また、2項固定資産税でございますが、こちらもコロナの影響によります納税の猶予分として認めているものでございます。500万円の減額。

6項の入湯税でございますが、こちらもコロナの影響によります宿泊客数の減少などを見込みまして、6,000万円の減額。

また、14款の国庫支出金でございますが、まず総務費の国庫補助金、こちらは先ほどのマイナンバーカードの交付に伴うJ-LISへの負担金の補助。

次の2目の民生費の国庫補助につきましては、こちらは一般会計から国保特会へ繰り出す国保税の減免に対する補助金として101万9,000円。

また、土木費の国庫につきましては、社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金につき

ましては、令和2年度の事業採択がなかったということで、5,380万円の減額。

なお、国土調査費の補助金につきましては、地籍調査の令和3年度の前倒し分の補助となります。

次のページの26、27でございますが、まず、商工費の県補助金でございますが、観光施設整備事業の補助金、こちらは御幸橋の新設に伴う街灯や歩道等の工事、こちら、年度内の着手ができないということで、県補助金を500万円減額するもの。

土木費の国土調査費の補助につきましては、先ほど申したとおり令和3年分の前倒しに対する県費補助。消防費の補助につきましては、地震・津波対策等減災交付金、これはオリンピック用の非常食を来年度へ見送ったことによります減額でございます。

なお、18款の財政調整基金の繰入額につきましては、今回の補正の歳出総額の減額に対します財源調整として2億400万5,000円を減額するものでございます。

一般会計の補正につきましては以上です。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第4号について、市民部長。

〔市民部長 加藤博永君登壇〕

○市民部長（加藤博永君） それでは、議案第4号 令和2年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）の補足説明をさせていただきます。

議案書のほう、41ページからとなります。

今回の補正は、歳入歳出総額をそれぞれ42億7,247万1,000円とするものでございます。それに伴いまして、5,064万6,000円を増額するものでございます。

まず、歳入から説明させていただきます。

議案書48ページをお願いいたします。

1款1目の保険税のほうですけれども、コロナの関係で減免措置がありましたので、その分、医療給付分、現年課税分が145万8,000円、介護納付分の現年課税分が24万円、これを減額するものでございます。

3款1項1目の保険給付費等交付金のほうでございますが、先ほど説明がありましたように、減免された補填分の県からの特別調整交付金、5款1項1目の一般会計からの繰入金ですけれども、これも先ほど総務部長から説明があったように、災害等の臨時特例補助繰入金となります。

それから、6款1項1目繰越金のほうでございますが、余剰金の確定に伴いまして5,064万6,000円、これを計上いたします。

次に、歳出を説明させていただきます。

50ページをお願いいたします。

3款1項1目と同じく3項1目介護納付分は、歳入でご説明しましたが、減免措置に伴う増額となり、国・県支出金の財源振替をするものでございます。

それから、6款1項1目の国民健康保険基金積立金については、繰越金の確定に伴い積立

金のほうを増額するものでございます。

補足説明については以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第5号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 右原千賀子君登壇〕

○健康福祉部長（右原千賀子君） 私のほうからは、議案第5号 令和2年度伊豆市介護保険特別会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

議案書は53ページから61ページになります。

介護保険では、介護保険料は現在、新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少した第1号被保険者の介護保険料の減免対応を今年度実施しているところですが、このたび、減免に対する国の補助金額が決定しましたので、その金額を歳入に計上したものでございます。

議案書の60ページ、61ページをお願いします。

1款1項1目の第1号被保険者保険料につきましては、保険料の減免した分の158万9,000円を減額し、3款2項9目の災害等臨時特例補助金を104万3,000円、それから、次の特別調整交付金を54万6,000円、合計で158万9,000円を新規に計上いたしました。したがって、補正予算額といたしましては、差引きゼロとなり、歳入歳出総額に変わりはありません。

補足説明は以上です。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第6号について、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私から議案第6号 令和2年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第2回）についての補足説明をさせていただきます。

63ページをお願いします。

今回の補正予算は資本的収入及び支出の増額を行うものでございます。

66ページをお願いします。

資本的支出としまして、静岡県が実施します狩野川流域下水道東部浄化センターの改良事業の増額に伴い、流域下水道建設負担金70万7,000円を増額するものでございます。

資本的収入としまして、企業債270万円の増額を行うものでございます。この増額する収入及び支出の差異は負担金の確定に伴いまして、当初予算時に起債対象外事業が起債対象事業に該当するため発生したものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第6号までの4議案に対する質疑は、3月3日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第7号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 日程第10、議案第7号 令和3年度伊豆市一般会計予算を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第7号について提案理由を申し上げます。

先ほど申し上げました施政方針の予算化ということになります。

予算規模といたしましては、歳入の確保を図る一方、事務の見直しなど徹底した歳出の抑制に努めたものの、新ごみ処理施設や新中学校の建設など、大型事業が複数予定されることから、歳入歳出総額は218億6,900万円となり、対前年度41億2,900万円の増、率にしてプラス23.3%となります。

まず歳入については、市税は個人及び法人の所得の減少、固定資産に対する軽減措置、観光客の減少による入湯税の減額などを見込み、市税全体としては前年より約4億円少ない、率にして9.4%減の38億4,189万円としました。

次に、地方交付税のうち普通交付税については、市債の償還に係る交付税措置や市税の減収に対する財源不足分の補填がある一方で、今年度実施した国政調査の結果、人口減少の影響が大きく、対前年度5億8,000万円、率にして13%余り減の37億円と見込みました。普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な普通交付税としては47億円で、前年度比8,000万円の減額です。

また、事業実施の財源確保のために、国・県支出金は前年度より2億7,000万円余り増の30億7,885万円を、市債は合併特例債や辺地債・過疎債など有利な起債を優先的に活用し、59億7,060万円をそれぞれ予算措置いたしました。

次に、歳出です。

主要事業について、施政方針でお示しした事業体系に基づいて説明をさせていただきます。

まず、結婚から子育てまで切れ目のない支援について。

この取組は、婚活イベントの実施など出会いの場の創出に250万円、移住定住促進事業費として空き家リフォーム補助金を新設するなど6,100万円を計上したほか、伊豆総合高校土肥キャンパス下宿運営事業補助金として300万円を計上しております。

また、修善寺東こども園における受入れ年齢の引下げに対する経費として5,760万円を計上し、保護者の社会参加の要望や就労形態の多様化に対応してまいります。

次に、教育の充実について。

令和7年4月開校に向け整備を進めている新中学校整備事業について、来年度は実施設計や用地購入等9億8,000万円計上するのをはじめ、GIGAスクール構想として令和2年度に導入した1人1台パソコンやICT支援員等の経費として2,210万円、通学・就学等支援事業に9,100万円などを計上することにより、教育環境の充実を図ってまいります。

福祉・医療の充実については、中伊豆温泉病院の移転新築に対する補助金として6億円、市内唯一の二次救急医療機関である伊豆赤十字病院への医療機器整備補助金として750万円を計上したほか、生活保護被保護者の健康管理支援事業に220万円、重度身体障害者や高齢者に対するバス・タクシー利用助成として2,940万円を計上しております。また、市民福祉の課題解決のための福祉相談センターの設置準備として90万円を計上し、生活困窮等、困っている市民の皆さんが、どこへ行けばいいんだろうということではなくて、まずここへおいでください。どんな御相談でもお受けいたしますという包括的相談支援事業を始めます。

次に、安全・安心なまちづくりについて。

人口減少の抑制戦略の4つ目の取組ですが、防災行政無線整備工事に9億500万円、日向地区の防災公園整備費として5,000万円、ハザードマップの更新に1,310万円など防災に関する事業のほか、新リサイクルセンター整備事業に3,020万円、防災防犯カメラ設置に対する補助金として150万円を計上するなど、安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

次に、地域の魅力創造について。

東京2020大会関連経費として6,150万円、伊豆市版DMOへの補助金として3,690万円、市内で土地を購入し事業を始める企業等への補助金3,290万円などを計上しております。

また、わさびの郷構想に基づくわさび部会への補助金拡充など400万円、文学のふるさと事業として、上の家の整備や利活用の支援、旧営林署跡地の公園整備など8,540万円を計上し、これらの取組により地域の魅力創造に力を入れてまいります。

次いで、未来を切り拓くためのまちづくりについて。

人口減少の適応戦略として2つ取り組み、そのうちの1つ目、未来を切り拓くためのまちづくりについて、旧土肥小学校の利活用事業として8,180万円、牧之郷駅周辺整備事業として1億5,800万円を計上しております。

次に、人口減少の適応戦略の2つ目として、地域の独立性の維持については、花いっぱい事業に430万円、地域づくり協議会の地域の活性化に対する事業への補助金5,380万円を計上し、地域独自の取組を支援してまいります。

そのほか、将来にわたる安定的な財政運営のための取組として、ふるさと納税促進事業に3億3,730万円を計上するなど財源の確保を図る一方、公共施設の適正化として修善寺体育館の解体費に1億1,000万円を計上し、これからも支援施設の整理・統合を進めるなど、将来的な歳出の抑制の取組も進めてまいります。

また、歳出予算のほか、牧之郷駅周辺整備工事など9件について債務負担行為を設定しております。

地方債については、普通交付税の振替措置である臨時財政対策債のほか、広域処理施設整備事業、新中学校整備事業などの財源として、総額59億7,060万円の借入れを予定しております。

詳細について、総務部長から説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から令和3年度の一般会計当初予算の補足説明をさせていただきます。

一般会計の予算書と合わせまして、令和3年度の伊豆市当初予算資料を合わせてお配りさせていただきますので、一緒に御覧いただきたいと思います。

まず予算書の、ページがないんですが、第2表の債務負担行為を見ていただきたいと思います。

第2表債務負担行為です。

3枚目の裏になります。

すみません。ちょっとページがないものですから、頭から3枚目の裏に第2表債務負担行為がございます。

こちらが9件設定をお願いするものでございます。

まず、1つ目、ホームページ作成業務委託でございますが、こちらは伊豆市のホームページをリニューアルするというので、令和3年度中の発注をする予定ですが、完成までには2か年見込むということで、令和4年度に設定するものでございます。

次の定住促進事業補助金とひとり親移住定住促進事業補助金につきましては、こちらの補助金につきましては24か月分、2年分の補助金となりますので、令和3年度の受付については令和5年度まで補助金があるということで、令和4年度から5年度までの債務負担を設定するものです。

次の二次救急病院設備整備費補助金ですが、これは伊豆赤十字病院のCTスキャナーの整備のために2年間にかけて補助するものでございます。令和3年度の予算計上と合わせて令和4年度の債務負担。

次の清掃センター解体撤去仕様書等作成業務委託ですが、こちらにつきましても令和3年度中に発注しまして、令和4年度の業務の完了を目指すもので、令和4年度までの債務負担。

続いて、指定ごみ袋の製造運搬業務につきましては、こちらは令和4年度に使いますごみ袋を令和3年度中に発注したいということで、債務負担を設定してございます。

道路台帳再編整備事業につきましても、令和3年度、4年度の2か年をかけて業務を完成させるために、令和4年度までの債務負担。

牧之郷駅周辺整備工事につきましては、令和3年度から令和5年度までの3か年の工事ということで、債務負担の期間としましては令和4年度から令和5年度です。

最後の上の家利活用事業負担金につきましても、令和3年度から令和6年度の4年間の事業として債務負担を設定させていただくものでございます。

続いて、隣の第3表の地方債でございます。

こちらの地方債につきましては、伊豆市では元来地方交付税措置がある有利な起債を活用し、地方債を設定してございます。

一番上の臨時財政対策債につきましては、交付税の代替財源として、こちらは10億円、100%国の財政措置がございまして。

次の総合計画・総合戦略推進事業につきましては、旧土肥小学校の利活用事業として過疎債を活用します。7,680万円。

中伊豆支所管理事業につきましては、支所の事務室内の天井が特定天井ということで、耐震補強の必要があるということで、こちらは緊急防災・減災対策事業債、いわゆる緊防債を活用します。2,120万円。

広域処理施設整備事業ですが、これは新ごみ処理施設の建設のための組合への負担金、合併特例債を活用します。20億1,240万円。

次の地域医療対策事業につきましては、中伊豆温泉病院移転のための補助金のうち合併特例債を活用し、5億7,000万円。

次の観光施設管理事業につきましては、こちらは旧営林署の跡地の公園整備に合併特例債を3,330万円。

市道整備事業につきましては、こちらは市内の市道整備事業に対して公共事業等債や辺地債を活用するものでございます。2億2,110万円。

急傾斜地崩壊対策事業につきましては、県への負担金と市の実施する工事の財源として起債をするものです。

港湾整備事業につきましては、大藪の岸壁改修工事に過疎債を2,700万円。

牧之郷駅周辺整備事業につきましては、合併特例債を1億4,950万円。

市営住宅管理事業につきましても、合併特例債3,400万円。

公園整備事業につきましては、日向地区の防災公園事業として緊防債を5,000万円。

消防施設管理事業、こちら、消防ポンプ車の購入として緊防債を4,770万円。

無線通信設備管理事業としては、これ、同報無線のデジタル化に伴う起債として緊防債を7億1,080万円。

新中学校整備事業につきましては、合併特例債として9億1,200万円。

文教施設災害復旧事業、こちら修善寺グラウンドの復旧工事に公共施設等災害復旧事業債を5,000万円、それぞれ地方債を設定させていただくものでございます。

それでは予算書の3ページ、まず歳入について、主な項目について説明させていただきます。

1款の市税でございますが、全体としまして前年度比3億9,947万円減額の総額38億4,188万円を見込んでおります。

予算資料のほうの1ページからになります。

市税につきましては、滞納繰越分を除いた現年課税分で申します。

まず、個人市民税につきましては、所得の大幅な減により12億4,400万円、対前年度比で5,100万円、3.9%の減を見込んでおります。法人市民税におきましても、企業収益の悪化や税制改正による税率の引下げなどで1億6,200万円計上、対前年度比で2,300万円、12.4%の減でございます。

続いて2項の固定資産税でございますが、3年に一度行われます評価替えによる土地及び家屋の減価に加えて、国のコロナ対策としての事業用家屋と償却資産の減免、これを勘案しまして総額18億6,337万円。対前年度比で3億7,830万1,000円、16.9%の減となっております。

続いて軽自動車税につきましては、新規登録から13年経過による経年重課や新税率適用車両の登録台数の増加により1億400万円を見込み、対前年度比で200万円、2%の増額となっております。

続いて4項のたばこ税でございますが、たばこ税につきましては、売り渡し本数は毎年減少しておりますが、平成30年10月から税率が毎年段階的に引き上げられていることから2億3,400万円を見込み、対前年度比では1,700万円、7.8%の増額でございます。

次に、入湯税でございますが、令和2年度におきましては新型コロナの影響による入湯客数の減少のため、対予算では50%の減となる見込みでございますが、令和3年度は東京2020大会の開催や国のGoToトラベル事業の再開、今後のコロナ終息を見据えた社会情勢の変化による経済活動の回復などを見込みまして、総額として1億円、対前年度比で2,300万円、18.7%の減額でございます。

続いて予算書の11、12ページをお願いします。

10款の地方特例交付金でございます。

地方特例交付金のうち2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金でございますが、こちら、先ほど固定資産税のうち新型コロナの影響による特例として固定資産税を減免するという事を申しました。この固定資産税の減収が見込まれる分の補填としての交付金、これを2億5,800万円見込んでおります。

続いて地方交付税でございますが、こちら、先ほど市長申したとおりでございますが、令和2年度実施の国政調査におきまして人口減少が見込まれると。これを反映し、算定額の減少、また交付税の代替財源であります臨時財政対策債への振替額の増額を反映しまして、当初予算としては37億円、対前年度比で5億8,000万円、13.96%の減を見込んでおります。

続いて21ページまで飛んでいただきたいと思います。

15款国庫支出金でございます。

国庫支出金のうち、1項国庫負担金は新型コロナウイルス感染症ワクチンの集団接種に対する保健衛生費負担金が1億4,334万円増となっておりますが、23ページからの2項の国庫補助金につきましては、道路橋梁費の補助金が市道越路嵐山線改良事業に係る防災安全交付

金の減額によりまして、こちらが1億551万円の減額となっておりますので、国庫支出金総額としましては3,670万円増の18億3,187万円となっております。

また、27ページからの16款の県支出金でございます。

1項の県負担金につきましては、社会福祉サービス費の増加に伴う自立支援給付費等県負担金の増により1,549万円の増額。

2項の県補助金につきましても、デジタル同報系防災行政無線整備に対する地震・津波対策等減災交付金が交付されますので、1億9,109万円の増額となっております。県支出金としましては、総額2億3,619万円の増となっております。

続いて35ページ、36ページの寄附金でございます。

こちらはふるさと伊豆市寄附金、ふるさと納税によります寄附金でございます。令和3年度よりシティセールスの実施や伊豆市の寄附を取り扱うポータルサイトを1つ増加するなど、寄附額の増加に向けて強化を図ることから、2億円増の8億円を見込んでおります。

続いて37、38ページの19款繰入金のうち基金からの繰入れでございます。

こちらは、まず財政調整基金からは全体の財源調整として6億円の繰入れ。減債基金からの繰入れは市債の償還金として6,900万円、社会基盤整備基金からは小中学校のトイレや校舎の修繕工事費に3,090万円、環境衛生施設整備基金からは新リサイクルセンター事業や新廃棄物処理施設組合への負担金として1億3,375万5,000円。

ふるさと伊豆市応援基金からは、寄附者の指定した事業にそれぞれ充てる経費として3億4,600万円、地域振興基金からは、地域づくり交付金やバス路線維持事業補助金などに1億493万2,000円、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金からは、新たに設置する基金でございますが、令和3年度分の利子補給金として2,220万円を見込んでございます。

続きまして歳出でございますが、歳出の詳細につきましては全員協議会におきまして各担当から詳細を説明させていただきますので、この場では当初予算資料に基づきまして、性質別歳出の説明をさせていただきます。

当初予算資料、こちらの3ページをお願いします。

3ページの下側です。性質別歳出でございます。

まず義務的経費のうち、人件費につきましては給与改定による期末手当の減額などから、対前年度比では2,743万円、0.9%の減となっております。

次に、扶助費につきましては、障害福祉サービス費が増加する一方、生活保護に対する医療扶助及び生活扶助費の減により、対前年度比446万6,000円、0.2%減の22億9,833万4,000円。

次に、公債費につきましては、過去に借り入れた市債の据置期間が終わり元金償還が開始されることで、対前年度比6,350万円、3.9%増の16億7,950万円。

以上、義務的経費合計では70億1,531万2,000円、対前年度比で3,160万4,000円、0.5%の増となっております。

次に、4ページの投資的経費でございます。

投資的経費全体では44億165万円、対前年度比で20億3,680万8,000円、86.1%の増となっております。このうち補助事業でございますが、越路嵐山線改良工事の事業費が減少したことや、橋梁修繕など主要工事が完了することにより、5億4,285万1,000円、対前年度比で3億9,174万7,000円、41.9%の減となっております。

これに対しまして単独事業では、デジタル同報系防災行政無線整備工事や新中学校整備工事における土地購入費などで、対前年度比23億6,867万9,000円、185.4%増の36億4,644万6,000円でございます。

また、その他としまして、物件費につきましては、ワクチン接種委託料やふるさと納税のシステム利用料等の増額によりまして、対前年度7,035万円増、2.3%増の31億5,350万9,000円。

補助費等につきましては、新ごみ処理施設建設工事に伴う負担金やふるさと納税寄附金の増加を見込んだ返礼品に要する費用の増額のほか、バス路線維持事業補助金、地域づくり交付金の増額など、対前年度比で19億3,247万6,000円、70.2%の増、合計46億8,678万円でございます。

繰出金につきましては、介護給付費の増額によりまして、介護保険特別会計繰出金が増額する一方、下水道事業会計繰出金や被保険者数の減に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金が減額となりますので、対前年度比で1,797万8,000円、1%減の17億5,464万7,000円でございます。

一般会計につきましては以上です。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号に対する質疑は、3月3日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第8号～議案第22号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 次に、日程第11、議案第8号 令和3年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算から、日程第25、議案第22号 令和3年度伊豆市矢熊財産区特別会計補正予算までの15議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第8号から議案第22号まで、一括して提案理由を申し上げます。

議案第8号は、市道越路嵐山線改良工事に係る道路用地の一般会計への土地売払い収入や貸付料を基金に積み立てるため、前年度より165万円増の1,890万円。議案第9号は、一般被保険者の療養給付費や高額医療費の減などにより、前年より1億7,700万円少ない40億7,400

万円。議案第10号は、静岡県後期高齢者医療広域連合への負担金が増額となったことにより、対前年度200万円増の4億7,500万円。議案第11号は、居宅・施設介護サービス給付費の増などにより、対前年度4億6,400万円増の37億3,700万円をそれぞれ計上しました。

次に、企業会計について。議案第12号は、順次進めております老朽管の布設替えや中伊豆地区の中央監視操作構築及び市内の施設台帳作成業務などを実施する予定です。事業収益は過去の実績値の推移から、対前年度0.6%増の5億8,215万3,000円を見込みました。

議案第13号は、令和3年度から簡易水道事業特別会計から公営企業会計に移行し、簡易水道事業会計として運営することになりました。

主な事業として、防災の観点から柿木浄水場に可搬式浄水装置の設置や老朽管の布設替え工事を順次実施してまいります。

議案第14号は、源泉施設の設備更新や配湯管の布設替えなどを行うこととし、事業収益は対前年度1.5%減の7,805万円余りを見込みました。

議案第15号は、各下水道施設の維持管理、大平地区の管渠の工事、処理場等の耐震・浸水対策の計画・設計を実施する予定で、事業収益は前年度から8.5%減の13億7,977万円を見込みました。

議案第16号から議案第22号までの各財産区特別会計については、山林の維持管理や管理会経費など、必要な予算を措置しております。

詳細について、それぞれ担当する部長に説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

初めに、議案第8号及び議案第16号から議案第22号までの8議案について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、まず私から議案第8号 公共用地取得事業特別会計でございますが、内容につきましては先ほど市長が申したとおりでございます。

特別会計予算書の8ページ、9ページをお願いします。

こちらのファイルになります。

8ページ、9ページが歳入でございますが、こちら、財産収入として土地売払い収入1,866万円、こちらは市道越路嵐山線改良工事に伴う道路用地として、旧御幸橋駐車場の一部を一般会計へ売り渡すものでございます。

続きまして財産区の特別会計、議案第16号から議案第22号の予算につきましては、いろいろ資料、申し訳ございません、今度は伊豆市マークの当初予算資料をお願いします。

こちらの6ページの下の方でございます。

財産区の予算額につきましては、一覧で記載させていただいております。

財産区特別会計、7会計でございます。

主な歳出につきましては、市長申したとおり山林などの財産の維持管理や管理会経費が主

なものでございます。その中で、まず持越財産区特別会計、こちらは通常の経費に合わせまして、地区の公民館の修繕に要する費用として、一般会計へ88万円繰り出します。その結果、対前年度比76万円増額になっております。246万円の予算額でございます。市山財産区、門野原財産区につきましては通常の財産管理経費になっております。

次の吉奈財産区特別会計でございますが、こちらもち越財産区と同様に、地区公民館の修繕に要する経費66万円を一般会計に繰り出すということで、予算額が対前年度65万円増額になっております。255万円。

次の月ヶ瀬財産区特別会計でございますが、こちらもち越財産区の財産であります梅園に行く通路の拡幅と駐車場への通路の改修工事等184万9,000円を新たに計上してございます。その関係で対前年度169万円増額の309万円となっております。

田沢財産区、矢熊財産区につきましては、それぞれ12万円、20万円と通常の山林などの管理経費となっております。

総務部所管の特別会計につきましては以上です。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第9号及び議案第10号の2議案について、市民部長。

〔市民部長 加藤博永君登壇〕

○市民部長（加藤博永君） 議案第9号 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

議案書は89ページです。

特別会計予算書、黄色いファイルのほうですけれども、13ページからになります。

歳入歳出総額でございますが、それぞれ40億7,400万円、前年度と比べ1億7,700万円の減となっております。

それでは、歳入のほうから説明させていただきます。

特別会計予算書の22ページをお願いいたします。

1款の国民健康保険税のほうでございますが、一般被保険者国民健康保険税7億7,345万5,000円、退職被保険者等国民健康保険税70万1,000円で、対前年比7,805万9,000円の減、合計で7億7,385万6,000円を見込みました。これは、新型コロナウイルスの影響による課税所得減を見込んだものでございます。

24ページをお願いいたします。

3款県支出金でございます。被保険者の減少等によります医療費の減に伴い、前年度より9,781万6,000円の減の28億9,165万8,000円を見込みました。

引き続きまして26ページをお願いいたします。

5款の繰入金でございます。一般会計からの繰入金と保険事業基金からの繰入金となります。一般会計からの繰入金のうち3節の1から5の法定内の繰入金については、被保険者数の減少などにより、前年度より2,383万8,000円の減の2億8,558万6,000円で、その他の繰入金につきましては、対前年685万円の減の112万円を見込んでおります。

それから、28ページをお願いいたします。

28ページの基金繰入金は、国庫事業費納付金の支払いに充てるためのもので、前年度より2,513万8,000円の増の3,913万8,000円といたしました。

次に、28ページから32ページまでの7款の諸収入でございます。

主なものは30ページになりますが、受託事業収入で後期高齢者医療広域連合から受託する75歳以上の健康診査となっております。款の合計では6,205万8,000円を計上いたしました。

続きまして歳出でございます。

34ページをお願いいたします。

1款総務費でございます。

国民健康保険を管理運営するために要する経費でございます。

主なものは、国民健康保険事務に携わる職員の人件費と会計年度任用職員の報酬などで職員給与費と一般管理費合わせて4,729万3,000円。それから37ページになります電算センター協議会への負担金762万円。それから、国保事務処理システム改修委託といたしまして220万円などがございます。

38ページをお願いいたします。

2款の保険給付費は、一般被保険者、退職被保険者等の療養給付費、療養費、高額療養費等の給付費となります。

40ページ、上段の1項療養諸費の合計は、一般被保険者療養諸費、退職被保険者等療養諸費とも被保険者数及び医療費の減少によりまして、対前年比1億116万9,000円減の24億7,616万円を見込みました。

また、2項高額療養費につきましても、被保険者数及び医療費の減少により、前年度より758万6,000円減の3億4,071万6,000円を見込みました。

続きまして42ページをお願いいたします。

下段、6項の傷病手当金ですが、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係るもので、403万5,000円を計上いたしました。

44ページをお願いいたします。

3款の国民健康保険事業費納付金は、国民健康保険税を主な財源として県へ納付するものがございます。1項医療給付費分から46ページの3項介護納付金分までの3項の合計は前年度より5,623万円減の10億6,962万9,000円を見込みました。

次に、46ページをお願いいたします。

5款の保健事業費は49ページにあります40歳から74歳までの被保険者を対象に実施する特定健診、特定保健指導事業と51ページの75歳以上の方が対象の後期高齢者健康診査事業に対する委託料が主なものです。両事業とも医療機関への委託となります。特定健診で2,310万9,000円、後期高齢者健康診査で2,211万1,000円を計上いたしました。

以上が令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計予算の補足説明でございます。

引き続きまして、議案第10号 令和3年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

予算書の61ページからになります。

歳入歳出総額はそれぞれ4億7,500万円、前年と比べまして200万円の増となっております。

それでは68ページを御覧ください。

歳入でございます。

1款の後期高齢者医療保険料は、静岡県後期高齢者医療広域連合で賦課決定し、各市町で徴収することになっております。特別徴収といたしまして2億3,219万1,000円、普通徴収として1億3,880万8,000円を見込み、保険料全体で3億7,099万9,000円、前年度より68万4,000円の増となっております。

次に、3款は一般会計からの繰入金となります。

事務費繰入金が365万3,000円、保険基盤安定繰入金が9,842万7,000円でございます。

続きまして歳出でございます。

72ページをお願いいたします。

1款の総務費は、一般管理費、電算センターへの負担金127万円のほか保険料の賦課徴収に係る経費でございます。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収いたしました保険料や保険料軽減分を広域連合に納付するものでございます。

74ページをお願いいたします。

上段になります。

令和3年度分は被保険者数の増加により、前年度より439万5,000円増の4億7,042万7,000円を見込みました。

以上が令和3年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算の補足説明でございます。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第11号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 右原千賀子君登壇〕

○健康福祉部長（右原千賀子君） 私のほうからは、議案第11号 令和3年度伊豆市介護保険特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

議案書については91ページから、特別会計予算書については77ページからになります。

説明につきましては特別会計予算書、この黄色の予算書に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、84ページ、85ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億3,700万円とし、前年度と比べ4億6,400万円の増となっております。

まず主なものから、歳入から説明させていただきます。

86ページをお願いします。

1 款の保険料ですが、65歳以上の第 1 号被保険者数を 1 万 2, 208 人といたしまして、第 8 期介護保険特別事業計画に基づき保険料の見直しを行い、月額基準額を 5, 300 円として算定し、滞納繰越分を含め 7 億 6, 027 万 4, 000 円を見込みました。これは前年度より 7, 177 万 6, 000 円の増となっております。

次に、86 ページから 91 ページ、3 款の国庫支出金から 5 款県支出金につきましては、介護給付費や地域支援事業、総合事業に対する国や県、社会保険の診療報酬支払基金の法定的な負担分とし、おのおの計上してございます。

90 ページ、91 ページをお願いします。

7 款の繰入金でございますが、法定分であります 1 項の一般会計繰入金が 5 億 3, 940 万 8, 000 円、2 項の基金繰入金は介護給付費準備基金の取崩しとして 4, 785 万 7, 000 円を計上してございます。

次に歳出になります。

96 ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目一般管理費でございますが、988 万 1, 000 円、前年度より 222 万 1, 000 円の増となっております。

増加の主な内容といたしましては、介護保険事務システムの改修に伴います委託料の増加によるものでございます。

100 ページ、101 ページをお願いします。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費でございますが、12 億 401 万 2, 000 円、前年度より 1 億 4, 103 万円の増となっております。

増加の主な内容といたしましては、介護認定者数の増加やサービス利用件数の増加に伴うサービス給付費の増加を見込んでございます。

次、100 ページの下段になりますが、2 款 1 項 3 目施設介護サービス等給付費でございますが、14 億 9, 427 万 3, 000 円、前年度より 2 億 8, 494 万円の増となっております。

増加の主な内容といたしましては、介護医療病床や介護老人保健施設からの介護医療院への転換に伴う施設利用単価の上昇によるサービス給付費の増加を見込み、計上いたしました。

次に 106 ページ、下段から 3 款の地域支援事業費になります。

そして、108 ページの 3 款 1 項 1 目の介護予防・日常生活支援総合事業費でございますが、1 億 3, 230 万 3, 000 円、前年度より 444 万 7, 000 円の増となっております。

増加の主な内容といたしましては、一般介護予防事業費の中でリハビリの専門職による介護予防、重症化防止のための関連事業を推進していくための費用を計上したことによる増額となっております。

補足説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第 12 号から議案第 15 号までの 4 議案について、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私から、建設部所管の4つの企業会計について補足説明をさせていただきます。

同じく黄色いファイルで説明しますので、よろしくお願いいたします。

議案第12号 令和3年度伊豆市水道事業会計予算でございます。

特別会計の予算書121ページからになります。お願いします。

令和3年度の業務の予定量は給水件数1万3,400件、年間総給水量は前年比0.9%増の415万1,000立方メートルを見込みました。事業収益は前年比5.8%増の5億8,215万3,000円、事業費用は前年比0.7%減の5億5,309万5,000円と見込みました。

124ページ、125ページをお願いします。

令和3年度伊豆市水道事業会計予算実施計画でございます。

最初に収益的収入及び支出でございますが、収入の1款水道事業収益の1項営業収益は、前年比4.2%減の5億4,731万5,000円を見込みました。これに対しまして、支出の1款水道事業費用、1項営業費用、前年比0.9%増の5億2,150万円といたしました。

主な事業としましては、1項1目原水、浄水、配水及び給水費では水道施設の維持管理、修繕、また水道料金徴収業務委託に係る費用となり、2億2,294万6,000円を見込んでおります。

4目減価償却費は1億9,479万9,000円としております。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入では建設改良費等の財源として企業債を2億円借りる予定でございます。資本的支出については建設改良費が前年比8.5%減の2億6,233万9,000円、企業債の償還に1億4,228万3,000円、合計で約4億462万2,000円を計上しております。

建設改良費の主なものにつきましては、1目改良費は月ヶ瀬・地藏堂・年川地区など、合わせて8地区の老朽管の布設替えを予定し、2目委託費は中伊豆地区の中央監視操作施設構築及び設備台帳作成業務を実施する予定でございます。

また、水道施設の老朽管や不具合のある施設やポンプ等の機械の更新工事を実施する予定でございます。

130ページをお願いします。

債務負担に関する調書になります。

1つは水道料金等徴収業務委託、令和2年度から令和6年度まで。もう一つは水道修繕調査等業務委託、令和2年度から令和3年度までの限度額を記載しております。

次に、議案第13号 令和3年度伊豆市簡易水道事業会計でございます。

143ページをお願いします。

業務予定量は給水件数1,300件、年間総給水量は31万6,000立方メートルを見込みました。事業収益は1億3,141万5,000円、事業費用は1億4,934万6,000円と見込みました。

146ページ、147ページをお願いします。

令和3年度の伊豆市簡易水道事業会計予算実施計画書でございます。

最初に、収益的収入及び支出でございますが、収入の1款水道事業収益の1項営業収益、1目給水収益は4,244万3,000円を見込みました。

2項営業外収益、2目他会計補助金では一般会計からの繰入金7,900万円とし、合計8,896万4,000円を見込んでおります。

これに対しまして、支出の1款水道事業費用の1項営業費用は1億3,880万3,000円といたしました。

主な事業としましては、水道施設の維持管理、修繕に4,605万9,000円、減価償却費に5,651万3,000円を見込みました。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費におきましては、起債元金に対する支払利息で732万3,000円を見込んでおります。

次に、147ページの資本的収入及び支出ですが、資本的収入では建設改良工事等の財源として企業債を7,220万円借りる予定でございます。また、資本的支出の建設改良費で柿木浄水場に可搬式浄水装置の設置に関する補助金として799万3,000円を見込みました。合計としまして8,019万3,000円といたします。

資本的支出につきましては、建設改良費が8,024万7,000円、企業債の償還に4,225万9,000円、合計で1億2,250万6,000円を計上しております。

建設改良費の主な工事は、柿木浄水場に可搬式浄水装置を設置することと、大沢、堀切、本柿木、八木沢、小下田地区などの老朽管布設替え工事を実施する予定でございます。

また、ほかに滅菌ポンプの予備機を各施設に設置する予定でございます。

次に、議案第14号 令和3年度伊豆市温泉事業会計予算でございます。

161ページをお願いします。

業務の予定量は土肥温泉、八木沢温泉、小土肥温泉、合わせて給水戸数330戸、年間総配湯量は前年比4.79%減の144万9,212立方メートルを予定しております。

164ページ、165ページをお願いします。

令和3年度伊豆市温泉事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入は、1款温泉事業収益、1項営業収益を7,625万1,000円とし、支出は1款温泉事業費用、1項営業費用7,265万円と見込みました。

主な内容は、動力費等に2,645万円、修繕費が290万8,000円、減価償却費が2,422万1,000円と見込みました。

165ページの資本的収入及び支出につきましては、収入はなく、資本的支出は4,093万4,000円で、1項建設改良費、1目建設費3,593万4,000円は、土肥地区の源泉水中ポンプの入替工事、高根中浜線の配湯管の入替工事を実施する予定でございます。

また、固定資産購入費としまして、土肥地区中村源泉揚湯ポンプの予備ポンプの購入に500万円を予定しております。

最後に、議案第15号 令和3年度伊豆市下水道事業会計予算でございます。

179ページ、お願いします。

下水道事業における令和3年度の業務の予定量は、排水戸数7,241戸、年間有収水量は前年比1.1%減の297万9,000立方メートル余りと見込みました。事業収益は、前年比8.4%減の13億7,976万7,000円、事業費用は、前年比9.5%減の13億6,324万8,000円と見込みました。

180ページをお願いします。

債務負担行為は、下水道計画見直し業務委託を令和4年度までの期間、限度額6,489万1,000円を見込みました。

182ページをお願いします。

令和3年度伊豆市下水道事業会計予算実施計画でございます。

最初に収益的収入及び支出でございますが、収入の1款下水道事業収益の1項営業収益は、前年比2.5%減の3億5,311万8,000円、2項営業外収益は、前年比10.3%減の10億2,664万9,000円を見込みました。

これに対しまして、支出の1款下水道事業費用の1項営業費用は、前年比8.3%減の12億8,566万3,000円、2項営業外費用は、前年比26.2%減の7,598万5,000円といたしました。

営業費用の主な事業としましては、管渠や処理場等の各施設の維持管理、流域下水道の維持管理負担金、下水道事業経営戦略の策定を実施する予定でございます。

次に、183ページの資本的収入及び支出についてでございますが、収入では、建設改良工事等の財源として、企業債を1億7,350万円、一般会計からの出資金1億3,851万2,000円、補助金1億690万円を見込みました。

資本的支出につきましては、建設改良費が前年比13.3%増の4億163万5,000円、企業債の償還が前年比0.2%増の4億3,815万3,000円といたしました。

建設改良費の主な工事は、大平地区の管渠工事になります。委託費の主なものとして、小立野中継ポンプ場の増設設計、湯ヶ島クリーンセンター耐震化設計、土肥浄化センター等の耐津波化計画、白岩浄化センター等の耐水化計画の策定を実施する予定でございます。

以上、建設部所管の4つの企業会計について補足説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号から議案第22号までの15議案に対する質疑は、3月3日開催予定の本会議において行います。

ここで都合により昼の休憩といたします。再開を1時15分からとしたいと思います。

休憩 午後 0時25分

再開 午後 1時15分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第23号～議案第36号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 日程第26、議案第23号 伊豆市事務分掌条例の一部改正についてから、日程第39、議案第36号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてまでの14議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第23号から議案第36号まで、一括して提案理由を申し上げます。

議案第23号は、令和3年度からの組織改編に伴い、事務分掌について改正を行うものです。

議案第24号は、組織改編に合わせ職員の等級別基準職務表について改正を行うものです。

議案第25号は、令和3年度から簡易水道事業が公営企業に移行すること及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、職員の定数について見直すものです。

議案第26号は、選挙における投票立会人が交代した場合等に、立会時間に応じた報酬を支払うことができるよう所要の改正を行うものです。

議案第27号は、地方自治法第243条の2の規定により、市長等、職員の市に対する損害賠償責任の一部を免責することについて条例で定めるものです。

議案第28号は、条例の一斉点検により判明した、改正漏れや条項ずれについて修正を行うものです。

議案第29号は、条例で規定している交通指導員について、非常勤職員から有償ボランティアとして位置づけるため、条例を廃止するものです。

議案第30号は、令和2年度に創設した、伊豆市新型コロナウイルス感染症対策利子補給金の交付に要する費用の財源として、地方創生臨時交付金を充てるための基金を創設するものです。

議案第31号は、土肥港及び駿河湾フェリーの利用者の安全確保、利便性向上及び利用促進等を目的として、土肥港に隣接する市浄化センターの一部を活用して駐車場を設置するために必要な条例の制定を行うものです。

議案第32号は、特定用途制限地域の変更等に伴い所要の改正を行うものです。

議案第33号は、地方税法施行令の一部改正に伴い所要の改正を行うものです。

議案第34号は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、関係条例について所要の改正を行うものです。

議案第35号は、伊豆市第8期介護保険事業計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの保険料額を定めるために改正を行うものです。

議案第36号は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条例の改正を行うものです。

詳細について、それぞれ担当する部長に説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

初めに、議案第23号から議案第29号までについて、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から、議案第23号から議案第29号の補足説明をさせていただきます。

議案書と合わせまして、条例議案説明資料というA4縦版の資料を一緒にお配りさせていただいておりますので、御覧いただきたいと思います。

条例改正の概要を記載してございます。

それでは、まず議案第23号の事務分掌条例の一部改正でございますが、議案書の137、138の新旧対照表で説明させていただきます。

まず、この条例でございますが、市長の権限に属する事務を分掌させるための市長の直近下位の内部組織の設置とその分掌事務について規定してございます。よって、上下水道など公営企業に関することにつきましては規定してございません。今回、市長の施政方針でもありましたとおり、まず、総務部と総合政策部の所管する事務を見直してございます。

改正前の総務部のところを見ていただきたいんですが、まず、6号、7号の電子計算組織による情報に関することと、情報化の推進、これを一つに、情報化の推進に含めてございます。

また、今回、予算その他の財務に関することを総合政策部に移管するというので、まず改正後の総合政策部を見ていただきますと、4号に予算その他財務に関することを加えます。また、5号として情報化の推進に関することを加えるものでございます。よりまして、総務部からはまず4号、6号、7号が外れます。また、旧総務部の3号防災に関すること、これにつきましては、1枚めくっていただきまして、138ページの建設部の後に危機管理課を、新たに課を設置します。こちらに防災に関することに合わせまして、危機管理に関することを規定しております。

また、組織の改編には直接関わりませんが、健康福祉部の1号、2号、3号に、新たに子育て支援に関すること、市としての重要施策でございますので、しっかり健康福祉部の所掌事務として明記をしてございます。

併せまして、附則で139ページにございますように、それぞれ所管しておりました審議会等の庶務について、合わせて改正を行うものでございます。

続きまして、議案第24号 職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

こちらにも議案書143ページの新旧対照表をお願いいたします。

職員の級別の基準職務表につきましては、給与条例で規定することとなっており、現在、今回の組織改編に合わせまして、会計管理者につきましても改正をしております。

まず、改正前の7級の会計管理者の職務でございます。こちらを改正後、6級の8として会計管理者の職務を規定します。市の会計事務を担う会計管理者の職務は、いわゆる政策的判断に基づくものというよりも、確実な出納処理を行うことが求められるものであり、県内の市町を参考として、職務として6級が妥当であるとの判断から、6級の課長級とします。

また、先ほどの組織改編に合わせまして、危機管理課に危機管理監としての部長級の職を設けます。市長直轄の組織の職員として、有事の際には市長の命を受け、直接各部局長に命令を出すなど、先頭に立って職として職務を全うするものでございますので、この危機管理監については部長級としたいということで、新たに7級に加えてございます。

続きまして、議案第25号 伊豆市職員定数の条例の一部改正でございます。

こちら147ページをお願いいたします。

今回、定数の改正につきましては、まず一つには簡易水道事業の公営企業化に伴う企業職員の定数を変えます。こちら、企業職員、改正前12人でございますのを15人に改めるもの。併せて、認定こども園の教育部の所管、こちらを市長部局への所管替えとなります。これに伴いまして、市長の事務部局と教育委員会の職員の定数を整理するための改正でございます。5号の教育委員会の事務部局及び教育機関の職員73人を50人、市長の事務部局の職員305人を325人とするものでございます。

定数の合計数398に変更はございません。

続きまして、議案第26号でございます。

こちら、151ページをお願いいたします。

先ほど提案理由で市長が申しましたとおり、選挙における投票立会人の報酬に関する特例でございます。

投票立会人が、本来ですと原則投票時間開始から投票所を閉めるまで、1日お願いするものでございますが、どうしても区の役員さん等にもお願いすることも多くあります。そうした場合、半日で交代をさせてほしい等の御意見もございますので、今回、備考に新たに加えて、1日の勤務に要した時間が投票時間に満たない場合は、この表に定める額の範囲内で市長が定める、いわゆる投票時間に対する時間割ということでございます。

続きまして議案第27号、新たな条例の制定となります。

こちらにつきましては、市長、また職員、委員会の委員さんに市に対する損害の賠償責任が生じた場合、その一部を免責するための条例でございます。市長等の職員が損害賠償責任を問う代表的なものとして、住民訴訟における4号訴訟と言われるものがございます。これは、原告である住民が、違法な財務会計上の行為などについて、その行為を行った職員に損害賠償を命令することを市長などに対して求める訴訟、代理請求訴訟と言われるものでございますが、過去の伊豆市の住民訴訟を見ますと、ほとんどこの4号訴訟に該当するものでござ

ございます。背景には、地方自治法が改正された背景でございますが、全国的にこの4号訴訟が増加し、中には相当巨額な損害賠償を請求する訴訟も数多く見られるようになっております。個人責任を負わせることが心理的に大きな威嚇となり、柔軟な職務遂行を萎縮させるというような指摘もございまして、そのようなことから地方自治法が改正されております。

第2条に免責の規定がございます。

市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないとき——悪意重過失がないときです——その場合は賠償の責任を負う額から、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れる。具体的に申しますと、ここに基準給与年額という、いわゆる1年間の給与の額に数を乗じるということでございます。例えば、市長6と書いてございます。これは仮に1億円の損害賠償額があったときに、例えば市長の年収が1,000万円であったとき、この1億円から1,000万円掛ける6、いわゆる6,000万円を引きます。そうすると4000万円という数字が残ります。この4000万円について免責、いわゆる責務を免れるということでございますので、自動的に1,000万円掛ける6については賠償の責任があるということでございます。

この条例につきましては、地方自治法の施行が令和2年4月1日施行でございましたが、市においても住民訴訟の最中であったということもあり、今後、適用するというところで、条例については交付の日から施行するというところでございます。

続きまして、議案第28号の条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

こちらの条例につきましては、公の施設の所在地や法律の条項などを引用している条例、これを洗い出しました。一部、公の施設の所在地等に誤りがあったことから、市の条例を全部洗い出したところ、所在地に関する誤りが13条例、法律の引用条項の誤りが8条例、全部で21ありましたが、条例の本数としては19条例となります。

主な原因でございますが、まず所在地につきましては、国土調査などにより合筆されたもの、また換地処分により地番変更されたもの、土地が分筆したことによって枝番が付されたものが主なものでございますが、これらの情報をうまく条例改正に入れずに、従前の地番のままであったというもの。また、条例上の法律の引用条項については、法律改正の見落とし等により改正漏れがあったということで、今回、この条例につきましては、精査した結果の誤りを直すということで御理解いただきたいと思っております。

続きまして議案第29号 交通指導員の廃止でございます。

議案書の171ページでございます。

この交通指導員設置条例につきましては、市で現在活躍していただいております交通指導員につきましては、元来、地方公務員の非常勤特別職としての位置づけで、この条例に基づいて委嘱をしてございました。令和2年4月1日からの非常勤職員の公務員法の改正によりまして、非常勤特別職という職が明確に規定されました。よって、現在の交通指導員の職務の内容からして、この非常勤特別職には該当しないという判断に至りました。今年度はこの条

例に基づく非常勤特別職として活躍いただいているんですが、今後、この活動についてはボランティア性が高いということで、有償ボランティアとして交通指導員の方には活躍いただきたいと考えております。指導員の方の職務の内容については変わりございません。

これにつきましては、県内市町でほぼ同様のことを行っております。

私からは以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第30号及び議案第31号について、産業部長。

〔産業部長 滝川正樹君登壇〕

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私から、議案第30号及び議案第31号について、補足説明を申し上げます。

議案書は173ページをお願いいたします。

議案第30号 新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について。

まず、第1条で基金の設置について規定をしております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、静岡県内の制度融資、経済変動対策貸付を利用した事業者に対し、3年間利子補給金を交付する制度を本年度創設をいたしました。この利子補給金の来年度以降の交付に要する費用について、国から交付されます地方創生臨時交付金を財源として充てるために基金を設置するものでございます。

第2条、基金の積立額の規定で、予算の定めるところとしております。本年度の融資実績に基づき来年度以降の利子補給金を算出し、積立額を予算で定めることとしており、こちらにつきましては、先ほどの議案第3号 令和2年度一般会計補正予算（第12回）で4,640万円を計上しているところでございます。

第3条から第6条につきましては、基金の管理、運用益の処理、繰替運用及び処分について規定をしております。

174ページ、お願いをいたします。

附則でございますが、本条例は公布日からの施行といたします。

続きまして、175ページをお願いいたします。

議案第31号 土肥港駐車場条例の制定について。

本条例は、新たに整備いたします駐車場の設置及びその管理について規定するものでございます。

まず、第1条で設置について規定をしております。設置する駐車場は、土肥港及び駿河湾フェリーの利用者の利便性向上や利用促進を図り、観光交流の促進と地域産業の振興を目的に設置するもので、現在整備に着手しており、来月完成をいたします。

第2条において、名称は土肥港駐車場と規定しております。

第3条では駐車できる車両について、普通自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車としております。

第4条及び第5条で、供用時間、入出場の時間、利用期間を規定しております。供用時間

は24時間としますが、車両が入出場できる時間はフェリーの運航時間や施設の管理運営上、午前8時から午後6時までとし、1回の利用期間を14日以内としております。

第6条の使用料ですが、駐車料金は無料といたします。

176ページ、177ページをお願いいたします。

第7条から第11条については、駐車場の利用制限、禁止行為、損害責任等を規定しております。駿河湾フェリーを利用する目的以外での駐車を規制するとともに、高潮や波浪等の注意報や警報が発令された際には、安全を考慮し、利用を制限することができるとしております。

附則でございますが、本条例は令和3年4月1日からの施行といたします。

議案第30号及び議案第31号の補足説明は以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第32号について、建設部理事。

〔建設部理事 白鳥正彦君登壇〕

○建設部理事（白鳥正彦君） 私からは、議案第32号 伊豆市特定用途制限地域に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

議案書の179ページからとなります。

本条例は、建築基準法第49条の2及び第50条に定められておりますが、必要な建築の制限に関する規定について、法から条例へ委任され、市で定める条例でございます。今年度伊豆市で進めております都市計画区域の編入について、一昨日、2月22日に開催された静岡県都市計画審議会です承が得られ、変更の見込みが立ったことから、関連する建築条例として所要の改正を行うものでございます。

主な改正事項について御説明いたします。

市の総合計画に掲げるコンパクト&ネットワーク構想を推進するため、土肥、天城湯ヶ島、中伊豆、各支所周辺に地域生活地区を都市計画で定めることに伴い、本条例中別表第1号、181ページに記載してございます当該制限内容を規定するものでございます。

また、移住定住促進に向けた市民サービスの向上、行政事務の効率化を踏まえ、同じく別表第1号の里山環境共生地区の制限内容について、主として自家用自動車の保管に供する自動車車庫を制限対象から除くように規定を加えます。

施行期日につきましては令和2年度末を予定しております、伊豆市都市計画特定用途制限地域の変更の告示日となります。

次に、本改正手続に係る主な経緯について申し上げます。

本改正は令和2年9月11日から10月12日まで、市民意見公募手続を行ったところ、意見の提出はございませんでした。また、地域生活地区の具体的な地区区分の設定につきましては、都市計画法の手続のように定めるものでございますが、伊豆市議会議員5名の方々にも審議会委員に御就任いただき、1月20日の市都市計画審議会について審議を行い、当該議案は了承された旨、参考までに申し添えます。

説明は以上です。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第33号及び議案第34号について、市民部長。

〔市民部長 加藤博永君登壇〕

○市民部長（加藤博永君） それでは、議案第33号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額に対して規定しております国民健康保険税条例第2条と国民健康保険税の減額に関して規定しております第21条及び附則の第3項の一部について改正するものでございます。

内容でございますが、新旧対照表187ページをお願いいたします。

第2条の改正についてでございますが、課税限度額の引上げを行うため、第2項に規定しております基礎課税限度額61万円を63万円に、第4項の介護給付金課税限度額16万円を17万円とするものでございます。

次に、188ページになります。

第21条の改正については、国民健康保険税の軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与額と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える改正をするものです。

また、189ページになりますが、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例について規定しております、附則の第3項につきましては、条例の第21条の規定の適用について、山林所得金額を追加し、110万円を125万円とする改正を行うものです。

補足説明は以上でございます。

引き続きまして、議案第34号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

新旧対照表は193ページでございます。

新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律におきまして、法的位置づけが指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に変更されました。これに伴いまして、伊豆市国民健康保険税条例、介護保険条例、国民健康保険条例の3条例で新型コロナウイルス感染症の定義を引用しておりました新型インフルエンザ等対策特別措置法、附則第1条の2が削除されました。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定いたします新型コロナウイルス感染症の定義というのは、広義の定義となっておりますので、改正条例におきまして、新型コロナウイルス感染症と特定するため、定義を直接規定するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第35号及び議案第36号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 右原千賀子君登壇〕

○健康福祉部長（右原千賀子君） 私のほうからは、議案第35号、議案第36号について、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第35号の伊豆市介護保険条例の一部改正についての補足説明でございます。

議案書197ページになります。

新旧対照表は199ページ、200ページをお願いします。

この改正は3年ごとに見直しが行われます介護保険事業計画に基づきまして、令和3年度から令和5年度までの介護保険料の各段階の年額と省令の改正に伴いまして、基準所得金額を規定している条例の一部を改正するものでございます。

具体的な内容としましては、第1段階から第9段階までの年額保険料を保険料率の10.4%増額する改正でございます。また、第7段階及び第8段階を判定する前年の所得金額の区分をそれぞれ210万円未満及び320万円未満とするものでございます。

また、税制改正によりまして、介護保険料への不利な影響が生じないよう政令が改正されたことに対応するために、200ページの第5条で規定している介護保険料算定に必要な所得額の規定について、条例の一部を新たにつけ加えるものでございます。

施行期日は令和3年の4月1日となっております。

続きまして、議案第36号の指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

議案書は201ページから210ページになります。

まず、205ページの新旧対照表をお願いします。

介護保険法に係る指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴いまして、関連する4つの条例を、改め文ではそれぞれ第1条から第4条の条例ごとに分けて、それぞれ人権擁護や虐待防止等に係る条文を新たにつけ加えるものでございます。

まず初めに、205ページの伊豆市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

第3条の3項、4項に新たに加えてあります。

次、206ページになります。

伊豆市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例です。3条に、3条の3項、4項として新たに加えてあります。

それから次に、伊豆市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の2条の、208ページになります、5項、6項に新たにつけ加えてあります。

次、209ページの伊豆市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例で

ございます。

2条の、やはり5項、6項に新たにこの虐待防止や人権擁護に係る条文をおのこの同じようにつけ加える改正でございます。

施行期日は令和3年の4月1日でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号から議案第36号までの14議案に対する質疑は、3月3日開催予定の本会議において行います。

### ◎議案第37号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第40、議案第37号 伊豆市伊豆の国市外1組合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第37号について提案理由を申し上げます。

伊豆市、伊豆の国市及び伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合で共同設置している公平委員会委員の選任につきましては、伊豆市、伊豆の国市のそれぞれの議会で同意をいただくことになっております。

このたび、委員の勝呂信正氏が本年3月末をもって任期満了となり、本人に御意志を確認したところ、再任の御同意をいただきましたので、同氏を選任したく、議会の同意を求めるものでございます。

経歴は議案書にあるとおりでございます。

任期は本年4月1日から4年となります。よろしくお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

次に、討論に入ります。

討論につきましては、議会運営規程に従い、省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第37号 伊豆市伊豆の国市外1組合公平委員会委員の選任について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第37号、勝呂信正氏の伊豆市伊豆の国市外1組合公平委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

#### ◎議案第38号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第41、議案第38号 伊豆市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第38号について提案理由を申し上げます。

現在、教育委員をお願いしております野田美保子氏が、本年5月11日をもって任期が満了となります。野田氏の後任として、梅原一仁氏を選任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

お手元に資料がございますが、このたび任命したい梅原氏は、修善寺南小、修善寺中学校のPTA会長を務め、PTA会長就任時は積極的に教育・スポーツ・地域活動に関し、児童生徒、保護者との連携に努め、子供たちの健全育成に尽力されました。

また、子ども会役員や地区体育協会役員等も歴任するなど、真面目で誠実な人柄で、地域住民からの信頼も厚く、人格・識見ともに教育委員として適任であると考えております。

なお、任期は令和3年5月12日から令和7年5月11日までの4年間となります。

御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小長谷順二君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論については、伊豆市議会運営規程に従い、省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第37号 伊豆市教育委員会委員の任命について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第38号、梅原一仁氏の伊豆市教育委員会委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

### ◎議案第39号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 日程第42、議案第39号 財産の無償貸付についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第39号について提案理由を申し上げます。

本案は、民間貸付の公募を実施した旧土肥小学校について、選定された事業者から、土地及び建物の無償借受けの提案があり、公募の無償貸付け条件である地域貢献の内容に適合するため、財産の無償貸付けについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議決をお願いするものでございます。

詳細について、総合政策部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

総合政策部長。

〔総合政策部長 堀江啓一君登壇〕

○総合政策部長（堀江啓一君） それでは、私から、議案第39号 財産の無償貸付について補足説明をさせていただきます。

議案書の215ページから218ページを御覧ください。

まず、貸付けをお願いする財産ですが、建物は普通教室棟、鉄筋コンクリート3階建、延べ床面積3,476.05平方メートル及び特別教室棟、鉄筋コンクリート4階建、延べ床面積906.34平方メートルとなり、そのほか、土地として建物の敷地とグラウンド、合わせて1万1,817平方メートルとなります。

貸付期間は令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間で予定しております。

貸付けの相手方の所在は、東京都豊島区西池袋5丁目1番3号メトロシティ西池袋4階にあります。

名称はリングロー株式会社。

代表者は代表取締役、碓敏之氏になります。

貸付料を無償と提案する際の適正な対価となる主な地域貢献内容でございますが、6つほどございます。

1つは、土肥・小土肥地域づくり協議会が運営する健康づくり事業等のスペースの確保。2つ目は、地域住民、地域団体が貸出しスペースを一時的に利用する際の無料での貸出し。3つ目は、多目的スペースを設置し、地域の集まりやイベントなどでの活用。4つ目が、旧土肥小の思い出の品や地域ゆかりの品を展示するギャラリーを設置する。5つ目が、地域団体が利用する倉庫スペースの確保。6つ目が、コロナ禍に対応するサテライトオフィスの貸出し等の6つでございます。

今後は旧土肥小学校活用構想推進協議会に諮りつつ、地域と連携、調整を図りながら、事業者と地域が一緒になって作り上げていく成長型の利活用を目指していきたいと考えております。

私からの補足説明は以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号に対する質疑は、3月3日開催予定の本会議において行います。

#### ◎諮問第1号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第43、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 諮問第1号について提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権の擁護と自由人権思想の普及高揚を図るため、市長が推薦し、法務大臣が3年の任期で委嘱しております。

このたび、人権擁護委員の植松一明氏が、令和3年6月30日をもって任期満了となることから、後任委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

植松氏は、平成27年7月1日から同職に就任され、現在2期目です。人格識見高く、地域住民の人望も厚く、本職に適任でありますので、引き続き委員として推薦しようとするものでございます。

御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論につきましては、伊豆市議会運営規程に従い、省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、適任であることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、諮問第1号は、適任であることに決定をいたしました。

## ◎散会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は、3月3日午前9時30分から開催し、議案質疑を行います。

なお、本日提出されております各議案に対する質疑の通告期限は、2月26日の正午となっ

ておりますので御承知ください。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時04分

## 令和3年伊豆市議会3月定例会

### 議事日程(第2号)

令和3年3月3日(水曜日)午前9時30分開議

- |       |        |                                      |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第1  | 議案第3号  | 令和2年度伊豆市一般会計補正予算(第12回)               |
| 日程第2  | 議案第4号  | 令和2年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)          |
| 日程第3  | 議案第5号  | 令和2年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第3回)            |
| 日程第4  | 議案第6号  | 令和2年度伊豆市下水道事業会計補正予算(第2回)             |
| 日程第5  | 議案第7号  | 令和3年度伊豆市一般会計予算                       |
| 日程第6  | 議案第8号  | 令和3年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算               |
| 日程第7  | 議案第9号  | 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計予算                 |
| 日程第8  | 議案第10号 | 令和3年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算                |
| 日程第9  | 議案第11号 | 令和3年度伊豆市介護保険特別会計予算                   |
| 日程第10 | 議案第12号 | 令和3年度伊豆市水道事業会計予算                     |
| 日程第11 | 議案第13号 | 令和3年度伊豆市簡易水道事業会計予算                   |
| 日程第12 | 議案第14号 | 令和3年度伊豆市温泉事業会計予算                     |
| 日程第13 | 議案第15号 | 令和3年度伊豆市下水道事業会計予算                    |
| 日程第14 | 議案第16号 | 令和3年度伊豆市持越財産区特別会計予算                  |
| 日程第15 | 議案第17号 | 令和3年度伊豆市市山財産区特別会計予算                  |
| 日程第16 | 議案第18号 | 令和3年度伊豆市門野原財産区特別会計予算                 |
| 日程第17 | 議案第19号 | 令和3年度伊豆市吉奈財産区特別会計予算                  |
| 日程第18 | 議案第20号 | 令和3年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計予算                 |
| 日程第19 | 議案第21号 | 令和3年度伊豆市田沢財産区特別会計予算                  |
| 日程第20 | 議案第22号 | 令和3年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算                  |
| 日程第21 | 議案第23号 | 伊豆市事務分掌条例の一部改正について                   |
| 日程第22 | 議案第24号 | 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について              |
| 日程第23 | 議案第25号 | 伊豆市職員定数条例の一部改正について                   |
| 日程第24 | 議案第26号 | 伊豆市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第25 | 議案第27号 | 伊豆市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について      |
| 日程第26 | 議案第28号 | 条例の見直しに係る関係条例の整理に関する条例の制定について        |
| 日程第27 | 議案第29号 | 伊豆市交通指導員設置条例の廃止について                  |

- 日程第 28 議案第 30 号 伊豆市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について
- 日程第 29 議案第 31 号 伊豆市土肥港駐車場条例の制定について
- 日程第 30 議案第 32 号 伊豆市特定用途制限地域に関する条例の一部改正について
- 日程第 31 議案第 33 号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 32 議案第 34 号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 33 議案第 35 号 伊豆市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 34 議案第 36 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 35 議案第 39 号 財産の無償貸付について

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 35 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 議案第 40 号 令和 2 年度伊豆市一般会計補正予算（第 13 回）

#### 出席議員（16 名）

1 番	小川多美子君	2 番	浅田藤二君
3 番	鈴木優治君	4 番	飯田大君
5 番	黒須淳美君	6 番	下山祥二君
7 番	杉山武司君	8 番	星谷和馬君
9 番	鈴木正人君	10 番	間野みどり君
11 番	波多野靖明君	12 番	小長谷順二君
13 番	青木靖君	14 番	三田忠男君
15 番	永岡康司君	16 番	杉山誠君

#### 欠席議員（なし）

#### 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	佐藤信太郎君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	堀江啓一君
総務部長	伊郷伸之君	市民部長	加藤博永君
健康福祉部長	右原千賀子君	産業部長	滝川正樹君
建設部長	山田博治君	建設部理事	白鳥正彦君

教 育 部 長      佐 藤 達 義 君      会 計 管 理 者      城 所 章 正 君

---

**職務のため出席した者の職氏名**

事 務 局 長      浅 田 茂 治      次      長      永 沼 健 一  
副   主   任      坂 内 佑 紀

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和3年伊豆市議会3月定例会2日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第3号～議案第6号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第1、議案第3号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第12回）から日程第4、議案第6号 令和2年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第2回）までの4議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第12回）から議案第6号 令和2年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第2回）までの4議案につきましては、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

◎議案第7号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第5、議案第7号 令和3年度伊豆市一般会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

初めに、2番、浅田藤二議員。

〔2番 浅田藤二君登壇〕

○2番（浅田藤二君） おはようございます。

議案第7号 令和3年度伊豆市一般会計予算、予算書228ページ、7款商工費、1項2目3節産業強化事業について質問をします。

市長の施政方針には、伊豆市産業振興協議会を中核主体として本市の本来的魅力である温泉、食、宿に加えて、伊豆市ならではの豊富な地域資源を再発掘・再構築し、観光客の満足度とリピート率の向上を図るための伊豆市版DMO事業を推進とありました。地域の魅力を創造するための具体的かつ重要な施策であると捉えています。

質問します。

一般社団法人伊豆市産業振興協議会は設立から4年が経過しようとしています。現在まで取り組んできた大きな事業と、その成果についてお答えください。

2番目、令和2年度に企画調整した観光コンテンツのモニターツアーを実施し、商品化を行うとありますが、企画調整した観光コンテンツを具体的にお示しください。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

御質問の詳細については産業部長に答弁をさせますが、産業振興協議会を作った経緯と目的について、私からもう一度確認をさせていただきたいと思います。

数年前、私は監査結果は必ず詳細に読ませていただいているんですが、その中に産業部の事業の中には、許認可や補助金のような行政手続の部分と、それから産業振興の部分があるわけです。その産業振興の部分については、経済活動に直結するので、特別会計にしたほうがよいのではないかという御指摘がありました。

そこで、特別会計化を考えてみたんですが、伊豆市はそもそも小さな自治体の中で市の産業部、それから観光協会、それから商工会、いずれも小さい組織なんです。商工会に所属している企業の皆さんもその多くは観光交流客をマーケットにしている産業が多いものですから、それだったら特別会計ではなくて、もう組織を統合しようと。そして個々縦割りの事業ではなくて総力戦で戦おうということで、産業振興協議会という形で立ち上げました。今、暫定的に市長が会長を務めておりますけれども、ここは本来、産業のプロであるべきだろうと思っております。そのような目的で立ち上げた組織ですが、まだまだ道半ば、かなり道半ばという状況です。

御下問の具体的な事項については、産業部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、産業部長お願いします。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私から産業強化事業についてお答えいたします。

まず1点目、現在までに取り組んできた事業と成果についてですが、産業振興協議会設立の目的に沿って、大きくは観光事業の発展と振興のための観光プロモーション、誘客促進と、産業振興のための市特産品のブランド化を実施してまいりました。

観光プロモーション誘客促進では、メインターゲットを首都圏在住の方に定め、様々な情報発信と誘客促進事業を行うとともに、インバウンドとしての誘客を目指したファミトリップの受入れを行ってまいりました。その成果として、的確な情報発信や伊豆市ならではの商品造成による誘客促進ができたものと考えております。

市特産品のブランド化推進では特産品のブランド化による販路拡大を目的として、新たな

ブランド「アマギフト」を立ち上げ、販路拡大を目指しました。成果として、新たなブランドが確立できた一方で、販売のための体制確立や販売先の獲得などの課題が見えてまいりました。

2点目、令和2年度に企画調整した観光コンテンツですが、3種の醸造所で地酒を楽しむツアー、寺社仏閣カルチャーツアー、文学散歩、わさび田見学とジオツアーなど体験時間2時間から半日の13の観光コンテンツを企画調整いたしました。

なお、これまでの取組の反省として、これらの地域資源の磨き上げが、その後の継続的な取り組みにつながらなかったことから、今後新しい観光地域経営としてのDMOの概念を取り入れつつ、伊豆市ならではの地域資源の掘り起こしや磨き上げを一層進め、旅行者にサプライズと言えるレベルの深い体験や新鮮な感動を提供するための持続可能な仕組みを構築することとしております。

この取組の実施に当たっては、地域の魅力をいかに際立たせるかの仕掛けが必要であり、その仕掛けづくりはまさにまちづくりそのものであります。このため事業の推進には、観光の関係者だけでなく、各種まちづくりに取り組む市民や団体等をはじめ、来年度新たに市役所に創設いたします地域づくり課との横連携も図りながら、多様な主体による地域ぐるみの観光振興を進めてまいります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 答弁の中にもありましたが、商品化、物を売ること、ブランド化は民間がなりわいとしており、市内にも多くのプロがいます。行政の指導力と民間の力を合わせて、早期に伊豆市ブランドの確立をすべきだと考えますが、3年度の重点、方向性を再度お示しくください。

○議長（小長谷順二君） 質問は1番、2番合わせてそれでよろしいですか。

○2番（浅田藤二君） これで結構です。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） お答えをいたします。

やはり商品を守る、物をブランド化をしていくというのは、当然私ども公務員や産業振興協議会の職員だけで成り立つものではないというふうに考えております。当然に民間の皆様のお知恵や経験、それは成功であれ失敗であれ、そういったものを集結して行政また民間の皆様、事業者の皆様とともにブランド化を推進していかなければ、本来の販売促進、ブランド化には至らないと思っておりますので、議員御指摘のところ、十分に肝に据えてこれからも推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

○2番（浅田藤二君） ありません。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

これで浅田藤二議員の質疑を終わります。

次に、9番、鈴木正人議員。

〔9番 鈴木正人君登壇〕

○9番（鈴木正人君） 皆さん、おはようございます。9番、鈴木正人です。

議長に発言の許可をいただきましたので、通告に基づき議案第7号 令和3年度伊豆市一般会計予算案につきまして、質疑をいたします。

予算案全般について伺います。

本予算は、歳入歳出総額218億6,900万円の過去最大の超積極型の予算編成であります。当局の説明では、その理由として東京2020大会の開催や新市建設計画の大型事業が集中することによって大きくなったと。そして、合併特例債の発行期限である令和6年度末までは、来年度の予算と同様に大型事業の歳出が続く見通しと説明をされております。

その一方で、令和7年度以降、この市の財政規模は一転して急激かつ大幅に縮小することが予測されるとしておりますが、そのために、本格的な人口減少社会の到来に向けた戦略的対応と、将来にわたっての安定的な財政運営の堅持の2本柱に取り組むとしております。

そこで、以下伺います。

令和7年度以降は、財政規模が縮小し基金残高も少なくなる中、これまで市民が受けられていた市民サービスの継続、すなわち今後そのサービスをいかに継続できるか、またはしていくかなどについて、今回の予算編成をするに当たってどのように考えられたのか伺います。

以上、明日からの委員会で連合審査をする上で基礎となる当局の考え方を再確認するために市長に伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 私から総論を申し上げて、詳細は総務部長に答弁をさせます。

私の施政方針の中では、ここ数年は積極型の予算を編成すると申し上げてあります。今年が超積極型ではなくて、奇跡的に期限が5年延びた合併特例債を最大限活用して、伊豆市の将来に必要な社会インフラはこの制度を活用してしっかり整備する。そして市民の皆さんの負担を小さくするというところでございます。

ここで、議会の皆さんに予算財政の観点から、2つ御理解いただきたいのですが、まずは財源構成です。この13年間ずっと続いていたんですけれども、これだけの大きな予算、これをやめればこちらに回せるという議論が必ずあるんです。これ、市民の皆さんがそう思うのは自然なんです、議員の皆さんは財源構成を十分にこちらから御説明しておりますので、

そういった振り回しができるものではない。41億円の財政で220億円組んでいるわけですから、その内訳は、決算のときにも、予算のときにもしっかり御説明をさせていただいております。

例えば、100億円とって非常に批判をいただいた新ごみ焼却施設についても、77億円は国の財政措置があるわけです。伊豆市が11億円、伊豆の国市が12億円で、それをやめたら、その100億円をほかに回せるものではないんです。財源構成の性格から言って、振り回しが聞くものではありませんので、我々はしっかり財政の効果を見ながら、将来真に必要な社会インフラの整備を合併特例債の期限、つまり令和6年度末までにやるということです、その財政の性格についてはぜひ御理解をいただき、できましたら周辺の市民の皆さんにも御説明をいただければと思います。

ここ直近のタウンミーティングでも、やはり合併特例債は市民が返すんですという、まだ誤解されている方が多いものですから、これを大変心配をしております。

それからもう一つ、文教ガーデンシティ事業、4年前だったんですが、一つ一つやればいいのに一緒にしたので分かりにくいという御批判もありました。これも市民の皆さんからすると、そういうことなのかもしれません。

そこで、よい一例がありますので、議員の皆さんに御理解いただきたいのですが、それは新しいごみ焼却施設の周辺の整備です。今、県が隣の日向から佐野までの道路改良をしています。その上流部で待沢川の国の直轄砂防事業が行われています。これは事業主体がそれぞれ別ですから、伊豆市だけの事業ではないんですが、市の事業、県の事業、国の事業を総合的にやっているわけです。これ皆さん、一つ一つやったらどういうことになるか、イメージアップできると思うんです。

ごみ焼却場を整備する、それでまた次に今あれだけの工事をやっている、終わった後で県道の整備をする。そして県道の整備をしたらまたダンプを入れて上流部の砂防事業をやる。何度も何度も10年以上ダンプが走り続けるわけです。そして、安全監理事業は十数年かけてやることになるわけです。

今、同時にやっていますから、この土木工事に伴う地域の皆さんの負担もその期限に限られますし、それから御不便をおかけする道路事情とか、あるいはダンプが何百台も通過することによる道路の悪化とかも期限を区切ることができますし、そして一緒に総合的にあの場所の安全性を高めることができる、あるいは周辺の利便性を高めることができる。

これを今やっているような一体化した場合と、それぞれ順番にやった場合というものをぜひ御理解いただいて、我々はむやみやたらに総合的な包括的な事業をやっているわけではなくて、そのほうが真に効果がある場合、このような事業のやり方を進めたいと思っておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

詳細について、総務部長から答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から市民サービスの継続等の考えについてお答えさせていただきます。

まず、市の財政の見通しでございますが、財政調整基金をはじめとする基金残高が年々減少することに加え、令和6年度末には合併特例債の発行期限を迎えるなど、令和7年度以降、非常に厳しい財政状況になると予想しております。

さらに、今後の本格的な人口減少社会の到来も目前に来ており、これらの問題に対応し、将来にわたって持続可能な市政運営を推し進めるためには、長期的な視野に立った準備を今から進めなければならないと考えました。そのための取組が議員もおっしゃりました2つの柱となります。

まず、1つ目の柱であります人口減少への戦略的対応におきましては、人口減少の抑制戦略に加え、人口減少の適応戦略も併せて取り組むこととし、新中学校や広域廃棄物処理施設の整備、公的病院の移転補助などの大型事業を今のうちに行うことにより、将来における人口減少の到来にあっても市民サービスの水準を維持できるようにしていきます。

また、2つ目の柱であります安定的な財政運営の堅持につきましては、特に伊豆市は老朽化した公共施設を多く保有しておりますので、公共施設の適性化を進め、施設管理費経費の削減を進めていき、歳出の抑制に努めてまいります。

それにより、現在施設を使用されている方がその施設を使用できなくなるなど、そういった意味では施設利用者の方へのサービス低下も起こり得るとは思いますが、一般的に市民の生活に直結するサービスにつきましては、極力現状のサービスを維持していくよう努めてまいります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） それでは再質疑させていただきます。

今、市長並びに総務部長のほうから御説明いただきまして、体系的なところは市長の施政方針の中でも述べられておりましたので、理解しているつもりであります。

今、総務部長のほうからも、極力今受けられている市民サービスについては継続できるように努力すると、そのための今回の予算編成であるというお答えをいただきました。

そこで、今回の予算案の2本柱である人口減少社会の到来に向けた戦略的対応と、あと将来に向かっての安定的な財政運営の堅持という2本柱があるんですけども、その2本柱について伺います。

まず、1つ目の人口減少への戦略的対応のうちの人口減少の抑制戦略。これまで人口減少対策ということで取り組んできたわけなんですけれども、抑制戦略ということで、なるべく人口減少を進めないというための方針であると思っておりますけれども、2020年から2024年度の5か年の伊豆市まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略というのがあります。社人研推計の

2045年1万5,152人という推計に対して、市のほうでは2040年に約2万3,000人、2045年、約2万1,000人という目標値としております。

この目標達成のためには、今から9年後の2030年にはいわゆる社会的な異動、転入転出、これをプラスマイナスゼロ、均衡にしてなおかつ出生率を2035年には1.69とする必要があると戦略ではまとめております。

出生率を2035年に1.69とするという目標なんですけれども、振り返って見れば第1次伊豆市まち・ひと・しごと創生戦略、これは2015年から2019年の5か年計画だったんですけれども、その中でも合計特殊出生率については触れられておりまして、2015年当時の1.25から2020年、今年1.69としなければならないとしておりましたけれども、実質2035年まで目標を先送りすることになっているのではないかなと思っております。

このように、人口減少の抑制については極めて難解な課題であると思っておりますけれども、これまでの政策効果、この人口減少対策に関わる政策、その政策効果を総括して、その総括を踏まえての今回の予算編成になっておると思っておりますけれども、その効果、今回の提示してある政策、その効果をどのように期待しているのか伺いたいと思っております。

そして、併せて2つ目の柱である安定的な財政運営の堅持については、徹底した歳出の抑制ということであつたわけしております。先ほど総務部長のほうもおっしゃってございましたけれども、これから公共施設の再配置など大きな課題が残っております。そのためには、市民の理解と納得が欠かすことができないと思っております。

そこで、3年度予算、そのスタートになるわけですけれども、予算執行するに当たって、今後の市民との対話などについてどのような考えで臨むのか伺いたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず私から答弁をさせていただきます。

まず、人口減少の抑制策ですが、先日のある新聞の社説にも出ていたんですが、まち・ひと・しごと総合戦略の数値目標の前提が、国の出生率、出生数が前提であり、静岡県でもそれは高い目標が示されているわけです。

それより著しく低い目標は、やはり市町村ではできないので、その前提に立って作るわけですが、それと実態が離れているではないか。現実の人口減少に対応した政策が必要ではないかというような社説がありました。伊豆市の場合にも、人口減少を止めて人口を4万人に近づけるということは当然訴えたことはございません。

当初掲げていた目標は200人という、あるいは、出生数の15歳以下の年齢ごとの目標というのは、4年前の出生数が150人ぐらいでしたから、あの時点で教育環境を整備し、修善寺駅周辺の1キロ圏内くらいの住むところの都市機能の集約だとか、新しい中学校だとか、そういうことによって、住むところとしてのブランドアップによって、200人に持っていく

たいということを考えてわけです。

200人というのは、修善寺の小学校で3クラス、4クラス、天城と中伊豆で2クラス、土肥で1クラスの小学校を維持するためには、それくらいが必要だという前提だったわけです。残念ながら、今出生数が100人前後まで落ちてしまいました。ここからもう一度200人まで戻すということは、目標としては取り払っておりませんが、決してそんな簡単なものではない。仮に200人生まれて、全員が80歳までここに残ったとしても1万6,000人ですから。人口は減るんです。

今、まだ文書として明言はしておりませんが、やはり土肥、中伊豆、天城地区の小学校をなくすわけにはいかない。これで小学校をなくしてしまったら、本当に住むことができなくなりますので、中学校は統合するにしても、小学校を維持するためにはどうしたらいいか。一体どれくらいの目標、例えば1クラス20人なら小学校は守れるのか、30人必要なのか、そういったことも視野に入れつつ、今までは申し上げてこなかった八幡、青羽根、月ヶ瀬、土肥、つまり成功する可能性の高い小学校とかショッピングストア、スーパーマーケットの周辺にもう政策誘導的に人口対策を取るということを入れているわけでありませう。

今までは、例えば市営住宅のようなものであれば、当然修善寺駅の近く、牧之郷駅の近くということになって、ほかの地域の人口誘導しないということになりますので、100万円をベースとした定住促進事業によって住むところは選んでいただくということを主眼としてやってきました。

それではいよいよ不十分だということになれば、御批判があることを承知の上で、可能性の高い小学校周辺にある程度人口誘導をさせていただかざるを得ない。今そういう状況判断のもとで事業を構築しつつあるところです。

それから、その前提に立って、市民サービスなんですけれども、これは何とか維持したいと考えております。ただ、これも市民の皆さん、議員の皆さんに御理解いただかなければいけないのは、かつてのように、自分の地域の地元でこういう施設があるという前提は、申し訳ないんですが、多分守りきれないと思います。

総合計画は10年計画ですから、今、高校生が20代後半になるような事業を組もうとしているわけです。これから社会に出ていく子供たちが、過度な負担を強いられないまま、かつ市民の皆さんは必要なサービスの機能を維持できる。そうすると何とか区にある、うちの区にもあるというようなことはやはり断念せざるを得ない。旧町に限らず、ある町からは旧町のあるところからなくなったかもしれないけれども、市内にはちゃんとその機能がある、そういった観点から御判断いただく。

もっと言えば、伊豆市になくても、例えば、伊豆の国市のアクシスをお借りしているように、近傍の市町に機能があれば、具体的に申し上げますが、例えば伊東市民病院も使わせていただく、西伊豆病院も使わせていただく、順天堂はもとより、状況によっては公園のようなサービスも近くであれば、隣であっても借りていただく。

今、土肥南小学校の跡地の公園には、西伊豆からも来ていただいているようですが、そのように近隣市町、隣接する市町の行政サービスも使う、そういった観点でちょっと距離はできるかもしれないけれども、地域住民の足を確保しながら行政サービスは機能としてはしっかり守っていく、そのような観点でぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 総務部長ありますか。よろしいですか。

再質疑はありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） それでは、最後3回目の質疑をさせていただきます。

今、いろいろと御説明を受けた中であるわけですが、今回の予算案の中でもコロナ禍の経済の停滞とか、そういったこともありまして、自主財源の減収、主に市民税含めて、そういったところがこの予算案でも歳入の中ではそういった状況を見込んでおります。

今後、持続可能な財政運営のための礎となるこの本予算案であるということは、私は理解したつもりでおりますけれども、市民に向けて今後の財政見通し、ひいては今いろいろとお話しされた住民サービスの増加のことを裏づけるためにも、例えばこの予算を契機として、今後の総合計画も後期計画になるわけですから、再度、歳入の変化とか、その辺も踏まえた上で財政見通し、財政シミュレーションなど、そういったところを提示していく必要があると思いますが、そういったお考えをお持ちなのかどうかというのを聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 貴重な御質問ありがとうございます。

歳出の抑制については、これ、るる申し上げておりますとおり、必要な社会インフラはしっかり財源を確保して進める。それから市民の皆さんの行政サービスも我慢していただくところもあるし、行政が責任を持って機能は維持をさせていただく、そのような観点でしっかり財政シミュレーション——財政シミュレーションどおりにいかない場合もありますけれども、我々が作った財政シミュレーションを常に判断基準としながら、大きく変わらないように市民負担が過度に大きくならないように、しっかりそれは注視をしながら進めてまいります。

歳入の確保のところについては、先ほど浅田議員からも質問がございましたけれども、我々はまだまだチャンスロスが大きいと思っています。人口減少がこれだけ激しい中でも、コロナの去年、今年度は仕方ないんですけども、おおむね1,000億円の伊豆市の全体の経済規模は維持してきました。であるにもかかわらず、まだチャンスロスが多いと思うんです。人口の100倍、300万人とも400万人とも推計される観光交流客が来ている中で、ちゃんとお金を落としていただいているだろうか。

先ほどの御質問にありましたDMOの中のMが、私はマーケティングよりもマネジメント

だと思っんです。マーケティングは伊豆というのはやっぱり知名度がありますし、現にお客様は来ていらっしゃるんです。去年の秋、皆さんも御確認いただいたと思いますけれども、G o T oキャンペーンがあったときにあれだけのお客様に選んで来ていただいている伊豆の中心部にある伊豆市の中で、より課題となるのはやはりマネジメントであって、地域全員で、つまり宿泊とか、個別の飲食店の皆さんだけではなくて、地域全員の総力を挙げて、そのお客様方をマーケットとして取り込む、市場として取り込んでお金を頂ける仕組みがまだ弱いのではないかと思っています。

そういった意味で、歳入の強化というのも専門の職員をこれから張りつけて、しっかり取り組んでまいります。

○議長（小長谷順二君） これです鈴木正人議員の質疑を終わります。

次に、16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

議案第7号 令和3年度伊豆市一般会計予算について質疑をさせていただきます。

初めに、2款、予算書84ページ、附属説明資料14ページです。総務管理費の中の企画費、バス路線維持事業が計上されております。

細節にわたって質疑になっているんですけども、路線維持事業は非常に課題の多い事業であります。この中で、地域公共交通網形成計画策定業務委託料が計上されておりますけれども、このバス路線全体についてどのような課題認識のもとで、この計画策定を進める予定なのか伺います。

次に、3款、予算書124ページ、附属説明資料33ページです。1項社会福祉費の中で社会福祉総務費。重層的支援体制移行準備事業が計上されております。

これまでもこのような生活困窮者自立支援事業など、課題を抱える市民を支援してこられたと思いますが、重層的支援体制を整備していくに至った背景、そしてこの体制が整備されることにより得られる効果、目指す目標について、どのようにお考えでしょうか。

最後に、8款の272ページ、附属説明資料95ページです。6項都市計画費の中の公園整備事業です。

いよいよ実施設計という段階に入ってきたということですが、この設計を進めるに当たりまして、今までも議論してこられましたけれども、隣接する新中学校との関係、1つの一団の団地の中に計画されるわけですので、非常に重要になると思います。その関係で、共用できる機能、災害時の機能連携など、基本的なコンセプトについてどのようなお考えのもとにこの実施設計を進めるのでしょうか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず最初のバス路線の維持ですが、これ、議員も御承知のとおり、大変難しい課題で、市民に必要なフィーダー交通と呼ばれている基幹となる路線から少し外れたところまで、どのように市民の皆様の足を確保していくか難しい課題ですが、これからも市民の皆さんのニーズを勘案しながら進めさせていただきます。

それから、2つ目の福祉相談センター。これは長年の課題であった、とにかく困った方はそこに行けば、あっちに行ってください、こっちに行ってくださいをなくせるように、平素の生活で困っている方々が、そこに行けばとにかく話を聞いていただける、そういったものを作るということで、ようやくここまで来たかなという感じがいたします。

最後の公園整備事業について、先般総合計画の審議会を開いたんですが、その中の審議委員の中に幼児教育の専門の方が入っていらっしゃるんですが、やはり会の終わった後、私たちの頃のように、山と川と田んぼがあるから公園は要らないという社会ではないので、もう本当に公園のニーズは高いんですというのを会議の後、直接また耳に入れていただきました。

今回も日向は防災機能も備えた拠点的公園となりますが、そこを中核として六仙の里や土肥南小学校のような地域の中心的な公園。それから本当に家の近くの歩いていけるような小さな公園。そういったものを複合的に整備していくことが必要なんだろうと考えております。

詳細について、それぞれ担当する部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから地域公共交通網形成計画策定業務委託料について説明させていただきます。

伊豆市の公共交通につきましては、本当に多くの課題を抱えております。今回の計画策定する上で、その中でも2つ重点的に対応していきたいと考えているところでございます。

1つ目につきましては、今、市長がおっしゃいましたとおり、フィーダー交通の問題ということで、これは以前から議会でも何度か話をされてきたと思います。市域が広い当市におきましては、市内を運行している路線バスは主要な幹線を中心とした運行になっております。一部では支線でも運行されていますが、全ての支線をカバーすることはできていないということで、地域内交通の整備は今後の大きな課題となっています。

今回の計画の見直しにつきましては、平成29年度から令和元年度にかけて天城湯ヶ島地区と中伊豆地区において、予約型乗合タクシーの試験運行を行いました。実施した運行内容での本格運行までは至りませんでした。

そのため令和3年度、地域の方々が望んでいる地域内交通などのニーズ調査を行いまして、試験運行の結果を精査した上で、それぞれの実情に合った地域内交通の施策を検討していきたいと考えているところでございます。

2つ目の課題ですが、公共交通を維持する上で大切である乗客をどのように増やしていく

かが課題になっております。現在、協議中ではありますが、バスのキャッシュレス決済の導入や南伊豆・西伊豆地域公共交通活性化協議会で実験しているMa a Sや、案内用デジタルサイネージの設置など、市民や観光客の利便性を向上させることで、乗客の増加を図っていくことを検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 続きまして、健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 私のほうから、重層的支援体制移行準備事業について、御質問の整備をするに至った経緯、それから得られる効果、目指す目標についてということの御質問についてお答え申し上げます。

生活困窮者自立支援事業のように、生活が困窮するなど世帯への支援は悩みを抱える方が相談しやすい環境をつくること、そして適切な支援が受けられる体制づくりが必要だと考えております。

現在は、部、課の枠を超えた組織横断的な体制で相談に対応しておりますが、関係機関などとの意見交換を行いながら相談をし、支援を行っています。

しかしながら、様々な分野の課題が絡み合って複雑化しており、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況が見られ、対応が困難なケースが多くなっております。包括的、総合的にできる相談体制の構築を進める必要があると考え、この事業を準備することにいたしました。

得られる効果でございますが、縦割りの弊害をなくし、生活困窮者ばかりではなく、ひきこもりや介護、困窮など、様々な分野をまたぐ複合的な課題を抱える家庭に対し、ワンストップで対応できるようになり、解決の難しい相談に対しましても、継続的に支援ができるようになると思えます。

最後の得られる効果でございますが、令和3年度から令和5年度まで、この重層的支援体制移行準備事業として、関係機関や市民の方々の意見を聞きながら、順次機能を充足していき、令和6年度に重層的支援体制に移行するよう予定しております。

相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施し、子供、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に作り高め合うことができる社会、地域共生社会の実現を目指すというところが目標でございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、8款、建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 私のほうからは、実施設計を進めるに当たりの基本コンセプトについて、隣接する新中学校との共有できる機能、災害時の機能連携についてお答えします。

日向地区に計画しております防災公園につきましては、現在、北側に隣接する新中学校との連携を図りながら基本設計を進めているところです。

実施設計における基本的な整備方針といたしましては、新中学校の北側にはこども園も整

備されておりますので、学区として市民が愛着や誇りを持ってもらえるように、整備区域全体が美しい緑あふれる魅力的な空間となるように空間的連続性を念頭に置き、公園の設計を行っているところです。

こども園と新中学校と公園を結ぶ動線を確保し、共通の植栽を整備するなど、視覚的な一体感を形成し、子供たちとその家族など、多様な世代が集い、楽しみ、交流する空間としたいと考えております。

具体的な共有できる機能としましては、公園北側の新中学校との境界部分に大型車両も走行できる道路を配置する計画となっており、その道路沿いに公園駐車場を配置することで、新中学校の臨時駐車場としても活用できる形となっております。また、公園の外周には遊歩道を配置し、中学校の部活動等にも活用できるものと考えております。

災害時の機能連携につきましては、公園は消防や自衛隊等の救援活動の拠点、支援物資の配送拠点として、また長期的には応急仮設住宅用地としての役割を想定しております。

中学校では、グラウンドはヘリポートや避難者の駐車場として、また体育館は屋内の避難所として活用することを想定しており、それぞれの役割が機能的に連動するように計画し、防災機能の強化を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） それでは、款ごとに再質疑はありますか。

2款からお願いします。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 2款です。非常に課題が多いということは共通の認識なんですけれども、これまでも地域公共交通形成のネットワーク計画というのは、平成29年3月に策定されたのが手元にあったんですけれども、このように、更新しながら進められてきたと思います。

令和2年度も670万円の予算がつけられていたんですけれども、このように計画が幾度も更新されてきているんですけれども、大まかなもので結構ですけれども、社会の変化というか、環境の変化、これがどのように認識されて、今回の見直しに至ったのか、その辺の現状課題、具体的な課題、先ほど答弁の中にもありましたけれども、今後中学校の統合とかのことも出てきますので、そういった全体的な計画をバスとフィーダー交通とリンクしながら、そういった計画全体として住民の足の確保について進められていくと思うものですから、その辺の考えられる全体的な計画を教えてくださいませんか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 今、議員がおっしゃられました形成計画につきましては9年間と、平成29年度につきましては9年間という形で。本当は10年という形なんですけれども、総合計画とかいろんなもので合わせなければいけないという形で。昨年度670万円を計上さ

せていただきましたが、コロナということで、やはり通常の公共交通の会議というのが開けませんでしたし、意見を言うことができませんでしたので、その670万円は執行しておりません。

その関係で、来年度、それを含めて残りの4年間につきまして計画していこうという形になっています。一応5年間、令和3年から令和7年までの計画という形で考えているところでございます。

やっぱり全体的なものとしまして、現在先ほど述べましたとおり、フィーダー交通というものが一番大きな課題になっておりますので、それにつきましては、本当に各地元に入っていくまして、地域づくり協議会とか、各区がありますので、そういう人たちの意見を聞きながら、全国的に中山間地域につきましては、大きな課題になってきていると認識しておりますので、全国的なものを参考にしながら、本当に伊豆市それぞれ、中伊豆地区とか、天城地区とか、そういうことではなくて、それぞれの地域に合った、同じように考えるのではなくて、それぞれの地域ごとに政策を練っていききたいなということで考えているところでございます。

あとは、中学校がこれから令和7年度に開校しますが、その辺を含めまして子供たちの通学方法も変わってきます。先般、話をしていますが、例えば牧之郷の子供たちが修善寺駅で降りるのか、あるいは中学校に来るといふこともありますので、その辺の駅を含めまして周遊交通です、そういったものにつきましても今後は検討していく必要があるのかなという形で考えています。

それと、市民の方が先ほど言いましたように、利用しやすい方法ですよね。ある意味なかなかまだまだ分かりにくいところがありますし、観光客の方なども案内がなかなか難しいところがありますので、デジタルサイネージであるとか、そういったものを含めながら、いろんな意味で方向性を考えていきたいと思えます。

あとはとにかく地元の方の意見を聞いて、最初に言いましたけれども、その辺を含めまして、公共交通会議等あります。それにつきましては、関係事業者、バス事業者であるとか、運輸支局の方であるとか、関係機関の方、市民の方も入っていらっしゃいますので、そこら辺のことは会議を開きながら、いろんな方向性をまとめていきたいと考えているところでございます。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 複雑な課題が絡みながら検討が重ねられていると思えます。

やはり利用者の利用率が低いという大きな課題と、あとかなり高額な経費が毎年かかっていますので、その辺の課題を含めて、やはり市民にとって利用しやすい、そして市にとって財政負担が少ない方向で計画されているとは思いますが、公共交通に対する認識、住民の足の確保のために欠かせない公共交通であるという認識の大前提のもとに進められて

いるということを確認したいと思います。

その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 伊豆市というのは、やはり市域が広くて全体的に中山間地ということもあります。まだまだお年寄りもお元気な方がいらっしゃいまして、自分でマイカーを運転していろんな形で動かれる方がいらっしゃいます。ただ、やはりこれからにつきましては、高齢化社会、今まで以上の高齢化を迎えることがあると思いますし、今までどおりの運転というのはなかなかできないと思います。

伊豆市の地形を考えますと、どうしても公共交通というのはなくてはならないものだと思います。子供たちにとっても、お年寄りにとっても、当然私たち現役の働く人たちにとっても、本当に大切な公共交通機関だと思いますので、なるべく赤字を出さないような形で事業者等と連携しながら、これからやはり新たな公共交通を考えていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（小長谷順二君） 以上で2款は終わりました。

9款について再質疑はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 3款です。

○議長（小長谷順二君） 失礼しました。3款です。申し訳ないです。

○16番（杉山 誠君） 福祉相談センター、期待されることを非常に今確認いたしました。

やはり様々な悩み、困難を抱えている市民が多くおられます。老老介護は今に始まったことじゃありませんし、8050問題とか、今ではヤングケアラーの問題も出ていますので、非常に大切な事業という中の位置づけで、今後令和6年度に本格移行ということなんですけれども、令和3年度から5年度まで移行準備ということなんですけれども、この3年間かける移行準備期間が、その準備期間中にまずはその3年かけなければ本格移行に移らない理由が一つと、その中で、その3年間でどのような準備体制というか、想定される課題をクリアしていくかという、そういう予定について少し教えていただけますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 国が示している目標が令和6年度までに体制を整えろというようなことございまして、現在、各課、各部、各係で対応している状況を一つのワンストップ窓口に移行するというのは、職員のほうもなかなか戸惑うところもあろうかと思えますし、またより一層関係機関と調整、連携を取っていく必要もあると思います。

そしてまた、先ほど申し上げましたとおり、問題、課題が絡み合って複雑化したりしている中で、令和6年度を見据えた中で整備を進めていく、伊豆市にとって必要な体制づくりを

整えるというような目標にしておりますので、まだスケジュール感というのですか、1年1年の目標というものを細かくまだ整理はしておりませんが、今後そういうところを対応しながら整理しながら、そして先ほども申し上げましたように、市民の方や関係機関と連携を取って、必要なところを補っていくような体制でいきたいと思っています。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 具体的なことになってしまうんですけども、市の体制整備とともに、外部機関との連携、これも考えておられますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） まず、令和3年の4月でのセンターの体制づくりとしまして、社会福祉士2人、保健師2人、再任用職員1人で相談を受けまして、あと2人の事務職員を置く予定となっております。

この社会福祉士というのは、今現在も社会福祉協議会からこちらのほうで生活困窮者自立支援事業ですとか、成年後見ですとかという社会福祉協議会の職員として事業をしてくださっている方も含めた中でセンターを整備していきます。

今後は、4地区にあります包括支援センター等も連携をしたり、必要があれば職員をそこに配置をしたりというようなことにもなろうかと思っています。

以上です。

○議長（小長谷順二君） これで3款を終了します。

続いて、8款について、再質疑ありますか。

○16番（杉山 誠君） ありません。

○議長（小長谷順二君） ありませんか。

これで杉山誠議員の質疑を終わります。

ここで10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時38分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、青木靖議員。

〔13番 青木 靖君登壇〕

○13番（青木 靖君） 13番、青木靖です。

議案第7号 令和3年度伊豆市一般会計予算の質疑をさせていただきます。

令和3年度の予算、持続可能な市政運営ということを軸にした予算だと思えます。人口減少の中で、大型の事業が先が見えてきたからこそその持続可能な市政運営を目指すものと理解しておりますが、個々の気になるものについて質疑をさせていただきますので、答弁をお願いいたします。

まず最初に、2款1項2目、予算書の64ページ、附属説明資料の4ページというような記載をさせていただいてあります。

初めに、附属説明資料4ページです。コミュニティFMの設備の更新事業補助金というのが出ております。FMISのことですが、広報事業の中で、FMISを取り上げているものです。民間企業の運営であるFMISであります。このFMISに対する市の関与の方針、基本的な方針を確認させていただきたい。

災害時の活用というものが当初から重要視されているFMではありますが、民間のFMの経営そのものが継続が困難になる場合というのも当然考えられます。広い市域のFM局ですので、アンテナが4本あって、監督官庁に対する支払わなければならないものがあり、設備にその分費用がかかるといったこともありますので、継続が仮に困難になったような場合においては、国の総務省のメニューにあるような維持管理経費にかかる特別交付税措置のような活用、これをするにはそれなりの条件があるわけですが、そういったものも視野に入れた積極的な支援をするような考えがあるのかということについて伺いたいと思えます。

次に、同じ2款の市有建物の用途変更の支援業務委託料ということですが、附属説明資料は8ページです。旧小学校の用途変更ということで、具体的には旧八岳小学校の体育館の用途変更ということで上げられております。

使わなくなっている公共施設等々、広範にいろいろあるわけですが、特に各地域の中心的な役割をしていた小学校の跡地の活用については、関心の高いところだと思えます。土肥、天城においては、小学校の活用が事業化され、予算もついて、活用が進んでいるところではありますが、旧八岳小学校体育館の用途変更については、校舎、グラウンドを含めた活用がどのような方向性であるのか、どのように考えているのかということをお聞きいたします。

次に、2款1項5目、温泉管理事業についてであります。説明資料は9ページに載っています。

温泉管理事業ということではありますけれども、中伊豆温泉スタンドと湯ヶ島地区の温泉のポンプに関する経費がここでは計上されております。公共施設の再配置であるとか、住民サービスの見直し等々に関わってくることでありますので、そういった背景の考え方を主にここで聞いてみたいと思えます。

市民サービスとして、温泉の販売が行われているわけですが、非常に安い料金で販売されていた温泉について、その市民サービスとしての温泉販売の基本的な考え方です、今後に向けて、あるいは3年度に向けてでいいですが、基本的な考え方を伺いたいと思

います。

実際には、今、水位が上がらないということで温泉スタンドが使用できない状態にあるとか、ほかにも温泉施設に関わる施設の関連するものもありますので、基本的な考え方という部分でここで市民サービスの関連をもう一度お願いしたいと思います。

次に、説明資料で14ページです。バス路線維持事業補助金についてであります。ここでは、私も主に自主運行バス等々の考え方ということと、通学の足等に使われているバスについての基本的な考え方を伺いたいというのが趣旨です。

市内の生徒児童の通学手段として、路線バスという書き方をしましたが、自主運行バスをどのように位置づけていくのかということ。コミュニティ交通、コミュニティ交通という書き方をしてしまいましたけれども、地域の皆さんが利用する公共交通の計画が今、杉山誠議員の質疑にもありましたが、考えられているわけですが、その中であって自主運行バスや単独路線バス、市が税金を出して動かしているバスの位置づけについて、全体の中での位置づけについてもう一回確認をさせていただきたい。

次に、2款1項8目、高齢者割引乗車券の補助助成金です。説明資料は同じく14ページになります。

これについては、「いきいきパス」の購入費の補助という形の事業にはなっているわけですが、もう一つの事業の説明のほうにも詳しく書いてありますが、東海バスさんが発行しているいきいきパスの補助という形になっています。もう一つ、伊豆箱根バスさんという事業者さんもあるわけなんですけど、同様の事業展開ができないのかということと、その事業者さんごとの市の取組の差がどういうふうに出るとか、先ほどの自主運行バスにどういうふうに入っているのかということ、その辺のトータルの背景みたいなものについて、もう一度確認をしたいという意味での質問であります。

次に、6款2項2目、森林環境譲与税の活用事業についてであります。資料のほうは74ページに載っております。

森林環境譲与税についての事業がここで新たに始まるわけですが、令和3年度については説明資料の74ページにも書いてあるとおり、事業が行われるということになります。

本格的にできる最初の年ですので、そもそも災害防止であるとか、環境整備であるとか、林業の振興であるとか、そういうことが主眼であると思いますが、伊豆市においてはどんなふうなスタートの仕方をして、今後この森林環境譲与税がどういうふうに使っていかしているのかということの確認をさせていただきたいと思います。事業の今後の方向性についてを伺います。

次に、7款産業振興事業委託料、説明資料は78ページに載っております。

DMOほかの事業になりますが、今までも行ってきた事業ではありますけど、特に観光を取り巻く事業については、コロナの影響をどうしても受けます。コロナ禍での令和3年度伊豆市版DMOの事業などはどのような活動になるのか。当初予定していたとおりにはいかない

のではないかとおられますので、それも含めてこれまでの成果を踏まえた今後の方向性について伺います。

次に、修善寺自然公園管理事業です。説明資料の84ページに載っています。

修善寺自然公園、主に虹の郷の借地の解消については、境界の確定であるとか、これまで事業として取り組んできたところではありますが、その借地解消に向けてのこの事業のこれまでの進捗状況の確認をさせていただきたいということと、令和3年度の計画がどうなって、この修善寺自然公園の主に虹の郷になると思いますが、事業がどのような方向でこれから進んでいくのかということを確認させていただきたい。

次に、教育のほうです。10款です。説明資料のページは113と117ということで指定をさせていただいてありますが、主にここではまたバスのことについての確認をさせていただきたいという意味です。小学校の教育振興事務事業と同じく中学校、本当は義務教育学校も同様ではあるんですが、児童生徒の通学補助金というものが出されています。

その一方で、短縮の特別日課のときとか、そういうときに各校ごとに、その学校ごとの事情に合わせてバスの借上げを行っている現状であります。路線バスというか、自主運行バスの本数が減っている中で、こうした借上げバスを使いながら通学計画をして令和3年度の予算になっていると思いますが、令和3年度の通学の交通手段の検討の過程がどんなものであったのか。その中には、例えば通学バスのようなものの検討もありつつ、今年の計画になったのかというような、その背景を伺いたいという趣旨であります。

以上、答弁を求めます。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 私からは、2つの項目について答弁させていただきます。

まず、コミュニティFMですが、議員御指摘のような大変厳しい課題は承知しております。これは私自身が被災地を直接訪問させていただき、被災された市長から非常に強くコミュニティFMは絶対に必要であるという声を耳にして、設立をしていただきました。その時点で株式会社形式なんですけど、市民が株主という形で公益性は担保されると考えていたんですが、国の補助制度がそういうことになっていないということに、当初作ったときに、そこまでの認識がなかったというのが正直なところなんですけど、そのような構造的な課題がある中で、どのように関与していくべきか、これは余り時間をかけられませんので、なるべく早くまとめたいと思っています。

できれば、まだ副市長に指示しておりませんが、議会の代表にも入っていただける検討チームが必要かなとも考えております。

それから、森林環境譲与税について、これ大変に貴重な中山間地にとっては大きな財源となります。今年の歳入は3,800万円ですが、その後2年間約4,800万円、その後ずっと5,800

万円、6,000万円近い財源になり、これは山の整備だけではなくて、最終消費まで使えますので、戦略的な使い方をしていきたいと思います。

一例を申し上げますれば、最初に使ったのは八幡から冷川に向かう道路の支障木の除去にも使ったんですが、これは納税者は全国民ですから、納税者に分かりやすい事業を一つやるべきであるということで進めました。

それから、もし修善寺駅を整備したときにこれが入っていれば、駅舎の内張りの木にも実は使えたんですが、当時はこういう制度がありませんでしたので市で財源措置したんですけども、そういった公共施設の整備にも使えますし、それから一部の市町で始めています小学校、中学校の机と椅子にも状況であれば、これは当然教育委員会との協議が必要になりますけれども、選択肢かなと思います。

実は、一度市内の大工さんに試作していただいたんですが、机と椅子のセットで5万円ぐらいかかるんです。スチールは2万円ぐらいですから、この差をSDGsという観点からの価値と比較して、この貴重な財源を戦略的に伊豆市のためにどのように使うべきか、私は来年からは財源がまた1,000万円程度増えますので、今年度中に森林環境譲与税の使い方の大綱を議会と協議した上で、決めていきたいと考えております。

そのほかの点につきましては、それぞれ担当する部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） おはようございます。

初めに、伊豆市の子供たちにとって、公共交通機関であるバスを使って安全に登下校できるということは、とても大切なことであるというふうに考えているということをお伝えしたいと思います。

あと、細かな面については、教育部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） それでは、まず最初にコミュニティFM設備更新事業補助金について説明させていただきます。若干市長の答弁とダブるところがあると思います。よろしく申し上げます。

まず、FMを開局した経緯でございますが、東日本大震災や豪雨災害の教訓と、伊豆の国農協の有線放送が廃止になったことから、導入の検討を始めました。

コミュニティ放送ということで、高い公共性を有していることから、行政として検討を始めましたが、伊豆市では発展性を期待して民営の道を選びました。市としては、開局にかかる施設整備等の経費を助成し、民営による自立した運営及び維持管理をしていただくよう構想しました。

現在、全国的にコミュニティFM事業の経営は難しいと聞いており、FMISの経営も同様であると認識しております。

市としましては、これまでもFMISの経営改善に向けた協議や提案を行ってきましたが、改善には至っておりません。ただ、FMISが市内の情報伝達手段の一つとして企業として頑張っていることや、あるいは地域の活性化に役立っていることは間違いのない事実であると考えております。そのことから、平成30年度から設備更新が滞ったことが原因で放送ができないという状況に陥ることを避けるために、補助金という形で支援をしております。

御質問にあります維持管理経費のかかる特別交付税措置の活用のことですが、現在の制度では対象経費になり得るのは市町村、一部事務組合または広域連合が負担するコミュニティ放送の施設の維持管理費となっており、民設民営では活用できないのが現状です。

今後のFMISに関しましては、市としては、経営の相談に乗ることや、いろいろな後方支援のことにつきまして、先ほど市長が言いました、議員の皆さんを含めるかどうか分かりませんが、検討チームを作って今後いろんな形で支援のほうについては考えていきたいと考えているところでございます。

続きまして、バス路線維持事業補助金につきましてです。

伊豆市は、山間地域であり市域が広いので、小中学校まで歩いていく児童生徒は限られており、多くの児童生徒は路線バスを利用しており、大切な通学手段であると考えております。

今後も修善寺地区、天城湯ヶ島地区、中伊豆地区の中学校が再編成されれば、なおさら大切な通学手段になってくると考えているところでございます。

先ほど杉山誠議員の質問にもお答えしましたが、市内を運行している路線バスは主要な幹線を中心とした運行となっており、一部では支線でも運行されていますが、全ての支線をカバーする地域内交通は今後の大きな課題となっております。

議員がおっしゃいますコミュニティ交通につきましては、平成29年度から天城湯ヶ島地区と中伊豆地区において予約型乗合タクシーの試験運行を行いました。実施した運行内容での本格運行は実施できませんでしたので、先ほども答弁しておりますが、来年度地域公共交通網形成計画を作成した中で、地域の方々が望んでいる地域内交通などのニーズ調査を行い、結果を精査した上で、今後もそれぞれの地域の実情に合った地域内交通の施策を地域の皆様とともに考えていきたいと考えております。

また、自主運行バスの赤字の削減につきましては、今後の利用を含めまして、通学バスや高齢者の利用、あと観光客の利用を含めた公共交通を、利用しやすい方法につきましても、今後も検討していきたいと考えているところでございます。

それと、次の高齢者割引乗車証購入助成事業補助金につきまして述べさせていただきます。

いわゆるいきいきパスにつきましては、事業者が発行しているお得な乗車券になり、伊豆市では70歳以上の方には半額で購入できるよう補助しております。いきいきパスの購入は、現在、東海バス窓口での販売となっておりますが、利用につきましては、伊豆箱根バスの路線を含む市内全路線での利用が可能となっており、伊豆箱根バスの利用者にも現在御利用いただいている状況でございます。

しかしながら、先ほど言いましたとおり、購入が東海バス事業者の窓口となっていることや、市民の方々への周知がまだまだ不足しているということから、中伊豆地区では利用者が少なくなっているということを考えていますので、今後はしっかりとした周知をさせていただきながら、いきいきパスの利用の促進を図っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、市有建築物の用途変更についてお答えします。

まず、旧八岳小学校関連ということですが、今回計上しました予算につきましては、もともと学校としての用途であった体育館を学校以外の別の用途で使用する場合には、用途変更の手続きが必要となります。今回、この予算はその用途変更の手続きに要する支援業務ということになります。

まず、旧八岳小学校の現状についてお答えさせていただきますと、校舎につきましては、建物の老朽化と不特定箇所の漏水、これによって再利用は大変難しい状況にあると判断しております。また、体育館につきましては、地震時における避難場所として位置づけております。また、グラウンドにつきましては、現在八岳の地域づくり協議会でグラウンドについての芝生化、こちらを計画していると伺っております。

旧八岳小学校の活用の方向性につきましては、過去に公募をいたしました但、地域の活性化につながるような条件に見合う提案がなく、また先ほど申したとおり、校舎の再利用はこれはなかなか難しいということで、校舎につきましては、地元の合意が得られれば解体の方向で検討してまいりたいと思います。

また、グラウンドを含めた跡地については、災害時における避難地や民間などによる再活用の可能性を含めまして、しっかり検討してまいります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、私から温泉管理事業につきましてお答えいたします。

基本的な考え方は温泉浴による効能と市民の健康増進を図ることを基本的な考え、目的としております。

しかし現在、中伊豆温泉スタンドは水位低下し使用できない状況にあります。現在は、水位を経過観察しており、水位が復活した際には販売を開始するため、維持管理に必要な予算を計上させていただいております。

今後、このような状況が続くようでしたら、温泉スタンドの今後について、民間を含め検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、まず6款、令和3年度の森林環境譲与税の活用事業の

方針と今後の方向性についてお答えをいたします。

森林環境譲与税を活用した事業の推進に当たっては、その目的を間伐等の森林整備、人材育成担い手対策、そして木材利用普及啓発の大きくは3つの取組に区分をしております。

このうち、令和3年度においては、主に間伐等の森林整備に関連した事業を推進してまいります。

森林経営管理制度の本格的な導入を見据えたモデル地区の選定や、推進協議会の設立、森林施業に必要な林道の補修や放置竹林対策、また新たにナラ枯れ被害対策事業を創設いたします。

今後の方向性ですが、森林面積が80%を超える伊豆市としては、森林の持つ公益的機能を維持し、また林業経営を促進していくために、新たに創設された森林経営管理制度の推進や、先ほど市長が申し上げたとおり、木材利用の促進など、森林環境譲与税の戦略的な活用を検討し、推進をしていきたいと考えております。

次に、7款、伊豆市版DMO事業の活動と今後の方向性について。

新型コロナウイルス感染症の影響により、伊豆市の観光産業は大変な打撃を受けておりますが、コロナ禍を乗り越えた後も地域間競争は一層激化することが予想されます。

そうした中で、伊豆市が今後も選ばれる観光地として発展し続けるためには、他の観光地にはない取組を進めることで差別化を図り、競争優位性を確立することが大変重要であると考えております。

このため、新しい観光地域経営としてのDMOの概念を取り入れつつ、観光客のニーズの多様化に合わせて市内の歴史や文化、自然を生かしながら、伊豆市ならではの地域資源の掘り起こし、磨き上げ、これまで一般の旅行ではなかなか得ることのできなかつたサプライズと言えるような深い体験や、新鮮な感動を旅行者に提供するための仕組みを構築することいたしました。

仕組みの構築に当たりましては、産業振興協議会を中核主体として、令和3年度から計画的にコンテンツを造成し、修善寺、土肥、天城湯ヶ島、中伊豆の各エリアを一元的にオペレーションできる組織体制の構築を目指すこととしております。

続きまして、同じく7款、修善寺自然公園内の借地解消に向けた進捗状況と令和3年度の計画についてお答えをいたします。

進捗の状況ですが、平成30年度から借地部分の境界確定業務に着手し、令和元年度において対象地及び隣接地の地権者の皆様との現地立会いを実施し、その後は死亡等による登記名義人の所有権変更がなされていない土地についての相続人調査を行い、昨年11月に調査を終了いたしました。

現在は、対象地及び隣接地の地権者の皆様に境界確定図の確認と、承諾をいただく作業を実施しており、今月中に法務局での地籍構成の登記が完了する予定です。

令和3年度は、地権者との用地買収の交渉を開始し、土地の取得を行っていききたいと考え

ております。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） それでは、私からは10款2項2目7事業の小学校教育振興事務事業及び10款3項2目4事業の中学校教育振興事務事業の通学補助金と、各校のバス借上げを行う中で、通学バス事業としての検討についての御質問にお答えいたします。

まず、各小学校の教育振興事業及び中学校の教育振興事業に計上しております通学補助金以外の13節の自動車借上料ですが、小学校につきましては校外学習や社会科見学などで出かける際の貸切りバスの借上料が主な支出となります。また、中学校につきましては、校外学習と部活動での貸切りバスの借上げが主な支出となります。

その中で、御質問にありました路線バスの減便により特別日課などでの下校時の臨時バスが必要となるための予算計上をさせていただいておりますのが、小学校は中伊豆小学校と天城小学校、中学校は中伊豆中学校となります。

路線バスの減便によりまして、特別日課等で日中の便がない時間帯の下校時の不便さを解消するために、貸切りバスを借り上げております。この時間帯の路線バスの恒常的な運行をお願いするとなると、今以上の市の負担が大きくなりますし、スクールバスとしての運行は地域公共交通としての路線バスの維持の観点から難しい状況でございます。

予算を目的別に編成する関係から、それぞれの学校や区分で計上しておりますが、公共交通担当課とも連携しながら、通学バス全体について検討を行っております。

また、検討の過程をという御質問が最後に添えられておりましたが、もちろんこの日中の便の増便につきましては、公共交通担当課とも予算編成前に相談をさせていただいておりますが、自主運行バスにつきましては、市が経費を負担しておりますのである程度の融通がききますが、バス事業者独自に運行する路線につきましては、要望がなかなかかなわない状況もありまして、例えば12時台ですとか、1時台については、今のような対応が必要な状況となっております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） それでは、2款の5件から、再質疑はありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） それでは、再質疑をさせていただきます。

まず、FMからです。FMについては、議員も含めるかどうかは別にして、早急に検討チームで対応するということで了解です。

ここで、同報系無線のデジタル化が行われますので、デジタル化をすると利便性がアップしますよということで御案内をいただいているところでもあったものですから、その中で、FMをどうするのかなというのがやっぱり検討が必要と思います。

重点事業の参考資料の28でも同報系無線のデジタル方式へ更新することで、スピーカー等

の音質が上がるということと、プラスしてホームページや登録制メール、各種SNS、防災アプリ等の情報通信手段との連携による迅速かつ多重な情報伝達が可能となりますということで、デジタル化のメリットが掲げられています。

そういう中で、FMの役割ですよね。どういふことをFMに担わせるのかということの検討はやっぱり必要なんだろうと思います。現実問題、さっきも言ったとおりで、アンテナの数とかでお金がかかるのはしょうがないので、何とか維持するとしたらどうするのか、あるいは何か違った形にするのかというような、そういう検討は当然必要だろうということです。

さっき言った補助金も承知の上で、こういうのもありますよというのを言ったんですけども、今の民営のままでは当然使えないと。要するに3セクにするということであれば使える可能性もあるよねと、そういう話で持ち出させてもらったんですけども、いずれにしても、そういう検討が必要ですよということの確認をさせていただきましたので、追加で何かあればお願いします。

この後の全体を通じて聞いてみたいというか、確認したいのは、令和3年度について。

デジタル化をすることによって、ちょっと今までと変わってくる部分がありますよねということです。アプリの活用で大分今までと違うような動きができるものが多々あるので、情報の伝達についても、例えばFMだと難聴地域があるんですけども、スマホでメールを送れるものについては、ほとんど全ての市一帯全部のところにメールが届くと思うんですよね。ここで国のほうも行政のデジタル化ということを進めようとしていますので、大手の携帯各社にも値下げをさせて5Gにして、ますますデジタル化を進めて、デジタル同報無線の電波に文字情報を乗せたりすることもできるのかなというようなこともありますから、そういったことも含めた、今の時代の流れの変化に合ったFMの在り方の検討というのをぜひ進めていただきたいと思いますけれども、その辺の考え方についてももう1回だけ聞きたいと思います。

款ごとです。

○議長（小長谷順二君） はい、お願いします。

○13番（青木 靖君） 2款を続けていきたいと思います。

その次の具体的には、八岳小学校のことですけれども、これについては特に質疑はありません。ぜひ地元の皆さんと協力しながら、活用の方法を、地域づくり協議会等々、考えていただいていると思っていますので、引き続き活用の方法を考えつつ、用途の変更等も一緒にやっていただきたいということで、追加の質疑は結構です。

それから、次の温泉事業なんですけど、最初のほかの答弁の中にも、住民サービス等の兼ね合いということもあって、市長のほうから今までどおりにはできないかもしれないと、住民の皆さんにはなるべく住民サービスを維持したいけれども、我慢していただくとか、辛抱していただくというところはあるかもしれないという説明でしたので、基本そうだろうかと私自身は思っております。

八幡の温泉スタンドについては、建設部長の答弁のとおりで水位が上がらないので使えないんですけれども、お金をかけてもう一回掘り直してどこが目詰まりしているのか、お金をかければ出るのかもしれないし、使っていた人はまた使いたいと言っているというのも事実であって、でも、その方が一部であるということも事実。八幡が出ないので、原保の温泉のほうに汲みに言っているというのも事実。

ほかに第3の代わりのものであるということも事実ですけれども、遠くまで行くのが大変だとか、今まで原保ですぐ汲めたのに、今1時間ぐらい待たないと温泉が汲めないことがあるとか、そういう現象が起きているということも事実で、重々承知されていると思うんですけれども、やっぱり熊坂の問題もそうなんですけれども、やっぱり説明を上手にしながら、公共施設の再配置とか、住民サービスの低下にはなるんだけれども、見直しが必要だということは説明をさせていただきながら、御理解をいただきながら進めていくしかないと思うんです。

急にばさっと終わりですと言うと、これは抵抗があるのは当たり前なので、その辺の説明をした上で、御理解をいただきながら持続可能な行政運営なんですよというようなことを分かっていたのは非常に難しいんですけれども、その辺を気をつけながら進めていっていただきたいと思いますので、建設部の所管なんだけれども、総務部のほうも入っていただいてというか、全庁的にやっていくことですので、その施設を、もしこのまま水位が上がらなければ閉めるということになると思いますので、そういう在り方についての説明というか、住民理解を得ることについてはどう考えているのかということをもう一回確認をさせていただきたいと思います。

次に、バス路線のことです。杉山誠議員からも質疑があり、答弁の中でも非常に難しい問題ですということでお話があり、今後も検討し、来年度に向けて新たな計画もできますということまで分かりました。

ちょっと確認したいのは、伊豆市でもお試し天城とか、お試し中伊豆をやったんですけれども、なかなか利用がなかったという経験値があります。静岡県内においてもあんまり伊豆市と似ていないところは参考にならないとしても、静岡市の山のほうとか、あとは比較的枝が多い菊川市とか、そういうところでやっているコミュニティバスなどは、比較的参考になるのかなというふうに個人的には思っていますので、当然、市のほうでもその辺は検討のときに参考材料にしているのかなというふうに思っています。

ある程度どういうところが問題があるのかというのが分かってくると思うので、何とか今のままだと、今のままでいいという状況ではないと思っていますので、来年度の計画の策定に向けて、もう一つ何ていうかな、他市町の動きをどういうふうに参考にしているのかということをもひとつ確認させていただきたいということ。

それと、さっき部長の答弁の中にM a a Sとか、あとキャッシュレス化も検討には入れますよという話がありました。利用しやすくするためには、やっぱりキャッシュレス化という

のが一つの大きな流れですので、費用もかかることなので、すぐにできるわけではないと思いますけれども、ぜひそういうのも検討していただきたいし、どのような検討が可能なのかというような聞き方をしておきます。

それで、M a a Sというのがサービスとしてのモビリティということで、今いろんなことで取り上げられているんですけども、いろんな交通手段の組み合わせで、今までできなかったことができるようになったらいいねということだと思います。

これもさっき言ったアプリケーション、アプリの利用で使うことによって、いろんな交通機関を統合して乗り継ぎをするのにM a a Sを活用しようということで、観光型のM a a Sということで、東伊豆とか神奈川県でやっている事例があります。そういうのを伊豆市のほうで取り入れるような、参考にしたような検討がされるのかということをもう一つしたいと思います。その2つについて、バスについては聞きたいと思います。

それから、いきいきパスについては、伊豆箱根バスでも使えますよということで、東海バスで販売しているので、東海バスしか使えないのかなというふうに思っていた節もあったものですから、あえて聞いたんですけども、バスそのものを使っている方が少ないのは事実なんですけれども、絶対数は少ないですけども、必ずいますので、車が中心の社会であって、車を持っている人は自分の車で動くんですけども、これから運転免許証を返す人もいらっしゃるでしょうし、バスの本数が少ないからということもあるんですけども、バスの本数が少なくなってから、平日の午後の便とか、結構な人数が乗っている便がかなりあります。中伊豆についても、少なくなった分、動いているバスには乗っていらっしゃいます。

ぜひそういう制度を広く知っていただいて、今、少なくなったけれども、走っているバスは乗っていただくような方策というのは必要だと思いますので、どんなことが拡大に向けて考えられるのか、もう一回お願いします。

以上です。

○議長（小長谷順二君） それでは、答弁願います。

最初に市長。

○市長（菊地 豊君） 私から2つだけ答弁をさせていただきます。

まず、同報無線のデジタル化とコミュニティFMの関係ですけども、私が市長になったころ、同報無線のデジタル化の課題がありました。ありましたけれども、当時はもうギブアップ、デジタル化しないという決断を一旦はしました。

当時、正確な数字は覚えてないんですけども、デジタル化して、戸別受信機を新たに整備すると、たしか24億円か26億円かの事業費で、財源としては合併特例債しかなかったと思いますので、しかも皆さん御承知のとおり、いざ災害のときにはほとんど聞こえないわけです。大雨のときには聞こえない、反射して聞こえない、それを20数億円かけるのかという判断が私の独断ではなくて、県の担当者とも協議をして、やはり合併特例債を使うのであれば、コミュニティFMのほうが適切でしょうという判断を一旦はしました。

その後、整備の価格がかなり下がり、そして減災・防災交付金、新たな財源も措置をされ、それから多様な通信手段が必要だということも被災地の状況から確認ができ、同報無線、それから情報アプリ、それからコミュニティFM、それからプリミティブなやり方ですけれども、消防にも回っていただく、あらゆる手段を駆使することが必要なんだろうという判断に至っております。

同報無線のデジタル化については、これから必要なことと、価格が下がったことと財源が得られたこと、できたことで進めたことは事実なんですけど、それによって、コミュニティFMの必要性がなくなるかについては、まだ判断しかねているところで、現時点では、私はやはり多様な手段が必要だろうなと思っています。

そういった背景で作ったんですが、いざ作るとなったら、私が期待したことはもちろんほかにもありまして、ケーブルテレビのない伊豆市の中で、市民の間の情報共有に使えるという期待をしたんです。

当時ですと、例えばはまぼうクラブという活動があって、ほかの地域では知られていない。修善寺温泉の桂座という活動も、地元では一生懸命、伊豆新世紀創造祭からやっていただけども、ほかの地域では全く知られていない。協働の会も同じ。

それを電波で共有することによって、市内で、あそこはこんな活動をやっているんだ、こちらはこんな活動をやっているんだということのプラットフォームができればいいと思ったんです。それがなかなかそういった活動がしていただけなくて、各区に呼びかけたり、いろんなことはしているんですけども、ここはまだ我々も含めて、汗をかく余地があるのかなと考えております。

それからもう一つだけ私からは、バスというか、市民の足なんですけど、コミュニティバスはうまくいっているところも、やってみたけれども、断念したところもあるようです。

去年だったでしょうか、島田市のふじのくに茶の都ミュージアムというんでしょうか、わさびの郷の参考にとともに思い、ほかに公務があったものですから、あえてコミュニティバスに乗ってみました。運転手さんの話を伺うと、10人ぐらいが乗れるワゴン車を市が買って、たしか地元の鉄道会社に委託をして、状況によっては乗り切れなくて待つていただくようなこともあるようです。なるほどそういった使い方もあるのかなと思ったんですが、逆に市内のおでかけ天城とおでかけ中伊豆、何だっけ、あの制度。デマンドバス、すいません、失礼しました。デマンドバスの社会実験をやったときに、なぜ使っていただけないのかを聞いてみると、バス停から家までも、缶詰買ったりいろいろ物を買って、牛乳や水を買っていくと、家まで来てくれないかなという世界なんですよね。

そうすると、ほかの市町でうまくいっているコミュニティバスでも同じことがやはり起こるんだろうと。さすがに家からスーパーマーケットまでになると、行政だけででききるのか、一部地域づくり協議会でも検討いただいていると聞いていますが、そこまで市民力にお願いする場面が出てくるのか、これ実際に市民のニーズを聞いてみると、もうそのゾーンに入

っているようなんです。

そういったことが、じゃ市民に押しつけるのかということにも当然なるでしょうし、そこはどこまでできるのか、具体的なニーズをどうすればカバーできるのか。まだ正直言って、市長としても回答が見切れていないというのが正直なところですよ。

そのほかの点について、またそれぞれ部長から答弁をさせてください。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） F M I Sにつきましては、市長が申したとおりだと思います。

バスのことなんですけれども、先ほど言いましたおでかけ天城だとか、おでかけ中伊豆という形で、いろんな形で実証実験をしました。その中で、やっぱり課題を考えてみましたときに、予約型タクシーということで、前日予約であったということ。あと、それと運行時間帯がそれぞれの方のニーズに合っていかなかった。本数も3本とかそういう形で限られたものがありましたので、時間帯の設定がなかなか難しいという問題。先ほど市長が言った目的地をどう設定するという問題、多々いろいろな形で課題は出ております。

それらの課題をやはりこれからどう潰していくかというのが、我々のこれからのやり方になってくるんだと思います。それにつきましては、議員がさっきおっしゃいました先進地等がありますので、そちらのほうもいろいろ参考にさせていただきながら、より利用しやすいようなデマンド交通というか、そういうのを考えながら、次年度以降、交通網の形成計画を作っていきたいと考えています。

あと、M a a Sにつきましては、やはり2019年に、静岡のディスティネーションキャンペーンの一環として、東海岸、下田地区をやったというのがあります。その中でやはり美しい伊豆創造センターがリードしながらやっていたというのを聞いております。

これから観光型となりますと、伊豆市だけの課題ではありませんので、伊豆半島全体、先般、駿河湾フェリーも含めたものを考えているような記事も出ておりましたので、そういったところを含めまして、観光型につきましては、美しい伊豆創造センターと連携しながら、今後のM a a Sについては考えていく必要があるかなと考えているところでございます。

○議長（小長谷順二君） 部長、いきいきパスについては。

○総合政策部長（堀江啓一君） いきいきパスにつきましては、先ほど言いましたとおり、周知不足というのがありましたので、そこら辺につきましては、うちのほうでもう一度、どこの地区でも使えるんだよという形のものを。ただ販売箇所につきましては、伊豆箱根バスの営業場所がありませんので、伊豆箱根鉄道の窓口で買えるのかどうかにつきましては、一応話をさせていただきたいと思っております。

○議長（小長谷順二君） 続いて、建設部長。

○建設部長（山田博治君） 温泉の関係なんですけれども、現状、中伊豆温泉のスタンドにつきましては、平成6年に完成しまして、当時はG L、平らな土から50メートル下がりで水

位がありました。稼働するポンプの必要な水位がそこから350メートル下がりで稼働するという今ポンプを入れております。

今現在、それを下より405メートル、G Lが450メートル下がったところまで水位が低下しているという状況でありまして、このポンプを例えば入れ換えるとすれば、水位が低いものですから、ポンプの能力もアップさせなきゃいけないということで、約2,300万円ぐらいのお金がかかるという状況の中で、利用者が約50人ぐらいいましたので、アンケートは取りました。アンケートの内容、鮮明に覚えていないんですけども、維持するためには、今の料金を上げて大丈夫ですかとか、上げたときに、どのくらいなら利用しますかとかという、そういうアンケートを取りました。

その中で、先ほど言いましたように、お金が非常にかかることなものですから、今後の住民サービスという面から、今後の在り方につきましては、利用者にはアンケートを取っただけなものですから、しっかり説明をして、今後の方向をしっかり決めながら、財政当局とも相談しながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、3回目です。再質疑はありますか。

○13番（青木 靖君） 結構です。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

続いて、6款、再質疑はありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 6款は森林環境譲与税です。先ほどもいただいたので、大体分かりました。

それで、これからの方向性も当然本来の使い道というのは決まっているというか、決まっていますので、その方向でお願いしますということになるんですけども、今回の説明資料だけ見ると、観光に関係するところの天城の地区の地名が多かったものですから、令和3年度は天城を中心に使うのかなというふうに、これだけ見るととれてしまうものですから、ほかの間伐とかが一番主ですよという部長の答弁でしたので、それでちょっと安心しましたけれども、ほかのところでやる事業も1つ、2つでいいですので、紹介してもらいたいなど冗談抜きに思ったものですから、ナラ枯れとか放置竹林もやっていただけるということですので、今、困っているところにこの譲与税を有効に使った活動をしていただけるというのはよく分かるんですけども、そうは言っても水恋鳥広場とかも、支障木を切れば景色もよくなったり、観光にも寄与しますので、いいことだと思うんですけども、では、観光との関わりでどう使っていくのかという話で質問させてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今、議員御指摘のとおり、来年度の具体的な内容について、天城

に偏っているということですが、決して地区を何か特化して予算を組み立てているということではございません。

必要に応じて、地元の要望であるとか、こういったものに基づいて、近々にやらなければならないということで予算化をさせていただいているものでございます。

観光とのリンクということですが、基本的には森林環境譲与税ですから、当然森林施業ということをしては森林整備、これを主眼として事業を仕立てており、またいきたいというふうに考えております。

結果として、先ほど議員がおっしゃられたとおり、沿線沿いの修景伐であれば、やはりそれは観光客の皆様にも景色として、また美観、景観としてもいいものと、伊豆市はいいところだという認識もいただけたと思いますし、今回、鉢窪山の山頂付近の森林整備についても、やはり観光との、またジオサイトとしての価値を高めるものというふうに考えておりますので、いずれにしても、山をきれいにすること、また景観についても観光には資するものというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

○13番（青木 靖君） ありません。

○議長（小長谷順二君） 続いて、7款、再質疑ありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 7款は、先にDMOの関係ですが、これもコロナ禍の対応という切り口として聞いたのですが、先ほども聞いたんですけれども、こちらの部門でもアプリの活用みたいなもので、コロナの接触を避けるとか、情報の提供手段として活用すると、さっき言った、例えばですけれども、今、既に使われているアプリを使って、混雑している状況が離れたところから確認できるであるとか、当然予約とか、そういうのも既に行われていると思いますし、交通の予約とか、それ以外にさっき言った店舗とか、飲食とかの予約とかにアプリを使うとか、そういうのもあると思うんですね。

地域の資源の掘り起こしとか、磨き上げというのが非常に大切で、それはハードだったり、そういう部分の整備というのが引き続きこれをやらなきゃいけないし、いろんなイベントとか、新しい何かを打ち続けていかないと、競争力が上がらないと思いますけれども、それをうまく生かすための手段として、独自のアプリというのもなかなか難しいのかもしれませんが、そういったものの活用というのも必要なのかなと思っています。その点について、一つどういう状況かというのを教えてください。

款ごとですので、修善寺自然公園、虹の郷ですけれども、進んでいる状況についてはよく分かりました。大体予定どおりに進んでいるのかなと思います。

土地の取得までいきたいよということでした。土地の取得がされた後のことについて、まだ今年度は計画がないのかもしれませんが、指定管理者はたしか3年の契約だったと思いま

す。その境界の確定ができて、土地の購入ができた後のことについてのおおまかな、おぼろげなでも結構ですので、今後の予定というか、見通しというか、今の時点で言える部分があれば、それをお願いします。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは1点目、アプリ等々を活用した観光振興ということの御提案をいただきました。ありがとうございます。

先ほど私がお答えをさせていただいたとおり、まず、来年度何をしたいかというか、何をしていくかというところの大きなメインは、先ほど御回答させていただいたとおり、まずは本来のDMOという概念を取り入れて、産業振興協議会を中核主体としてコンテンツの創造、これをやっていきたいというのが、主眼としてはございます。

議員おっしゃるとおり、それ以外にも、こういった今、5G等々、情報ツールというのが非常に発達をしてきておる中で、観光とアプリを結びつけたシステムというのは、当然に検討していかなければならないというふうに考えております。

具体的に令和3年度においてというところは、まだちょっと予算化はできていないところがありますが、検討はできるというふうに考えておりますので、そこのところは併せて行っていきたいというふうに考えております。

それから2点目、虹の郷の土地購入が終わった後のということですが、確かに指定管理については、来年度で3年間ということになっております。その後の虹の郷の方向性というのは、現時点で今、公共施設再配置計画という位置づけの中では、観光施設の一つではありますので検討していくというところで、その方向性について、今具体的に何か決まっているというところではございません。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

○13番（青木 靖君） ありません。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

最後、10款です。再質疑ありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 通学の手段についての検討については、引き続きお願いしたいと思います。

中伊豆と天城で特に特別日課のときのバスがありますよということで、それであえて取り上げさせてもらったんですけども、現実的にそういうことが起きているんだけれども、逆に言うと、この方法でうまくいっているんですよということを確認させてもらって終わりたいと思いますけれども、さっきのM a a Sもそうなんですけれども、公共交通を考えると

きでもいろんなものの組合せで、今ある問題をどういうふうに解決していくかということが一番手っとり早いと思うんですよね。

なので、こういうやり方でやってみて、うまくいっているんじゃないかなと見えているんですけども、さらに課題があつて、どこか改善する点があるのか、これでいけそうなのかというところの確認をして終わりたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 先ほど申し上げさせていただいたとおり、特別日課のバスの借上げはどうしても補填的なところでございます。ただ、バス事業者にダイヤの増便というのは一朝一夕にはいかないものですから、まずはそういう確保で課題を解決しながらスムーズに履行してもらうということでは、問題なくできていると思います。

ただ、今後の課題としては、やはりダイヤ全体の見直しとか、そういう部分については、総合政策部でも所管していただいている公共交通会議という会議がありますので、教育委員会としても課題を共有させていただきながら、引き続き検討してまいりたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

○13番（青木 靖君） ありません。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

これで青木靖議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号 令和3年度伊豆市一般会計予算につきましては、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

#### ◎議案第8号～議案第22号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第6、議案第8号 令和3年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算から日程第20、議案第22号 令和3年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算までの15議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号 令和3年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算から、議案第22号 令和3年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算までの15議案につきましては、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

#### ◎議案第23号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第21、議案第23号 伊豆市事務分掌条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

初めに、14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） それでは、質疑させていただきます。

議案第23号 伊豆市事務分掌条例の一部改正について。

令和3年度当初予算・組織改編の概要によると、重点的な取組を着実に推進するための改編とあるが、現体制の問題点・課題は何か。新体制ではどのように進展していくと想定しているのか伺います。また、各課の人員定数の変更についての増減を伺います。

さらに、市長直轄の独立した部署として、危機管理監（7等級職員）を置き、危機管理課を新設していますが、危機管理監の業務内容を防災監との違いや職務権限の違い等について伺います。

また、市長不在時の職務代理者はどの職が担うのか。事務決裁規程の専決権限者、代決権限者はどの職か。副市長の権限との関係で伺います。

○議長（小長谷順二君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

4月からの編成替えで、総合政策部と危機管理監で、市長によるトップダウンが強化されるように見えると思います。が、実際には職員をより動きやすくするというのが主眼です。

今まで総合政策部、当然部課横断的な調整機能を持っていたんですが、なかなか横並びの部長でやりにくそうで、予算を持たせることによって調整機能を強化するという目的があります。

今回、市長直轄にします危機管理課につきましては、これまでの13年間の災害時の対応等を見ておきますと、災害イコール防災安全課ということになってしまっていて、情報収集から、それから緊急対応からとにかく防災安全課だろうということで、どうもそこに集約されてしまっていて、十分に伊豆市役所全体が機能していないような感触を持ちました。

私が市長になったときには、まだ防災監という職が部長級であったんですが、これは当時、13年前ですから、実際には防災監の機能は自分が果たさなければいけないという判断だったんです。まだ市長になったとき49歳で、自分の同期が自衛隊にも、県庁の中でもたくさんいましたし、そこと連絡を取りながら即断していくということは、自分がなすべきことであって、防災監に委ねるのも難しいだろうという判断で、自分がやるということで、一旦なくしました。

他方、これまでの、先ほど申し上げました災害対策会議を何度もやってきたんですけども、やはり防災安全課長、総務部長が横並びなんです。危機管理は瞬時に判断して大きな網をかぶせて、そして状況に応じて柔軟に対応していく、当然市長がやるべきことなんです、

実は平時の体制づくりも大切な役割があるわけです。

そこで、横並びの部長、横並びの課長だと、どうしても市長権限といえども、統制しにくい、統括しにくい状況にあるようです。

今回、危機管理監を置くことによって、災害対応、危機管理というものは、担当課がやることではなくて、担当課が事務を統括するけれども、全ての市長部局、状況によっては教育委員会も巻き込んでやることですから、そういった意味で市長の命のもとに、平時から体制を取りやすくするという趣旨で、このような編成を考えております。

制度の詳細については、総務部長に補足をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、総務部長お願いします。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、現行体制と新しい体制について、危機管理監については、市長が答弁したとおりでございます。

一つ、総合政策部に財政部門を移管することについてでございますが、こちらにつきましては、現在の総合戦略課である企画部門と、総務部財務課の財政、こちらが両輪となって部局横断的かつ機動的に市の政策課題に対応できるような体制としたいという趣旨でございます。

また、情報化の推進を総合政策部に移すことでございますが、こちらも地域の政策課題に関する自治会、区長会、また交通安全や防犯、それに併せて情報政策に係る事務を総合政策部に集合することで、地域づくり活動への支援の強化を図りたいというものです。

3点目の市長不在時の職務代理との関係でございますが、今回、組織改編するわけですが、通常業務における命令系統、こちらは今までどおりで変わりはありません。市長から副市長を経て、各部長、また新しい危機管理監へと命令は流れますし、事務決裁につきましても副市長を経て市長決裁ということに原則変わりございません。

また、市長が長期不在などの場合に置く職務代理者、これも現行、地方自治法の規定によりまして、副市長が職務を代理することには変わりません。

今回の市長直轄というのは、あくまでも非常事態の状況で、かつ緊急の場合は、市長から直接危機管理監へ命令を下すという、ちょっと緊急事態のときという御理解をいただきたいと思っております。

そのように直接命を受けた危機管理監が各部局長を通じて部局横断的に体制を整えるという意味でございますので、通常業務においては今までどおり市長、副市長を通じて命令が来る、また副市長を通じて市長に決裁が上がるという御理解をしていただきたいと思っております。

また、各課の人数定数につきましては、現在いろいろ細かい内容については、調整をしているところでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 職務代理者の権限のところですが、ちょっと私のデータが古いんでしょうか、伊豆市長の職務を代理する職員を定める規則というのがあるんで、最終改訂が平成27年3月31日規則第26号というのを持っているんですが、その代理者については、順位が部長職にある者として、総務部長の職にある者、2番目として市民部長の職にある者も市長の代理権者としているとあって、副市長がなかったものですから、あれと思ったものですから、ここの問いかけと、市長が不在時になった場合の危機管理監が市長の職務を代理するのか、それとも副市長が非常時にも代理しないのかという、その疑問があったものから、この問いかけをした次第でございます。

あと、ちょっと私もよく分からなかったのは、代理者と、いわゆる決裁規程というのがまたあって、これが令和2年4月1日ですか、訓令第4号とあるんですが、いわゆる事務決裁と代理者の違いとか、権限上の問題とかがちょっと分からなかったものから、確認させてもらいたいなと思っています。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、市長の職務代理の関係で、市の規則では総務部長になっているということですが、まず、地方自治法の規定の中で、地方公共団体の長に事故があるとき、また欠けたときは、副市町村長がその職務を代理すると。原則、法律の中では、伊豆市で言えば副市長が代理しますということになっております。

なおかつ、その法律の中で、副市長に事故があるとき、また副市長も欠けたときは、地方公共団体の長が指定する職員がその職務を代理するというので、伊豆市の規則は、市長が職務代理を置いたときは副市長、その副市長がなおかつ欠けたとき、事故があったときには、規則で定める職員ということですので、2段階になっているという御理解でいいかと思えます。

事務決裁規程との関係ですが、これはあくまでも決裁については市長が最終決裁者です。どんな細かいものから、何から何まで市長決裁ですと、当然書類の動きとか、決裁事務が煩雑になりますので、段階的に市長が本来決裁すべきものを副市長に権限を委ねる。また、その副市長が決裁すべきよりも、もっと部長でいいだろう、課長でいいだろうということ、それぞれ本来トップの市長である決裁を職位によって下に権限を移しているというのが、事務決裁規程になっております。

ですので、基本的に職務代理と若干事務決裁規程とは違うということ御理解いただきたいと思えます。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 今の説明で安心しました。主観を交えながら、優秀な副市長がいるのに、なぜ副市長が出てこないのかなと、理解したものですから、今のことで安心しました。

非常時はやはりオール全庁体制でやらなきゃいけないけれども、ただ、決断は、最後はトップがすると、そのトップもちゃんと順位が確立しているということを確認させてもらって終わります。ありがとうございます。

○議長（小長谷順二君） 答弁はよろしいですか。

これで三田忠男議員の質疑を終わります。

次に、16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

議案第23号 伊豆市事務分掌条例の一部改正について、その中で危機管理課について質疑をさせていただきます。

先ほどの三田議員の質疑とかぶるところもあるんですけども、私もかつて防災安全課、この人員体制であるとか、様々な危機の対応に対して、その組織の負担が大き過ぎるのではないかということで議論させていただいたことがあったんですけども、今回、市長直轄の組織とした理由というのは、先ほど答弁でもありましたけれども、改めてどんな事案に対して課題があったのかということと、今後改正により、いわゆるメリットです。今、各自治体において、そういった危機管理体制の整備強化というのは、国としても強化されている時代背景もあります。さまざまな災害も起きやすくなっていますので、改めて本市として、危機管理体制を強化するに至った、そういった思い、それらの今後の対応策、そういったものについて、改めて質疑をさせていただきます。

よろしくをお願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

私が市長になりましたときも、現在も、防災を危機管理の観点で捉えて対応していくということに対して、大変強い意識を持っています。

私が幹部学校の学生で勉強したころに、雲仙島原の火山の噴火があって、自衛隊が初めて災害派遣で戦車を出し、島原城に災害拠点の現地司令部を置いたような、非常にイレギュラーな災害を見、それから阪神・淡路大震災のときには留学中だったんですけども、帰ってきますと、やはり同僚、先輩の中に、中部方面隊で直接経験した隊員の話も耳にし、そして自分がある意味、指揮官となった青森で勤務したときには、今でも新聞取ってありますけれども、2004年の新聞記事に、災害発生確率が出ているんです。

仙台・塩釜沖発生確率、何と90%ですよ、90%。絶対起こるという、したがって、当時、もうどこか侵略されるよりも、とにかく仙台・塩釜沖だということ考えていたこともありますし、その新聞の中には、ちょうど10年前に起こりました青森県沖から房総半島沖まで、

縦500キロの発生確率20%という高い確率が出ているんです。ただ、マグニチュード8。9ではなかった。しかしやはり、予測されていることは確実に起こる、確実に起こります。

私が市長になったときには、最も恐れていたことは、観光の繁忙期に台風と地震が同時に襲ってくる。まあ、そんなことはないだろうなと思っていたところが、平成21年8月11日でした。翌朝台風が来るということ、たしか県庁で会議があって、明日の会議に県庁に行けるかなと思って、8月11日ですから、当然観光は繁忙期ですよ。6時ちょっと前に震度6の地震が発生し、そして台風が幸いなことに伊豆半島の南部を通過していったわけです。

つまり、伊豆半島において、観光繁忙期に地震と台風が同時に来るということは、起こり得るということ、市長就任して1年目に経験したわけです。

それから、伊豆市の災害体制、防災体制の脆弱さは認識をしておりましたが、天に祈る気持ちで最初の2期は文教ガーデンシティ事業に集中してまいりました。まだそれは実現はしていませんけれども、しかし、自分にも少し考える時間と意識の余裕ができ、それからさすがに13年間、ありがたいことに死者は出ていないんですけれども、きわどいシーンが何度もあった中で、伊豆市の災害体制、危機管理体制、これではいけないということに今至っているわけです。

今、杉山議員からも御指摘があったように、防災と防犯を併せ持っていることで、相当動きにくそうな感じがしました。防犯はどちらかというと地域づくりとの一体感が強いですし、それから災害を中心とする危機管理は、相当強くトップダウンの権限発揮が必要になりますので、やはり防災は危機管理の一主要な部分と位置づけ、危機管理については、市長権限を持ち、それからこういった体制をつくることによって、市民の皆さん、それから市役所職員の中にも、危機管理というのはある意味別次元の時間と空間が必要になるんだということを徹底させていく必要があるかと思えます。

今年の梅雨も雨が多いと予測されているようですし、地球温暖化の中で毎年狩野川台風並み、もしくは狩野川台風を超える災害が起こるかもしれないという気持ちではおりますけれども、起こったときに、多少財産の被害、あるいは土砂災害が起こっても、死者だけは絶対に出さないという決意を持って、体制強化に臨んでまいりたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 即断即決で迅速的確に事案に対処するという大きな効果が期待されると思うんですけれども、市民に対しては、やはり危機管理監を中心に危機事案について報道、そういったものも考えられると思うんですけれども、これらもやっぱり今までの部局間の調整をしながら報道するというのではなくて、素早い報道がなされることが期待されるんですけれども、その辺のところはどのようにお考えですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 実は、災害対策会議は、台風が来るたび、大雨が予測されるたびに開くんですけれども、市民の皆さんへだけではなくて、避難所に派遣している職員にも全く情報が来ないので何とかしてくださいと、実は職員からもかなり強い意見を耳にしています。

それで、災害対策会議そのものをラジオでリアルタイムで流しちゃうことも考えたんですが、どのような仕方がいいのか、ある程度整理してラジオ、情報アプリで流すのがいいのか、別に秘密の会議をしているわけではないので、リアルタイムでラジオで流すっちゃうこともあるのかなと考えながら、どのような情報の発信の仕方が市民にとって最も効果的で必要性が高いのか、少し試行錯誤になるかもしれませんが、新しい取組を順次進めていきたいと考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 新型インフルエンザのときもそうだったんですけれども、ホームページのトップページに、そのリンクを張るという、そういう方法がありまして、ホームページの関係で伊豆市はなかなか対応がちょっとタイムラグがあったんですけれども、そういったホームページに緊急危機管理情報というか、そういうものを設けるということを静岡県がやっているそうなんですけれども、こういった情報の掲載とか、そういったものの取組を今、市長が答弁されたことに加えて、そういった取組も考えられるのかどうかということと、あと、緊急事案を全体的に統括する部局、危機管理部局と、危機事案そのものを具体的に対応する所管の部局、例えば新型コロナウイルス感染症の場合だと、今回ワクチン接種の対応をする部局がありますけれども、そういった危機事案を統括するところと担当する部局、災害の場合は建設部が具体的な現場の対応に当たると思うんですけれども、そういった部局間の役割分担、これを明確に定めておいて、さらなる即断即決で危機事案に対応する体制を整える必要があると思うんですけれども、そういったところまでは計画されてますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まさに今、議員に御指摘いただいたとおりなんです。自然災害であれば、防災安全課が情報収集し、防災安全課が対応して、防災安全課から指示を出して、いや、これではとても回らないのであって、やはりそこがコントロールセンターになって、しっかり対応する部署に指示をしていく。情報収集も自らやるのではなくて、ちゃんと情報収集担当がいて、整理をして、防災安全課に上げてみたいなことを強化するという意味で、この体制を今考えています。

それから、今回まさにコロナは危機管理として扱ってきたわけなんですけれども、これも同様に、去年の3月、4月は、とにかくすぐに動かせる職員も必要でしたし、それからオリンピック・パラリンピック課の職員には誤解しないように、私が課に出向いて、伊豆市にとってはコロナ対策をすることこそが、オリンピックのまずは当面の最大の支援だということで、

あの課を使ったんですが、しかし、やはり本来は危機管理の観点から、業務指示によって実際に動く健康福祉部にせよ、建設部にせよ、そこを統括していく機能というのは必要ですので、そういった危機管理、それが自然災害であれ、感染症であれ、どんな状況であれ、コントロールセンターとして機能させるということは、まさに議員御指摘のとおりでございます。

○議長（小長谷順二君） これで杉山誠議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号 伊豆市事務分掌条例の一部改正につきましては、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

ここで、都合により昼の休憩をいたします。再開を午後1時からといたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 0時59分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎議案第24号～議案第28号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第22、議案第24号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第26、議案第28号 条例の見直しに係る関係条例の整理に関する条例の制定についてまでの5議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第26、議案第28号 条例の見直しに係る関係条例の整理に関する条例の制定についてまでの5議案は、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

#### ◎議案第29号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第27、議案第29号 伊豆市交通指導員設置条例の廃止についてを議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 議案第29号について質疑させていただきます。

条例を廃止し非常勤職員から有償ボランティアとしていくとのことですが、予算上は、交通指導員報酬から交通指導員謝礼に変更していますが、支払いの根拠はどこにあるのでしょうか。また、事故等の補償はどのように取り扱うのか伺います。

本質疑の趣旨は、いわゆる条例がなくなっても今の指導員さんが事故等があっても、ちゃんと補償されるのか、そんなところの質問をさせていただきます。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、総務部長お願いします。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、交通指導員に対しての御質問にお答えさせていただきます。

まず、予算上、今まで交通指導員には非常勤の特別職ということで報酬を支払っておりましたが、このたび非常勤特別職から有償ボランティアへと、身分を変えることに伴いまして、謝礼として報償費で支払うこととなります。

この報償費の支給等につきましては、有償ボランティアとしての交通指導員の設置に合わせて、交通指導員設置規則を新たに制定します。その規則の中で、報償、謝礼等についても規程することとなります。

また、事故等の補償につきましては、今後は民間の損害保険会社のボランティア活動保険、こちらに加入して万が一の事故等に対応いたします。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

三田忠男議員。

○14番（三田忠男君） 民間のボランティア保険等に入るとのことですが、補償内容の変更はないと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今までは静岡県市町総合事務組合で非常勤職員の公務災害という制度に加入しておりました。今回民間に移るとのことです、補償内容につきましては、金額や補償される項目に若干の変更はございます。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はございますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） あえてここで変更内容を確認しませんが、既にやられている方には、もう説明は行っていることですか。それともこれから説明するような事項になるのでしょうか。その結果、なり手が不足するとか、非常に心配するわけですがけれども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） この制度につきましては、本来会計年度任用職員の制度が令和2年4月1日から始まった。併せて昨年度いろいろ検討をしておりましたが、今、議員おっしゃられたとおり、交通指導員の方への説明や推薦をお願いする区長さんへの説明が昨年度末になっていたということで、1年延ばしました。今回は、9月に交通指導員の方へ身分が変わること等につきましても説明をお願いするとともに、また任期の再任等、もろもろ説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） これで三田忠男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号 伊豆市交通指導員設置条例の廃止については、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

#### ◎議案第30号～議案第36号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 次に、日程第28、議案第30号 伊豆市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定についてから日程第34、議案第36号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてまでの7議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号 伊豆市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定についてから議案第36号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてまでの7議案につきましては、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

#### ◎議案第39号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第35、議案第39号 財産の無償貸付についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号 財産の無償貸付については、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

#### ◎日程の追加

○議長（小長谷順二君） お諮りいたします。

お配りしております追加日程表のとおり、1件を日程に追加し議題にしたいと思います。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認め、1件を日程に追加することに決定しました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 追加日程第1、議案第40号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第13回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第40号について提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の中小企業者、個人事業者の事業継続を下支えするための地域経済応援給付金第2弾として1億2,000万円、同じく新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内飲食店で使用可能なプレミアム付食事券事業のプレミアム分として1,000万円を計上したほか、高齢者や障害者、妊婦等のワクチン接種時の移動に利用していただくための公共交通利用促進事業助成金2,835万円や、東京2020大会の感染予防対策委託料287万4,000円など1億6,494万円を計上し、歳入歳出予算額を240億3,085万円とするとともに、併せて公共交通利用促進事業助成金や地域経済応援給付金など、5事業について繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

市内の中小企業者を支えるだけではなく、市民による消費喚起も目的としているところですが、これを含めて推進するためには、市内のコロナ感染の状況が落ち着いていることが前提条件となりますので、議員の皆様におかれましては、地元あるいは周辺の皆さんに引き続き市民の皆さんにコロナ対策の協力をお願いしていただくよう、さらに基本的な対策を引き続き徹底していただくよう、重ねてお願い申し上げます。

詳細について、総務部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） 補足説明の申出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、一般会計補正予算（第13回）の追加議案について補足説明させていただきます。

議案と一緒に、伊豆市マークの追加資料も配らせていただいておりますので、一緒に御覧いただきたいと思っております。

まず、今回の補正の主なものとしまして、まず歳入におきましては、国の第1次、第2次の地方創生臨時交付金の歳入をここで計上するものと、あと県からの臨時交付金も歳入として計上させていただきます。

併せて、今までの補正予算で財源として財政調整基金からの繰入れを計上していたものについては、財源振替ということでここで調整します。そのほか歳出につきましては、先ほど市長申したとおりでございます。

まず、議案書の8ページ、9ページの歳入を御覧いただきたいと思います。

14款国庫支出金の総務費国庫補助金6億1,105万6,000円、これは国の地方創生臨時交付金第1次補正分が1億4,194万3,000円、第2次国の補正分として4億6,956万3,000円、合わせて6億1,105万6,000円となっております。

また、15款の県支出金、商工費県補助金でございますが、こちらは静岡県によります地域振興臨時交付金でございます。各市町独自の地域経済対策に対する交付金でございます。こちらが7,720万7,000円。

併せて消防費県補助金としまして、地震・津波対策等減災交付金でございますが、こちらも新たにコロナ対応分として県から424万6,000円交付されるものでございます。

合わせて今回歳入として6億9,295万9,000円を計上させていただきます。これによりまして、18款の財政調整基金からの繰入金は、今までの補正予算で計上していたものに対して、5億2,801万9,000円を減額するものでございます。

続いて、歳出を御覧いただきたいと思います。

10ページ、11ページからお願いいたします。

まず、10ページの2款総務費の例えば一般管理費等で左から4列目、国県支出金に2億2,445万1,000円、一般財源マイナスの1億9,610万1,000円、こちらがそれぞれの款項目でございますが、財源を振り替えたものでございます。

それでは、歳出の主なものとして、まず2款総務費の負担金補助及び交付金、新型コロナウイルス対策事業でございます。1つ目の公共交通利用促進事業助成金でございますが、こちらにつきましては、高齢者や障害のある方、また妊婦の方を対象に、ワクチン会場までの移動費の負担軽減や、公共交通事業者の支援を目的として、公共交通利用券を3,000円分配布するものでございます。総額として2,835万円。

次に、財産管理費の生きいきプラザ管理事業でございます。こちらは、現在生きいきプラザと図書館の間にスペースがあります。そこを通称ロータンドと呼んでおります。そのロータンドに生きいきプラザの子供等の健診時の待ち時間とか、健診が終了後の親御さんたちの会話をしたりという憩いの場として活用していただく。現在は、生きいきプラザ内でいろいろお話しされているわけですが、やはりコロナ対応ということで、外でそういう居場所を作るといことで、まず水道設置工事につきましては、お子様の手洗いができるような手洗いカウンターを設けるもの。また、日除け用のテントを購入する。それらの経費で190万2,000円を新たに計上するものです。

続いて、企画費の東京オリンピック・パラリンピック事業の新型コロナウイルス感染症対策業務委託でございますが、こちらは駅西広場を活用した観戦客のおもてなしや、聖火リレ

一のイベント時など、コロナ対策を業務委託するものでございます。287万4,000円。

続いて、12、13ページでございます。

7款商工費、緊急経済対策事業として1億3,000万円でございますが、まず、プレミアム分交付金、これは昨年実施しました伊豆市で食って得券事業の第2回目となります。市内の登録飲食店で使用可能なプレミアム付飲食券、50%のプレミアム率を見てございます。額面3,000円の券を2,000円で販売いたします。これを1万冊販売する予定で、プレミアム交付金分で1,000円掛ける1万冊で1,000万円。

続いて、地域経済応援給付金、こちらも昨年実施した応援給付金の第2回分でございます。市内の中小企業者や個人事業者に対して、コロナの影響で売上げ等の減少が予測されますので、この事業継続を下支えするためのものでございます。

条件としまして、令和2年12月から令和3年2月までのいずれかの月の売上げが前年同月比30%以上減少している事業者等が対象となります。また、令和1年または令和2年の年間売上額が240万円以上の事業者であることが条件となります。こちらの方につきましては、一律10万円の給付、1,200事業者を想定してございます。金額にして1億2,000万円。

続いて、14、15ページの9款消防費でございます。

新型コロナウイルス対策事業に181万4,000円。こちらは消耗品、施設備品ともにオリンピック・パラリンピックのコロナ対策として消耗品等を備えるものでございます。消耗品としましては、消毒液やフェースシールドなどで119万8,000円。施設備品としましてはサーモグラフィカメラ、こちらを7台予定しておりまして、61万6,000円。

歳入、歳出、以上となります。

戻っていただきまして、4ページの繰越明許費の補正をお願いいたします。

総務費の公共交通利用促進事業助成金につきましては、補正額2,835万円を令和3年度に全額繰越しをお願いするもの。また、生きいきプラザのロータング改修事業につきましても、同じく190万2,000円を全額繰越しをお願いするもの。東京2020大会新型コロナウイルス感染症対策業務委託につきましても、補正額287万4,000円を全額繰越しをお願いするものです。

続いて、商工費の第2回プレミアム付飲食券事業につきましては、補正額は1,000万円でございます。ただし、この事業を行うに当たりまして事務委託が発生いたします。この事務委託につきましては、予備費を充用させていただいております。こちらが247万8,000円でございます。合わせて今回の補正額1,000万円と事務委託料としての247万8,000円を合わせまして、1,247万8,000円の繰越しをお願いするものです。

続いて、第2回地域経済応援給付金事業につきましても、飲食券と同様にまず補正額が1億2,000万円、これに事務の委託料として256万円、こちらを予備費から充用させていただいております。したがって、合わせまして補正額と事務委託料合わせて1億2,256万円を翌年度へ繰越しをお願いするものでございます。

補足につきましては以上です。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

15番、永岡康司議員、前へお願いします。

〔15番 永岡康司君登壇〕

○15番（永岡康司君） 15番、永岡康司です。

ちょっと確認の意味で教えていただきたいんですけども、11ページの新型コロナ対策事業費の中で、公共交通利用券、これ3,000円と言いましたけれども、間違いないかどうか教えていただきたいと思います。それだけです。

○議長（小長谷順二君） 答弁を願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総合政策部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 3,000円かということでございますが、対象者1人につき、100円券の30枚ということで3,000円でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ございますか。

永岡議員。

○15番（永岡康司君） そうすると、3,000円ということは、土肥の人たちはこちらに出てきてやるということでもいいんですか。ワクチン接種は。その3,000円券ということですか。

小下田から来られる人は4,000円ぐらいかかるんですよね。それは個人負担なんですか。ちょっとそこを教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 接種会場は多分伊豆市の生きいきプラザホールと考えておりますけれども、一応コロナ対策の事業費としても使えるという形で、幅広に考えていただければと思います。

例えば、小下田の方も、確かに事業費的にはかかるかもしれませんが、何人かでまとまって来ていただくとか、そういう形で工夫をして、利用に使っていただければありがたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

○15番（永岡康司君） 終わります。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

これで永岡康司議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はございますか。

14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 2つお願いします。

先ほどの永岡議員との関連ですが、対象者の高齢者等は具体的にどのぐらいの人で、例えば年齢が65歳なら誰でももらえるのかとか、もうちょっと細かくやって、規模感もお願いしたいなと思います。

もう一つ、これは確認ですが、以前にもらっていますカラー刷りの概要によると、市民限定宿泊割引事業というのがあるんですが、これは今回ないという理解でよろしいのか。また追加が出てくるのか。

若干、食得券の金額的に100万円ぐらい違いがあるんですけども、これ大した違いじゃないんですけども、上程されたものが正式だと思っていますけれども、何でこういう違いになったか、できましたら説明していただければ幸いです。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 制度の詳細については、また総合政策部長から補足させますけれども、現状、今日の時点で市内で感染が確認された件数は36例ということで、やはり市民の皆さん頑張っておられると思うんです。ちょっと油断して感染拡大地域からどうしても家族、親戚で集まらなければならぬケースもあったでしょうし、そういったことが感染につながった例がありますけれども、基本的に本当に頑張っていると思います。

この状況を続けていただくことを前提に、市民による消費喚起をしたいということなんです。

事業はどうしても目的ごとこうやって予算化していますから、こういう形になるんですけども、経済支援という形での市内の消費喚起のためには、市民による市内の小さな旅。市民の皆さんに市内に泊まっていたり、飲食していただいたり、そしてあそこの旅館はこんなだった、ここの店はこんなにおいしかったということを市民の皆さんになるべく広く、自ら経験していただくことによって、市内消費を喚起するとともに、将来確実にコロナ収束が来た後に、インバウンドを含めた観光まちづくりをするための環境整備につなげたい。

やはり市民の皆さんが承知していないと、観光まちづくりになりませんので、それを見越しているわけです。

今回、公共交通もワクチン接種がありますので、65歳以上の方にはこちらから送らせていただき、一人一人ですから、それを使って絶対に行かなければいけないワクチン接種という前提なんですけど、しかし、やはり車で行かれる方、あるいは乗り合って隣の方と移動される方もあるでしょうから、それに使わなければもう終わりということではありません。

市内のワクチン接種ももう少し集団接種以外の手法がないかという調整はしておりますけれども、現状では集団接種、ここでということにしているんですが、その場合にも、御夫婦であればふだん一緒に生活していますから、お1人で来ていただき、もう1人の分で帰っていたこともあるだろうし、片側に10席であるバスであれば、20人は乗れるわけですから、20人で出していただければ6万円のバスは借りられるわけですよ。

そうって皆さんで地域ごとに一緒に、地元の貸切りバスを借り上げて接種に行っていたとしても結構ですし、その一例ですよ。その一例としてその地域の皆さんが、みんなでバスで行ったり、自分の車で行ったりということであれば、今度は同じように、地元の貸切りバスを借り上げて、じゃあ、市内で旅行してみようか、天城のふだんは山に囲まれた方々が、たまには海の見える温泉に入ってみようかということに使っていただいても結構なような制度にしています。

したがって、うまくここから先は、我々は制度を作ることが限界なので、そこからの使い方について、なるべく皆さんでうまく活用していただいて、余り制限をしないようにしておりますので、ワクチン接種のやり方だけはまださすがに調整中ですが、そのほかのことは、宿泊は最終日の採決になろうと思いますが、もう制度としては私ども作っておりますので、いろんなことに使っていただく準備をお願いできればと思います。

もう市民総力戦で市内の経済を支え、将来に向けたまちづくりを進めるとともに、ワクチン接種が広がれば、相当な安心材料になりますので、それも踏まえて油断はできないけれども、うまく反転攻勢につなげられる全体としての予算になっていけばと思います。

○議長（小長谷順二君） 補足説明をまず総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） まず、利用対象者という部分でございますが、一つは高齢者、高齢者につきましては65歳以上ということで、昭和32年4月1日以前に生まれた方という形で、その年に65歳になる方を対象としております。この方が今、伊豆市内で約1万2,850人いると考えています。

次に、高齢者以外の障害者ということで、約550名を想定しております。

そのほかに、妊婦の方、この方は市内に年間約100数十名生まれますので、一応100名という形で、合計1万3,500人程度を想定させていただきまして、予算を組んでいるという状況でございます。

先ほど、市長が言いましたとおり、当然福祉タクシー、高齢者タクシーの利用もあると思いますけれども、それ以外に市内貸切りバス事業者等も今回は対象とさせていただきます。市長が言いましたとおり、貸切りバスを用立てて、例えば20人とかという形でそれぞれが3,000円を使って、6万円でバスを仕立ててこっちへ来ていただくという形も可能ですし、例えばさっき言った旅行であるとか、そういう形でいろいろ使っていただくのも可能でありますので、少しいろいろな形で、幅広く利用できるような形で制度設計をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 次に、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、まず市民限定の宿泊事業につきましては、先ほど市長が申しあげましたとおり、令和3年度予算の補正という形で御提案をさせていただきたいというふうに考えております。

それからもう1点、食って得券の総事業費1,350万円との差異ということでございますが、議案書の4ページ、先ほど総務部長が繰越明許のところの説明したとおり、下から2行目の第2回プレミアム付飲食券事業1,247万8,000円との差異ということだと思っておりますが、先ほど総務部長申しあげたとおり、今補正予算をお願いをしているのはプレミアム分1,000万円でございますが、準備に要する費用というのは予備費の充用で賄わせていただいております。

先ほど総務部長、事務委託ということで247万8,000円を御説明させていただきましたが、これに加えて印刷製本、クーポン券等の印刷、また消耗品等で約100万円の事業を併せて予備費の充用を完了しておりますので、総額で1,350万円ということでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 質疑ではありませんが、経済対策ということで、遠慮なく使えという広報をぜひ周知していただければと思います。中には本当に、行かないから、例えばコロナとの関連で質問があったみたいですが、行かないから使わないみたいなことがないように、ぜひ経済対策で割り切って使ってくださいと広報をお願いしたいなど。

以上です。

○議長（小長谷順二君） ほかに質疑はございますか。

7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 7番、杉山です。

先ほどの三田議員の関連質問なんですけれども、答弁の中で、3,000円を20人でやれば6万円で貸切りバスを利用して来られるというようなんですけれども、地域の住民がそれを誰かリーダーシップでまとめるということは、非常に困難ですよね。そのところを行政が何とかお手伝いできないでしょうか。ちょっと質問です。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） ここからは、知恵の発揮のしどころで、全部市民の皆さん、勝手にやってくださいとも申しあげませんが、行政でどこまでできるか、やるべきかというところもお考えいただければと思います。

実は、あるバス会社の方にも申し上げたんですが、例えば組んでいただく。地元の貸切りバスの事業者さん、大変困っているのを分かっています。我々も承知していますが、バス会社を支えるほどの伊豆市に財政力もない。国もほとんどやってないようではありますけれども、だけれども、この制度をうまく使っていただければ。例えば、かなり距離のあるところの地域の皆さんに、何月何日、これからワクチン接種の案内が行きますから、日にち限定でバスを出しましょうかという提案、いわゆる企画バスの提案をしていただくとか、それを市のほうが広報でお手伝いするとか。いつもそれかと言われそうですけれども、地域づくり協議会の中でもちょっと話をさせていただくとか。ワクチン接種は多分4月過ぎてからになるでしょうし、この制度も全体としては、有効になるのは4月1日以降ですから、まだ少し時間もございまずので、市が全く関与しないわけではありませんけれども、その地域の皆さんだけではなく、バスの事業者さん、あるいは地域福祉委員会、あるいはその地域のもしシニアクラブがあれば、そこの皆さんとか、いろんな枠組の中で話し合っただけであれば幸いです。

今現時点で、これまでタッチしてこなかった貸切りバス型の事業者に対する最初の支援にもなりますので、なるべく、さっき三田議員からもありましたとおり、使わないのではなくて、うまく使い切っただけであればと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） ワクチン接種の希望は、要するにアンケートを取って日にちを設定するわけですね。そうしますと、そういったところが要するに、前もってそれを知らしめておかないと、ばらばらにやると、やっぱり団体で皆さんで来ようとも来られないですね。ですから、早目早目にそういったところの対応をしていただかないと、接種を受けようとする人がばらばらになっちゃったらそれができないと思うんですけれども、その辺のところの対応をぜひお願いしたいなというふうに思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めますか。

市長。

○市長（菊地 豊君） 御指摘の点、承知しましたので、市役所内で調整をさせます。

○7番（杉山武司君） 終わります。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第40号につきましては、所管の常任委員会に付託をいたします。

◎散会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上をもって本日の議事は全て終了しました。

次の本会議は、3月12日午前9時30分から開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時36分

## 令和3年伊豆市議会3月定例会

### 議事日程(第3号)

令和3年3月12日(金曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第3号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算(第12回)

日程第3 議案第40号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算(第13回)

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	佐藤信太郎君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	堀江啓一君
総務部長	伊郷伸之君	市民部長	加藤博永君
健康福祉部長	右原千賀子君	産業部長	滝川正樹君
建設部長	山田博治君	建設部理事	白鳥正彦君
教育部長	佐藤達義君	会計管理者	城所章正君

---

### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	浅田茂治	次長	永沼健一
------	------	----	------

副 主 任 坂 内 佑 紀

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和3年伊豆市議会3月定例会3日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（小長谷順二君） 日程に基づき、一般質問を行います。

今回は10名の議員より通告されております。

質問の順序はお手元に配付のとおりです。

これより順次質問を許します。

◇ 杉 山 武 司 君

○議長（小長谷順二君） 最初に、7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 皆様、おはようございます。7番、杉山武司でございます。

令和3年3月定例会、一番最初の質問者となります。よろしく願いをいたします。

まず初めに、昨日は東日本大震災からもう10年、まだ10年の節目の日でありました。2万2,000余名の多くの尊い命が失われました。御冥福をお祈りいたしますとともに、衷心より哀悼の意を表したいと思えます。

人口減少で社会が縮む中、大規模なインフラ整備が進んだ震災復興の10年の教訓を私たちはどのように捉えるべきか考えさせられます。

そして、今日我が国では新型コロナウイルス感染症の世界的流行による未曾有の経済停滞にさらされています。その感染症の収束に向け、日々御尽力されている医療従事者及び行政機関の皆様は心より感謝を申し上げます。

それでは、議長の許可を得ましたので、ただいまから通告に従い一般質問をいたします。今回は2点について伺います。いずれも市長に答弁を求めます。

まず初めに、伊豆市の財政シミュレーションについて伺います。

新型コロナウイルス感染症の影響により地域経済は大きな打撃を受け、その結果、地方自治体の税収は大幅に落ち込んでおります。

コロナ禍の中で、令和3年度の財源不足は全国で10兆円を超えるとも言われ、各自治体は感染症と経済の2つの対策に対し厳しい財政運営が求められています。多くの自治体は財源不足を補うため、様々な事業や政策の見直しに取り組んでおります。

熱海市では、新規の公共施設建設事業は先送りや凍結を図り、埼玉県新座市は、令和3年度に市の貯金である財政調整基金を全額取り崩しても25億円が不足するとして財政非常事態宣言を発令し、約3億円の事業を廃止し、聖域と言われる人件費や社会福祉にもメスを入れる模様です。

大阪府堺市においても、市民サービスが維持できなくなる懸念があるとして財政危機宣言を発し、人件費の抑制をはじめとして、公共施設や外部団体の見直し、さらには補助金等の見直しも進めようとしています。愛知県岡崎市や兵庫県丹波市では、財源不足により市長選の公約全市民に5万円が消えました。

さらに、2月15日、裾野市が財政非常事態を宣言しました。財政能力指数は0.99と県下で5番目に高い評価がありましたので驚きです。近年は財政調整基金に頼った財政運営が続いていたとされています。全国の地方自治体においても、令和3年以後に同様なことが予想されます。

伊豆市では、平成30年3月に、中長期的な視点を目的に計画的な財政運営を行うとして伊豆市財政シミュレーションを策定しました。その後、平成30年4月の法改正によって合併特例債の発行可能期間が5年間延長されてことを受け、令和元年11月に事業計画の変更などを盛り込んだ見直しを行いました。

しかし、現在の状況下において、ウィズコロナ、アフターコロナの時代を見据えたとき、現行の伊豆市の財政シミュレーションでは将来的な財政収支の傾向や財政的な特徴を示すには厳しいものがあると考えます。

以上を踏まえ、以下の点について伺います。

①現行の財政シミュレーションによると、財政調整基金は40億円前後を推移していますが、実際は災害と感染症対策で基金は平成30年度末から残高減少が顕著です。基金の今後の残高予測と将来にわたる影響について伺います。

②コロナ禍の影響による財政の危機管理をどのように把握しているのか伺います。

③ウィズコロナは何年も続くと思われます。コロナの影響を加味すると、シミュレーションの中身も変化すると思いますが、財政シミュレーションの再見直しは考えられますか。

④令和3年度以後の伊豆市の目指すべき財政の姿をお示してください。

2番目、メガソーラー発電施設建設の対応について。

環境意識の高まりや国の再生可能エネルギー推進施策により、太陽光発電などの再生可能エネルギー発電施設は全国的に設置件数が増加しており、市内においても特に太陽光発電設備の設置が進んでいます。

その一方で、設備の設置に伴う大規模な森林伐採による景観の阻害、土砂災害の発生、動

植物への生息環境への影響等が懸念されるとともに、鉛やセレン・カドミウムといった有害物質を含む太陽光パネルが耐用年数を経過したときの将来的な廃棄経費を確保していない事業者は約60%にも上ります。加えて、環境や生活面で、事業者と地域住民の間でトラブルが全国各地で多発しています。

世界的な潮流である脱炭素社会を目標とした環境意識の高まりと相まって、国の再生可能エネルギー推進施策はより一層進展、拡充するものと考えられます。

伊豆市の美しい景観、豊かな自然環境及び市民の安全・安心な生活環境の保全を維持するためになすべきことはなさねばなりません。

伊豆市では、平成30年6月定例会において、伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の議案上程がなされ、所管の第一委員会で議論を経て、6月28日本会議最終日に賛成多数で可決され、10月1日から施行されました。

しかし、この条例は自然環境と発電事業の調和を目的としたもので、全ての区域について発電事業の抑制をするものではありません。よって、ゴルフ場等の林地開発を得ている土地には適用されません。

過日、伊豆スカイラインカントリー倶楽部敷地内に大規模な太陽光発電について近隣住民から行政や議会に嘆願書が提出されました。

伊豆市内には9か所のゴルフ場が点在しています。近年ゴルフ人口の減少によりゴルフ場経営は厳しくなっており、今後、他のゴルフ場敷地への太陽光発電等に土地利用転換する可能性も想定されることに鑑み、無秩序な土地利用の抑制を図る必要があります。

以上を踏まえ、以下の点について伺います。

①伊豆スカイラインカントリーゴルフ場敷地で計画されている太陽光発電施設を阻む手だては、どのようなことが考えられるのか伺います。

②伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の抑制区域に、ゴルフ場敷地等のレクリエーション施設を加えることはできませんか。

③その他、環境や土地利用等に関する条例の改正で考えられる大規模な太陽光発電施設の抑制対策について伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの杉山武司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

伊豆市の財政シミュレーションについて、お答え申し上げます。

私からは④の総括的な御質問に対しお答えいたします。

伊豆市の目指すべき財政の姿についてですが、令和6年度の新市建設計画終了後も引き続き持続可能な財政運営を続けることができる経営体質と考えています。

令和3年度は、コロナの影響により歳入が大幅に減少する一方、新市建設計画に基づく重要事業が本格化いたします。

また、令和3年度以降は、これまで比較的潤沢であった財政調整基金の残高が減ってしまうとともに、交付税措置が大きく有利な市債である合併特例債の借入期限を新市建設計画終了年度の令和6年度に迎え、以降は大型事業を行う際の市の実質負担が大幅に増えることとなり、伊豆市の財政状況は非常に厳しくなるものと予測しております。

それに対応し、将来に向かって引き続き安定した財政運営をするための準備が必要と考え、令和3年度からその準備のための取組の予算を計上することにより、ポストコロナ、ポスト平成の大合併を見据えた市政運営の礎を築いてまいりたいと考えております。

御質問の①から③については総務部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から①から③の3点の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の財政調整基金の状況ですが、令和元年度末時点の残高は41億6,100万円でした。令和2年度に入って、新型コロナウイルス感染症対策経費やGIGAスクール推進事業、中伊豆支所土地購入費などの財源として14億6,000万円を基金から繰入れを行いました。

一方で、前年度剰余金として4億200万円を積み立てるのに加え、コロナ対策経費として国が交付する地方創生臨時交付金5億2,800万円を基金に戻し入れる補正を組んでおりますので、最終的な令和2年度末時点で財政調整基金の残高は36億3,000万円となる見込みでございます。

今後の見込みですが、令和3年度から新市建設計画に基づく重要事業が本格化するため、財政調整基金の残高は、現在の財政シミュレーション上の予想になってまいりますが、令和3年度から令和6年度までに約5億3,000万円程度減少する試算となっております。

今後、同程度の残高水準を保つことができれば問題ございませんが、財政調整基金の残高減少により財源不足を補うことができなくなり、道路整備などの投資的経費が減少するのに加え、職員数の削減による市民サービスの低下など懸念されますので、財源の確保と徹底した歳出の抑制に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目のコロナ禍の影響による財政の危機管理についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大して以来、感染症対策の取組に対する予算措置、こちらにつきましては、基本的に国の財政措置等に対応する形で、通常の補正予算に加え、専決処分による臨時補正などにより対応させていただいてまいりました。

本定例会におきましても、令和2年度3月補正予算の追加と令和3年度当初予算に対する補正予算をお願いして対応する予定としておりますが、このような異常事態に対して、今後も国や県の動向を注視し、適切な対応をしていきたいと考えております。

3点目のコロナの影響による財政シミュレーションの見直しについてでございますが、新

型コロナウイルスの終息は当分先になると思われまので、対策は引き続き行っていかねければなりません。

しかし、新型コロナウイルスの感染防止対策と停滞した経済対策などについて、国の地方創生臨時交付金や県の地域振興臨時交付金等の財源措置が緊急的に講じられたり、感染症による影響が今後どうなるかによって、その対応も異なっています。

したがって、現段階においてコロナの影響を加味した財政シミュレーションの見直しを行うことは難しいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 近年、財政指数の一つの経常収支比率が増加しています。経常収支比率が高くなるほど財政の膠着化、すなわちゆとりがなくなります。社会変化や自然災害に対して柔軟な対応ができない状態を招き、市独自の行政サービスが減っていきます。将来的には最低限の行政サービスしかできなくなることも考えられます。今後の見通しを伺います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 一般財源に占める経常的経費の比率を示す経常収支比率についてでございますが、これまでは数年間は80%台を保っておりましたが、令和元年度の決算で91.1%と90%台を超えてしまっている状況でございます。これからも市税や交付税などの一般財源は減少する一方で、公共施設の管理経費などの物件費や公債費は増加しています。よって、経常収支比率は今後も増加していくと想定はしております。

主な要因としましては、やはり老朽化した公共施設の維持管理経費がありますので、これらの適正配置による管理委託費など物件費の削減、こちらを進めてまいりたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 投資的経費は、道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費で、近年社会資本の整備水準は着実に向上しつつあります。

地方自治体は地域の活性化や住民に身近な社会資本整備の必要性を勘案し、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な社会資本整備を重点的、効率的に実施することが求められています。

しかし、伊豆市ではその投資的経費が令和6年度以降急激に減少しています。その影響をどのように捉えていますか、伺います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、新市建設計画に基づく事業、こちらが合併特例債発行期限であります令和6年度末までに完了する予定としております。よって、主要な大型事業はこの令和6年度までに整備すべきものと考えております。

令和7年度以降は、大型事業も一段落いたしますので、令和6年度と比較すると投資的経費は、こちらは大幅に減る形になってしまいますが、一定レベルの投資、これにつきましては継続していけるものと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 投資的経費が少なくなっていくと、まちづくりの設計図と言われる総合計画や公共施設等総合管理計画とその計画に基づいて策定した伊豆市公共施設再配置基本方針にも影響が及ぶと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 財政シミュレーションには、第2次総合計画前期基本計画の内容までを盛り込んでおります。現在策定しています後期基本計画の内容は盛り込んでおりません。

財政シミュレーションにおける投資的経費は、あくまでも令和元年度策定時点での将来見通しでございます。今後策定する後期基本計画の内容に影響を与えるものでなく、総合計画において、将来的な投資経費の見通しに変更された場合は、それに合わせて財政シミュレーションを見直してまいります。

また、公共施設の再配置に関しましては、今後個別に施設計画を策定していく段階ではございますが、財政シミュレーションにおきましては、具体的な施設を特定しておりません。暫定として一定額を投資的経費に盛り込んでおります。

今後、個別施設の再配置計画を策定した段階で、金額の見直しは行いますが、大きな影響を与えるものではないと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） じゃ、次の②にいきます。

先ほどの答弁の中で、適切な対応をしていきたいというふうな答弁がありましたけれども、今後の迅速、適切な対応はどうするのか伺います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど議員もおっしゃられましたとおり、新型コロナウイルスの感染症、これは未曾有の事態でございます。この状況がどうなるかというのは全く分からない状況でございます。したがって、今後国や県などの対応を待たずに、市独自の対応を

迅速かつ効果的に行うことも当然必要になってくると思います。

その場合には、これまでと同様に補正予算を計上しての予算措置を議会にお願いすることとなりますが、補正予算による対応ですと、どうしても事業着手が遅くなってしまうというような場面もございます。

危機管理対策として取組を進めていく上で、今年度当初にお認めいただきました予備費による対応、これにより迅速な事業実施をすることができたというような結果を踏まえまして、今後の対応のための予算措置を考える上でも、議会で再度予備費についてお認めいただければ、今後予備費での対応を検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 3番にいきます。

先ほどの答弁の中で、現段階においてコロナの影響を加味したシミュレーションの見直しにはちょっと難しいという答弁がありましたけれども、コロナの影響により現在のシミュレーションと実態の乖離が出ており、見直しが必要と思いますが、いかがですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症対策によりまして、現在の財政状況はシミュレーションと実態との間に少なからず乖離が出ております。

実情に合わせた財政見直しをしておかなければ、市の財政に対する適正な判断も難しくなりますので、新型コロナウイルス感染症がある程度収束した時点で、その段階の財政状況を改めて整理した上で、財政シミュレーションの見直しを行い、議会や市民の方にお示しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 実態の乖離している現在の財政シミュレーションをそのまま市のホームページに掲載してよいのか、さらには、市の行政職にある者に、現状置かれている市の正しい財政状況を示すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほどお答えさせていただいたとおり、財政シミュレーションの見直し、これは必要と考えております。コロナへの対応の見通しが、立ちました段階で再度試算を行い、当然ホームページ等のデータの更新を行っていきます。

また、職員に対しましては、令和3年度の予算編成時におきましても、コロナによる財政

の影響を周知しております。また、将来的な財政の悪化に備えた対策を講じるよう指示しておりますので、伊豆市の厳しい財政状況について正しい情報の共有は図られているものと考えております。

令和3年度当初予算におきましても、そのための取組に関する予算を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 再質問はありません。

しかしながら、先ほど冒頭④につきましては市長から答弁をいただきましたので、この件についても再質問はいたしません、一言申し添えたいことがありますのでよろしくお願い致します。

地方自治法第208条第2項には、各会計年度における歳出はその年度の歳入をもってこれに充てなければならないとあります。原則としてある年度に必要な支出の財源は、同じ年度内の収入で賄うことになっています。荒っぽい言い方をしますと、どれだけやるべきことがあったとしても、収入の範囲内で支出予算を組まなければならないというものです。

アメリカの経済学者でボストン大学のローレンス・コトリコフ教授という方が、財政悪化の重い経済負担を将来の世代に強いることを財政的幼児虐待と呼びました。国内総生産GDPの2倍をはるかに超える長期債務を抱える国がその見本です。地方は決して同じ道を歩むものではないと考えます。

じゃ、2番目にいきます。メガソーラーです。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

それでは、2番目のメガソーラーについて答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 建設部理事に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 私のほうから①、②、③についてお答えさせていただきます。

まず、①の伊豆スカイラインカントリー倶楽部ゴルフ場敷地で計画されている太陽光発電を阻む手だてということでございますが、まず、太陽光発電事業について申し上げますと、事業自体は法制度的に認められたものであり、市の条例で止めるということは、法制度の仕組みから現状では難しいため、今後の国の法令等の動向を見守りたいと思います。

伊豆スカイラインカントリー倶楽部ゴルフ場での太陽光発電施設の計画につきましては、法律や条例等の必要な手続として、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法のほか、静岡県環境影響評価条例や市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例、通称再エネ条例ですが、及び土地利用事業の適正化に関する要

綱、景観まちづくり条例などが該当するものと考えられ、それぞれ法令に基づいて事業内容を審査していくこととなります。

その中でも、市の再エネ条例においては、条例で定める抑制区域内にパネル面積1万2,000平米を設置する場合は、市長は同意しないとしておりますが、伊豆スカイラインカントリー倶楽部ゴルフ場での計画は抑制区域外での計画となるため、適正な手続が行われれば同意する案件となります。

すぐに条例を変更し、抑制区域を拡大したらどうかという御意見もあろうかと思いますが、既に法令等に基づく手続を進めている事業に対し、後から条例を変更することは、条例が法律の範囲内で制定できるものであることから、条例制定の適正に欠けると認識しております。

次に、②の再エネ条例の抑制区域にゴルフ場敷地のレクリエーション施設を加えることができるかという御質問です。

再エネ条例の抑制区域につきましては、土地利用指導要綱の一般基準の土地利用除外区域を基に決めております。それにプラスして景観法に基づく景観まちづくり重点地区を抑制区域に入れていて、全部で11項目の区域が定められています。

市内に9つあるゴルフ場につきましては、自然公園法やその他の法令により指定された区域以外は抑制区域には含まれていません。

本案件を発端に他のゴルフ場への波及も懸念されることから、再エネ条例の抑制区域の追加や設置面積の見直し等について検討する必要があるとは考えておりますが、抑制区域の設定につきましては、土地所有者の財産権という考え方もあり、その正当性が問われるため、法律の専門家からもアドバイスをいただきながら調査研究していきたいと考えております。

次に、その他、環境や土地利用等に関する条例の改正で考えられる太陽光発電施設の抑制対策についてでございますが、各種条例につきましては、基本的には法律にひもづく形で制定されたものがほとんどで、先ほど申し上げたとおり、国では再生可能エネルギー推進の立場を取っていることから、法律も推進する方向で改正が行われている状況であり、それに反した形で抑制するというのは困難な作業と考えております。

ただし、抑制ということではないかもしれませんが、現行の環境や土地利用等の条例において、住民の理解醸成は必要となりますので、市としましては、住民の皆様からの様々な意見に寄り添い、事業者に対して申し入れていくと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 阻む手だての件ですけれども、①ですけれども、近隣の住民やゴルフ場の会員から事業中止を訴える行動が起きていますが、市として何か対応できないものか伺います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 今後、事業者から各種法令に基づく申請や届出があると思われ  
ますが、それぞれ審査するマニュアルに沿って、市としては対応することとなります。

再エネ条例におきましては、事業者の責務として、地元自治会や近隣住民への十分な説明  
と利害関係者からの苦情に対し理解が得られるようにできる限りの対応を求めていますので、  
市としては事業者に対し条例に沿った対応を求めることとなります。

また、現在法で認められている土地の活用を想定し、土地を取得した所有者が計画した事  
業に対して、現行の法律や条例等を遵守し、申請や届出など適正に行われているのであれば、  
事業自体を阻む新たな条例の制定ではなく、現行法の中で、開発事業者に対して住民意見に  
ついて申入れを行っていきたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） この事業に反対する住民が多くいたとしても、現行の条例では同意す  
ることになるのか伺います。

○議長（小長谷順二君） 答弁を願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 本条例の規定の中では、事業者に対して地元自治会や近隣住民  
の同意までは求めていなく、計画内容について十分な説明を責務としております。

本案件は抑制区域外での計画となっていることから、住民説明の報告等必要書類が提出さ  
れれば同意することになると考えております。

ただし、同意に際しては、必要な条件を付すことができることになっておりますので、住  
民の理解醸成に向けた説明を継続的に行うことなどを条件として付すことも考えております。  
以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） この伊豆スカイラインカントリー倶楽部の開発は、昭和30年代の末期  
から40年代の初期と思われますが、当時の許認可権限の所管先は旧中伊豆町ではなく静岡県  
と考えます。今後、伊豆市として地域住民の意見を尊重し、静岡県との協議の窓口や助言等  
は考えられますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 伊豆スカイラインカントリー倶楽部ゴルフ場は、県の開発許可  
であり、市では開発内容が不明のため、これまで県に許可内容について照会や住民要望を踏  
まえた協議の相談を行っているところです。

県に確認したところ、県の土地利用条例が制定されたのが昭和41年であり、ゴルフ場はそ

れ以前から着工していたことから、土地利用条例上は対象外となっていること、また、昭和46年度以降、ゴルフ場開発では義務づけられている森林法の残置森林の制限、俗に7割は森林として残すというものでございますが、それ以前の開発について取決めがないため、法令上は開発許可指導が困難であるとのことから、現状では、現在行っている環境アセスメントの範囲内での手続を進めるしかないと聞いております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） それでは、2番目にいきます。

施設を加えることができるかということなんですけれども、調査研究をしたいという答弁でしたけれども、それでは、市では条例で定める抑制区域の変更についての具体的な検討はされているのか伺います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 市の再エネ条例を施行した平成30年10月以降、他市町でも再生可能エネルギーの設置に関する条例が施行されています。それらの事例を参考に条例の見直しについて検討しているところです。

特に県内につきましては、平成30年12月に静岡県太陽光発電の適正導入に向けたモデルガイドラインを制定しており、それを参考に、条例において抑制区域を定めている事例がございます。現行の市の条例の抑制区域と多少相違がありますので、ガイドラインに合わせていくことも検討しております。

ただし、ゴルフ場のレクリエーション施設はどちらの抑制区域にも該当しないため、制限の妥当性や環境保全の必要性などを考慮し、様々な観点で抑制区域の調査研究が必要と考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 伊豆市には、平成25年10月から令和元年12月までの間に1,000平方メートル以上の太陽光発電施設が17か所設置され稼働しています。その延べ面積がおよそ12.3ヘクタールです。

今回の伊豆スカイラインカントリー倶楽部の計画は、その2.56倍の敷地に計画を進めようとしています。もうメガソーラーの開発の打ち止めをすべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 議員のおっしゃるとおり、市内には小規模なものから大規模なものまで多数の太陽光発電が点在している状況です。国では脱炭素社会の実現に向けて再生

可能エネルギーの積極的な導入を進めているところですが、自然環境との調和という観点からいたしますと、これ以上の太陽光発電の開発は自然環境や景観との調和が保てなくなるという考え方もあると思いますので、その点については考慮し、調査研究をしていきたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） それでは、③にいきます。

先ほど回答いただきましたけれども、再質問はいたしません。

しかしながら、このような開発をする場合、事業者は安全であるとの説明をいたしますが、安全とは危機の程度が許容の範囲内にあると客観的に保障されている状態であるのに対して、住民が求める安心は安全の程度を基にした個々の人間の主観に基づく信頼感覚です。安全な状態であっても、人は不安を感じ、安心ができて安全でない場合もあります。

事実を確認、検証し、安全で安心な社会を構築するために、事業者に対して適切な指導をよろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（小長谷順二君） これで杉山武司議員の質問を終了いたします。

ここで、10時20分まで休憩といたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時19分

○議長（小長谷順二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◇ 鈴木優治君

○議長（小長谷順二君） 次に、3番、鈴木優治議員。

〔3番 鈴木優治君登壇〕

○3番（鈴木優治君） 議員ナンバー3番の鈴木優治でございます。

1年生議員でございまして、大変不慣れでございます。お聞き苦しい点あろうかと思いますが、御承知おきをいただいた上でお願いをしたいとそう思います。

それでは、一般質問をさせていただきます。

伊豆市は、一般会計23%増、218億6,900万円の過去最大の伊豆市予算が示されたところでございます。将来を見据えた積極的予算であると市長はコメントをしています。新市建設事業の形は整いつつあると。そして、将来も安定した市政運営の維持を目指すための予算編成であることを強調しております。まさしく新しい伊豆市の歩み出し元年に位置づけた事業の展開であると承知おきをするところであります。

しかしながら、現状は暗く頭の痛い、そして悩ましいことが現存しています。新型コロナウイルス対策等々。しかし、明けない夜はないと言います。そして、首長の在り方として民意を全て酌み取ることは難しい、将来の市民がよかったと思える政治決断であればよいのではないかと思います。

冒頭に発言通告書にない所感を述べさせていただきました。本題に入ります。

通告書に従い一般質問をいたします。

一般質問、新型コロナウイルス対応について。

感染収束の決め手となるワクチン接種、先行接種が始まり、優先接種、4月からは65歳以上の接種も計画される中、行政の役割が問われていると思います。以下の提案と質問をいたします。

(1) 行政の首長として、市民の不安を払拭するためにステートメントを出すつもりはありませんか。市民への勧奨、ワクチン接種のメリット、デメリット、ワクチン接種後の感染予防の確認等々。

(2) 今日現在想定しているワクチン接種のロードマップをお示してください。期日、会場、方法、体制の整備、接種の医療従事者の確保、副反応等々、お願いいたします。

(3) また、ワクチン接種のシミュレーション、これは既に3月8日行われたようですが、その中での問題点はあったのか、なかったのか、お伺いをいたします。

件名、新中学校整備事業について。

令和2年12月7日、議会全員協議会に提出された新中学校整備計画、市民説明会実施案及び令和2年12月17日議会決議、伊豆市新中学校の着実な建設を求める決議を受け、1月18日加殿区、1月22日本立野区、1月28日小立野区、2月1日日向区、2月18日田代区、2月20日大平区の6地区において新中学校近隣地区説明会が行われました。

地区のある方から、地元議員として議会での議員に対する説明と各地区での説明の整合性を検証すべきだという指摘を受け、加殿区以外5地区の説明会に出席をさせていただいたところでございます。

①周辺関係地区への説明が終わり一段落の中、以降の②その他の市民への説明、③保護者への説明とあるわけですが、以下の点をお伺いいたします。

(1) ①を終了しての感想、手応えを伺います。

(2) 提案ですが、機運の醸成の効果として、新中学校ではなく具体的校名——例えば伊豆市立伊豆中学校——の設定、校歌の作成などはいかがでしょうか。どのように考えますか、お伺いをいたします。

(3) 基本設計の段階と思いますが、配置検討図を見ると、体育館はバレーボールコート2面程度の広さと思いますが、新中学校が目指すものの中で言われている災害時の避難所の機能等の意味では、現在の倍のバレーボールコート4面程度は必要ではないかと思いますが、御質問をいたします。

(4) 行政にはなじまないかもしれませんが、プロジェクトチームを立ち上げる予定はないのか伺います。特に新中学校整備事業は、交通、道路、防災、新公園等、係る分野が多岐にわたる。この点をお答え願います。

最後に、通告をしておりませんが、冒頭の市長のコメント、新市建設事業の形は整いつつあるを受け、トヨタが裾野市に展開する事業ウーブン・シティ、掲げるテーマ幸せの量産について、感想で結構でございます、お聞かせを願えればと思います。なければ、結構でございます。

以上。

○議長（小長谷順二君） ただいまの鈴木優治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、御質問は一つ一つということになっておりますので、まず最初に、一番最後に御下問いただきましたウーブン・シティ構想を見て市長はどう思うかということですが、その対局を張ろうかなと思っています。21世紀型の新しい都市、トヨタが主導して新東名のすぐ近傍につくることになろうかと思ひますいわゆる未来都市、若い人たちとか研究所に集まっていたきたい。

伊豆市があるべき姿は、21世紀型の最先端の技術を使いながら美しい日本の村というコンセプトで、何らかの形で着手をしたいと考えております。その際には、先ほど議論ございました再生エネルギーを伊豆市に見合った形でどのように展開するかということも当然重要な立ち位置になろうかと思ひます。

次いで、新型コロナウイルス対応についてでございますけれども、冒頭、議員から将来の市民のためによかれという施策を展開してくれというお考えがありました。そのとおりでございまして、これまでは新市建設計画という社会インフラ整備、ハード整備にどちらかというと主体がございました。

このコロナ感染をむしろチャンスと捉えて、この間に将来のためにどのような体制をつくっていくかという観点から、現在までも市役所内でもろもろ議論を進めてまいりました。

ワクチン接種が少し遅れておりますので、準備は整いましたが、まだワクチンそのものが来ておりません。全体として遅れております。このままでいきますと、市民のワクチン接種は年末になりますか、年度内になりますかという感じですが、市民がしっかり不安を乗り越えてワクチン接種し、かつ観光を中心とする市内の産業の体質を強化し、恐らく二、三年後になるであろうインバウンドの最高の時期を見越して、3年後にあります市発足20周年の頃には、より強化された社会、より強化された産業で立ち向かっていく。そんなむしろコロナ感染下の2年、3年になればという観点で考えております。

その中で、ワクチン接種でございますけれども、発症予防、重症化予防の効果が認められている一方で副反応、なかんずくアナフィラキシーなどの深刻なアレルギー反応を起こす可

能性が指摘されていることも事実でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種に関しては、2月25日に全戸配布にて、安心して接種を受けていただくことを目的に、集団接種当日の流れや留意事項をまとめたリーフレットを配布いたしました。

今後も接種に関する様々な留意事項を市民の皆さんに正確にお伝えすることにより、接種を受ける際に不安が生じたり、誤った情報により接種をちゅうちょすることないように進めてまいりたいと考えております。

2番目、3番目については健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 私のほうから、ワクチン接種の2番目のロードマップについてお答えいたします。

伊豆市における接種に関しましては、修善寺生きいきプラザ内の市民文化ホールを会場とした集団接種を予定しております。

時期に関しましては、4月12日以降に65歳以上の高齢者を対象に接種を開始する旨の国の報道がされておりますが、市長も申しましたとおり、現時点で、伊豆市に対し、いつどれだけのワクチンが納入されるのかまだ不確定の状況でございます。ワクチンが十分に確保できてから接種を開始する予定であり、5月のゴールデンウィーク明けの接種の開始になるうかと今検討を進めているところでございます。

体制に関しましては、田方医師会の協力の下、医療機関の医師、看護師、市の職員、官民合同のワクチン接種対策チームを2月3日に発足いたしまして、接種から接種後の副反応への対応まで、万全の体制を確保して進めていきたいと対応しているところでございます。

3番目のワクチン接種のシミュレーションをしたかどうかという御質問でございますが、2月24日に市民文化ホールにて大まかな動線を確認しました。そして、3月8日月曜日には、ほかの市町の事例を参考にしまして、スムーズな運営が行われるよう配慮しながら、接種会場の配置のシミュレーションを行いました。

接種に携わる医師、看護師の立会いの下、集団接種会場の受付、それから問診票の確認場所、それからワクチン接種の場所、それから健康観察の各エリアの設営を行いました。検証を行いました。

まだまだ見やすくするための案内板ですとか、視覚や聴覚、それとか身体に障害をお持ちの方への配慮の課題が見えてまいりました。それを改善いたしまして、また、今後は3月末にこれを踏まえた実際に接種に向けたシミュレーションを改めて実施をして検討していく予定です。

さらに問題点が出てきた場合には、接種開始までにはしっかりと体制の整備を完了させていくように進めてまいり所存でございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

鈴木議員。

○3番（鈴木優治君） 3番目の一般質問の中で、トヨタが展開をするウーブン・シティの件につきましてお答えをいただきました。ありがとうございます。

まさしく伊豆市の問題と整合した形の中で、お声を上げていただいているというふうに理解をしています。よろしく願いをいたします。

それでは、一般質問の中の、まず、新型コロナウイルス対応についての1、ステートメントの話なんですけど、私は、人として、首長として、おらが首長……

○議長（小長谷順二君） マイクをもう少し下げてくださいか。

○3番（鈴木優治君） 私の首長ということで、市長に対する信頼も含めて、できることであれば、市長が手を挙げて新型コロナワクチンの問題についておっしゃっていただけたらいいなと思いますが、恐らく発言をしていただいたのは、このリーフレット、問題をお答えとしていただいたんだろうと思いますが、そういう面では、これがステートメントというふうに考えてもよろしいですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 正直言って、住民の皆さんの不安が、かなり医学的な根拠が必要な説明ですね。私が全然安全です、効果ありますからと言ったところで、それは無責任な発言になってしまいますので、やはりこの種、事業の市長の発言、ステートメントは、やはり客観的で科学的な内容にせざるを得ないと思うんですね。

そういった意味では、今、議員の御指摘のように御理解いただいて構わないと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

鈴木議員。

○3番（鈴木優治君） 2番、3番併せて御質問いたします。

接種の方法等ロードマップとして今お答えをいただいたわけですが、つまり何を言わんとするかというと、やっぱり市民の皆さんはこのワクチンに対する懸念、不安等々をお持ちになられている。

そういう意味では、準備段階の中でどのように行政側が準備をし、ロードマップを変えていけるかということが伝わるかどうかということだと思うんですね。問題点をはじきながら、ぜひ目を追って広報していただいて、それぞれの行政側の思いを市民の皆さんにお伝えができるように、ぜひ御尽力いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 議員おっしゃるとおり、国の対応も大分遅れてきたりですとか変更になっている点がございますので、市民の方がきちんとした情報を入手できるよう

に必要な限りマスコミ等をお願いしたり、先ほどのリーフレット等も発行したりということ  
なことで、できるだけタイムリーに正確に情報を提供していきたいと、努力するというこ  
にしておりますので、対応していきたいと思っています。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

鈴木議員。

○3番（鈴木優治君） 了解いたしました。よろしく願いをいたします。

特にございません。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

じゃ、新中学校のほうにあってよろしいですか。

○3番（鈴木優治君） はい、お願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私からはプロジェクトチームについて答弁申し上げますが、新中学校  
の整備をはじめ、重要な施策を進めるためには、プロジェクトチーム等の部局横断的に取り  
組むことはとても大切なことだと考えております。

プロジェクトチームの略でよくPTというのをつくるんですが、重要な案件のときにはや  
はりPTは組みます。本件については、現在、副市長にこうした部局横断的な調整をお願い  
しているところですので、今回の具体的な内容については副市長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 改めまして、おはようございます。

鈴木議員の新中学校整備事業についての御質問にお答えします。

1の新中学校近隣地区説明会を終了しての感想、手応えについてですが、近隣地区の皆様  
には、新中学校が開校してからはもちろん、工事中も周辺の環境に変化を生じることから、  
説明会を開催させていただきました。コロナ禍において大勢の人に集まっていたという説明  
会の開催は難しいと考えまして、今回は地区の役員様を対象に開催させていただきました。

説明会では、基本設計で検討を進めている校舎やグラウンドの配置、周辺道路の交通渋滞  
や通学の安全確保など貴重な御意見や御質問をいただきました。今後は、いただいた御意見  
の課題を整理して、その内容を反映できるよう検討を進めてまいります。

また、今回の近隣地区の説明会は、役員の皆様を中心にさせていただきましたが、広報伊  
豆1月号でもお知らせしたとおり、少人数の集まりやPTA役員会など各種の委員会などの  
機会を捉えて、お時間をいただきながら事業の進捗状況をより多くの方に御理解いただけ  
るよう説明を重ねているところです。そちらに、どこへでも伺いますというような、そういう  
案内を載せているところです。

次に、具体的校名の設定、校歌の作成などを行い、機運醸成を図っていくことについての

考え方についてお答えします。

新中学校の計画を進めていく上で、新しい中学校ができるという機運醸成は非常に重要なことだと考えます。校名の決定や校歌の作成、制服の選定などが始まると、より計画の現実味が増すと思われまますので、そうした取組も並行して進めてまいります。

新中学校は令和7年4月開校を目標としておりますので、開校まであと4年となります。現在の計画では、来年度、令和3年度の中頃には新中学校検討委員会や新中学校開校準備委員会などを立ち上げ、建物以外の様々な準備に取りかかる予定です。その中に、校名や校章、校歌など、保護者の代表や地域の方にも御参加いただき、開校準備委員会と称する会合の中で決定方法や決定時期などを含め十分検討していきたいと考えております。

避難所の機能等での体育館の広さについてですが、避難所として体育館を考える場合、広ければ広いほうが、より多くの方が避難でき理想ではありますが、学校施設として計画を進める際には、避難所機能の視点を優先しながら規模を大きく造るのは難しい面もあります。避難所機能だけで規模を決めるのは難しいということです。

学校施設の補助金上も、クラス数や校舎の面積で補助対象が決まりますので、日常の使用に対して生徒数に応じた適正規模での建設を考えていかなければならないのが現状でございます。

広域避難地の考え方や避難規模の拡充については、指定されている学校以外の活用等も含め、防災担当課とも調整してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、副市長。

○副市長（佐藤信太郎君） 新中学校整備事業についてのうち、4のプロジェクトチームの立ち上げについて御答弁申し上げます。

近年の行政課題は非常に多種多様ございまして、かつ前例のない課題が次から次へと起こってまいりますので、単独の部や課では対応し切れない問題が非常に多くなってきてございます。これは議員御指摘の中学校のほか、平和寺なんかの例が誠にいい例だと思います。

このため、複数の部局にまたがる大きな課題を同時並行的に迅速に、そして、また漏れや手戻りのないように解決するためには、議員御指摘のとおり、プロジェクトチームでの方式が最も効率的であり、そのほうが成果が上がるということは間違いございません。

このため、昨年6月以降、市役所内に幾つかのワーキンググループを立ち上げまして、私が座長といたしますか、世話人といたしますか、雑用を兼ねた取りまとめ役を担ってございます。

ワーキングは、現在新中学校、防災公園建設のほか、中伊豆温泉病院の移転、新築、これは中学校と合同でやっておりますけれども、そのほか平和寺の問題、それから観光の4つのワーキンググループがありまして、月に1回程度実施をしております。

1度の開催で関係部局合わせまして総勢20名ほどの職員が2時間も3時間も熱心に議論いたしますので、職員がとてもよく頑張ってくれていると感じておりますが、こうしたワーキ

ングを進める上で重要なことは、まず縦割りの弊害を徹底的に廃すると。それからもう一つは、物事を前進させること、要は結果を出すことだと考えております。このため、ワーキングでは2つのことを基本ルールとして定めてございます。

1つは、よくあるこれはうちの仕事じゃないよみたいな、そういうことを言うのはやめましょうということにしております。ワーキングである以上、その中で話し合われた課題はメンバー全員の共通課題でありまして、特定の誰かの仕事ではないはずであります。ですので、全てのメンバーが自分事として考えることを徹底してございます。

こうしたルールをしいたことによりまして、例えば新中学校の例でいきますと、用地取得の最も困難でありました反対地権者の同意をこぎ着けてくれたのは、何と総合戦略課の職員でございました。それからまた、農業調整でいろんな面で助けてくださったのは、過去そういった業務経験のある健康支援課の職員がそれをやってくれました。

もう一つは、それは無理ですと言うのをやめましょうということもルールの一つにしてございます。我々役人という生き物は、できない理由を考えさせるともう天下一品の職業でございまして、そんなことをしていたら物事は一向に前に進みません。そこで、できない理由を並べる前に、どうしたらできるのかを考えるという、そういう厳しいルールをしくことにいたしました。

ただ、こういうルールをしきますと、不思議といろんな知恵が出てくるものでありまして、このおかげで中学校の用地問題は8月までに全て片づいたり、平和寺の問題に至っては、土砂の流出防止柵が2週間でできてしまったりするわけであります。

以上のように、民間では当たり前のように行われているプロジェクトチーム的な仕事の進め方は、ここ伊豆市でも本当に大きな成果を上げておりますので、今後ともこのような体制を継続していきたいと考えてございます。

なお、来年度の組織再編によりまして、総合政策部内に全庁のメインエンジンであります企画財政課というものが設置されます。ここは、部局間の横串を通す政策調整機能を強化したところでございますので、座長としての私の仕事は、徐々にダウンサイジングしていきたいと考えておりますけれども、私もこれまでと変わらずに関わりを持ちまして、事務方の取りまとめ役としての職務に一層励んでまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

鈴木議員。

○3番（鈴木優治君） まず、（1）①を終了しての手応えについて、市長以下毎回到り御出席をいただいて、地元の方々に進捗状況を踏まえた上での御説明をいただきました。

この中でお願いをしておきたいのが、説明会を開いたという実績づくりのための説明会にしてほしくない。というのは、気にかかりますのは、コロナ禍ということもあって、限られた人員での要請をしておられること、そして、地元の役員さんからそれ以下に本当に情報を

流せるということを確認していただきながらやっていたかかないと、何のための説明会かということになってしまいます。

というのは、役員さんの役割は、どのように受け取っているかという現状は、残念ながらなかなか麓の麓まで行政側からの説明を、説明をしながら理解をさせていくところがないと、大変残念な状況であります。

ゆえに、それを逆手に使って実績づくりのための行政側は説明をしたよというためのものであってはならないというふうに考えています。ぜひそのことも含みおきながら、以降②、③への説明会を当たっていただきたいなとそう思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めますか。

○3番（鈴木優治君） お願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 議員御指摘のとおり、我々としても、今回コロナ禍ということで少人数の役員の皆様に御説明をさせていただきましたが、それ以外にもPTAの役員様、あるいは地域の団体にも御説明をさせていただきましたが、決してこれで終わりとは考えてございません。

コロナ禍の状況を踏まえなければいけませんけれども、これからももうちょっと多くの方を集めた説明ですとか、引き続きPTAの皆様ですとか、広報でもお知らせしたとおり、少人数のところでもお時間をいただければ、ぜひ出向いて説明を続けてまいりたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

鈴木議員。

○3番（鈴木優治君） 2番、3番等々につきましては、現状把握ということもあってお聞きをしたわけですが、私が考えるほど悠長ではなく、皆さんがお考えおきをいただいているという理解の下に理解をしていきたいと思えます。どうぞ頑張ってください。お願いします。

4番についてのPTの件なんですけど、これも言わずもがなで、副市長以下、座長でワーキンググループ等々で進められていることについては理解もしているところもありましたが、まさしく私が言いたいのは、行政の縦割りの弊害。この辺のことにだけはちゅうちょなく挑んでいただいて、ぜひワーキンググループでもいいと思えます。PTとあえて言う必要もないと思えますが、その辺について御尽力いただき、ぜひ副市長、よろしく願いをいたします。

私のほうは以上です。

○議長（小長谷順二君） 答弁よろしいですか。

○3番（鈴木優治君） 結構です。

○議長（小長谷順二君） これで鈴木優治議員の質問を終了いたします。

ここで、休憩をし、11時スタートしますのでお願いします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時59分

○議長（小長谷順二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 鈴木正人君

○議長（小長谷順二君） 次に、9番、鈴木正人議員。

〔9番 鈴木正人君登壇〕

○9番（鈴木正人君） 9番、鈴木正人です。

議長に発言の許可をいただきましたので、通告に基づき、将来世代に継承する共生社会の実現を進めるためにと題しまして、一般質問を行います。

市長並びに教育長に答弁を求めます。

世界経済フォーラム（WEF）は、2019年12月、ジェンダーギャップ指数2020の中で、各国における男女格差を図る指数としてジェンダーギャップ指数（GGI）を発表しました。

この指数は、WEFが2006年から毎年公表しており、経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成されており、ゼロが完全不平等、1が完全平等を示しています。これは、つまり1に近いほどジェンダー平等の環境が進んでいるということになります。

2020年の日本の総合スコアは0.652、順位は153か国中の121位で、前年の110位からランクダウンしてしまい、改めて我が国のジェンダーギャップの遅れが浮き彫りとなる結果となりました。

また、さらに今、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の会長交代劇の発端となった前会長の会議に女性が多いと時間がかかると、国内外から大きな批判を浴びた女性蔑視発言をきっかけにして、改めて東京2020大会のビジョンに掲げられた多様性と調和に示されるジェンダー平等の理念を尊重し直すことに国民の関心が高まっています。

これまでのジェンダー格差の是正に関する取組は、男女が互いに人権を尊重しつつ能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するために、国が1999年、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定、そして2016年、平成28年には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法を施行し、伊豆市においても、これらの法律に基づいて、平成18年度に伊豆市男女共同参画プランを策定し、5年ごとの見直しを重ねて、現在も取り組んでいるものと理解をしております。

それを踏まえて、以下伺います。

①伊豆市男女共同参画プラン2016-2020に示された18の指標の各担当課の達成状況はいか

がでしょうか。ここで、なお議長の許可を得まして、皆様のお手元に伊豆市男女共同参画プラン2016－2020の29ページの成果指標一覧、これを参考資料としてお配りいたしましたので、そちらのほうもどうぞ御参照ください。

続きまして、②重点目標5、政策・方針決定過程への参加の促進における審議会、委員会などへの女性委員の登用の推進の成果、占有率などはいかがでしょう。

③学校における男女共同参画の教育の取組状況はいかがでしょう。

④ここまでの取組の課題整理の状況はいかがでしょう。

以上、伺います。

また、今定例会の初日、市長は施政方針演説の4、東京2020大会に対する取組の中で、大会終了後もレガシーを継承するための取組として、オリンピック・パラリンピック競技会場の聖地化と自転車を活用したまちづくりに取り組みますと述べられました。

無論、将来世代へこの100年に一度の大イベントの記憶を受け継ぐためには必要なことであると私も理解し、必ずしもこれを否定するものではありません。

しかし、その一方で、オリンピック憲章オリンピズムの根本原則第6項にはこのようにうたわれております。「このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。」としています。

私は、この人権の尊重、そして多様性、いわゆるダイバーシティの尊重といった理念を将来世代に残していくことも不可欠なことであると考えております。

そのためには、東京2020大会のレガシーとして、そしてまた、男女共同参画社会のさらなる推進や、多様性を受け入れて尊重する共生社会の実現を着実に進めるため、これらの理念を包括的に規定する条例の制定に今から取り組んでいく必要があると考えますが、そうした考えはありなのか、その見解を市長に伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの鈴木正人議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 私からは、最後の御質問のみ答弁をさせていただきたいと思っております。

男女共同参画社会あるいは共生社会、多様性を受け入れる社会、極めて賛成でございます、正直なところまだまだ我が国は対応すべき課題がたくさんあると考えております。

少し自分の経験から説明をさせていただきます。

西暦2000年、世界の女性2000年会議のイベントがありました。私はドイツの首都ベルリンの自宅で女性のパネルディスカッションを聞いていたんですけれども、最後に女性の一人が、大体何でこんなテーマばかりなのよと。私は安全保障も軍事も語れるのに、女性のパネルデ

イスカッションになると大体福祉、子育て。その発言に驚いて。

実際に、今のEUの事務総長フォン・デア・ライエンさん女性ですけれども、元はドイツの国防大臣ですから、今の日本とこれだけ違ったことが、実は20年前の2000年に既にそういう状況だったんですね。国会議長も女性でしたし。

それから、私が留学したドイツの学校の中では、中東の方用の、イスラム教の方用の食事も別に準備をされていました。これは1994年の話です。

そういったことを考えますと、日本はまだまだ対処すべき課題が山積であって、しっかりとした多様性を受け入れる、多様性をむしろ社会の活性化のばねとして使っていく、そういった施策が数多く求められていると思います。

ただ、議員最後にここに御指摘のありました条例の制定。これはぜひ議会の皆さんに御検討いただきたいと思いますが、なぜかと申しますと、今課題として具体的に上がっているのは議会のクォータ制なんですね。

基本的にまだヨーロッパで導入されているのも男女の同数、もしくは立候補者数の一定枠というクォータ制であって、例えば年代別とか、そういったものは私はまだ承知をしておりません。

例えば条例化すべきクォータ制、議会なのか、そのほかの委員会なのか、審議会なのか。そういったことはやはり市長が決められるものではありませんので、私は私なりに意見は持っておりますけれども、議会の皆さんとどのようなルール化が必要なのか、ぜひ検討させていただきたいと思います。

そのほかの御下問については、それぞれ担当する部長から答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 私からは、③の学校における男女共同参画の教育の取組と、④のこれまでの取組の課題の整理の状況、教育現場においてですけれども、御説明いたします。

まず、学校では人権教育として、全教育活動を通じて児童生徒に指導することが根底にあり、学校における男女共同参画の教育の取組がその上で行われています。最も大事にしている教育と言っても過言ではありません。

学習指導要領の主な記述として、小中学校の家庭科で家庭生活での家事分担や家族の協力について学びます。さらに、中学校社会科公民分野で個人の尊厳と両性の本質的平等を学ぶとされています。また、道徳や学級活動で異性についての理解や男女の協力を学ぶとされています。

これは本当に授業の一端でこういうことを行われているだけであって、日頃の担任が子供たちへの言葉がけですとか、それから休み時間等、日々全教育活動の中で男女を大事にしているということは、行うことは当然でございます。

市内の学校でも、家庭科などでは一昔前は料理、洗濯は母親の仕事と認識されていた内容

を、立場を理解し、協力したり分担したりして行うことで、家族関係をよりよくできることを理解できるように学習しています。

道徳などのやり方で、例えば料理や洗濯のCMには女性が多いよね、それから、仕事現場のCMでは男性が起用されているよねというようなことを切り口にして、本当に日頃気づかない男女のそういう差のようなものを問題提起するような授業も行われています。

また、20年ほど前から、人権教育の観点を学校教育全体に取り入れて、男女混合名簿、それから男女混合整列、男女ともに何々さんと呼ぶようなさん呼びにするなどが当たり前になりつつあります。皆さんがというか、私もですけども、男の出席番号の1番が1番で、女の人はその後にいたと思いますけれども、そういうようなものがもう20年ぐらい前から改善されていることは御存じだと思います。

④のここまでの取組の課題の整理状況についてですが、現在、男女共同参画に関する学校での取組は、学校教育活動全体を通じた計画的、組織的な人権教育の推進、さらにキャリア教育へと波及しており、大きな課題はないと認識しておりました。しかしながら、今このように申しましたけれども、先般問題になった「私は女性を差別しているつもりはない」という言葉に隠れている何気ない差別に気づかないことにこそ課題があるのではとも考えています。

私たちは知らず知らずのうちに、例えば保健委員だと女の子がいいんじゃないかとか、先ほど生徒会長はというような話もありますけれども、男のほうがちょっとうまくいくのかなというようなことを考えている自分がいます、現実的に。

ですけど、例えば応援団長などが学校で選ばれるんですけども、僕らは男がやるほうがいいよなと思いながら、最近は女の子が応援団長になることも結構多くて、子供たちはだんだんそういうことが改善されつつあるのかなとも感じています。

学校における人権尊重の環境づくりは、教職員の日常的な言動や教職員と児童生徒間、それから児童生徒同士の人間関係の在り方、さらには家庭での親子関係によって学校全体の雰囲気そのものをつくっていくものです。人権をテーマとした様々な取組の工夫を重ねていくことが大切だと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） それでは、私から①、②、④について答弁させていただきます。

まず、①の指標の達成状況についてでございますが、18ある指標のうち、今年度目標達成した指標は、2番の小中学校での男女共同参画啓発講座を実施した回数、これが目標の年間6回に対して年間7回の実施。4番の市内中学校の生徒会長における女性の割合、目標50%に対して50%。11の育児休暇を取らなかった理由として取りにくい職場の雰囲気だったと答える割合、目標の5%以下に対して3.4%。16の「まちの居場所」整備数、目標の6か所に

対して11か所の整備と、この4指標が達成しております。

また、7の外国語学習講座の開催や13、休日保育実施園数は、それぞれ目標3に対し2と、あと少しで目標を達成する指標もございます。

そのほか、15、家族介護教室の実施回数については、目標を12回としておりますが、以前は目標を達成しておりましたが、今年度はコロナ禍における事業実施が困難となり、実施回数2回と数値が大幅に減少した指標もございます。

ただ、全体的に見ますと、目標値に届いていないものも多くあり、厳しい結果となっておりますので、今後も各指標について目標値に近づけていきたいと考えているところでございます。

次に、②審議会、委員会などへの女性委員の登用の推進の成果についてですが、女性委員のいる審議会等の比率、目標100%としておりますが、61.3%にとどまっており、目標には達していない状況です。

また、指標ではありませんが、女性委員の割合については、先月から始まりました第2次伊豆市総合計画後期基本計画の策定の審議会につきましては、委員とオブザーバー18名で構成されておりますが、オブザーバーを含めた女性委員は8名、44.4%となっており、近頃好ましいとされている女性委員の比率が40%を超える審議会等もございますので、今後も女性委員の登用の推進に努めていきたいと考えております。

④の取組の課題整理の状況についてですが、目標の達成状況から見て、課題は多いと認識しております。

その中で、一番大きな課題として、男女共同参画についての認知度の低さが挙げられると思います。2月に実施しました市民1,000人への意識調査における男女共同参画の認知度は、平成27年度にプランの見直しを行ったときの18%から、今年度23.6%と増加しておりますが、まだまだ低い状況には変わりありません。

現在、認知度を広めるために、小中学校への出前講座の実施や広報紙での情報発信、図書館での関連書籍コーナーの設置によるお知らせを行っていますが、今後はSNSやFMISなどの媒体の利活用、イベント実施に併せて広報するなど新たな方法で周知を図っていきたいと考えています。

今後は、未達成の指標の目標達成を目指して、全庁的に連携を取りながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私から東京2020大会のレガシーとしての共生社会の実現に向けた条例制定への取組についてお答えをいたします。

オリンピック憲章には、オリンピズムの根本原則としてオリンピックは人権に配慮した大会であることがうたわれており、多様性を受け入れて尊重する共生社会の実現の必要性が、

この東京2020大会の開催によってさらに高まってきていると認識をしております。

伊豆市では、オリンピック・パラリンピック自転車競技の開催決定を契機として、職員向けに多様性と調和についての共生社会研修を行い、市民の皆様への対応や各部署での業務に反映させるなど共生社会の形成に向けた取組を行ってまいりました。

また、令和3年度には、高学年児童や生徒、また市民を対象に多様性と調和への理解を深め、共生社会実現への理解を深めていただくための講座の実施も予定をしているところでございます。

今後も、東京2020大会の開催を契機として、改めて多様性と調和の重要性を認識し、先ほど市長が申し上げたとおり、包括的な理念を規定した条例の制定も1つの選択肢として、様々な観点から共生社会の実現に向けた取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はございますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） ありがとうございます。

じゃ、それでは、早速再質問させていただきます。

まず初めに、第2次総合計画の後期基本計画は、今現在策定中ということは先ほど来お伺いしております。その上で、改めてこの伊豆市男女共同参画プランと伊豆市の最上位計画である伊豆市総合計画との位置づけ、または整合性について御説明願いたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 伊豆市総合計画との整合性ということでございますが、現在の前期の基本計画においては、男女共同参画の観点を位置づけるものはございません。これにつきましては、平成23年度に地方自治法の改正がありまして、総合計画の基本構想を定める義務づけが廃止されたことによりまして、総合計画策定の自由度が増しておりまして、伊豆市としては網羅的な総合計画にしないということで、伊豆市としては他の市町と同じようなつくりはしないで、独自の特徴を出した総合計画に仕上げたということでございます。

ただ、伊豆市の男女共同参画プランが総合計画に位置づけられてはございませんが、お互いが関連計画として補完されておりまして、整合性を取りながらそれぞれの計画を実施したという状況でございます。

そうは言いましても、今回策定予定の後期総合計画につきましては、各課の事業を網羅的にした総花的なものにしない予定でございますが、男女共同参画については、先ほども言いましたとおり、認知度が大変低いということもあります。また、社会情勢や時代に合った形を踏まえて大切な要素であると考えておりますので、今回策定します後期の総合計画につきましては、女性の社会参画の促進などを位置づけたものにしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） 先ほど総合計画審議会についての女性委員の登用が進んで、44.4%という高い登用率になっているんだというふうに僕も思います。ぜひ後期計画については、そうした女性委員を多く登用しているということもありますから、共同参画プランとぜひひもづけが密になるような、そういう計画の準備をしていただきたいなというふうに思います。それでは、設問①の個別の指標について幾つか再質問をさせていただきます。

まず1つ目が、重点目標の1の1、男女共同参画社会基本法を知っている人の割合についてなんですけれども、部長のほうからもありましたが、18%から23.6%ということで、若干認知度は改善しているんですけれども、まだまだ目標値の40%に対しては低いということでおっしゃっていましたが、私もそういうふう感じております。

そこでお伺いしたいんですけれども、男女比や年齢層など、今回意識調査をした基礎データとなるアンケートの回収率であったりとか、それぞれの認知度の傾向とか、どのように分析されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） アンケートにつきましては、男女共同参画プランを検討します5年に1回行っております。

今回のアンケートにつきましては、20代から50代までの男女各90人、60代、70代以上の方につきましては男女各70人で、合計男性500名、女性500名の合計1,000人を対象として実施しております。

回収率につきましては、男性が30.4%、女性が37.2%、合計33.8%となり、女性の回収率が高く、特に30代の女性の回収率が一番高くなっておりまして、逆に30代男性の回収率が一番低いという状況になっております。

また、男女共同参画社会基本法の認知度につきましては、先ほど言いましたとおり26%となっておりますが、知っていると回答した方の割合としては、男性が45%、女性が55%となっております。ただ、20代の男性につきましては、回収者の半数以上が知っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） ありがとうございました。

今、若干興味深い分析結果だなというふうに思って、感じて聞いておりました。やっぱり男女共同参画という名前を聞くと、女性のほうが関心度が高いのかなということも思いまし

たし、逆に30代の男性、女性の相対的な結果というのもちょっと何か興味深いなと思いましたが、逆に20代の方々が関心が高いということも。

先ほど教育長のほうも、学校教育においていろいろと男女共同参画について子供たちに教えていると。そういう効果もあって、若い人たちは割合となじみが深い、そういう社会になっているのかなと思うんですけれども、そうじゃない年配の方も含め、特に男性がやっぱり意識が低いというところが透けて見えるのかなというふうに感じました。

先ほど課題について、今後の進め方についてお話がありましたけれども、改めてこういった分析内容を踏まえて、次の次期計画というのは、また2021年から5年間、共同参画プランについては組むと思うんですけれども、現在の目標値の40%、これをもう一回据え置いてチャレンジするのか、それとも、いやいやもっともっと頑張って50%、60%目指す、上方修正するんだよと、その辺の考え方はどういうふうになっているのか、伺いたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 本当のことを言えば、やはりもう少し目標値というのは上げなければいけないかなというところありますけれども、なかなかそこは今現状では難しいかなと考えております。ということで、目標値につきましては現在の40%、本当にこれを達成するような形で進めていきたいと考えております。

先ほども申しましたとおり、現在、総合計画の後期計画を策定しておりますが、それにつきましては、女性参画の位置づけをうたいたいと考えておりますし、また、先ほども言いました5年に1回アンケート調査を実施していますが、来年度もちょっとその辺につきましては、同様のアンケートになるか分かりませんが、男女共同参画についてアンケートを取りながら、施策の方向性ですか、そういうのを改めて皆さんに訴えて、目標値に近づけていきたいと考えているところでございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） それでは、次の指標です。重点目標5の8、市職員の管理・監督職における女性の割合についてですが、先ほどいろいろと成果指標のことをお答えいただいたんですが、それからは漏れちゃっていたと思うので伺いたいんですが、目標値は15%ということなんですけれども、実績はどれぐらいの数値になったのか教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 職員の管理・監督職の実績ということですが、目標値15%に対して令和2年度5.8%でございます。この管理・監督職、この成果目標の中では部長・課長級ということで数値を出しているんですが、実際仕事の中では各課にスタッフがあります。そのスタッフ長というのは主幹がやっています。いわゆる主幹が昔で言う課長補佐級というこ

とで、実務的には監督をしてもらっていますので、この数字はあくまでも部課長ということで目標を達成できていませんが、部長、課長、主幹まで入れますと、今25%、4分の1が女性がいるという現状でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） 今、総務部長のほうから御説明いただきましたけれども、5年前から比べると、部長、課長級で比べると7.9%から5.8%ということでちょっと後退しちゃった数字なんですけど、さらにスタッフ長も含めた、いわゆる主幹級の方を含めると25%ということですから、実際この指標については、政策方針決定過程の参加の促進ということなので、そもそもの指標の設定の仕方というのが部長、課長はもちろん決裁権を持っているんですけども、実際の実務部隊の中でいろいろアイデア出したりとか、そういった職をいわゆる主幹級の方々が担っているわけですね。

そうしたところで、これはもう一回指標の基準の見直しとか、そういったものは考えるんでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） この指標のそもそもの管理・監督職に部課長のみなのか、主幹も入れるべきだというのは少し検討をさせていただきたいと思います。

今、議員おっしゃったように、政策等の方針決定過程で実際に関わっている場合は、私は管理・監督として入れたほうがいいんじゃないかと思うんですが、この男女共同参画の数値ですので、ちゃんとした定義がある場合、それに外れちゃいますので、少し検討させていただきたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） その上で、先ほどの指標でもお伺いしましたけれども、次期計画をまた立てるわけなんですけど、現状の目標値からさらにもっと女性職員の登用を進めるんだということで上方修正するとか、その辺の考え方は総務部としてどういうふうに考えているのか伺いたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） この部長級、課長級に限ると、目標15%に対して5.8%ですので、大分まだ下回っているということで、まず部課長についての目標とした場合は、この15%をまず目標にしていきたいということで、これからさらに数値を大きく上方に修正するのはちょっと難しいかなとは考えております。

ただ、先ほど言った、じゃ、主幹級まで入れた場合に今の25%。これについては検討する

必要があるかと思えます。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） それでは、次の指標なんですけれども、最後になりますけれども、重点目標の6の11というのがあります。育児休暇を取らなかった理由として取りにくい職場の雰囲気だったと答える割合、これが目標が5%以下に対して3.4%。ちなみに5年前7.8%だったので大幅な改善になっているというふうに思います。

これは、市内事業者などの理解と協力が進んでいるのも1つじゃないかなというふうに解釈したんですけれども、それに関連して伺いたいと思います。

教育委員会も含めた市職員の女性及び男性それぞれの育児休暇の取得状況はいかがでしょうか。また、この取得率を100%に近づけるため、もしくは達成するための課題はどのように捉えているのか、伺いたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、職員につきましては、育児休業ということでお話させていただきますと、女性については100%の取得率です。残念ながら男性についてはゼロ%です。今まで実績はございません。

ただ、育児休業になりますと、休んでいる期間全く給与自体が出ないということもございまして、男性の取得については、今まではそのような状況で難しかったのかなということも考えられます。

ただ、県内ちょっと聞いたところ、実績はよその市町では男性も取得しているというのもお話し伺っていますので、このあたり職員にしっかりこういう制度があるよという、男性に対しても周知はしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） 男性がゼロ%ということで、もう少しいらっしゃるのかなというふうに若干希望的観測を持って聞いたんですけれども、やっぱり現実はなかなか厳しいというか、いろいろこれは業務の問題であるとか様々な課題があると思うんですけれども、ぜひジェンダーレスというのを進めるという、そういう中で男女共同参画社会というのがありますので、市役所自ら、民間の事業所も努力をしているところでありますので、その辺は継続して改善の努力を進めてもらいたいと思います。

それでは、次の②の設問についてなんですけれども、先ほど申し上げましたが、総合計画審議会の女性登用の状況など積極的に改善されている様子が分かりました。

この指標については一定の評価をしなければならないと思いますが、全体的な達成度は目

標に対して未達の結果でありますので、今後ともさらに改善を進めていただきたいと思います。

ここで、初めに紹介しましたWEFのジェンダーギャップ指数2020において、4つの分野の総合スコアの順位は121位と申し上げましたけれども、日本ですね、この4つの分野の中の政治の分野では、先ほど市長の冒頭の答弁にもありましたけれども、指標が0.049、これが144位。そして経済の分野では0.598、115位と女性の政治参加度の低さとか、あとは女性管理職の少なさといったいわゆる政策や方針決定過程への女性の関わり方が不足している部分で、まだまだ国際的な遅れを取っていることが明らかになっています。

それに関連づけて、先ほども答弁なさいましたが、市長に伺いたいと思います。

2018年、平成30年5月に、女性の議会への参画が進むことで性別による社会的偏見がなくなり、男性も女性も互いの個性や能力を生かし合い、誰もが暮らしやすく生きやすい社会となること、すなわち民主政治の発展に寄与するために、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が施行されました。

また、この伊豆市では、昨年10月の市議会議員選挙にて3名の女性議員が誕生いたしました。定数16名に対して3名ですから、占有率は18.8%となるわけですがけれども、改めまして、市長の立場から男女共同参画社会の視点で、この女性議員3名、この伊豆市議会について何かコメントがあれば伺いたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 男女共同参画については、ここでこれだけ強調されていること自体が、私はまだ本当に不自然だと思って、当然男女同数いるわけですよ、国民の中には。ですから、基本的には同数いておかしくない、よほど特殊な事業でない限り、という気がします。

ただ、その中で、これまで議会でも申し上げたことがあると思うんですけども、市町村から下の区、あるいは自治会、状況によっては、これ世帯民主主義なんですね。その住民の皆さんではなくて世帯の代表が1人ずつ行って1票ずつですから、基本的にお父さんかおじいちゃんが出る社会なんですね。

私まだ確認していないんですが、ある雑誌で、どこかの市では男女同数で年代別の区の役員編成というんでしょうか、代表編成というんでしょうか、そんなところを取り入れたところがあるようです。ある種クオータ制ですよ。

そうやって物理的に、今、国会で指摘されているように、クオータ制をもう制度として先につくってしまわないと変わりませんと。これはヨーロッパはこういうのが多いようなんですけれども。そういったことを真剣に考えなければいけない段階に日本は来ているんだろうと思います。

市役所自身も遅れていて、私が市長になって、何人か部長、課長は就けたんですが、これは正直な話、選挙では選べませんので、時間がかからざるを得ない。と申しますのは、今の

主幹、主査の中でももちろん優秀な女性はいっぱいいるんですけれども、絶対数としてまだ少ないですし、ここ数年の採用試験では大体男女同数、年によっては女性が多いくらいですから、必然的に同数に近づいてくると思うんですが、職員構成からいって一気に半々にするのは難しいんですけれども、さっき申し上げましたとおり、議会におけるクォータ制は既にかんりの国で入っておりますので、真剣に検討いただく段階なのではないかなと考えております。

それから、もう一つだけ申し上げたいのは、うちの職員、部長会議に参加する職員、今1人いますけれども、それから、議会でも結果としてこういう結果ですので、そこで私は四、五年前でしょうか、女性モニターという制度を仕方なくつくりました、仕方なく。これは市が重要政策を進める場合、必ず一旦は女性モニターの意見を聞きなさいということで、残念ながら十分に機能していないんですけれども、そういったイレギュラーな組織をつくらなくても、やはり女性の声がちゃんと反映されるような社会であるべきだと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） それでは、③の学校における男女共同参画の教育の取組の状況について再質問させていただきます。

教育長のほうから先ほど御答弁いただいたとおり、人権教育から今後キャリア教育も含めて総括的に子供たちに対しての教育は進んでいるなど。先ほども申し上げましたけれども、今の子供たちはやはり僕らの子供の頃の社会とは変わって、こういう意識というのがしっかりと根づいていくであろう社会に生まれて育っているのです、子供たちはそういった教育に対してかなり理解が進んでいるんじゃないかなというふうに感じたんですけれども。

そこでお伺いします。平成27年4月に、文科省が性同一性障害に関わる児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等についてという通知を出しております。この通知への対応も含めて、今度は学校教職員向けのLGBTを含むジェンダーアイデンティティーや人権に関する研修などの実施状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） お答えします。

自分が勤務している中ででも何回かの転換点というのがありまして、例えば今のトランスジェンダーのことについて、自分が一番覚えているのは、金八先生の中でそのことを取り沙汰した子が出てきましたよね、上戸彩が主役だったと思うんですけれども、そのときに、自分も初めて知ったというのが本当に恥ずかしながらですね。そのくらいの意識でした、当時は。

そういうようなこと、マスコミとかドラマなどの影響によって、かなり左右されている現状があります。最近始まるドラマの中で、性に関する、トランスジェンダーの男の子たちが

主役になるような番組も今予告をされていますけれども、そんなことを含めて、社会の影響を受けながらやっていると思いますけれども、学校現場ではLGBTというようなこと、それから、性自認、性的指向というようなことについての扱いはとても難しいです。

このことを指導することによって、当然指導しなければならないことなのかもしれないけれども、傷つく子供もいたり、それから、それによって悩んでしまう子供もいるということで、扱いは慎重に行っているところです。

だからといって、昔のように寝た子を起こすなみたいな、そういうような指導を行っているわけではございませんので、信頼していただけたらと思います。

そうした意味で、まず、教員の深い理解が必要だということで、教員に対しては、研修が随時行われています。まず、一番は初任者研修ですけれども、今の若い人たちの理解が進むというのは、新しく入る方々にとっては、もう10年以上前から人権教育がまず一番のものとして扱われます。先ほど議員がおっしゃられたような内容についても取り上げて指導されています。もちろん扱いは慎重にというようなそういう指導です。

それから、新任管理職、教頭になったときですね、そのときにも必ず人権教育として扱われます。これも1つの、学校に必ずというようなそういうところを設けながらやっていると思います。

じゃ、それ以外に一般教員はということなんですけれども、毎年各校に人権教育担当の教員を設置しています。その担当の教員が年に一度県で集まって研修に参加させます。その研修が各学校で伝達講習を行うということで、絶えず一番新しい情報を学校へ持ち帰るといったようなことを行っているのが教員の理解を深める対応として行っているところです。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） それでは、それを踏まえまして、先ほど鈴木優治議員の質問の中にもございましたが、学校制服のことについてちょっと伺いたいと思います。

ここ数年学校制服のジェンダーレス化が徐々に進められてきています。具体的には、私の調べたところによりますと、2018年4月に開校した千葉県柏市の柏市立柏の葉中学校では、開校前の段階で制服、そして校内服等の検討委員会というのを立ち上げて、制服は必要なのか、要らないのかというところから議論、検討が行われまして、最終的には制服は男女とも同一デザインの上のブレザーと、そして女子用にはスカートとスラックスを導入するというように決まったそうです。

また、神奈川県平塚市立太洋中学校でも、女子はスカートとスラックスを同時採用している。そして、さらに埼玉県や福岡県の動きとしては、男女の性別関係なく男性の生徒でもスカートかスラックスを選択できるような、そういう動きも出てきています。

そういったことを踏まえまして、伊豆市においても令和7年4月開校予定の新中学校、こ

れの制服等のジェンダーレス化を推進する考えはあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 2018年という、土肥小中一貫校も開校の年だと思うんですけども、そのときに既に土肥小中一貫校は同様の取組をしています。制服を作る段階でブレザーを採用しまして、男女ともブレザー、それから、女子はスカート、男子はスラックスなんですけれども、その中に女子用のスラックスを用意してあります。ただ、現状はそれを選んでいる生徒はいないという報告は受けているんですけども、そういうことについていつでも用意できるような、そういうことはしています。

ブレザーについて、同じなのかということを確認しましたら、前身頃の右左が逆になるようなそういう対応はしているということで、全く同じではないようなんですけれども、そういうような対応はしていますし、今後、新中学校で制服を用意する際には、そういうことは十分検討していくのに値する内容かなと思っています。ぜひ積極的に進めたいと思っています。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） ぜひ新中学校の準備委員会等で議題に上げていただいて、これが原因で例えばいじめであるとか不登校につながってしまうという、そういうデリケートな子供たちも多いと聞いておりますので、ぜひ対処のほうをお願いしたいと思います。

それでは、教育長には最後に伺いたいと思いますけれども、文部科学省は、共生社会の形成に向けてと題しまして、「共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。」としています。

さらに、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づく、いわゆるインクルーシブ教育システム、この理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとしています。

今後のジェンダーレス化を含む伊豆市の学校教育、そして、並びに社会教育におけるインクルーシブ教育の展開について、教育長の見解を伺いたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） ありがとうございます。

本当に学校現場のことをよく理解していただいていると感じています。全ての子供のための教育、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みというインクルーシブ教育の理念は、

教職員には先ほどのような研修を含めて共有しようとしています。

今後の学校教育においても、個のニーズに対応して具体的にどのように授業を行い、どう環境を整えていくかについて、今までと同様考えていかなければならないと考えています。

現在、現場でささやかですけれども取り組んでいることとしては、バリアフリーをなるべく進めるということで、手すりですとかスロープ、それから、エレベーターはまだ実現できていないんですけれども、今後は、新中学校においてはエレベーターなども当然必要になってくるのかなというふうに考えています。

それから、授業の中で、視力だけではなくてなかなか理解が、特別な意識を持って理解がうまくいかない子がいるものですから、拡大教科書ですとか、それから音声教材、それらも実際に取り入れています。

今後、ICTが進むことでよりそういうものがうまく活用できるようになったらということも併せてお答えしたいと思います。

それから、バリアフリーと似たような考え方なんですけれども、ユニバーサルデザインということで、誰でも使いやすい、心地よい、そういうようなデザインをあちこちに採用することによって、子供たちが安心して学べるような、そういうものも進めていきたいと思っています。

それから、伊豆市で、私は本当に市民の方に感謝しているんですけれども、特別教育に関して、支援員を本当にたくさんつけていただいています。機械だとか、そういう道具で改善されないところはやっぱり人の手が必要でして、子供たちの中にはいろんな家庭での悩みがあって、学校でうまく学習できない子たちを絶えず近くにいて支えてくださる支援員の方を配置してくださっている。そういうことについて、大変感謝しています。

それから、最後に、私たちが教育自体をそういう方向へ持っていくということが大事になっているのかなと肝に銘じている次第でございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） 議会の申合せ事項で、大体発言時間20分以内に収めるようにということなんですけれども……

○議長（小長谷順二君） いや、別に大丈夫ですよ。

○9番（鈴木正人君） すみません。

あと最後に1つだけ。教育長ありがとうございました。

最後に、これまで今後の共生社会の実現に向けて、男女共同参画社会の推進を1つの切り口として伊豆市のこれまでの取組を確認しながら現時点でのその可能性を探ってきたつもりであります。

初めに総合政策部長に御答弁いただいたとおり、一番の課題は市民の認知度がいまだもっ

て低いことであると私も思っております。これは、しかし、伊豆市に限ったことではなく、いまだに日本社会全体の課題であって、男性は外で働く、女性は家事や育児をするというような社会的な役割の偏見があることに起因しているのが大きいんじゃないかなというふうに感じております。

その一方で、女性の社会進出が進んだ現在、女性の就労率は米国よりも日本のほうが高く、25歳から44歳まで見ると、75%ぐらいの方が働いている。これは、日本が国として女性を労働力として必要としている部分がある。今後、先の人口動態を考えたとき、1995年と2045年を比較すると、45歳からいわゆる49歳の働き盛りの男性は4割減る。これだけ減ると、特定年齢の男性を管理職や経営判断のリーダーにすることは非常にリスクがあると指摘する専門家もいます。まさに、性別に関係なく社会への関与が必要な時代になってきているということだと私は思っております。

人権の尊重や多様性の尊重といった共生社会の実現に向けて、包括的に規定する条例の制定へのそれぞれの自治体の取組の例として、平成27年に東京都の渋谷区が渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例を施行、平成31年には東京都国立市が国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例を施行、そして、兵庫県の明石市では、現在、あかしインクルーシブ条例の制定に向けて、それぞれ取組を行っているということがあります。

この伊豆市においても、令和元年12月定例会において、県内の市町初となる議員発議として、伊豆市民が共にあゆむ手話言語条例を全会一致で可決し、そして施行され、現在も様々な場面で手話への理解と普及に取り組んでおり、共生社会の実現に向けて大きな1歩を踏み出しているものと思っております。

これまでの固定概念や偏見を打破し、誰もが生きづらさを解消し、互いの多様性や人権を尊重する社会、つまり共生社会を実現していくことが、国連が定めた持続可能な開発目標SDGsにもつながる社会形成になると考えております。

そして、伊豆市においても、現在第2次総合計画に基づき、次世代へつなぐまちの形が形成されつつあります。その後のまちの色やまちの力は、次期計画である第3次総合計画にも継承されることになると思います。そのために、様々な政策の根拠となる基本的な理念を市民とともに共有するため、今からそうした準備が必要なのではないかと考えております。

産業部長から多様性と調和の重要性を認識し、包括的な理念を規定した条例の制定も1つの選択肢として、様々な観点から共生社会の実現に向けた取組を進めていくと御答弁をいただきました。

最後に、改めて市当局の決意をお伺いし、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） とてもよい機会ですので、今市長会でも課題として取り上げられつつ

あるようになっていることもございますので、私の考えを整理させていただきたいと思いません。

男女共同参画社会、それから年代ごと、いわゆるシルバーデモクラシーと言われている投票に行く人たちだけの声ではなくて、若い声も取り入れるということ、それから、障害のある方も区別は必要かもしれませんが、差別ということをなくして、多様な社会を実現していく。これは、全て私はもっと加速すべきだと思っているんですね。

実際に市長会にあった課題の中で、唯一賛成反対ではなくて、私自身まだ整理がついていないのは、同性のペアなんですね。県内では条例制度、男性同士、女性同士のペアを受け付けるというところが出始めて、実はこれ市長会でテーマになったんですが、1つには、子供さんと価値観が違ったときの整理ができているのだろうか。つまり男性同士、女性同士はお互いに価値観が合ってそういうペアになっている。子供を養子としてもらったときに、その子供さんが価値観が違ったときに、その子供の価値観のほうはどうやってその制度は担保するのだろうかということを、私はその場で質問で申し上げたんですが、それを進めている市長さんからの答弁はなくて、その場合どうするのだろうかということです。

それからもう一つも、これは私の価値観ではなくて、あくまでアメリカの論文から出たことなのですが、男性同士、女性同士のペアを認める法的根拠は、少なくともそのアメリカで今法的に問題になっているのは、個人の基本的な人権として私はこの人を愛していますということしかないわけですね。生物学的には子供が生まれません。生物学的にはペアとならないところで、私はこの人を一番最も真剣に愛していますということの法的根拠しかない。そうすると、法的にはやっぱり重婚、複数婚に行くというんです。

私はこの2人、この3人を均等に正しく愛していますということは法的に担保されることになって、今アメリカの州の中では、その法的解釈の中から重婚というんですか、複数婚というんでしょうか、それが認められつつあるんだそうです。これはあくまでも法的解釈の結果としてということなんです。

そういったことが私の中で整理がついていないので、同性婚、あるいは同性ペアの在り方については、該当する方の価値観だけで、制度化までしていいのかどうかというところが整理がついていないというところはその点だけです。

それ以外のことについては、多様な価値観を受け入れる、多様性を受け入れ合う社会の実現についてはもっと加速すべきだろうと。制度としても可能であれば、やっぱり制度化していく必要はあろうかと考えております。

○議長（小長谷順二君） 補足はありますか。よろしいですか。

今の答弁に対してよろしいですか、再質疑は。

これで鈴木正人議員の質問を終了します。

ここで、議事の都合により、昼の休憩といたします。

再開を午後1時から、よろしくお願ひいたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時58分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 黒 須 淳 美 君

○議長（小長谷順二君） 次に、5番、黒須淳美議員。

〔5番 黒須淳美君登壇〕

○5番（黒須淳美君） 5番、黒須淳美です。

通告に従い、一般質問を行います。

1件について伺います。

件名、新ごみ処理施設の稼働に向けてについて、答弁を市長に求めます。

それでは、令和4年12月に完成する新焼却場について伺います。この施設は、今から16年前の平成17年9月に、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の設立準備会が設立され、その後、様々な紆余曲折を経て、7年前の平成26年12月に、施設建設地として伊豆市佐野地区が決定されました。その翌年、平成27年4月には、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合が正式に設立され、現在に至っています。

私は、昨年11月からこの組合議員になりましたが、正直それまでは、ごみの分別について地球環境を守るために必要なことと理解はしていても、日常的には「大変だな」と思ったり、他の市町では分別せずに燃やしているところもあるのにと感じることも多く、実際私の周りでもそういう声をよく聞いていました。

施設建設については、平成29年12月から新ごみ処理施設建設計画という施設組合から発行された広報紙が、令和元年10月まで計6回配布されました。掲載された内容は、主に5つあり、事業方針、基本方針、設計・建設費、処理方式、そして処理対象物など、施設に関する具体的な説明が市民の下に届けられることになり、有効な手立てとしてよかったと記憶しています。

この新ごみ処理施設の完成が、来年12月に迫っている中、市民にその後どのように進んでいるかなど、広報紙等を用いて知らせる必要があると思います。

また、この最新の技術を生かした新ごみ処理施設について、市民が得られる具体的なメリットも示していく必要があると感じ、以下について伺います。

(1) 令和4年12月の完成に向け、市民への広報を定期的かつ計画的に実施していくことが必要と思いますが、こちらはどのように考えていますか。

(2) 住みやすさ、生活のしやすさなど、市民生活の向上とメリットは何でしょうか。

(3) 他市町からの移住者、特に都市部からの方でも抵抗なく利用できる配慮はありますか

か。

(4) 旧施設の運用について、新リサイクルセンターの計画が進められておりますが、市民の意見や要望を取り入れることはできますか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの黒須淳美議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 現在、伊豆の国市との間で、一部事務組合を設置して推進しております新ごみ処理施設のような大規模事業は、市の枠組みを超えて広域で整備・運営することで、集約のメリットを最大限に高めることができることから、今後の厳しい財政環境下における自治体経営を考える上で、非常に有力な行政手法であると考えております。

また、この新ごみ処理施設の整備に伴い、整備区域の周辺では、準用河川待沢川上流に整備する国の直轄砂防事業や、県道修善寺天城湯ヶ島線の拡幅工事が同時並行で行われていることから分かりますように、こうした大規模事業を進めることが、単なるごみ処理施設の建設事業にとどまらず、地元佐野地区の住民の安全・安心や、生活の利便性の向上などにも大きく寄与することにもつながっているという好例でもあります。

ここで、改めてこの施設の概要を繰り返させていただきたいと思いますが、大変大きな市民からの意見がありました、100億円の事業は大き過ぎるという御指摘の中で、実際には伊豆市民の負担は約11億円。100億円のうち、交付金と交付税措置で約77億円が措置されるという制度であり、新市建設事業の中で国の最大限の支援を受けられる、つまり市民の負担を極力小さくすることができる枠組みでございました。そして、発煙施設をつけることによって、環境省からの交付金約29億円、そして一定の災害対応余力を備えることにより、災害が発生しても災害廃棄物も処理しつつ、大規模停電になっても自ら発電しながら自らのごみ処理施設という工場を稼働させ続ける、そういった意味で災害にも強い、市民生活に大変大きく寄与する、そして地球環境に優しい、その中で市民負担も極力小さくする、そのような事業でございます。それは改めて市民の皆さんに御理解を賜ればと思います。

市といたしましては、今後とも周辺の市町との連携を深め、効率的な事業展開を一層推進することにより、市民サービスの質の向上と安定的な財政運営の両立を図ってまいります。

個々の御質問については、市民部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 質問にお答えいたします。

(1) の市民への広報、これを定期的かつ計画的に実施していくことについてでございますが、市民の皆さんには、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合から、新ごみ処理施設建設計画という組合広報紙を計画的に市内の全戸へ配布し、お知らせをしております。

また、今年度の工事過程におきまして、地質的な要因による工法の変更により、工期の遅

れが生じたことから、去る2月末に、新ごみ処理施設建設ニュースを全戸配布し、工事期間の変更について、市民の皆様にお知らせしたところであります。また併せまして、組合のホームページへも建設に関する情報を掲載し、お知らせをしております。

今後も、組合におきまして、組合広報紙の発行やホームページへの掲載を行い、市民の皆様へ情報を提供していくと伺っております。

続きまして、2番の市民生活の向上とメリットは何かという御質問です。

新ごみ処理施設基本計画検討委員会の中で、新ごみ処理施設の整備及び運営・維持管理に関する4つの基本方針が策定されております。

基本方針の1つ目は、長期的に安心、安全で安定稼働する施設です。排ガスの法規制値よりさらに厳しい自主基準値を設け、遵守することによる安全安心な施設、また停電時でも自家発電による自立運転ができることによる安定稼働する施設の整備が進められております。

基本方針の2つ目は、環境保全に限りなく配慮する施設です。周辺環境と調和するデザインや、外部への臭気の漏えいを防止する設備の設置など、環境保全に配慮した施設の整備が進められております。

基本方針の3つ目は、住民に開かれ、地域に貢献する施設です。公園や環境啓発、環境学習の拠点施設及び災害時の避難施設などの地域貢献する施設の整備が進められております。

基本方針の4つ目は、経済性に優れる施設です。焼却熱を利用した効率のよい発電と省エネ技術を採用した消費電力の軽減により、売電量を最大化することによる経済性に優れた施設の整備が進められております。

このように、環境保全に配慮した安全安心な施設が整備され、地域に開かれた施設として運営されることにより、完成後は市民生活の向上につながると考えております。

3つ目の都市部からの方でも抵抗なく利用できる配慮の点ですが、ごみ処理問題を解決していくためには、大きな目的である環境負荷の低減を目指すとともに、ごみの減量化、資源化を推進することにより、循環型社会の構築を目指すことが重要です。

伊豆市では、ごみの減量化、資源化に向けて、市民、事業者、行政が連携し、取り組んでいるところでございます。都市部等から転入された方に、市のごみの分別区分や排出方法について理解していただくために、市役所の窓口で転入の手続を行う際、「ごみの出し方便利帳」と「伊豆市ごみの収集カレンダー」等を配布し、伊豆市のごみの出し方についてお知らせするとともに、協力をお願いしております。

4つ目の新リサイクルセンターの意見、要望の件でございます。

旧施設の運用については、伊豆市清掃センター焼却施設解体後の跡地を利用した新リサイクルセンターの整備を進めるため、現在基本計画を策定しております。

新リサイクルセンター整備を進めるに当たり、地元の柏久保区へ説明を行い、旧施設の解体撤去及び焼却施設跡地の新たなリサイクルセンターを整備することについて、令和元年12月に同意をいただきました。その際に、柏久保区からは、騒音対策や進入路の改良などの意

見や要望をいただいたところであり、新リサイクルセンターの整備にもできる限り反映をさせていきたいと考えております。

今後、市民の皆様から意見を伺いながら、よりよい施設の整備を進めてまいります。  
以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） それでは、（1）について再質問いたします。

市民向けの広報のうち、組合が行っている建設計画についての広報は理解いたしました。  
今後実際に運用が始まってからの施設の使用方法とか、それからごみの出し方、分別の仕方など、これから変更になる点についてはどのように考えていますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） お答えいたします。

基本的には、今の分別方法を継続する形としております。施設の使用方法等の変更になる点については、現在、組合と伊豆の国市と一緒に協議を進めているところでございます。詳細が決定いたしましたら、市の広報紙やホームページ等によりお知らせをしていく計画でございます。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） ただいま市の広報紙などに掲載するということでしたけれども、例えば、お知らせの記事として小さく載せるだけでは、私もそうなんですけれども、広報紙というのはざっとは見るんですけれども、なかなか詳しく見るというところまでいかないときもあります。やはり皆さんに分かりやすく説明するためには、もう少しさらなる工夫とかが必要になるかと思うんですけれども、そのへんはどのような形での掲載を予定していますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 掲載方法でございますけれども、広報伊豆がございますので、それに特集ページをいただいて、市民の皆様に分かりやすく、そういう形でお知らせをしていきたいと思っております。また、「ごみの出し方便利帳」についても改訂をすることになると思っておりますので、その発行の際には一緒に併せて周知をさせていただく予定でございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 施設組合からのお知らせと、それからあとは、伊豆市のほうからのごみの出し方とか分別の仕方などが今後決まり次第示されていくということによろしいでしょうか。

そうしますと、これは住民の皆さんにとってもとても身近に必要な情報となります。広報紙や改訂される便利帳などの内容が、これからはお子さんから高齢者、そしてまた障害があって支援が必要な方、中には日本語が母語でないそういう方もいらっしゃるかと思います。このような多様なニーズに配慮した、さらに分かりやすく、そして住民の立場からもごみの資源化に協力しやすい、そういうふうな内容になりますことを強く希望いたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁はよろしいですか。

○5番（黒須淳美君） はい。次の質問に移ります。

（2）について再質問いたします。

新ごみ処理施設の完成による市民生活の向上については、先ほどの答弁をいただいて理解しました。この新ごみ処理施設というのは、リサイクル社会の仕組みの中で、どのように運営されていくのでしょうか。そして、具体的にごみがどのように資源として循環、再利用されていくのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） その点でございますが、今、市民の皆様分別していただいているプラスチック類のうち、リサイクルマークのついていない容器包装や容器以外のプラスチック製品は、新ごみ処理施設ができましたら焼却をいたします。先ほどもお話をしましたが、その際、その熱を利用して発電することによりましてサーマルリサイクルされますので、そちらのほうでリサイクルの形にされるということになります。

また、リサイクルマークのついている弁当などのプラスチック容器や包装されているプラスチック系のものについては、集積後専門業者に引き取られます。市民の皆さんに丁寧に洗浄していただいておりますので、その洗浄分も含め、今、日本容器包装リサイクル協会から分配金として市に入ってきます。その金額が令和元年度でございますが、決算額で約456万1,000円でございます。

また、缶やペットボトル、新聞紙等の紙類、金属類も、専門業者に資源として売却し、リサイクルされるようになっております。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 今、具体的な分配金などの金額を示していただいて、私たちが日々出している資源ごみが、市のほうへ収入となって返ってくるということを再確認いたしました。国のほうも、2050年までに脱炭素社会を目指すなど、世界的にも温室効果ガスの排出をゼロ

にしていく、そういう流れが加速しています。

一方では、やはり住民の立場としましては、ごみの出しやすさや分別の仕方、それが楽になるということもやっぱり求められることもあると思います。ですけれども、この新しい施設によってもたらされる住民へのメリット、現にごみが資源として循環、そして再利用されているそういうリサイクル社会の仕組みについて、今の御答弁で改めて認識いたしました。

さらに、市民の立場から申しますと、先ほどの分配金などもそうなんですけれども、ごみの分別をするための必要性、その必要性が分かると、さらに住民の意識も変わってくるのではないかというふうに思っています。

具体的に言いますと、伊豆市では一つの取組といたしまして、地球温暖化対策のために、市内の小学生を対象にしたアースキッズチャレンジという環境教育を行っていると聞いております。その中には、小学生ですのでごみの分別をゲームのようにして、小学生にそういう環境教育を行っているそうなんですけれども、これを市民一般向けにリサイクル社会の理解につながっていく情報発信の施設として、この新しいごみ処理施設をこれからどのように利用していくのか、そのお考えをお聞かせください。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 議員おっしゃるように、子供からの環境教育は非常に重要であると考えております。新ごみ処理施設においては、環境学習の拠点となるものも設けられますので、組合と連携いたしまして有効利用し、より一層の環境教育に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 伊豆市というのは、観光地でもあります。観光地でもある伊豆市にとっては、美しい山とか川、そしておいしい空気、そういうものがとても大事な資源の一つもなっていると思います。ふだんそこに住んでいる私たちというのは、そのことを当たり前と考えがちなところがありますので、できたら、この新ごみ処理施設の稼働をきっかけに、私たちは伊豆半島の真ん中に住んでいますので、真ん中から循環型社会、それからリサイクルとか、そういうことがこれから環境を守っていく私たちにとって必要なことだと思いますので、それを発信していく、そのような施設となることも期待していますので、どうかそういうような活用もしていただきたいと思います。

それでは、（3）の再質問に移ります。

ごみ集積所を各地区で管理していると思うんですけれども、その方と、それから他市町から転入してきた方の間で、ごみの出し方のマナー、これに関するトラブルが発生していることなどをときどき耳にいたします。伊豆市は都市部に比べて分別する品目が多いというふう

に思われますが、このようなトラブルについてはありますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 確かに、分別方法が分からず、出し方不備のためにイエローカードというものを貼られて、収集されないケースがあります。そういう場合は、環境衛生課や清掃センターのほうに連絡が入ることがまれにございます。このような場合には、環境衛生課の職員が直接集積所に出向いて、ごみの出し方便利帳を使って、どこが間違っていたのかというのを御説明させていただいて、御理解をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） ごみの出し方とか分別などについては、市民の皆さん一人一人の環境への意識向上も重大な課題になっていくと思います。トラブルをなくしていくためにも、市民の皆さんが積極的にリサイクル社会の一員となるようなそんな取組をこれからも続けていただけたらと思います。

それでは、次の再質問に移ります。

新リサイクルセンターの整備についてなんですけれども、具体的に柏久保区民の皆さんからは、どのような意見や要望が出ていますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 柏久保区の皆様からは、先ほどもお話ししましたが、騒音対策のほか、良好な維持管理、それから大見川沿いの遊歩道整備、それと県道伊東修善寺線からの進入路付近の交差点の改良等の要望をいただいております。

今後も、施設整備を進めていく際には、地元の柏久保区の皆さんと連携、協力して、市民の皆さんが使いやすいリサイクルセンターの整備を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） これで最後になりますけれども、柏久保区の皆様には、伊豆市清掃センターの運営に対して、これまで本当に長い間御協力をいただいていると思います。今後も引き続き御理解と御協力をいただけるよう、新リサイクルセンターの整備につきましては、皆さんの意見を取り入れて、協力と、それから連携をして、その形で事業を推進していただけたらと思います。

以上で質問を終了します。

○議長（小長谷順二君） これで黒須淳美議員の質問を終了いたします。

ここで、1時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時25分  
再開 午後 1時34分

○議長（小長谷順二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 三 田 忠 男 君

○議長（小長谷順二君） 次に、14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 本日、最後の一般質問をさせていただきます。時間的にちゃんと守れという圧力を非常に感じておりますが、極力頑張らせてください。

それでは、件名を2つほどお願いいたします。

伊豆市民が安心して安全にコロナワクチンを接種できる体制整備について。2点目が、伊豆市の公共施設の在り方と再配置推進時の市民・当事者意見の反映についてでございます。

まず、1件目ですが、コロナワクチンの接種体制の情報が、各種情報媒体から政府の対応の変動に伴い、様々に流れてきておりますが、伊豆市としてはどうなっているのかと市民からの問合せが多数あります。

そこで、現時点での伊豆市の方針と課題について、以下の点について伺います。

- (1) 現時点での伊豆市のコロナワクチン接種体制の基本方針と体制整備について。
- (2) 集団接種になじまない個別に配慮を要する市民への個別支援計画があるか伺います。
- (3) 市民の接種率向上への奨励策の検討状況についてなど伺います。
- (4) 義務教育現場での体制整備の現状と課題について伺います。

2番目の鈴木優治議員の質問に答えていますので、私はここで特に(2)の個別配慮を要する方々の接種計画を中心に伺いたいと思います。

2番目として、伊豆市が将来にわたり持続可能な市民生活の安定的な暮らしを守るためには、伊豆市を取り巻く環境への適応がないと成り立たなくなると考えます。平成29年3月策定、伊豆市公共施設等総合管理計画、平成31年3月策定、伊豆市公共施設再配置基本方針を基に、以下伺います。

- (1) 策定目的を伺います。
- (2) 市民の意見を反映できる体制はどのように確保し、策定されたのか伺います。
- (3) 具体的な再配置計画推進の段階に入る際は、市民・当事者の意見などをどのような手段で反映してきたか伺います。
- (4) 市民への周知についてどのように行ってきたのか伺います。
- (5) 今までの推進段階や市民・当事者周知において課題となる事象はありましたか伺い

ます。

(6) 今後の公共施設再配置推進にどのように取り組んでいくのか伺います。

いずれも、私の前の答弁、市長の方針もありました。また平成30年第1回定例会で青木議員にも答えておりますので、そのへんを踏まえて、特に私は市民・当事者の意見をどのように担保していくのかという点を中心に伺いたいと思います。

○議長（小長谷順二君） ただいまの三田忠男議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） ワクチン接種について、健康福祉部長より答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） (1) につきましては、鈴木議員にお答えしたとおりとなりますので、(2) の集団接種になじまない個別に配慮を要する市民への個別支援計画があるかというところから始めさせていただきたいと思います。

現時点では、集団接種での実施としておりますが、今後医療機関における個別接種が可能となることも考えております。ただ、接種による副反応の対応や予約対応など、整理が必要になると考えています。

次の、市民の接種率向上への奨励策の検討状況についてでございますが、ワクチン接種の重要性を伝え、65歳以上の方を対象に公共交通利用促進券の配布の予定もございます。接種会場までの交通費補助の一部として利用していただくことは、接種を希望される市民の方への奨励策につながると考えております。

そして、ワクチン接種に関する様々な留意事項を市民の方に正確にお伝えすることにより、接種を受ける際に不安が生じることをないように、躊躇することのないように進めてまいりたいと考えております。

4番目の義務教育現場での体制整備の現状と課題でございますが、現在国内で承認されておりますワクチンは、16歳以上の方に対し認可されたものでございますので、義務教育の場における接種は予定しておりません。

今後、新たなワクチンが承認されまして、義務教育の現場での接種が必要となった場合には、教育委員会と協議を進め、対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 現体制は、あるコロナワクチンの下での体制と理解しているんですが、コロナワクチンの種類等が変われば、今基本的に1か所でやっているというのは変わる可能性があるかと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 今、ファイザー社から出ているものについては、やはり衝撃に弱かったり、設定温度も守らなければならないといったことをございますので、今の時点では集団接種というふうを考えておりますが、今後、田方医師会を通じまして、各医療機関のほうで個別接種についても対応してくださるといふ病院がございましたら、私たちのほうもそのような対応ができるように進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 3月8日時点での全国の各自治体の取りまとめ状況を参考にしてみると、1か所だけでやっているというのは本当に少数で、同じ集団接種でも2か所、3か所とか、人口規模にもよりますけれども、個別接種もやるとか、あるいは巡回型でやるとか、訪問型でやるとかあるんですが、なぜ伊豆市は1か所だけにこだわっているのか、あるいは、こだわっているわけではなくてこれこれこういう理由だとか、それが分かるように市民向けに説明していただけますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 集団接種のメリットといたしましては、一度に多くの方に接種が可能であることや、副反応に対する対応が迅速に行えることと考えております。ワクチンの在庫管理や配分が容易であることなどが挙げられますが、これらの理由から、市としてはまずは集団接種の準備を進めてまいります。

先ほど申し上げましたように、医師会のほうとも今相談をしておりますけれども、個々の個別接種に対応してくださる病院がございましたら、順次そのように広げていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） お医者さんの協力を得ないとできないということは重々承知しております。それに対して、そういった個別接種もお願いしたいということで要望していると理解してよろしいのでしょうか。そうすると、他の自治体は要望して了解を得ているから、そういった会場等、あるいは訪問だとかになっていると理解したいんですが、伊豆市がそれを進めない理由は何でしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 既に、現在進めておりますので、前向きに検討していただき

っている病院も幾つかございます。まだ具体的にいつから始めるとか、必ずといいましようか、何人やるとかという具体的な話にはなっておりませんが、相談はして話は進んでおります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） どこかの文書で、国から小出しにしか伊豆市にも来ないという現状はあるみたいですが、それが来次第じゃなくて、ある程度たまってからやるというような文書があったような気がしますけれども、そのとおりでよろしいのでしょうか。ある程度といても、数量は私は分かりませんが。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 今、国のほうもワクチンの配分がかなり遅れぎみになっておりますことと、それからきちんと数が示されてこないというところがあります。

例えば、4月に人口割で案分された場合、伊豆市にワクチンが配分されるのは、本当に少ない人数分しか配分されませんので、その少ない量を選考してどういうふうに受けてもらうのかということも難しいことがございます。3週間後には2度目の接種を確実にするという事も考えなければなりませんので、このようリスクが高い中で接種を開始するには、ワクチンが安定的に供給されるということが担保できましたら、市民の方にお伝えして接種に入っていこうかと考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 官民で対策チームをつくるという話が出ているかと思えますし、そのとおりだと思いますが、民の中に、いわゆる専門職だけじゃなくて、一般市民の素朴な疑問等が入るようなチーム構成にしたほうが私はいいと思っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 対策チームは、私どもは話し合いを行う場ではなくて、実際に接種会場で従事する医師や看護師等が、きちんと安全に接種ができるようにということを前提に構成いたしました。もちろん身体に障害がある方とか、そういう方の御意見も聞いて進めていきたいとは考えています。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） ぜひ、聞いていただきたいと思います。

そして、不安があるとか、接種率を上げるための障害となるのが副反応の話だと思うんですが、今現在副反応というものはどのようなものが副反応の定義に入っていて、それに対する対策はどのようになっているか、市民が安全に感じるような説明を願えますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 現在では、国内で承認されていますファイザー社のワクチンになるかと思いますが、厚生労働省のリーフレットなどを参考にいたしますと、重い症状といたしましては、アナフィラキシーショックが挙げられております。接種直後から特に5分以内、通常30分以内に皮膚のかゆみや蕁麻疹、腹痛や吐き気、それから角膜異常や意識混濁等が起きた場合に、アナフィラキシーの疑いがあるとされております。

その場合には、接種会場内の医師や看護師が対応することとされており、伊豆市の集団接種会場におきましても、接種後は15分から30分、健康観察について、看護師がその場において、体調を注視するというような対応をとるつもりでございます。会場内には、そのための機材や薬品も準備する予定です。さらには、田方南消防署にも協力依頼要請を行っておりますので、市民の方が安全に安心してワクチン接種を行えるような体制を整えていくつもりでございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） ちょっと細かくて申し訳ないんですが、基礎疾患のある方は優先的に接種できるという情報が入っておるんですが、その基礎疾患のある方は、このワクチンの予診票ですか、全員に配られるかと思いますが。予診票によりますと、その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われましたか、「はい・いいえ」というチェック欄があるんですが、これは事前に確認していないと当日予約が取れていても受けられないような状態なのか、それともその予診を基に問診してくださる先生の判断でこの項目がなくてもいいのか、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 予診票のところに、その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいかと言われましたかという確かにその欄がございますが、予診票がきちんと書かれているかどうかというのは重要なことだと思います。そのところは確認させていただきますとともに、やはり基礎疾患があるという方に対しては、当然一番重要に考えるところでございますので、そのところは、必ずかかりつけ医に相談して集団接種の会場にお越しいただくように案内をしていきたいと考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） その辺を徹底しないと、無駄になるおそれがありますよね。あるいはトラブルの原因になる。それはちゃんとはっきりいろんな手段で伝えておく必要があるかなと感じました。

では、（2）のところなんですけど、私の言葉で、個別に配慮を要すると想定しているシーン、今のチームではどのような方々を想定しているのかまずお伺いさせていただきます。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 個別に配慮する方というのは、本当いろいろな状況の方がいらっしゃると思います。集団接種会場まで来場する交通手段がない方ですとか、やはり身体とか情緒に不安を抱えている方とかということがございますので、今後もまだまだいろいろな想定を考えながら、その都度対応できるような体制づくりが必要だと思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 今、伊豆市では集団しかない。じゃ、集団になじまない自分の子供とか自分の親、例えば寝たきりの人。あるいは障害を持っていて移動がなかなかできない人。じゃ、どうすればいいのか。その答えが今のところないわけです、集団接種しか検討していませんから。その方々に対する現時点での答えについて、安心できるような答えを期待しているということでこの質問があるわけですけれども、改めていかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） そういう方については、多分かかりつけの先生がいらっしゃると思うんです。なので、まずはかかりつけの先生に御相談していただいて、どのような方法を取るべきか、取れるのかということも必要なことだと思いますし、その都度私どもも対応はしたいとは考えますが、今のワクチンの状況から見ますと、そのワクチンを持って個々に回って歩くというのはなかなか難しい状況ではないかというふうに考えておりますので、その点についてもまた医師会のほうと相談しながら対応していきたいと考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 国の通知がその都度随分変わってくるものですから、非常に対応も困っているんだと思うんですけれども。3月3日付の通知で、新型コロナウイルス感染症に関わる予防接種に関する合理的配慮の提供について、これ障害者の分野ですけれども、あるいは高齢者の分野もそれを含めているという通知があって、いわゆる障害特性に応じた合理的配慮の提供が必要と考えられると。その人たちにはどうするんだということでの通知が出ているんですが、例えば、聴覚に障害を伴う方がいた場合は、コミュニケーションボードに

よる案内とか、通訳者をちゃんとつけるとか。あるいは視覚障害者については、放送や音声による案内をちゃんとしなさいよとか、あるいは知的障害や発達障害者に対する分かりやすい言葉や絵カード、写真等を用いた丁寧な説明をしてくださいねというようなことがあるわけですけども、さらに、公的な福祉サービスによる支援、つまり接種会場に来られないような人には移動支援のサービスを使ってもいいよとか、いろいろ書いてあるんです。この辺が今の私の認識では、伊豆市は全然配慮されていないように映っているんですが、これについてはどのように検討が進んでいるのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 健康福祉部の中にも障害の担当がございますので、やはり部の中でそういう個々の状況を勘案しながら対応していくように進めていきますが、三田議員が先ほどおっしゃいましたように、聴覚に障害のある方に対しては、例えばそういう介助者をつけるですとか、あと会場においては、大きな字で言葉での表記をする必要があるでしょうとか、それから車椅子でお見えになる方もいらっしゃると思うので、できるだけ通路は通りやすいように確保するとかというふうな、いろいろ会場の配置もしてみましたので、そんな中でどなたもが使いやすいように考えていきたいと思えます。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 具体的な配慮が決定次第、そういった方々がある程度予測されていると思いますので、あらゆる広報手段でぜひ伝達していただいて、接種率を上げていただければ幸いです。

今度は接種率のことです。（3）になるんですが、義務化じゃないものですから、希望なもので、私の今からの質問はちょっと無意味かなとも思うんですが、より多くの方が接種を受けたほうがより安全になるという前提で接種体制が確保されたと思うんですが、何かこれについて、何%ぐらいやろうかという目標値みたいなことを定めた上でやっているのでしょうか。それとも、希望者の対応があって、それ以上なければ仕方がないなという感覚になるのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） まず、一般的に今言われているのが、70%を超えることによって集団免疫が獲得されるというような目安として、70%というパーセントが出ておりますけれども、必ずしも伊豆市については、今はまだ、70%ですとか、80%ですとか、そういう目標値のパーセントは提示してございませんが、できるだけ、先ほどからお話ししていますように、正しい情報を提供することによって、市民の方々が躊躇なく、一人でも多くの方に接種していただけるような体制をつくっていきたいと考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 奨励策について、3,000円の交通券等、これはコロナに限ったことではないとあるんですが、伊豆市であれば「食って得券」みたいなものを接種した方に配布するといっているかどうか、ちょっと迷うところもあるんですが、何かいわゆる行ってみようかと思うようなものを交通以外で考えていることはないでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 全国のほかの市町の中では、そういうこと考えていらっしゃる市町村もあるかと思いますが、あくまでも本人の意思で接種するものと考えておりますし、基礎疾患があることによって、予防接種を受けたくても受けられない方もいらっしゃいますので、やはりそういう対応については難しいことであろうかと思っております。また、その是非については、もう少し慎重に考えたいと思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 義務教育のところを出したのは、私もまだいろんな情報は分からないんですが、16歳未満でも希望すれば受けられるのかどうか。集団接種の中の法律的なものは16歳未満はなっていないんですが、医療機関によって先生がやるよと言えれば受けられる態勢になっているのかどうか、ちょっとこれは若干市の範疇から外れると思うんですが、情報の中ではどうなんでしょうか。こういった薬は日本ではまだ16歳未満は一切使わないということなんでしょうか。現に16歳未満でもかかっている方はいるわけですね。その方々についてはどうなっているのか、ちょっと私も知見がないものですから教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） ファイザー社のワクチンについては、まだ16歳以下の治験が済んでいないということで、許可が下りていないというふうに私のほうでは確認しておりますので。またそこが確認できたり、ほかのワクチンが出てくれば可能なことだと思いますが、今現在では接種することはできないというふうに判断しております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 最後になりますけれども、やはり、古い情報でいる方もいるわけですが、でもどんどん変わっているじゃないですか。その都度本当に正確な情報を提供して下さることを希望して、この項目は終わりたいと思っております。

2番目にいってください。

○議長（小長谷順二君） それでは、公共施設の在り方ということで答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず、本件の御質問の1番目の目的及び考え方については私から答弁申し上げます。

伊豆市の公共施設の現状ですが、老朽化や種別の重複などによる維持管理費の増大や、人口減少による利用者の減少など、様々な課題があることは再三申し上げておりました。また、令和7年度以降の市の財政を考慮すると、公共施設の見直しは待ったなしという状況でございます。

このような状況の下で、客観的に課題を整理し、長期的な視点を持って計画的な管理を推進することを目的として、平成28年度に伊豆市公共施設等総合管理計画を策定しております。特に公共施設の適正化については、市の最重要課題として取り組み、長く休眠状態のものや老朽化による改修等が合理的でないものなどは、民間譲渡や用途の廃止などを含めて検討し、コロナ禍の影響で来年度に先送りとなりましたが、適正化のための具体的なアクションプランである公共施設再配置計画を来年度策定いたします。

平成29年1月の公共施設の現状と再編についてということは、2期以上の議員さんには配付されているかと思うんですけれども、やはりこれの1ページ目に私がかつて驚愕した伊豆市の公共施設、実は数も多いんですけれども、老朽化が日本一なんです。市有施設の老朽化が60%を超えているのが、調査対象344の市区の中で全国で2つしかなくて、老朽化率が62.4%というのは、伊豆市が全国で一番高かったんです。それを見て私はもう、これは将来市民の負担がとて大きくなるということで、今はかなり整理をさせていただきましたから、数字は改善されていると思いますけれども、これが大前提です。しかも数が多い。そこで私どもは、個々の施設の対応の仕方はそれぞれもちろん異なりますけれども、全体として公共施設を相当整理させていただかないと、誰に負担が来るかということ、市民の皆さんなんです。我々は市民の皆さんにとって最適なバランスを考えながら進めておりますので、そのコンセプトはやはり今でも維持すべきだろうと考えております。

2番目以降については、総務部長から答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、まず（2）から（4）まで関連しておりますので、一括してお答えさせていただきます。

まず、伊豆市公共施設等総合管理計画の策定につきましては、市民からの意見をお聞きする場として、パブリックコメントを実施いたしました。ただし、このとき市民の方からの意見は特にございませんでした。

また、平成29年度には、市の広報紙に公共施設等総合管理計画の概要を掲載するとともに、この総合管理計画を基に市民3,000人の方を対象とした公共施設に関するアンケートを実施いたしました。

また、翌平成30年度は、公園や建物など、個々の施設に関する今後の再編などの基本方針

を決定するための公共施設再配置基本計画について、有識者や市内各種団体の方で組織した検討委員会を設置し、いろいろな御意見をいただきながら策定してまいりました。

また、昨年度は、各支所と生きいきプラザに市民懇談サロンとして再配置基本方針を含め、公共施設に関する市の取組をパネル展示などにより紹介する機会を1か月程度設けました。この市民懇談サロンでは、それぞれの場所に2日ほど職員を説明員として配置し、来庁者される方などに説明を行いながら、市民の方から御意見を伺う機会として意見箱を設置したりいたしました。

続いて、(5)の市民周知において課題となる事象についてですが、各計画の策定段階において、市民への周知や公共施設のアンケートなどの結果を踏まえますと、全体の公共施設の数量の多さや施設の老朽化などの現状については御理解はいただいていると考えますが、個々の施設を利用している方からすると、その施設の存続に関することについては、いろいろな御意見があろうと感じてはおります。

6つ目の今後の再配置推進への取組についてですが、施設を利用している方は、当然その施設が廃止となれば利用できなくなりますので、廃止には反対されることもあろうとは思いますが、しかし、総合管理計画でも示しておりますように、現存する公共施設を全て維持していくことは財政的にも不可能であるという結果ですので、市民の皆様には丁寧な説明により、公共施設の再配置について御理解をいただけるよう努力してまいります。

著しい老朽化や費用対効果の検証などにより、施設の廃止を決定せざるを得ない施設については、より丁寧な説明をさせていただき、今後の施設の再配置推進に取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） ちょっと細かくて申し訳ないんですが、まず(2)から(4)までのところで、幾つか質問させてください。

パブリックコメントをなされたということですが、その周知方法とか、本当に誰もいなかったのかの再確認です。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 平成28年度のパブリックコメントですが、計画案を市のホームページに掲載し、20日間ほど掲載しておりましたが、最終的には御意見はなかったということでございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） この平成30年度につくった案ですけれども、各種団体からの検討委

員会がなされたということですが、調べたところ構成団体の名前が出ていなかったような気がしたものですから、改めてどんな構成団体の代表が市民代表として参画していたのか教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 外部の検討委員会を設置して検討したのが、総合管理計画の後に一昨年策定した公共施設再配置基本方針、このときに職員で組織する庁内の部長級の検討会と外部の方で組織した検討委員会と。

この外部の方でございますけれども、市内の団体からとしては、商工会、観光協会、子ども会育成連合会、民生委員・児童委員協議会、この各団体からそれぞれお一人ずつで4人、それと有識者として東洋大学の客員教授の方と県の建築士会の会員の方お二人、合計で6名で組織をいたしました。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 市民公募委員みたいなものはなかったと理解してよろしいんですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 特に一般市民の人を公募してということはしておりませんで、先ほど申した各団体を代表する方と有識者の方ということでございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 私もいろいろ調べたんですが、基本方針というのは議員に配付されているかどうか調べたんですが、どうも私はなかったような気がしていました。どこにあるのかなと調べたら、ホームページの中に出てきたんですが、市民にはこの基本方針というのは、どのような形で周知されていたんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 基本方針の周知につきましては、各支所と修善寺は生きいきプラザで市民懇談サロンということで、まず総合管理計画の考え方や基本方針についてパネルを展示したり、1か月弱でしたが、各会場には職員を2日ほどですが、派遣しまして、来られた方の質問を受けたり、そういう方法で周知をしました。当然ホームページにも載せてあるんですが、特に総合管理計画のときには概要版を各世帯に配布させていただいたんですが、この基本方針は今後策定していく個別計画の基になる方針ということで、その基本方針が全てじゃないということもございましたので、まずは、今、市はこういう考えで取り組んでいるよということをお知らせし、今後策定する個別配置計画、これについてはしっかり議論し

ていくという考えでございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） その際、来庁者等の説明人数とか、どんな意見があったのかとか、意見箱はどこにどのように置いて、意見があったのかなかったのか、ちょっと細かく教えていただけますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 市民懇談サロンのときに、職員がその場で聞くとともに、意見箱を設置して意見をいただきました。ただ、意見箱につきましては、全体で6件ということでしたが、やはり一番多かったのが、当時、白岩の湯か何かちょっと休んでいるときか、集会施設のほうを休館するときか、タイミングがその頃だったと思うんですが、白岩の湯の存続に関する御意見、それと少数でしたが、利用見込みのない施設は廃止して、スリム化すべきであろうという御意見もございました。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 先ほど、3,000人のアンケートを取ったという結果が出ていたんですが、その際の報告書みたいなものが私の手元にあるんですが、この報告書というのも市民には周知されていたんでしょうか。どんな意見が出ていましたよなんていうのはどこかで周知したんでしょうか。平成30年3月に伊豆市として、公共施設に関するアンケート調査結果報告書というのが出ているんですが。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今、議員おっしゃられたとおり、平成30年3月に先ほど申した3,000人の方を対象にしたアンケート調査をしまして、報告書まで策定してございます。申し訳ありません。ちょっとこの周知の方法については、ホームページに載せたかどうか、ちょっと今確認できませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） どういうふうに周知したか分かりませんが、調べたらホームページにあったものですから、私コピーしてきたんですけれども、この内容を聞こうとしたんですけれども、内容について聞いてもよろしいですか。総論どんな意見があったのかということですが。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） いろんな細かい項目がある中で、全体としての集計になるんですが、今後の施設の在り方などをお聞きしたときに、施設の現状維持や充実したほうがいいという回答は少なかったと思います。民間への貸付けや売却による施設の有効活用、役割が重複している施設の集約化、利用率の低い施設の廃止などを行うという回答は全体の8割を占めておりました。いわゆる総論としては、今の市の施設の在り方の現状を認識していただいて、公共施設の再編、こちらについての必要性については御理解いただいているものと感じました。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） そうですね、私が今から言うことが当たっているかどうか分かりませんが、今後再編すべき施設として、一番多かったのは学校、26.5%、集会施設、24.5%、公営団地、21.6%、高齢福祉施設、19.2%、文化施設、17.6%、博物館、14.4%、その他行政施設とか続いているわけですが、総論で無駄を省いて統合できるものは統合し、必要なものは残すというような意見があったんです。これに基づいて、今度は各論をこれからつくろうとしているわけですね。本来、令和2年度の予算でつくろうとしたんですけども、コロナで令和3年度に予算が回っていると今理解しているんですけども、まずそれでよろしいでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 当初、令和元年度、令和2年度の2か年で、この個別の再配置計画を策定する予定でしたが、今年度、特にスタートしようとしていた春先、説明会もなかなかできないというのと、あと委託している委託先のコンサルも関東圏でしたので、調整、打合せもできないということで、今年度は若干の作業はしておりますが、計画を策定するところまで至っておりません。したがって、令和3年度に繰越しもさせていただいておりますので、令和3年度につくっていくということでございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） たしか、生物の進化の中で、強いものが生き残るのではなくて、今の環境に適応できるものが生き残っていくというのがあると思いますけれども、伊豆市が合併して、4町時代の各町で必要なものがあったんでしょうが、それがくっついて伊豆市になったときに、果たしてそれがそのまま必要かどうかというのは、当然今の時代に合わせて見直さなきゃいけないと。その見直しを計画的にやってきたと私は理解しているんですが、これからが一番難しいと。各論に入ると、総論賛成、各論反対となるわけです。その各論に入るときに、いかに市民の意見をまとめて合意形成に持っていくかというところ、これが行政

手腕が問われることでしょうし、いかに市民理解を図っていくかということなんですが、その辺について、今の段階で具体的な再配置計画をつくるときに、市民をどのように巻き込んで議論を展開していくかという素案でもありましたら、お聞かせ願えますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申しあげました老朽化率のデータは、ちょっと今正確に記憶していないんですが、私の1期目の最後ぐらいじゃないかと思うんです。かなり早い段階でした。その前に、既に天城温泉会館の事業は凍結していたと思いますが、お客さんいたんです。たしか5万人ぐらいいらしていたと思うんです。けれども、やっぱり5,000万円の赤字がありましたので、当初造った頃の目的と状況が変わっていた。造ったときは造ったなりの目的があったと思うんです。社会の状況が大きく変わってきた。

それから、先ほどの資料を見て、学校再編事業は別ですけども、これは何とかしなければいけない。その後、一つ反省すべきなのは、今総務部長から説明のあった全体の最終的な対処方針をつくるまでに時間がかかり過ぎて、私が指示してから5年ぐらいかかっていると思います。もっと早くこれをつくって一覧表にしてお示ししたかったんですが、そこが遅れていることは事実です。ただその間、最終的な対処方針が整理できるまで動かっただけではなくて、もう手をつけられるところから手をつけてきたことは御承知のとおりで、今年予算をつけている修善寺体育館も利用の方々はいらっしやいました。たしか1回目は、解体の予定がやっぱり利用される方がいて延ばした記憶があります。天城温泉プールも、今運営されている方が2つは持ちきれないと。そうすると、「ふれっぷ」だけの管理で天城温泉プールを管理者なしで維持するのcaというよな、そんな状況に至って、1か所にするとともに、送り迎えはしていただく。そういったことで一つ一つやりつつあるわけです。

ですから、御承知のとおり虹の郷の境界確定なんかも含めて、それから萬城の滝の将来構想も含めて、全部計画がそろってから用意ドンではなくて、幾つか進めてまいりました。

その中で、今議員からも御指摘ありましたとおり、利用されている方に聞くと必ず残してくれになります。もう一つパターンがあって、複数の機能があると、皆さん統合に賛成なんです。けれども、自分に近いほうを残してくれなんです。必ずこうなります。ですから、そこで止まってしまうわけにはいきませんので、基本的に我々行政は、市民の最大利益を考えて提案するわけですから、最終的な決定をする市民の皆さんの決め方として、一般的には市民の代表である議会と話し合うことによって決めるわけです。それが不十分な場合にどうするかであって、我々はいろんなヒアリングをして、市民の大半の皆さんはこの方向に賛成だと思っているんですが、一個一個の施設を議論して、じゃ、利用者の何%までの同意かという議論に行くこと、そのやり方が正しいのかどうかと考えると、やっぱり逡巡するわけです。

やはり、全体の状況をしっかり説明して御理解をいただいたら、一つ一つ御説明をさせていただいた上で、議会の承認をいただいて整理をしていくことが、二元代表制の最終的な決

め方ではないだろうかと考えております。これは利用者を見捨てるという意味ではなくて、当然説明責任はあるわけですが、例えば、利用者の大多数が残してくれという要望があるから残すべきだというやり方が、必ずしも正しいかどうかというのは逡巡しますね。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） この基本方針の中でも、過去にどのように取り組んできたか、どんなものが統廃合されてきたかというデータが出ているんですが、それを基に、どこか好事例として県のほうのある本にも出ていたような気がしたんですけども、今までの対応の中で好事例というか、あるいは今までの対応の中で思ったようにいかなかったなということをどのように教訓化して、今後、今市長が言ったような方針で各論に入っていくのか。いわゆる過去を振り返ってみて、こういうやり方が成功して、こういうやり方が失敗とはあえて聞きませんが、ちょっと止まっちゃったよと、何か教訓から見えたものがあればお教え願えますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） やはり、先ほど市長が申したとおり、利用されている方はほかの施設にはあまり興味がなくて、自分が利用しているものについては、非常にこだわりというか、残してほしいという気持ちがあるかと思います。やはり、今後維持していくには、例えば長寿命化するには幾らかかると。使用料とランニングコスト、それが例えば10年後、20年後続いた場合どうなるかという、ある程度客観的なデータであったり資料をお示ししながら、ただ廃止することじゃなくて、何とかデータとかいろんな資料を基に説明させていただきたい。そこはもうとにかく、本当に利用しているものだけは残せという議論になるかと思いますが、こちらとしては、やはり今言ったような客観的な資料を基にということに尽きるかと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 私も言ったけれども、旧町するときには必要だったもの、けれども伊豆市としては、代替もあるとか、地域配置から見ても、これがなくなってもここはあるんじゃないかという、いろんな説明を行政的にこれからやるんでしょうけれども、そういった伊豆市全体から見て、市民をどう巻き込んで今後の再配置に結びつけるかというところが私は大事だと思っているんですが、あまり市民を巻き込んだ検討じゃなくてといったときに、何かその当事者だけという意味に捉えられているみたいな気がしたんですが、そうじゃなくて客観視できる市民代表の、公募も含めてですけども、体制にしたほうがスムーズに行くのかなみたいな印象を持っているんですけども、それが教訓化という言葉を使って、例えば、中伊豆の中央公民館を廃止したときにはこれこれこうだったとか、天城の温泉プールの

ときにはこうやったからこうだったとか、何かそこから教訓化できているものがあるのかどうか、その辺を確認したかったんですが、何かそういったものはないでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） やはり、私は一番の相談相手は議会だと思います。今、総務部長からありましたとおり、市民の皆さん、公共施設なんか私は何十回タウンミーティングでしゃべったかと思います。相当昔からと言ったらおかしいですけども、今13年終わりますので、相当早い段階から伊豆市の施設の老朽化は日本一です。体育館だけで22もあるんです。3万人いないのに体育館が22もあるんです。それから、かつて議会でも何度も申し上げましたけれども、日本が経済成長したときに、目的別の施設を造り過ぎたんです。

我々は、昔、集会はお寺でやっていましたよね、水神講、天神講。お金ができて集会所をいっぱい造った。昔は運動会も大人の体育もみんな小学校の体育館を使ったのに、お金ができて社会体育館を造って、大人と子供を分けた。小学校の体育館は平日の昼しか使わないのに、平日の夜と週末に欲しい大人用に別の体育館を造ってきたんですよね。ですから、4町でいっぱい必要なものを造ったというよりも、経済成長のときに目的別に造り過ぎたというのが私の問題認識なんです。そして、それぞれ自分の近い場所以外には、中伊豆の人は丸山スポーツ公園に関心ありませんし、土肥の方は白岩の湯には正直言って関心ないわけです。それから財源構成も御存じない。

そういった全体の再編成をしていく中で、一番適正に判断できる材料を持っているのは、やっぱり議員の皆さんなんです。予算も決算も御存じですし。こうやって全体の説明もさせていただきますし。何よりも市民の代表ですから。ですから、我々も市民の声を聞いて提案申し上げると同じように、議員の皆さんも市民の皆さんの声と我々が御説明申し上げる事実に基づいて判断いただく、私はやはりそれが議会の最も大切な役割だと思っておりますので、この案件で別の意思決定のための特別な委員会はあまり機能しないのではないかと危惧しております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 特別な委員会というか、市民の声をどういう形で集めるかということだと思うんです。議会は議会で、自分の支援団体とかを含めて聞いているでしょうし、その聞いた結果の意見が当局の案と一致すれば賛成するでしょうし、そうじゃないような意見が多かったら、こんな意見があるけれどもどうなんだろうという討論をさせてもらわないでしょうか。

だから、委員会って何か堅い委員会じゃなくて、もっと伊豆市全体の中での意見を踏まえて個々に当てはめたときに、これは廃止してもいいみたいなことをやらないと、当事者だけのことになっていたら、いつまでも反対だけになるんじゃないかという問題意識を持ったも

のですから。委員会が全部を決めるというんじゃないくて、伊豆市になったんだから、伊豆市としてほかの市民の意見を集約できるような場というのも当然あっていいんじゃないかなと、そんな意味なんですけれども。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません。これも私、16人の皆さんと意見が一致するかどうか自信がないところもあるんですけれども、私はやはり、議会にちょっとこだわるところがあって。というのは、声を出せない市民の皆さんがいっぱいいるわけです。子供たち、それから、これも議場で何度も申し上げましたけれども、今日生まれた赤ちゃんも主権者なんです。投票権は今は18歳以上、昔は20歳以上ですけれども、しかし全て主権者ですから、その中でやっぱりタウンミーティングとか、いろんな説明会をやると、現象としてそういったところで発言する勇気のある方、かなり強く意見をおっしゃる方はいます。しかし、それだけが市民の声じゃないことは当然配慮すべきであって、そういった声を出せない市民の皆さんの状況と民意を常に吸い上げているのは、私は議員の皆さんだと思っているんです。

ですから、説明責任はしっかり行政にあるし、状況と対応方針とその結果についても説明する責任は行政にありますけれども、最終的に決めていく行政の唯一の相談相手は、やっぱり私は議会だと思っているんですけれども。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 私個人にもし問われるならば、どこを基準にするかというのと、やっぱりそういった市民の声というものを背景に私は判断していくものですから、一自分の考えだけでは判断しないで、かつ今度は自分の考えと市民の意見の相違があれば、今まで自分が培った知見を基に話し合いをさせてもらって、そこで合意できるかできないかは別にして、最終的には私はこの場で判断しますけれども。やはりそこに市民不在でいると、結果的にあるものが廃止できたとしても、次のところにいったときに遺恨を残すような気がしたものですから、もっと全体的な、客観的な市民の声も踏まえた上での判断みたいところを得る場が、お互い、議会にも当局にもあっていいのかなと思ったんです。

だから、1つの各論でそこを利用している人の意見じゃなくて、市全体での意見の集約みたいな場があってもいいのかなと、そんなような問題意識で。ちょっと市長と言っていることが違うのかどうかわかりません。最終的には、当然ながら議会が決めるんでしょうけれども、議会は議会でもたそういった調査機関なりを持てばいいと思うし、所管事務調査もどんどんやればいいと思っているんですけれども、決める前の段階としての市民の声を収集というのは、やっぱり大事にしなきゃいけないんじゃないかなと思ったものですから、問題提起としたわけです。基本方針の下で庁内だけでこれは廃止だと決めるんじゃないくて、廃止の中にはこういう意見があったから廃止しますというのは、当然説明責任の中に入っている

ような気がしたんですけれども。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これ、とても大切な問題なので、ちょっと繰り返しになって恐縮なんですけど、今一番御発言で気になったのは、市民の声を聞かずに。私は市民の声を聞きましようということを申し上げているわけです。一番市内全域の状況の声を聞いていただいているのは、私は議員さんだと期待しているし、そう確信しているの繰り返し申し上げているのであって、それはどこかの施設を使っている方、それはもう、昔は大東小学校の意見も聞いたし、大東保育園の使い方も聞きましたし、丸山スポーツ公園から今旅館になっている小下田の幼稚園の跡地から、それぞれもう山ほどいろんな御意見を伺いました。それはその都度市民の皆さんの声を聞き、御説明申し上げ、議会と相談しながらやってきたんですが、そういった市内のいろんな多様な御意見を私と同等、もしくは私より大きな目で耳で、たくさん目と耳で収集されているのは、私はやはり議員の皆さんだと思っていますので、したがって、利用者、地域の皆さん、市民全体の意向を確認しながら整理をして提案するわけです、行政として。責任を持って市長として提案をするわけですけれども。それを今度は、同じように市民の代表で、かつ市長よりも多様な目と耳で意見を吸い上げて、声を聞かずにじゃなくて、吸い上げて判断される行政の相談相手は、やはり私は議会だと思えるんですけれども。そこに市民の声を無視してとか、聞かずにではなくて、聞いた上で、お互いに情報交換をして、ここでやっぱり決めるのは、我々が市民の意見を聞かないようにしているわけじゃなくて、最大限聴取した上で、やはり相談というんでしょうか、それぞれの立場で話し合っで決めるというのは、この議場だと思えるんですけれども。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 私、今まで総務部長に聞いていたのは、いかに当局が市民の声を集めながらやってきたと。せつかくそういった機会があっても市民の声がなかったということ聞いて、やることはやってきたんだという理解をまず私はしているわけなんです。その上に立って、今度は各論になるとそうはいかないんじゃないのというところがあるんじゃないですかという確認をさせてもらったつもりなんです。今度は理性で分かるのと感情で分かるのは、また別の問題になりますので、今度は感情のところを大事にしないと、具体的に廃止等になったときには、なかなか難しい問題が生じるんじゃないかという問題意識が私はあったものですから、その感情のところ、再度また市民との話し合いをしないと、なかなかうまくいかないです。方針をつくってこのとおりにやりますといたら、とんでもないことになるんじゃないんですかと言っているつもりなんです。だから、声を聞いていないとからと言っているつもりはなくて、その声の聞き方についても、また創意工夫が必要じゃないかなということ私たち議会も当然ながらそういうことをやってここに臨むわけですから、

そのやり取りをしているつもりでいるんですけれども。

だから、声を聞いたことで、それを最大限大事にしろと言っているつもりは。前の議会でも言ったけれども、必要なニーズのことについては、やっぱり決断するべきときは決断しましょうねという話をしましたので、デマンドの要望だけじゃなくてという前提が私の中にもあるものですから。各論になると、またもう一段階声というものを再確認していかないと大変じゃないですかと、そんな問題提起なんですけれども。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員御指摘のとおりです。私も全くそう思います。

したがって、さっきの再配置計画が、やはり現状ありますから、周囲施設が。マル・サンカク・バツで、残す、やめる、民間譲渡するというのが一覧表になると思うんですが、これが学校の再編成のときに、私が一番最初に気がついた感情的に進まないだろうと。つまり、あのとき統廃合という事業にしなかったのは、どこかの学校を残して、どこかの学校をやめるというのは、やはり今議員御指摘のとおり、感情が受入れないだろうから、仮に伊豆市に小学校がなかったとしたらどういう小学校をつくれますかという答申を出したわけです。これも実は私の中には同じ思いがあって、今絶対に必要なのが、教育施設と市役所の本庁だけだと思うんです、絶対に必要なのは。土肥支所も含めて、支所とか社会体育館とか農業施設だとか観光施設だとか、今仮になかったとしたら、絶対に必要な施設はどれですかという考え方で私は臨むべきだと思うんです。最終的にはそこまでいかないと、持続可能な行政運営になりませんので、私はまさに今議員からありましたとおり、心情的、感情的に受け入れていただくためには、これは残す、これは使うではなくて、仮に教育施設と本庁以外に何もなかったとしたら、どうしても市民に必要な施設はどれでしょうかという観点でお考えいただくことが、現時点で考えている唯一の策かなと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 議会も問題を投げかけられておりますので、議長を中心に検討していただければ幸いです。

これで終わります。

○議長（小長谷順二君） これで三田忠男議員の質問を終了いたします。

ここで、2時45分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時44分

○議長（小長谷順二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議案第3号及び議案第40号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第2、議案第3号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第12回）及び日程第3、議案第40号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第13回）の2議案を一括して議題といたします。

本案には、各委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、議案第3号及び議案第40号について、総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

ただいま議長から報告を求められました議案第3号及び議案第40号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第3号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第12回）建設部所管科目については、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、8款土木費、繰越明許費補正の牧之郷駅周辺整備事業について、用地の関係で全体的なスケジュールの遅れが生じたことの説明を求めたのに対し、伊豆箱根との用地交渉において、鉄道の運行に関する管理区分の調整と鉄道抵当を外す作業が必要であり、その期間を要するため、年度またぎの用地取得となるが、令和3年度の工事は、農地部の造成を行いその間に用地の取得を進めるとの答弁がありました。

次に、産業部所管科目については、補足説明はなく、質疑を行いました。

7款観光施設管理費の指定管理施設に対する損失補填金について、規定以上のものを求められていないかとの質疑に対し、今のところそれ以上の要望はありませんとの回答がありました。

次に、総合政策部所管科目については、補足説明、質疑、共にありませんでした。

次に、総務部所管科目については、補足説明はなく、質疑を行いました。

2款総務管理費、繰越明許費補正の公共施設再配置計画策定支援業務委託について、議会との協議はどのようにしていくのかと求めたのに対し、各施設の具体的計画の原案を策定し、これを地区で説明し、意見を聞いた後、議会へ報告していく予定ですとの回答がありました。

次に、建設部、産業部、総合政策部所管分を併せて、討議、討論はなく、採決の結果、令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第12回）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第3号についての委員長報告を終わります。

次に、議案第40号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第13回）産業部所管科目については、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、地域経済応援給付金を一律10万円とした根拠と、対象となる月、支給要

件である年間売上げについて、令和2年中の売上げが新型コロナウイルス感染症の影響で240万円に満たない方への配慮はあるのかと求めたのに対し、極力前回と制度を変えずにやりたいということで10万円とし、緊急事態宣言が発令されダメージを受けた12月、1月、2月としました。また年間売上げは令和元年中、もしくは令和2年中いずれかで240万円の売上げがあることを対象としていますとの回答がありました。

次に、総合政策部、総務部所管科目については、補足説明、質疑はなく、討議、討論はなく、採決の結果、令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第13回）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第40号についての委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第3号について、教育厚生委員会委員長、間野みどり議員。

〔教育厚生委員会委員長 間野みどり君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（間野みどり君） 10番、教育厚生委員長の間野みどりです。よろしくお願いたします。

ただいま議長から報告を求められました議案第3号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第3号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第12回）教育部の所管科目について、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、狩野ドーム・グラウンド管理事業における指定管理者への補填金について、73万8,000円の算出根拠と補填を行う時期はいつかという質疑に対し、令和2年10月から令和3年3月までの各月の収入と支出の差額でマイナスとなった額の合計を補填金としています。支払いは議会で可決いただいた後に補填する予定ですとの答弁がありました。

次に、市民部所管科目では、国民健康保険特別会計への繰出金の増は新型コロナウイルス対応に充てるとのことだが、その内容はどの質疑に対し、保険税の減免申請が出された分に補填しますとの答弁がありました。

また、マイナンバーカードはどれくらいの人に交付されているかとの質疑に対し、令和2年3月で4,167件、令和3年2月で7,154件ということで、9.8%アップしており、交付率が23.5%となっています。さらにマイナポイントに関する相談状況はどの質疑に対し、マイナンバーカード作成時にパソコンを使用し、その場で申込みに関する手順のお手伝いをしていますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第3号について委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対する質疑の有無を確認します。質疑のある議員は、議長に質疑の申出をお願いします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時52分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第3号及び議案第40号について、質疑を行います。

質疑の申出がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいま議題となっております議案第3号及び議案第40号に対し、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時53分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第3号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第12回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第3号について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第13回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第40号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

一般質問2日目については、3月15日の午前9時30分から行います。

本日はこれにて散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

散会 午後 2時55分

## 令和3年伊豆市議会3月定例会

### 議事日程(第4号)

令和3年3月15日(月曜日)午前9時29分開議

#### 日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	佐藤信太郎君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	堀江啓一君
総務部長	伊郷伸之君	市民部長	加藤博永君
健康福祉部長	右原千賀子君	産業部長	滝川正樹君
建設部長	山田博治君	建設部理事	白鳥正彦君
教育部長	佐藤達義君	会計管理者	城所章正君

---

#### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	浅田茂治	次長	永沼健一
副主任	坂内佑紀		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和3年伊豆市議会3月定例会4日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（小長谷順二君） 日程に基づき、一般質問を行います。

これより順次質問を許します。

◇ 飯 田 大 君

○議長（小長谷順二君） 最初に、4番、飯田大議員。

〔4番 飯田 大君登壇〕

○4番（飯田 大君） おはようございます。4番、飯田大です。

発言の許可を得ましたので、通告書に従い、質問させていただきます。

件名、牧之郷地区計画の進捗状況について。

2019年3月29日、「牧之郷地区計画」が決定され約2年が経過いたしました。この計画の大きな特徴として行政・住民・事業者との連携型まちづくりが基本構想です。

既に牧之郷駅周辺では9家族の方々が新築住宅での市民生活を送られています。また、主要地方道熱海大仁線沿いの住商共存地区で食品関係会社の工場建設が進み、付近では分譲住宅区画整備が完了しています。このように地区計画は着実に構想に沿って進行していますが、今後も伊豆市の人口減少を解決するこうした官民連携のまちづくりをより推進していくためには、地区が抱えている課題の解決も併せて行っていく必要性を感じています。

そこで、以下の伊豆市の取組や今後の課題解決への方針を伺います。

（1）伊豆市の牧之郷地区主要事業である駅前広場整備の用地の取得状況と、その周辺の住宅整備につなげていくための生活道路整備の方針について伺います。

（2）開発により整備された県道沿いは歩行スペースが確保されていますが、地区内沿道はどのように広げていくかお伺いいたします。

以上の2点、答弁を市長に求めます。

○議長（小長谷順二君） ただいまの飯田議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

牧之郷駅周辺につきましては、平成26年より地元の皆様とともに地域の活力向上、移住定住を図るため、新たなまちづくりについて検討を重ねてきました。これら検討経緯を踏まえ、地域住民や駅利用者の利便性、安全性の向上、移住定住に資する土地利用を具体化するために、牧之郷駅西口に駅前広場や連絡道路を地区計画に位置づけた上で、整備について事業化させていただきました。今後も地域の皆さんの協力が不可欠となりますが、駅周辺の基盤整備を進め、地域の魅力を向上して民間開発を誘導したいと考えております。

牧之郷の宅地開発、地域開発については、伊豆市が発足した平成16年、第1次総合計画の中にも位置づけられておりました。しかし、私が市長になった平成20年に一向に動きが見えず、私もここを進めるべきだと考えましたけれども、あの難しい都市計画がある中で、この検討に着手するまで6年、つまり伊豆市発足から10年かかってようやくこの検討事業に着手できたわけです。しばしば市長は10年後、20年後の話が多いけれども、今日あしたのことを言えと御指摘もいただきますが、もちろん今日明日の地域の皆さんの、市民の皆さんの行政サービスを考えつつ10年後、20年後をしっかりと見据えた行政運営にこれからも努めさせていただきたいと思っております。

詳細について、建設部理事に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） それでは、私のほうから詳細についてお答えします。

牧之郷駅前広場の整備についてでございますが、今年度測量や設計業務が完了し、事業用地につきましても約4,000平米の取得を行いました。来年度の事業となります駅前ロータリーと緑地公園及び駅前広場から南側に延びる生活道路の整備に支障がない状況となっております。駅前広場から牧之郷駅につながる進入口につきましては、伊豆箱根鉄道の用地の移管の手続により契約が来年度にずれ込みますが、現在も駅前駐車場として利用していることから、駅前広場の整備には影響がないものと考えております。

次に、駅前広場周辺の住宅地整備につながる生活道路の整備に関する市の方針についてお答えします。

駅前広場の南側には、これまで進入路や宅地の接道要件となる市道がなかったことから開発が進まなかった約3,000平米の農地がございます。牧之郷駅前広場の整備と併せ、南北をつなぐ生活道路を公共事業で整備し、南側の農地につきましては、民間開発により基盤整備を進めてもらう考えです。

まちづくり構想では、当該地区でおおむね10件ほどの宅地開発が可能であり、住宅地の利便性を高めるための生活道路から県道につながる道路についても地域計画で定められておりますので、民間開発に合わせ、整備を行いたいと考えております。

市では、こうした牧之郷まちづくり構想で検討された住宅地整備を実現するため、牧之郷地区計画や区画道路に対する補助金制度などを開発事業者等に対して周知するとともに、協会団体への説明などを行ってまいりました。来年度駅周辺の工事が始まり、整備が確実になれば民間開発も動くと考えておりますので、今後も牧之郷地区への定住促進に向けた情報発信を推進したいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） 駅周辺の魅力を高めるためには、牧之郷駅の改修も必要と考えますが、特に駅周辺ににぎわいの空間を整備するなどの手法について、市では検討しているでしょうかお伺いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 修善寺駅整備のように駅前広場の整備と併せ、駅舎の改修を行うことは魅力的な駅前整備として必要と認識しておりますが、駅舎の改修につきましては伊豆箱根鉄道の意向が重要であることから、現在のコロナ禍の情勢では駅舎の整備は難しいと伺っております。現在は車両の運行の安全に支障がない範囲で、駅前の景観をよくするため、建築の専門家に意見を伺うなど、駅舎の整備手法について検討しているところです。

また、駅周辺の未利用地の開発につきましては、地区計画において一定の商業店舗の開発も可能となっており、駅前広場や小規模なイベント開催も可能となる緑地広場に併設した店舗の建設についても制限を設けていないことから、乗降客も増え、需要が高まれば生活利便施設の立地が進むと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） 現在、こうした構想による宅地造成がどの程度進んでいるか、また、今後の見込みについてお聞かせください。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 牧之郷地区のまちづくり構想策定後、平成30年度から現在まで、一般住宅につきましては13件が宅地化されています。さらに、9区画の宅地造成の開発許可をしています。そのほか2区画の集合住宅も完成しております。

これまでの傾向としては、比較的区画が整備されているコミュニティグラウンド周辺の農地について宅地造成の開発が進んでいます。

今後の見込みなんですが、これからの分譲販売の実績の状況にもよりますが、4から10区

画程度の宅地分譲の開発が進むものと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） 民間開発を待っているだけでは、宅地開発は進まないと思われます。

牧之郷地区の他の農地についても、駅前整備のように市が宅地開発にもっと関わったらいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 議員のおっしゃるとおり市としても、なるべく民間開発に来てもらうように、できるだけ誘致の支援等を行っていきたいと考えておまして、ただ、新たな土地利用を進める場合は、前提条件としてエリア全体の地権者の方々、全員の同意が必要と考えております。まちづくり構想や地区計画を地元の皆さんと検討するに当たって、牧之郷地区では、営農についても許容した計画として農地の地権者の方々の合意形成も図ってきましたので、農地等を含んだ開発に関しましては、地権者の意思によるタイミングや条件が開発業者と合致した時点で開発が可能なものと考えております。

そのような考え方の中で、コミュニティグラウンド周辺につきましては、県道が接する土地で農地の区画が比較的整序するため開発が容易に進みやすいことから、土地利用が先行的に進んでいます。その他のエリアについては、区画が不整形で入り組んだ土地が多くあるため、土地所有者の意向が大前提ですが、市としては土地区画整理事業の手法で開発を進める必要があると考えております。

今後、地権者の意向により方向性が固まりましたら、市としても実現に向け、様々な支援をすることとなると考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） この（1）については最後にしますが、かつて主な住民の交通手段は鉄道、駿豆線でした。小さいながらも以前は駅舎があり、制帽をかぶった駅員の姿を思い出します。周辺では父親に肩車をされ電車を見に来る子供の姿があります。週末にはカメラを持った撮り鉄を最近特に多く見かけます。修善寺駅が伊豆市の玄関であるなら、牧之郷駅は伊豆市の庭先です。伊豆を訪れる人が和める駅、利便性の高い周辺の整備を市民は期待しております。

答弁は求めません。これで（1）については終わります。

○議長（小長谷順二君） では、続けて（2）番の再質問をしてください。

○4番（飯田 大君） 新中学校の統合により、牧之郷地区の中学生の自転車通学等が増える

と考えられますが、安全な通学路整備を検討されているかお伺いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） まさに議員のおっしゃるとおり、当然その県道の歩道整備につきましては、コミュニティグラウンド周辺のように、開発に伴って歩行空間の整備をしていく手法しかなくて、それ以外のところについては、地区計画により建築物のセットバックのように空間が確保された時点で、一定の区間からの事業化を検討していくことになるかと考えております。したがって、県に要望していくにつきましても、完成まで残り期間を考えると長期間の時間がかかると考えています。

したがって、現在の安全な歩行空間の整備としましては、交通量の多い主要地方道熱海大仁線をなるべく避けまして、現在の狩野川遊歩道を活用することを検討しております。牧之郷地区から狩野川遊歩道につながる道路につきましては、生活道路としての整備を進めることによって極力連結させ、自転車、歩行者の安全な通行を確保していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） 定住の促進、安全で快適なまちづくりを進める上で、駅周辺広場及び周辺整備、道路整備は不可欠です。牧之郷地区計画は、行政・住民・事業者、それに鉄道関係を含めた連携の下、まちづくりをゾーニングごとに計画に従い、進めていただきたいと思います。これについて答弁は求めません。

以上で終了いたします。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

○4番（飯田 大君） はい。

○議長（小長谷順二君） これで飯田大議員の質問を終了いたします。

ここで5分ほど休憩をいたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時49分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 杉 山 誠 君

○議長（小長谷順二君） 次に、16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

通告に従い、一般質問を行います。

初めに、コロナ禍後の社会の変化と地方創生について、市長、教育長に伺います。

今、新型コロナウイルス感染症により住民の暮らしや社会経済は大きな打撃を受けています。今後は「新しい生活様式」を定着させるとともに、様々な危機に対応できる「しなやかで強靱なまちづくり」を進めることが求められています。

国では「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資と、その環境整備を進めるとしてはいますが、本市でもデジタル化を進め、様々な分野で暮らしの利便性を高めることが必要と考えます。

そこで、何点かについて伺います。

①文化芸術活動やスポーツ大会など、開催を見送ることが続いているイベントですが、感染対策を講じた上で活発化していく必要があると思います。この場合、人が集まる空間では、「密」を可視化するためのオンライン情報やアプリなどを活用した予約システムなどが感染防止と安心感の醸成につながります。スマホが普及した現在、様々な催しでこれらのシステムを普及する考えはいかがでしょうか。

②これまで地域のコミュニティを中心に、高齢者・子育て家庭などの見守りや支え合いの社会を築いてきましたが、オンラインツールの活用も取り入れた見守り・相談事業を拡大していく考えはありますか。具体策を御提示ください。

③学校教育について「3密」を防ぎながら、切れ目のない学習環境を整える必要がありますが、オンライン学習のための端末や機器の整備、児童生徒や教員が自宅で使うICT環境整備の進捗状況はいかがでしょうか。

④コロナ禍で特に大きな打撃を受けている飲食店などの事業者への支援として、給付金などの支援策とともに、長期的に市民が安心して利用できる環境整備が必要と考えますが、パーティションや換気装置などの設備整備に対する補助は考えられないでしょうか。

⑤コロナ禍をきっかけに地方への移住機運が高まっています。当市の魅力を最大限にPRし、積極的な移住者の受入れを図るチャンスと思いますが、どのように取り組む計画でしょうか。

次に、多様性を認め合う社会へ向けて、性的少数者への理解促進について、市長、教育長に伺います。

日本人のおよそ5%から8%がLGBTなどの性的少数者と言われてはいますが、私たちの社会には「性別」は「男か女」、性的指向「恋愛対象」は「異性」が普通であり、それ以外は普通ではないとする考えが根強くあり、LGBTなどの人々は自分を素直に表現できず、隠して生活している人が多いとされています。

LGBTなどの人たちが学校や職場でセクハラを受けたり不利益な扱いを受けるなど、「生きづらい」社会を変革し、この世に生を受けたかけがえのない一人の人間として、誰も

が皆人間らしく生き、幸せに暮らす権利が尊重される社会を築くため、性的少数者への理解促進の啓発や相談体制の充実、性的少数者のカップルを公認するパートナーシップ制度導入などの取組を進めてはいかがでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小長谷順二君） ただいまの杉山誠議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 市長へとしての御質問1、2、4番目、5番目について、総合政策部長に答弁をさせますが、市長として一つ皆さんにあえて議場においてお願いしたいことがあります。

それは、ワクチン接種と経済支援をうまくつなぎ合わせていただきたいということです。あえて議場で、市長から議員の皆さんに、議員の皆さんの中には65歳以上の方がいらっしゃいます。いずれワクチン接種の案内が届きます。そして、1人当たり3,000円の公共交通利用券が届きます。これは、いずれも公共交通利用券は1年間有効ですので、タクシーを使ってもバスを使っても、皆さんでバスを使っても結構なんですけど、4月1日から行う飲食と宿泊促進券は5月末までとなっています。それから、ワクチンも65歳以上の方の接種が1か月程度遅れ、5月の連休明けくらいになりそうです。

このような非常事態の中で、できれば皆さん御自身あるいは皆さんの同級生に声をかけていただいて、連休明けに10人でも20人でも、20人以内になるんでしょうけど、やはり市内の公共交通の一番厳しい貸切りバスを活用していただき、皆さんと一緒にワクチン接種に行き、できればやはり市内に宿泊もしていただき、飲食もしていただきというようなことを一組でも二組でも三組でも四組でもつくっていただけないでしょうか。今のところ飲食と宿泊は、やはり延ばすとそれだけ使用開始が遅れますので、今一番厳しい時期にやりたいものですから、飲食と宿泊の支援は5月いっぱいまでとしています。

今から4月いっぱいくらいまで計画を立てていただき、何とか少しでも、それぞれ個別にワクチン接種に行っていただく方も当然必要なんですけれども、可能な方は、そういった形で、市のこれから皆さんにお送りさせていただきます経済支援策もうまく重ね合わせて、少しでも伊豆市の中でお互いに助け合いながら、この困難な時期を乗り切っていただけるように御支援と御協力をあえてお願いをさせていただきます。

そのほかの点については、総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 改めまして、おはようございます。

杉山議員からのオンライン学習のための端末の機器や整備、児童生徒、教員が自宅で使うICT環境整備の進捗についてお答えします。

オンライン学習のための端末や機器の整備についてですが、今年度GIGAスクール事業で導入を進めております。1人1台端末ということで、それぞれがWi-Fi通信機能を有しており、しかも児童生徒、教員それぞれに対してIDとパスワードを付与しますので、仮に導入した端末を持ち帰った場合、家庭にWi-Fi環境があれば、導入したドリル学習ソフトの利用などオンラインを活用した学習や教員の研修も可能になります。こうした家庭でのオンラインを活用した学習のために、学校の授業においても端末を活用した学習に慣れることができるように、令和3年度からしっかりと取り組んでいきたい、そのように考えております。

また、オンラインを活用した学習に備え、家庭使用のためのルールの徹底や学習コンテンツの提供方法、児童生徒とのやり取りの工夫についても具体的な検討を進めていく必要があります。これらの取組は、現場の教師にとって大きな負担を感じることも予想されます。令和3年度予算には、ICT支援員によるサポート業務も計上させていただいておりますので、学校での授業の活用について、教職員の研修も進めながらオンラインを活用した学習を含めた活用方法について検討してまいります。

また、1人1台端末を家庭に持ち帰り活用する場合の環境として、Wi-Fiの環境が必要となりますが、こうした環境の整っていない家庭に対する支援として、通信機器を購入するのみでなく、機器のレンタルと通信料併せた提案も出てきておりますので、保護者の負担が大きくなるような情報提供や必要な支援について検討を進めているところです。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから①、②、④、⑤について答弁させていただきます。

まず、①でございますが、昨年からのコロナ禍で世の中の仕組みが変わりました。もちろんマイナス面のほうが多いわけですが、ICT技術を活用した、とりわけインターネットを利用したオンライン申請、テレワーク、ウェブ会議など、家に居ながら行うことができる仕組みが一般的に使えるようになってきました。また、文化芸術活動やスポーツイベントのような催しもデジタル技術を活用し、密にならないような工夫が必要と考えます。

しかしながら、議員提案のシステムを普及する際、活用ができなければ便利なアプリがあったとしても、パソコンやスマートフォンなどインターネットの利用方法が分からない方もおられると思います。そのような方に対して、旧土肥小学校の民間貸付け契約候補者であるOA、IT機器のリース業者であるリングロー株式会社から地域貢献事業として、パソコン、スマートフォンの出張無料相談や高齢者のSNS講座、子供向けセキュリティー講座など実施したい提案を受けております。その提案を受け入れ、特に高齢者の情報格差解消に向けての対策をしていきたいと考えているところでございます。

続きまして、②でございますが、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを

続けていくためには、地域の支え合いの体制づくりはとても重要ですが、議員がおっしゃるとおり支える側の負担軽減対策も重要で、デジタル機器の活用は今後期待されるところです。

長寿介護課では、今年度県の事業としてコロナ禍で高齢者の孤立化防止を目的とした新しいつながり創出事業に参加し、タブレットを活用してメールの送信や買物代行などの取組を試みました。特に買物代行では、主に独り暮らしの方を対象として実施しましたが、タブレットの画面で商品を見て選ぶことができ、大変好評でした。

また、子育て支援として、子育てモバイルでお子さんの予防接種や乳幼児健診の状況発信を行っています。そして、地域で相互によってお手伝いをするファミリー・サポート・センターでは、新年度に会員管理システム、ファミサポくんを導入し、援助を受けたい方と援助をする方とをスムーズに結ぶように進めていきます。

次に、4点目、感染防止対策のための設備整備に対する支援についてでございますが、昨年の1月、日本で最初の新型コロナウイルス感染患者が報告されて以降、5月の全国的な緊急事態宣言の終了とともに、事業を行う際の業種ごとのガイドラインに沿った感染防止対策が求められた時期においては、感染防止のための設備整備に対する支援は一つの選択肢だと考えております。

コロナ禍から1年が経過した現在、市内の各事業所においては一定の感染防止対策が施されているものと認識しており、このため、今回の追加経済対策は、市内での消費拡大や資金繰りなどの経済支援に重点を置いた施策として制度を構築しました。ただし、現在変異株の発生も確認されており、今後こうした状況に対応した感染防止のための新たな設備整備が必要となった際には、その状況に応じて必要な対応を検討していきたいと考えているところでございます。

最後に、⑤でございますが、積極的な移住者の受入れの取組についてでございますが、コロナ禍、東京都の2020年5月の人口移動は、集計に外国人を含めるようになった2013年7月以来初めて転出超過となり、また、7月以来も転出超過が続いております。

静岡県移住相談センターを含む45道府県が移住相談ブースを出展しております、東京都の認定NPO法人ふるさと回帰支援センターが移住相談者を対象に実施している2020年地方移住アンケートにおいて、静岡県が移住希望地ランキングで初めて第1位となりました。そのようなことも追い風となっており、現在大きなチャンスであると考えているところでございます。

伊豆市では、以前から首都圏等からの対面による移住相談、移住体験ツアーやお試し住宅の利用を行い、移住定住策を進めていきましたが、現在コロナ禍の影響による移動制限がされていることから対面での移住相談が難しくなっており、電話やメールでの相談を実施し、さらにオンラインでの移住相談を実施しているのが現状でございます。移住体験ツアーにつきましても、伊豆市にお越しいただくなくても魅力が伝わるように、映像などを見ていただきながらオンラインでの対応を実施しております。

今後の移住施策の強化策については、子育て支援施策等のシティプロモーションPVを作成し、市内外での見える化や既に実施している空き家の状況提供と併せて、空き家の清掃や新規施策であるリフォーム補助金の周知を行っていきます。さらに、ひとり親、若者定住補助金の継続実施、コロナ後に向けては、従来の市のお試し住宅に併せて民間のお試し住宅の活用により、伊豆市の魅力を体験で得ていただくような様々な施策を行っていきます。

また、新年度の組織改編により総合戦略課に財政部門を移管し、企画財政課として営業職を置き、移住者を積極的に受け入れる体制を整備し、地域づくり課の設置により、市民による様々なまちづくり活動への支援や地域で活躍する人材育成を含めた移住支援を行っていきます。

その他、伊豆市移住・定住サイトいずぐらしをはじめ、静岡県公式移住・定住情報サイトゆとりすと静岡にも情報を掲載しておりますので、積極的に市の魅力を発信して、コロナ禍を生かした移住者の増加につなげていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 様々答弁していただきました。

最初にちょっと確認したいんですけども、①で質問しました文化芸術あるいは芸術文化とも言われますけれども、人々にこれは生きる喜びをもたらして人生を豊かにするものであり、同時に、社会全体を活性化する上で大きな力となるものとされております。

今、多くの人が集まる機会が失われているコロナ禍でありますけれども、この芸術文化活動またスポーツ活動にしても、そういった活力を生み出すような行動に対して、新しい生活様式の中で徐々に活発化していく必要があると思っておりますけれども、このことについてはどうお考えでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 御案内のとおり、今年度はコロナ禍の状況におきまして、スポーツのイベントですとか文化的な行事が多く中止になったのが現状でございます。例えば毎年実施しておりましたグリーンコンサートについても残念ながら中止となりました。

ただ、コロナの状況がだんだん分かる中で、しっかりとした対策を取って人数の制限などをすることによって、いろんな実施方法ができると考えておりますので、来年度につきましては対策を取りながら、より多くの活動を新しい生活様式を踏まえまして進めてまいりたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 今ではスマートフォンなどで様々な情報を得ることができます。

そこで、一歩進んで在宅での行政の手続、例えばマイナンバーカードを使った行政手続、証明書のオンライン発行やあるいは証明書を郵送で送ってもらえるような手続、そして兵庫県の川西市で始めたスマホアプリによる納税というのがあります。これは、納付書に印字されたバーコードを読み取って、税や保育料、給食費などをモバイル決済できるものですが、このような様々な取組がありまして、住民の利便性を高めると同時に行政の事務負担の軽減にも役立っていると思います。このような取組、今後どのように進める計画がおりでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） あえて私からこの点申し上げたいんですけども、いや、自分でやってみました、確定申告を。やはり今日本の社会の一番の問題は、情報というのは速やかに統合できるところに一番このICTの価値があるんですが、情報統合をまだ国民が一番嫌がっているんですね。ですから、そのICTのよさ、一番いいところを生かせていない。私は、市長としての収入以外にも、幾つかの一部事務組合とかいろんな、少しあるんですけども、全部マイナンバーで当然手続していますし、それから資産公開もしていますから、全部私は統合していただいて手続なしでやっていただきたいんですけども、手挙げ方式でせめてやっていただければ瞬時に済む、あるいは手続しなくても済むわけですね。ですから、私はまず政府の問題として、望む市民は、望む国民は情報を統合して、この自宅での手続を速やかにできるように、これから市長としても意見を申し上げたいということが一つあります。

それから、もう一つ実際に確定申告、今回終わるまで粘ってみたんですが、案内状の中に必要な情報が全部書かれていないんですね。家で夜中に最後までやって、一番最後に何と銀行の残高を入力してくださいと出てきたわけです。こんなのは分かりませんから、準備してありませんから、すぐに慌ててコンビニに行って自分の残高を調べて、パソコンが落ちない間に入力するという、必要な情報を最初一覧表にしておいていただければ、もうちょっとやりやすかったんですけども。ですから、国民の感情として情報統合、個人情報の保護を前提とした上で、行政情報を統合させる意識をしっかりと持っていただくということと、それから行政の側としては、その手続に必要な情報は手続に入る前にしっかり説明をしていく、この2つが今一番求められていることだと痛感した次第でございます。

したがって、伊豆市としてのオンライン行政手続について、しっかり必要なやり方、それから具体的な手続を分かりやすく御説明させていただくことが第一歩かなと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 市長の思いは受け止めました。

ただ、具体的に今計画ということになると、例えば今まで納付書から、コンビニで税あるいは様々なものができたんですけども、これをオンライン決済、これもできるように取り

組んでいるところもあります。こういったことまで踏み込んで取り組むつもりがありますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 議員おっしゃるとおりオンライン決済は非常に便利で、伊豆市でも軽自動車税ですかね、P a y P a y を使っての納付ができるようになっております。私も初めて令和2年度の軽自動車税を払うのに、P a y P a y を初めてインストールして、それからもう決済すごい便利だというのがよく分かりました。

そのほか、何ができるかというのは当然今後検討していかなくちゃならないんですが、まずデジタル申請につきましては、現在その手前となる押印廃止についていろいろ洗い出しをしております。全体で約1,400ぐらいの申請書等がございます。その中で、最終的に目標としては9割ぐらい押印廃止ができればなということで今洗い出しが進んでいるところです。

この押印廃止に併せて、じゃ、電子申請等も一緒に検討しなくちゃならないんですが、まず押印廃止を洗い出して、早急に電子申請、要は本人確認が要らないものと要るものがありますので、それらを調べながら早急に電子申請のほうにもう移行したいということで、マイナンバーの関係で前も議員からもいろいろ御質問いただきまして、伊豆市で子育て関係で約11手続が電子申請ができる状態。また、介護の11の手続につきましても、こちらはいずれもJ-L I S、国の地方公共団体情報システム機構のJ-L I Sの関係がありますので、令和4年度以降に介護関係もできるような見込みになっております。

ただ、電子申請、システム整いましても、こちらから積極的にP Rしませんと、利用者の方、全く分からない状況ですので、市の電子申請サービスを始めると同時に、出来上がったものについては順次市民の方に使っていただけるように広報していきたいと考えます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） あと、災害時の対応なんですけれども、避難所の密を避ける、これ今大事な課題になっています。そういったことから、感染防止の観点から避難所の収容人数が絞られている中で、いち早く避難者に情報を伝えて、たらい回しを防いだり、分散避難を促すため、兵庫県明石市ではインターネットを使って確認できるサービスを行っているそうです。

混雑状況の確認は、当市でも確定申告のときに使われましたが、地図の表記や外国語表示も含めて、多くの方が安心して避難できるようにしていくことも必要と考えますが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 災害関係でも数多くのいろんな便利なアプリができているとは承知しております。

特に、避難所の密というのは、ある一定の資機材は整えてはいるんですが、やはり台風19号のときの修善寺南小学校、修善寺中学校の状況もありますので、今、議員おっしゃられたような、よく店舗なんかの混雑状況を見るようなアプリもあると聞いておりますので、それが避難所で活用できるのかということも、いろいろ研究していかなきやならないかと考えております。

地図や外国語につきましても、いろんな観光サイトと連携したようなアプリもあると聞いておりますので、観光をPRすると同時に避難所に誘導するようなものもあると聞いております。このあたりは日進月歩いろいろあろうかと思っておりますので、まずはいろいろ検討させて、調べさせていただきたいと思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） そうですね。今、店舗の混雑状況を確認するアプリ。これ実は兵庫県明石市では、そのメーカーと協定して避難所の混雑状況を確認するアプリを使えるようにしたそうなんです。また、そんなこともしっかり検討していただきたいと思っております。

それから、②のほうなんですけれども、様々な事業を今取り組んでいただいております。非常に使いやすく、また利用者にとってもありがたい話なんですけれども、新たに新年度設置される福祉相談センター。この役割にも期待している中で、子育て世代包括支援センターも利用者から喜ばれていると聞いていますけれども、ネット社会の中でオンラインによる相談事業も拡大できるとよいと思っておりますけれども、対面、相談センターへ1回訪れた方に対してとなると思っておりますけれども、その後、やはりインターネットを通じたそういったオンラインでの相談支援、これも有効になると思いますけれども、その辺の予定というかおありでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 議員おっしゃられたように、やはり福祉に相談に見える方、福祉に用がある方というのは、まずは対面でお話しするということが一番必要なことなのかというふうには思っています。

しかしながら、やはりそういうコロナ禍の中で密を避けなければならないとか、回数を減らさなければならないなんていう際には、こういうICTを利用した相談業務というものを取り入れる必要はあると考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 最初の答弁でもありましたけれども、デジタルデバインド。インター

ネットを利用できる人とできない人の間にできる格差、これの解消。旧土肥小の今度新しい取組を始めていただけるということで伺いました。

このことについてですけれども、総務省の調査なんですけれども、格差に最も影響を及ぼしている要因は年齢ということで、高齢になるほどインターネットを利用していない傾向があるということです。そして、次に大きな影響を及ぼしているのは年収であるということです。所得の少ない人ほど、このインターネットを通じた便利なシステムが利用できないということ、不利益を生じ、また、それがさらに貧困の連鎖にもつながるといふことにもなりますので、こういった社会の孤立化を防ぐという意味からも、インターネットの普及、そして誰もが使えるような取組を進めていただきたいと思いますと思うんですけれども、こういった本当に困窮している人たちに対する支援というか、こういった先端機器を使ったそういったものの利用を促進するような取組、これはお考えでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 生活困窮者ばかりでなく、高齢者にしても子育て世代にしても、利用できるような状況を確認しなければ、環境を整えなければならないというふうに考えています。

今年、聴覚障害の方が病院に通院するのに付添いの制限があるということで、システムを使いまして手話通訳者が病院に付き添わなくても、対面で本人が持っているスマートフォンで、お医者様が何をお話しているのかというような、できるような取組も進めましたし、あと今年県の事業で、新しいつながり創出支援事業という、先ほど説明させていただきましたが、そういうものを取り入れまして、高齢者がまずスマートフォン、それとかタブレットに触ってみるといふような体験から始めています。徐々にではありますけれども、使い慣れなかった方も徐々に回を重ねるごとに使えるような状況になっていたり、その便利さが身をもって体験できるなんていふようなこともございましたので、少しずつではありますが、進めていきたいと思っています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 次の③の学校教育のオンライン学習なんですけれども、今GIGAスクール構想ということで取組が進められているということ伺いました。

このGIGAスクール構想についてですけれども、児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で継続的に実現させる構想とされております。

この中で、多様な子供たちを誰一人取り残すことなくとありますけれども、今学習から取り残されている不登校の子供たち、この子供たちに対するオンライン学習についてはどのよう

に考えていますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 不登校の子たちですけれども、オンラインでうまくつながることができたら本当に理想的だと思います。不登校の原因にはいろいろありまして、もしそこでつないであげれば、そこに参加できるようでしたら、本当に軽いとは申しませんが、そのことができるんならば、ぜひ対応していきたいなと思っています。

もちろん全ての授業をオンラインで参加させることは難しいと思いますけれども、一日に一度つながったりということはぜひやりたいと思いますが、問題はそこにも出てこれないというのか、オンラインの場にも参加できない子たちもいるものですから、そのオンラインで全てが解決するというわけにはいかないと思います。

ただ、一つの道具としてオンラインを活用するというのは今後期待されるところです。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 全国に緊急事態宣言が発令されたときに、オンラインによる学習が行われた学校もあるんですけれども、そのような学校では不登校の子供の参加もあったということで、全員ではありませんけれども、そういった場なら出てくるという子もおりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

あと、これ文科省が2005年に、不登校生がインターネットなどを活用して自宅学習をしたり、学校外で指導を受けたりした場合、一定の要件を満たせば校長の判断で出席扱いにする通知を発出しております。2019年10月にも、改めてオンライン学習を出席扱いと認めるように通知が出されているということですが、コロナ禍をきっかけに導入が前倒しされたGIGAスクール構想でありますので、オンライン授業も積極的に取り入れて、不登校の子供の参加につなげていただけないようにしていただきたいと思いますが、この出席扱いにする扱いというのは、どのように今されていますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 本当に、ぜひそんなことがきっかけになって参加できるといういいなと思います。不登校の子たちが、学校が休みになったときに、みんな休んでいてすごく気が楽になったというようなお話も昨年の緊急事態宣言のときには聞いたりしたんですけれども、心の中にいろいろのしかかっているものがあるんだろうなと考えています。

そのオンライン学習の出席扱いですけれども、実際にそこでもし授業をやった場合には、それを記録に残すことということも今準備されております。ですので、それを出席扱いするかどうかというところの境目は、すごくこれから十分検討して、どこまでをどの場合ならと

いうことは検討していかなければなりませんけれども、可能性として準備している状況です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） じゃ、次に、飲食店への支援なんですけれども、今コロナ禍で飲食店によっては閉店も考えるほど厳しい状況に置かれているということで、市長からも冒頭にお話ありましたが、こういった飲食店の存在というのは、やはり地域の元気を表すバロメーターのような感じがしております。まちなぎわいにとって欠かせないと思いますけれども、お客さんに安心して利用していただけるように、それぞれの店で努力を重ねて、答弁でも一定の防止策は施されているというふうな認識の下だと思っておりますけれども、これから先、さらにそういった安心してお客さんが寄れるような店づくりということで、特に小さな店ほどお金をかけにくいこともあります。また、それが経営を圧迫することもありますので、今後パーティションなんかのものに、さらに加えて、冷暖房をかけていても温度が変化しない熱交換式の換気装置とか、ウイルス除去能力のある空気清浄機など、そういった本当に効果のある感染防止のための設備、この投資も進めることも有効ではないかと考えます。

この投資を促す、インセンティブを与えるそういったことと、また、さらに飲食店の混雑状況が分かるアプリ、これなんかも導入するなどして、徐々に以前のようなにぎわいを取り戻せるように行政で後押しする必要もあると思っておりますけれども、その辺のお考えいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） まさに議員御指摘のとおり、私どもは、先ほど市長申し上げたとおり、今回はまず資金繰りと市内消費拡大という目的で、経済の4本柱として施策を打ち出して実施をしております。そうした中、感染防止、今、議員御指摘のとおり安心してお店を訪れるためには、やはり先ほど議員もおっしゃっていた比較的大型の投資にやっぱり多額の費用がかかる設備投資も必要ではないかと、私どももそこは確かにそう思います。ただし、今現在私どもは、昨年5月緊急事態宣言終了後に施策を打つ中で、地域経済応援給付金という選択をして施策を実施してまいりましたが、その時点で感染防止にも我々は当然資するものということで検討をさせていただきました。

そういった中で、両方の施策、経済支援と感染防止という両方ができれば一番よかったんですが、やはり財源的な負担も当然ありますし、当時はまだ持続化給付金等、国の施策もありましたので、幅広に市内の経済を支援するという事で地域経済応援給付金を実施させていただいたところでございます。

今後、先ほど総合政策部長の答弁のとおり、今変異ウイルスというような流行がちょっと世間でも注目されているというか、そういったものも備えなければならないということで、私どもとしては、今後まだまだこのコロナの終息が見通せない中では、適時適切にその場の

状況に応じた施策を打っていかねばならないと思っておりますので、議員御指摘のような設備投資に対する支援も当然選択肢の一つとして検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） その財源のことなんですけれども、国で設けている地方創生臨時交付金、この活用がまだ十分にされていないということも伺っております。国でも様々な事例を紹介したり、そういった取組に対するサイトを設けたりして、その利用を促しているんですけれども、こういったものをフルに活用する、これも必要ではないかと思っておりますので、もう一度その臨時交付金の活用については洗い出し、見直しというか取組を検討してみる必要があると思うんですけれども、今後どうでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 私ども伊豆市においては、地方創生臨時交付金については1次、2次の給付については、先般の補正予算に計上させていただいたとおり、割当ての中で最大限施策を検討して実施していきます。

また、第3次もございます。こちらにつきましても、当然今全て施策に充当しているわけではございませんので、先ほども申し上げたとおり、その状況状況に応じて当然有効に活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） あと、これソフト面の話になるんですけれども、以前3010運動というのを推進していただきました。これ食品ロス削減のために、宴会などでは最初の30分は自席で料理を楽しんで、お開きの10分前には自席に戻って食べ残しを減らそうという取組なんですけれども、今は宴会ができないような状況なんですけれども、この先の話になりますけれども、新しい生活様式として食事中は会話をなるべく控えるように奨励されていますので、この3010運動も、時代に合った宴会の在り方としてコロナ禍後の社会に定着させる努力も必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今後、ウィズコロナ、アフターコロナという中では、今、議員御指摘のようなハードだけではなくて、当然にソフト、新しい生活様式というものを構築していかなければならないというふうに考えておりますので、これはハード、ソフトに限らず、

あらゆる手段を検討し、また必要なものを実施していきたいというふうに考えております。  
以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 5番目の地方への移住に関してです。

静岡県がランキング1位ということで非常に素晴らしいと思います。このチャンスを逃すことなく、様々な取組をされているということも伺いました。

いろいろな働き方が、多様な働き方がある中で、テレワークということで、伊豆市は東京圏から近いこともありますし、また、環境的にも恵まれていますので、テレワークも普及してきたんですけれども。これ富士市なんですけれども、テレワーク先進都市の実現に向けて職員のテレワークを継続していく予定ということを見ましたけれども、本市においては、職員のテレワーク、これらの実績はあるのでしょうか。また、今後の計画はいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 伊豆市では、テレワークの実績はございません。富士市さんも同じ基礎自治体ですので、どういうやり方、どういう業務なのかをそのあたりちょっと研究させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 伊豆市、非常に市域も広いということと、また、感染を避けなければならないような場面で、職員がテレワークを通じて仕事ができるということも有効な手段ですので、そういったこともしっかり研究していただいて、業務をさらに効率的に進めていただければと思います。

コロナ禍を契機として様々な取組が加速されてきました。私も、平成30年の12月定例会でAIを活用したスマート自治体の構築について質問させていただいて、また、昨年12月には行政手続のオンライン化、押印廃止等について質問させていただきました。

スマート自治体については、市長も答弁で、「そういう方向に進むことが望ましいというレベルではなくて、絶対に避けて通れない、この方向に進まなければ我々行政もやっていけないし、市民の皆さんもとても立ち行かなくなる。それくらい現実的で厳しい状況ということを認識しております」というような答弁をされております。

積極的にこれに取り組む姿勢も伺っておりますけれども、政府においては、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定されて、自治体デジタルトランスフォーメーションいわゆるDXが推進されています。今、コロナ感染のリスクを減らし、住民の利便性を高め、

まちのにぎわいを取り戻すためのあらゆる施策が求められております。

東日本大震災から10年が過ぎましたが、福島県会津若松市で復興の象徴となるプロジェクト、スマートシティ会津若松を立ち上げ推進した中村彰二郎氏は、その寄稿文の中で、「震災から10年を迎える今、コロナ禍を乗り切るためにも、行政はどのように市民生活を向上させ、自然災害から人命を守れるか、市民はどう行動すべきか、改めて考え抜くべきだろう。日本政府はデジタル庁を新設し、社会全体のDXによる対策を推進しようとしているが、市民参加なくしてDXが成就することはない。全市民がデジタル社会を正しく理解し、マインドセットを変える必要がある。一人一人が腹落ちした、これは納得したということですが、状況で行動変容が促進されたとき初めて日本のDXは動き始める」として、市民と連携した行政の実現を訴えております。

改めて、スマート自治体、そしてスマートシティの構築に対する意気込み、そして市民との連携にどのような姿勢で取り組むか、市長にお伺いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 極めて政策的に重要な御指摘だと思います。少し時間をください。

その前に、先ほどの飲食店の件について一つだけお願いなんですけれども、食事中は会話をせずにマスクしなさいと県からも指示がある。どうもこれが一番評判が悪いと副市長から聞いているんですが、しかし、ちょっとよそ様の件で申し訳ないんですが、お隣の伊豆の国市さん。かなりコロナ感染が出ているんですけれども、大仁と韮山って極めて少ないんじゃないでしょうか。やはり繁華街のリスクが高いような気がするんですね。伊豆市は今41人。そうすると伊豆市の中の感染状況見ても、全部が全部人間の生活が危険なわけではないことはかなりはっきりしていますので、飲食店の中で本当にどう気をつければいいのかということ、さすがに会話しないでずっとマスクしていなさいということ、さらにかみ砕いてどの程度まで市民に御説明したらいいかを検討させていただきたいと思います。すみません、先ほどの付け足しになるんですが。

それで、最後の大変重要な御指摘なんですけれども、議員の御指摘のとおりです。

先日、同級生にある不幸があって仲間が集まって話を聞いていましたら、東京の大企業、今まだテレワークで出社率が10%くらいで、都心ですと家賃がワンフロア5億円なんだそうです。ツーフロア10億円借りて10%の社員しかまだ出ていない。そうするとやっぱり出ていくわけですね。その出ていく先で、どうも新幹線の駅があって東京まで1時間半、2時間の静岡市と浜松市辺りが大分評価が上がって、全体として移住先に静岡県が一番になったようなんですね。

それを考えますと、静岡県の東部で新幹線のある、ストレートにある熱海市、三島市と、商業施設、医療が整った伊豆の国市と伊豆市が競争した場合に、どの環境を整備すればテレワークで伊豆市が選んでいただけるかというところが大きな焦点だと思います。したがって、

テレワークで2拠点ライフを推進する伊豆市では、どこに勝ち目があるのかというのをしっかり見据えて進めさせていただきたいと思います。

それから、伊豆市におけるDXも、これは本当に避けて通れない、必ずその方向に相当スピードをかけて進まなければいけません。光ファイバーなんかが入り始め、地デジが入った頃でしょうか。当時のその市長さんから「菊地君のところ大変だね、うちは周りが全部民間がやってくれるけれども、君んところ行政がやらなきゃいけないんだよね」と、ようやく光ファイバーが整ったのが平成28年ですよ、何とか合併特例債を使って。この遅れを相当取り戻さなければいけませんし、今度は市民の皆さんの中にDXというものを取り組んでいただかなければいけません。

そこで、議員には誠に申し訳ないんですが、今の伊豆市の現状を考えますと、4月1日から大胆にDX改革に入りますということは残念ながら難しいです。今から絶対にやらなければいけないコロナ対策と梅雨以降の防災の体制だけはしっかり取りながら、9月上旬までのオリンピック・パラリンピックを乗り切らなければいけません。伊豆市、今職員が本当に厳しい状況です。コロナ対策と同じくらい平和寺の問題もエネルギーを割かれています。職員も正直言ってふらふら状態です。ですから、新しい体制で何としても1年乗り切るぞと、最初の訓示の内容は決めているんですが、少なくとも10月までは残念ながら、大胆な新しい事業に切り込む余裕がありません。

そこで、オリンピック・パラリンピックをしっかり支え、コロナ対策に抜かりなく、それから梅雨以降の防災にも体制を取りつつ、10月以降体制を少し変えて、今御指摘のDXの準備も進めながら、本当に伊豆市が新しいことに取り組めるのはやはり来年度以降、令和4年度以降にならざるを得ません。その間にサボることなく準備だけをしっかり整えながら、ポストコロナ、ポストオリンピック・パラリンピックの伊豆市の行政の体制を整えさせていただきたいと思います。議員の皆さんにも御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 最初に、3010なんですけれども、マスクをして食事することはできませんので、黙食と言われていきますように食事中はおしゃべりしないということで切り分けるということなものですから、決して話をしないというわけではありませんし、食べ終わった後はしっかり会話なり懇談をするのはいいことだと思いますので、あまり食事中しゃべらないような取組という意味で言ったわけではありませんので、その辺の誤解なきようお願いいたします。

あと、DXの推進なんですけれども、すごく難しいことのように思えますけれども、身近なところからそういったデジタルを活用した取組というのは、今日質問させていただいた中にもたくさんありますので、DXだといってそれを集中して取り組むことができなくても、現場現場でさらにそういったデジタル技術を活用した取組を推進していけばいいと思います

ので、その先にDXの実現、スマートシティの実現があると思いますので、その辺をよろしくお願いします。

では、次をお願いします。

○議長（小長谷順二君） 多様性を認め合う社会へ、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ジェンダー平等が叫ばれる中、誰もが個人として尊重され、それぞれの能力と個性を十分に発揮し、安心して充実した生活を送ることができるよう、性的少数者に関する正しい情報の提供を行っていくとともに、理解促進のための啓発活動を積極的に進めるほか、施策や支援などに取り組んでいきたいと考えています。

私自身も感じる場所があるんですが、在日ドイツ大使館から毎年ドイツの統一記念日のレセプションの案内状を頂きます。数年前までは回答のチェック欄がありますよね、夫人同伴だったんですね、夫人同伴にしますかどうか。今はパートナー同伴なんですね。結婚の基盤に立った夫人ということが行政文書からなくなりました。ですが、ドイツの場合にはこういった大きな法的解釈の変更があるときには、憲法である基本法の改正か憲法裁判所の裁定か、どちらかというステップを必ず踏んでいます。

先般も申し上げましたけれども、さっき私が申し上げたとおり、誰もが個人として尊重されという基本的な人権のところ、これ全ての国民の基本的な人権ですから、その法的整理と、やはりこれはどのように整理していくかということが、なかなか難しい課題があるということとは繰り返して申し上げたいと思います。

詳細について、総合政策部長に説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

○教育長（梅原賢治君） 学校現場でのことについてお答えします。

先日、鈴木正人議員にも男女共同参画の折の回答の中に答えたものもありますが、性的少数者への理解、これも学校における人権教育の充実が根底にあると考えています。とはいえ、こうした悩みに対する現場での指導というのは大変難しいことがあります。

学校においてLGBTについて考えるときに、一番大切になると考えているのが相談体制の充実だと考えております。誰にも相談できずに自分の性自認や性的指向について悩む児童生徒が相談できるように、養護教諭やスクールカウンセラーなどに相談しやすい体制をつくとともに、医療機関や専門機関との連携を密にしながら取り組んでいきたいと考えております。

また、理解を深める啓発につきましても、教員の知識や理解不足による誤った指導がなされないような研修を実施することはもちろん、今後は人権教育の観点から、全教育活動を通じて性自認や性的指向を理由とする偏見や差別をなくす、このことについてのきめ細やかな対応を進めていくことが必要であると考えています。何気ない一言ですとか、それから最初の無理解な教師の対応が子供たちを傷つけている、そういう事実はきっと少なくないだろう

なというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 性的少数者への理解の促進につきましては、国の第5次男女共同参画基本計画及び静岡県男女共同参画基本計画の中でも、全ての人が自らの性自認や性的指向について尊重されるべきとされており、性の多様な在り方に対する無理解による偏見や差別から、学校、職場、地域など生活の様々な場面で生きづらさを感じて苦しんでいる人に対し、性の多様性についての理解促進を図るとともに、困難を抱える人を支援する取組を推進しますと位置づけられております。

市でも、現在、2021年からの第4次男女共同参画基本計画の編集をしており、性への多様性についての理解促進を図り、困難を抱える人を支える取組を推進したいと考えているところでございます。

近年、性的少数者の方にとって、非常に生きづらい社会となっていることが分かってきました。そういった生きづらさについて相談できる体制を構築するため、福祉相談センターを設置いたします。従来は性的少数者の相談について、家庭児童相談室、社会福祉課及び人権擁護委員等に対応できるようになっていましたが、相談実績はありませんでした。今後は、ワンストップ型で相談を受けるようにしていきたいと考えています。

なお、パートナーシップ制度の導入については、来年度に意識調査を実施し、その結果なども踏まえて、今後の方向性について検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 学校現場なんですけれども、教育の果たす役割は非常に大きいと思います。

最近の研究から、性的マイノリティの人の自殺の危険性が高いことも指摘されております。やはり周りの不用意な言葉とか、そういったことに傷つけられることもありますので、ぜひ積極的に学校現場で理解促進の取組を進めていただきたいと思います。

あと、心の性と体の性が一致しないトランスジェンダーの人や自身の性認識が明確でない人の中には、各種申請書等の性別欄に心の性と異なる性別を記入することへの抵抗感により精神的苦痛を感じる人もいるということから、性別欄の削除もしくは自由記載とする自治体が広がっていますが、当市ではいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほどちょっと押印廃止、いろいろ調査しています。申し訳ありません、その性別欄についてまで踏み込んでおりませんので、押印廃止、当然今全部見直し

ている最中ですので、恐らく性別欄は市独自のものというのではないように記憶しておりますが、どうしても国の関係の申請ものとかは、国に準拠する形になっておりますので、まず市独自の様式にあるかないかは早急に調査をかけさせていただきたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 伊東市では、ちょっとネットで見させていただいたんですけども、それを洗い出しをして既に見直しされているということです。かなりの数が押印欄がありましたので、伊豆市でもあるのではないかと思いますので、見直し、ぜひ早急に始めていただきたいと思います。

パートナーシップ制度なんですけれども、2015年の11月に渋谷区、世田谷区の2つの自治体から始まりました。自治体パートナーシップ制度は現在70以上の自治体に広がっており、三島市でも導入に向けて具体的な検討を始めるとの報道がありました。

また、兵庫県の明石市では全国で初めて、パートナーとなる2人のほかに家族として暮らしている子供がいる場合で、子供を含む家族の関係を届け出た場合には、パートナーシップ・ファミリーシップ制度として認定する制度を開始しました。明石市では、性的指向や性自認、どのような性表現をするのかにかかわらず、全ての市民が自分自身を大切にし、自分らしく生き、互いを認め合えるありのままのまちの実現を目指しております。

また、足立区でも令和3年4月1日からパートナーシップ・ファミリーシップ制度を開始するとのことです。

一人一人の個性や多様な生き方を尊重し、市民の性の多様性理解を深め、誰もが人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちづくりに役立つと思います。

来年度意向調査をするということなんですけれども、その意向調査に当たっては、やはりそういった既成概念であるとか偏見に基づいた調査結果が出ないように、しっかりとした意識、理解促進の取組、これも進めていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先般も申し上げたんですけども、そのときには基本的人権に基づく、例えば同性婚とか同性パートナーの場合に、仮に将来養子を迎えて、その子と価値観が違ったときということを申し上げたんですが、基本的にまずやっぱり法律的な解釈が気になるんですね。これどうしても自分が30年間ずっと憲法違反だと言われていた組織にいたものですから、正直言ってやっぱり憲法気になるんです。24条でもう両性の同意だと明記されていますから、憲法を変えないまま、あるいは憲法解釈を少なくとも国民投票ぐらいにかけて、憲法解釈を変えるということがないまま、憲法に明記されたことを地方の条例でやることに對して、どうなんだろうという気がやっぱりあります。市民意識の調査はさせますけれども。

それから、ドイツの北部カトリックは、宗教的に離婚が禁止されていますので同棲が長い

んですね。ずっと何十年も同棲して子供育てていくんですね。日本でも恋愛は全く自由なわけです。ただ、恋愛の自由と婚姻の両性の同意に基づく自由と結婚は違いますので、結婚って不自由なんです、制度に入らなければいけませんから。民法725条の中で親族というのが規定されている、親族の定義があるということは、その親族の枠組みに入らなければいけない。全部自由じゃないんです。この兄弟は嫌ですとか、このお父さん嫌ですという自由はないわけであって、それはある意味、恋愛は自由です、結婚は不自由ですということにならざるを得ないわけですね、制度的に。

ですから、そのパートナーシップ制度を結婚として認めるのではなくて、その2人のパートナーとしての財産権とか相続権とか、そういった権利は担保しますということなんだと思いますが、先ほど申し上げたとおり、そこまで法制度を見直す動きがあるのか。それから当事者2人以外の方の関係する価値観との関係はどうなるのかというところが大変気になると思います。さはさりながら、市民の意識調査は進めさせていただきます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） その憲法との関係なんですけれども、今関係者の方から訴訟も起こされています。国会のそういったやり取りも少し見させていただいたんですけれども、憲法の中では同性婚を認めないとはうたっていないそうなんです。ですから、詳しい資料は今日持ってこなかったんですけれども、必ずしも男性と女性でなければ結婚できないというようなそういったことではないというような意味だと思います。

また、憲法の問題は今議論されているところなんですけれども、地方自治体が認めるパートナーシップ制度というのは法的拘束力はありません。ただ、それを認定することによって、今までできなかった、病院で例えばパートナーが入院したときの面会。これが許されたり、救急搬送したときの付添いであるとか、あるいは市営住宅へ入居するときの許可。夫婦でなければ、家族でなければ入れないというところを認めるような自治体も出てきますし、そういった法律の枠外で社会的にそれを認めるということで、カップルにとっては非常にそれが生きやすい、暮らしやすい社会になるということで、今大変広がっているということなんですので、その辺のところをしっかりと検証していただいて、積極的に進めていただければいいなと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先般から申し上げているとおり、私は賛成、反対ではなくて、幾つか気になることがあるということです。先ほど総合政策部長からありましたとおり、市民の皆さんの意識調査をしっかり進めさせていただき、伊豆市の市民としてどのような認識しているのかということを確認させていただき、あるべき対応策を検討させていただきたいと思っています。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

○16番（杉山 誠君） いいです。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

これで杉山誠議員の質問を終了いたします。

再開を午前11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（小長谷順二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 星 谷 和 馬 君

○議長（小長谷順二君） 次に、8番、星谷和馬議員。

〔8番 星谷和馬君登壇〕

○8番（星谷和馬君） 8番、星谷和馬です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

件名は、修善寺老人憩いの家であります。

修善寺老人憩いの家入浴施設は、昭和48年に建設され、平成11年に耐震補強を実施し今日に至っております。この間多くの年配の方々がお風呂を通して交流し、楽しいひとときを過ごしてまいりました。

近年、高齢化が進み医療・介護費が膨らみ財政の負担増にもつながっております。また、社会環境の変化等により会話のない方、寂しい生活をされている方、そして鬱とか認知症の方も大変増えております。この老人憩いの家の入浴施設は、健康を保つ福祉の増進事業であり重要度は増しております。しかし、市は公共施設再配置基本計画に基づき廃止の方向を示しました。

そこで、以下について質問をいたします。

1、この施設を建設した目的、2、廃止する理由、3番、将来の施設運営について、市長に答弁を求めます。

○議長（小長谷順二君） ただいまの星谷和馬議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 私の基本的な考え方は、先日、三田議員への答弁の中で申し上げたとおりです。

少し補足をさせていただきたいと思いますが、あのときに私は、仮に伊豆市の中にいろんな施設がなかったとしたらということをお願いして、まず、どうしても必要なものは教育施

設と市役所本庁であると申し上げました。しかし、市役所本庁でさえ、市が建てなければいけないのかなと思っています。将来、仮に本庁を建て替えるとすれば、市が建てて市が所有するのではなくて、民間が建築した施設の一部に入ることも有力な選択肢だと思っています。

今、行政事業の中も大胆な見直しをして、どこまで包括民間委託できるかを検討していますけれども、それくらい市もぎりぎりと考えている中で、全国的にも極めて数が多く老朽化が日本一の施設をどのように運営、管理していくのか。何が必要最小限必要なのかということと今後とも幅広い市民の皆様の意見を拝聴しつつ、最終的には市全体の公共施設の適正配置を考える中で結論を出していきたいと考えております。

詳細について、健康福祉部長から答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） まず、1番のこの施設を建設した目的でございますが、老人憩いの家は昭和48年に、高齢者の教養の向上、レクリエーションの場を提供することで、高齢者の心身の健康増進を推進することを目的に、老人福祉センター等建設整備費補助金を活用して建設いたしました。建設以来、当該老人憩いの家は地域の皆様の集会施設として有効利用されてまいりました。

また、現在この集会施設を利用し、体操教室や健康相談、介護予防事業などを開催することを通じて、当初の建設目的である高齢者の健康増進を積極的に進めているところであり、こうした高齢者の健康増進やレクリエーションの場としての機能は引き続き維持してまいりたいと考えております。

2つ目の廃止の方針を判断した理由でございますが、築47年を経過する施設で、入浴施設のボイラーやポンプ、温泉の配管などの老朽化による設備の故障からタンクにお湯がたまらないなど、担当職員が多い月で土日を含めて四、五回呼び出され対応したり、やむを得ず臨時休業することもあるなど、安定的なサービスの提供が困難になっているという現状がございます。また、平成31年1月にはレジオネラ菌も発生しており、利用者の皆様の安全面も懸念も出ております。

さらに、今後老朽化した施設の修繕等が必要になった際には、数千万円以上の多額な費用がかかることが予想されますが、当該入浴施設は実利用者数も30人から40人前後と少なく、かつ年々減少傾向にあります。また、昨年度は使用料が183万円に対し、経費が891万円あり、約700万円の差が生じており、今後こうした施設に多額の費用をかけて修繕、維持することについては、費用対効果の面からも慎重な判断が必要と考えております。

当該施設の建設当時には、お風呂がない家も多く、衛生面を確保するという役割もありましたが、現在お風呂がない家はほとんどなく、近隣には民間の入浴施設があるほか、市内にも多くの入浴施設が営業しているなど、時代の流れとともに施設の役割も変化してきていると思われま。

以上のように、安定したサービス提供の困難性、利用者の安全面からの懸念、老朽化に伴

う維持改修の妥当性、建設当初の入浴施設としての役割の変化などを総合的に勘案した結果、当該老人憩いの家のうち入浴施設機能につきましては、今年度末をもって廃止する方向で進めてきたところでございます。

将来の設備の運営についてでございますが、当該入浴施設を廃止するについては、コロナ禍ということもございまして、説明会を開催することは差し控えて、熊坂小学校区の区長様を窓口に進めてまいりましたが、市民の方から存続を望む声が出ていることも承知しておりますので、ここで一旦立ち止まりまして、市民の方々との対話を続けながら、入浴施設の継続につきまして判断したいと考えております。

ただ、現状では、入浴施設は設備の老朽化等により、公共施設としての安全面や安定したサービスの提供が担保できない状況であることから、一時休止した上で、今後とも市民の皆様との話し合いを進めていきたいと考えております。

なお、集会施設については、これまでどおり運営しまして、老人憩いの家の設置の目的であります地域のコミュニティの醸成や健康増進活動の場、体操教室や健康相談、介護予防事業などを開催し、高齢者の健康増進に積極的に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） それでは、質問させていただきます。

令和3年度の一般会計予算218億6,900万円であります。人口3万人の小さなまちでは、超積極的な予算を組み、また、補正予算が上程されれば天文学的な予算となります。

この老人憩いの家は、予算計上ではほんの166万円であり、案件としても多くはありません。しかし、公共施設再配置基本計画に基づき、廃止。強硬に前に進めると、利用者、市域住民の方から大きな批判を受ける、これが今現在の置かれた状況でございます。

廃止に至るまでの過程は得てきましたが、また1月21日の全協に説明を受けました。多くの議員の皆様も反対がない、そういう中で、この施設は3月31日をもって入浴施設の廃止を掲示いたしました。でも、この1月21日の全協のときには議員13人の方が入浴施設を知らない、または老人施設を知らないという方が13人もいました。それで、これから私の家にたくさん電話がございました。そして家に訪問もしていただく方もいました。それで老人の憩いの施設で説明も受けました。内容は、なぜ廃止するのですか、ぜひこの施設を残してほしい、こういう意見が多数ございました。それで、私は地元選出ということで、この一般質問をすることにいたしました。

建設目的は、老人の皆様を健康を保つ、健康の増進を、まさしく健康福祉部そのものであります。近年、高齢化が大変進みまして、独りの方もたくさんいらっしゃいます。そして一日中テレビばかりしか見ていない方もいらっしゃいます。隣の方とも話し合いがない方もいらっしゃいます。これじゃ体を壊しますよね。そして、この入浴施設は体をほぐします。伸ばしま

す。会話をします。すなわち健康寿命を延ばす。鬱病とか認知症の増加も防ぐこともできます。その結果、病院に行く回数も減るでしょう。医療費の負担減少にもなると思います。また、最近、温泉はコロナ予防に有効だというデータも示されております。この老人憩いの家入浴施設、重要度がますます増しております。

そこにおいて、利用者の市民の説明会は4回開かれました。2月10日35名、2月22日に6名、3月1日には45名、3月2日には3名でした。ここにおいて様々な意見、要望がございました。また、感情的になられた方もいらっしゃいました。きつい言葉もありました。部長としては、この4回の意見を聞いてどのように感じ取ったのか、まず伺います。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

最初に、市長。

○市長（菊地 豊君） 先にちょっと前提条件のところを大変気になりましたので、約220億円の予算の中で700万円を出すことは問題ないだろうということは、これはもう議員の皆さんに何度も申し上げておりますとおり、予算書の中の財源構成については全く違いますので、くれぐれもそういった議論がまちの中に広がらないようお願いをしたいと思います。

中学校についても、いろんな御意見があることは承知しておりますけれども、3つの古い中学校を残すことが一番高いわけですね。学校統合をする中で、今、国の財源措置があるときにやるということ。新しいごみ焼却場を造らなければお金はかからないと言った方もいますけれども、今のごみ焼却場を維持することはもう不可能なわけですから、だまされたりしたって全く安全性に、将来ですよ、将来の安全性が担保されない事業を続けることはできないので、国の財源を使いながら市民の負担を小さくということを申し上げているわけです。

そして、このような新市建設事業以外においても、日本の制度として、ほかの幾つかの外国と違って、地方公共団体が必要な予算を持っているわけではなく、制度として日本は、国や県が認めた事業について財源手当をするという制度になっているわけです。ですから、一定の伊豆市の公共事業費を地方交付税の中に入れていただいているのではなくて、公共インフラを整備する場合には、国交省が判断をして全国を見て、これは必要だなというものについて財源手当をするというそういった制度になっていますので、それをやめればほかに振り分けられるという財源には全くなっていません。

したがって、その中で、これから新市建設事業も終わる。人口が減れば地方交付税も減る。地方交付税は唯一自由に使える財源ですから、そうすると利用者が減って財源が減っていく中で、とてもそんな余裕はないということを前提に議論いただかないと、今200億円使っているからほかにも十分に回せるということは現実的な事実ではありませんので、そこを踏まえた御議論をぜひお願いをしたいと思います。

事業の内容については、もう一度健康福祉部長から答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 老人憩いの家が大勢の方の御協力や御近所の方の御誠意によって、今まで開いてきたというか、事業を実施してきたということは皆様からもお話がございましたし、私どもも真摯に受け止めております。

しかしながら、先ほども申しましたレジオネラ菌の発生が平成31年の1月にございまして、明確な原因は分かりませんが、そのときに保健所からの話によりますと、やっぱり老朽化、ボイラーの不調によって、温度が上がらなくてレジオネラ菌が死滅できなかったんじゃないかというような。そして温泉タンク内の経年劣化による破損部分に菌が繁殖してしまったんじゃないかという原因が考えられるという話も伺いました。

そして、このレジオネラ菌というのは、特に免疫機能が低下した高齢者の方が感染しますと、呼吸器の困難や呼吸器障害に陥るといった話も伺っておりますので、こういう安全面が担保できないということで、今回休止をして皆様と話し合いを進めていくというふうに考えております。

また、代替施設ではどうしても利用できない方、近くにある代替施設で対応できない方、それから、ほとんどの方が今お風呂がないお宅はないんじゃないかというふうに考えておりますが、もしそういう方がいらっしゃいましたら、個々に対応させていただいて、例えば介護予防などのサービスの提供ができないかなどというように、個々に相談に応じていこうというふうに考えております。

そして、また、温泉施設のほうは一時休止いたしますが、集会施設のほうで、先ほども申しましたように、体操ですとか相談業務ですとか、そういうことを行うことによりまして、本来のこの目的でございまして高齢者の福祉の向上ということに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 冒頭、私は予算のことの金額言っただけです。市長が答弁したことも理解しております。だけれども、少し我々に対して、こういうことを理解してくださいということもおっしゃいましたけれども、これも僕は十分分かってます。この議員の皆さんも伊豆市が置かれた立場も十分分かっております。ですから、こういう少し逆なですのような答えは分かっている上で、あまりしてもらいたくないですね、僕は。それじゃ、いきます。

この説明会の中で、ほとんど全員が残してほしい、そんな意見でした。そして、その中で大きく2つに分かれると思います。まず1点は、修繕費をかけず、壊れるまで入浴を可能にしてほしい。または修繕費に1,000万円かかるならば、職人さんが、私たちが格安で修繕するから入浴を可能にしてくださいという意見もありました。比較的前向きでいい意見だったと思います。僕は、この施設の数が多いから減らすのは、これは十分分かってる上でこの質問をしているわけですけども、ランニングコストを減らす意見も多く提案されました。

例えば「営業時間を短くする」または「市外の方も入浴可能にする」「年齢層を引き下げる」「もっと営業努力をすべきです」、こういう意見もたくさんございました。

市としては、この意見について随分参考になったと思うんですけども、これらについて今まで営業努力等はしてまいりましたか伺います。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 以前無料だったときから有料にしたときにも、大勢の方の利用がなくなりました。大分人数が減ったりですとか、あと40歳まで利用年齢を引き下げたりもしましたが、やはり利用する方が増えませんでした。数名程度の利用の方に限られていました。そういうことを行いまして、利用者の改善につながるかというふうなことを検討しましたが、決して利用者は少なくなりますが、なかなか大勢の方に利用していただくというふうには結びついてこなかったものですから、時間を短くするですとか曜日を少なくするといって対応したとしても、なかなか思うような効果が上がらないのではないかと判断しております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 部長の答弁も十分理解できます。しかし、廃止に当たってはやっぱりそれへの営業努力をした上で、やっぱり廃止の決定等をするというのが民間においては普通です。そして、それでもしも駄目だったら廃止をするというのが一つの決断です。その辺は御理解ください。

先ほど部長の答弁の中で、市内にも多くの入浴施設があり営業している。しかし、隣の百笑さんは民間の施設であり価格が高いです。また、菅湯も距離が遠いです。駐車場もございません。また、湯の国会館も少し遠いです。すなわち立地的には適していないんですよね。そこにおいて、利用者の皆様にも、営業を廃止しちゃったら、この今まで憩いの湯を利用していた方々に対して、どのように誘導すべきか対策等は考えていらっしゃいますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 今、星谷議員のお話の中に出てきましたほかの入浴施設等にも相談はしておりますが、今ここで御報告できるような代替案というものはございませんが、その辺についても今後の利用者の方々との話合いの中で御相談申し上げたいと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 天城の温泉プールが廃止になったときにも、代案という形で、バスで輸送とかそういうこともしましたから、その節は十二分にはまた考えていただきたいと思います。

それで、また、もう一点、一旦立ち止まって、また一時入浴施設は休止した上で市民の皆様と話し合い、進めるとおっしゃっていただきましたが、もう一度これについては、入浴施設を止めた上で、管理の予算を計上された上で、入浴施設は休みということなんですよね。この理由を少しお願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 先ほども御説明させていただきましたが、入浴施設のほうは安全が担保できない、安定的なサービスが提供できないという観点から休止を考慮しておりまして、集会施設につきましては今までどおり御利用いただきまして、本来である高齢者の方の福祉の増進に寄与していきたいと考えていますので、予算につきましては集会施設のみの予算を計上させていただいてあります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 修善寺老人憩いの家というのは、条例が生きているんですよね、存続しているわけです。それで、メインである入浴施設が休止するということは、普通でいけば考えられないわけですね。やっぱり利用者の皆さんに対してちょっと失礼だと思うんですよね。ですから、自分の考えを言うわけではありませんけれども、その人たちの考えに基づいて行政をするならば、入浴施設も可能な状態にしておいて、市民の皆様に、より丁寧な説明をすべきだと思うんですけれども、その辺についてはいかががお考えでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 先ほども申し上げました廃止を判断するに至った状況でございますが、やはり修繕等が必要でございまして、それには数千万円の費用がかかってしまうということや、それから、どうしても老朽化において安全が担保できない、レジオネラ菌の検査をしているわけですけれども、もしそのレジオネラ菌が出たときに、高齢者に対して重篤化してしまうような状況になってしまうおそれがある施設を、市のほうが提供できないというふうな判断をしております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） これも十分分かっております。レジオネラ菌というのは60度の熱を加

えれば、言葉は悪いですけども死ぬわけですよ。ですけども、60度以上の加熱をしないからそういう可能性がある。それで各お風呂の施設にもやっぱりそういうことで休館したこともあります、現実的には。ですから、原因ははっきり分からないということが少し不思議だなと思うんですけども、もう少し加熱すれば入浴は可能なんですよ。その辺はどのような感じですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） ボイラーの交換が必要なのか、それから送湯のポンプの交換が必要なのか、配管が修繕すべきかというふうな、どこの部分でレジオネラ菌が発生したのか詳細についての決定的な結論は出ておりませんが、今、議員がおっしゃったようにボイラーで加熱がきちんとできれば、レジオネラ菌を滅菌することはできるんだと思われませんが、ボイラーの交換費用につきましても、うちのほうで積算しましたら400万円ほどの金額もかかりますので、そこが先ほど説明したとおり、その修繕費用をかけてやるのが費用対効果の面からどうなのかという慎重な判断が必要だと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） この入浴施設というのは、お風呂を通じて健康を保つ、それによって鬱だとか認知症だとか病院代の費用とか予算を削減できるわけですよ。相対的効果がすごく生じるわけです。そして、そのときにお風呂が700万円の赤字。その相対的なこういう病気を、病院に行く効果がどの程度の予算なのかって質問したときには、現実的に数字は把握していないから分からないんですけども、だけれども、おおむねお互いに相対的効果になればそれほどの赤字には僕ならないと思うんですけども、その辺はどのように感じますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） その方の医療費がこの入浴施設を利用していたか、していかかったかの検証というのは難しいので、算出するのはとても困難なことだと思われま

しかしながら、入浴施設は先ほどから申し上げるように老人憩いの家ばかりではなくて、市内にほかにもございますので、ぜひ温泉の効能がいいという、その方に合っているということであれば、ほかの入浴施設を御利用いただければありがたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 部長の答弁も十分分かります。でも今言ったとおり菅湯さんにしても駐車場がない、隣の瓜生野にある百笑さんも民間で金額も高い、そして階段上んなきゃならないもんですから、足腰の弱い方とかそういう方々には現実的には無理なんですよ。ですから、もしも廃止するならば、その方々の代案をしっかりとした上で、やっぱり廃止しなきゃ

いけないと思うんですよね。そして、皆さんの行政というのは、やっぱり最大のサービス業だから、廃止ありきじゃなくて、廃止に至るまでの過程もしっかり説明するべきだと思うんです。

それで、僕が一番理解できないのが、この入浴施設を止めて運営するということが理解できないんですよね。入浴は可能にしておいて、そして皆さんに説明する、これが最大の市民に対する責務でありサービスだと思うんですよね。ちょっとくどいですがけれども、もう一回お願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 先ほどお話ししたと重なりますが、やはり老朽化に伴いまして、安全に安心して継続的なサービスの提供ができないというふうに判断しておりますので、やむなく休止をした中で利用者の方々とはお話しを進めていきたいと思っておりますし、サービスの提供は、市内全体の高齢者の方に向けたサービスが提供できるような体制を考えたいと思っています。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 人口3万人の小さなまちで旧4町が合併して、いまだに公共施設が膨大な数で行政財産もあまりにも多く拋出しています。ですから、よくまあこんなたくさん造ったなって、市長も前にいろいろ造った経過を話していましたがけれども、その後、造った年間の管理費、運営費、ランニングコスト、もう膨大な予算かかります。健全な財政運営をしたくてもなかなかできませんし、将来に向けての事業展開もままならない状況だと思っていることは十分理解しております。

また、国とか各自治体も選挙が絡みますと、なかなかこういう案件というのは前に進まないのが現実でした。でも、今の市長ならば力も強いし、5選あるかどうかということは関係ありませんけれども、自信を持ってやることでしょうし、これについては僕も賛成しますし、また、その中において、矛盾しますけれども、老人憩いの家を残せというの何か一般質問をして、つくって行って、考えていっておかしいなと思いつつ今やっているんですよ。その辺も言葉は変ですがけれども、御理解くださいね。

それで、まず変なことは変ですがけれども、人口が減り、当然税収も減ります。国の膨大な赤字、国債を発行しまして国の格付も下がり、金利の上昇も上がったときには大変なことになります。その先にはまさしく消費税の増税が待ち構えていることも分かっております。ですから、これからはもう造らない、しないという勇気も必要だと思っております。

伊豆市としても、自主財源を高めるためのやっぱり努力をすべきだということは、これからの課題だと思っております。確実に言えることは、この老人憩いの家の施設というのは箱

物ではありません。老人の方々の健康と福祉を、福祉にとってはなくてはならない重要度がますます増していると思うんです。これについては廃止もあるかもしれないけれども、再確認をぜひお願いしたいと思います。確実に言えることは、これ廃止の前にはもっとしっかりした営業努力をすべきであります。そして、これボタンの掛け違いをしないように、ぜひしていただきたいと思います。廃止にしても、1年ぐらい前からしっかりと利用者の皆様、市民の皆様に説明すべきです。それで判断材料ももっとしっかりと情報を提供すべきだと思っております。

これらを踏まえて、もう少しでもいいから入浴施設を可能にすべきだと思っておりますが、この点を踏まえて再確認の意味で質問をいたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今、議員から、議員としてのこの十分に公共施設の在り方を理解した上で、さはさりながらという議員なりの苦しい胸のうち、我々も同じ思いですので、そこは同じ判断に基づいて進ませていただければと思います。

やっぱり貴重な財源をどこに使うかなんですが、伊豆市の単独の独自の事業で、70歳以上の方のいきいきパスとか、あるいは以前は一定の保護者の負担があった小学校、中学校の通学費とか、やっぱりそういったものをもう一回有料には戻せないと思うし、戻すべきでもないと思うんですね。そういった市全体の市民サービスの全部できませんので、どれを優先するかという判断で、これからも一緒に議論できればと思っています。

冒頭、熊坂が地元だしというお話があったんですが、先ほどの牧之郷と同じように牧之郷の人口問題、熊坂の人口問題というのは地域の問題ではなくて、公益性高いんですね。やはり大仁駅、牧之郷駅、修善寺駅の周辺に人口を集約していただくことは、その地区の活性化だけではなくて市全体の公益性にかなうわけです。ですから、その大仁の警察署の前まであるあの商業地域を我々のものとして活用しながら、熊坂をどのように住みやすい住環境をつくるかというのは極めて公共性の高い話ですので、それはそれでまた別の場で議論させていただきたいと思うんですが、今回の件は高齢者福祉という事業で、これは健康福祉部の中で高齢者福祉の在り方、そしてこの施設がないとその機能ができないのかどうか。熊坂のような立派な公民館と民間の温泉施設がある中で、この施設がどうしても機能を果たし得る唯一の施設なのかという観点も必要でしょうし、いろんな意味で担当する課としては、情報を得てやってきたわけでございます。

それから、4月1日から暫定的に維持できないのかということですが、これも議員御承知のとおり、耐震基準がないものをやはり先に止めてきたわけですね。修善寺体育館も今止めております白岩の交流センターもその耐震基準を満たさない。ひょっとしたら10年に1回壊れるかもしれないという事業も止めているわけですね。今回、再三部長からありましており、衛生施設で衛生面の担保ができないものを、やはり我々が、行政側が確信がないもの

を、そういった確信が持てない施設を自ら再開するということについては、やはりほかの事業とのバランスを考えても、今はむしろなすべきではないのでは、これは利用される方の衛生面を考えて、健康への影響を考えた上でも、そこはさすがにすべきではないのではないかという判断でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 市長から説明を受けました、丁寧な。だけれども、自分は先ほど言ったように、レジオネラ菌がなぜ発生したのか、そしてなぜそれに対して明確な答えがなかったか、それが不思議なんですよね。自分の観念では60度以上加熱すれば死ぬはずなんですよね。だけれども、ボイラーがしっかりして担保を保てないからということなんだけれども。今現実的に60度以上で加熱して、レジオネラ菌は殺しているわけですよね。運営できるわけですよね。その辺は少しいかがですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 平成31年の1月のレジオネラ菌が発生したときも、当然検査はしてまいりましたけれども、検査した結果で発生したことが判明いたしました。なので、毎日毎日検査しているわけではございませんので、やはり法定的な検査はしておりますが、いつ発生するかというところは難しいところでございますので、安全が担保できていない、そこがどうしてかということでありましたら、そのボイラーの温度がやっぱり老朽化に伴って上がらなかったんではないかということが判断されておりますので、私たちは、もう一度4月1日から施設を運営するという、提供するということは難しいというふうに判断いたしております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） ボイラーは現実的に今稼働しているわけです。もしも壊れてしまっただけで加熱ができなくなったら、それはその時点ですけれども、今現実的にできているわけですよね。老人の皆様の健康福祉にすごく重要度がこれから増しているわけです。そういうことを考えれば、壊れるまで営業ということは可能だと思うんですけれどもね。ちょっとしつこいようですが。

○議長（小長谷順二君） 質問ですか。

答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 今現在稼働しておりますけれども、老朽化に伴って温度が上がらなかったことがございましたので、そこでレジオネラ菌が死滅できなかったんではないかということなので、ボイラーも調子よく動いているときと、そうでないときがあるんだ

ろうと。それははっきり老朽化ということで修繕も今後難しいので、もしそれを買い換えるときには、先ほども申し上げました400万円程度の交換費がかかるというようなことでございますので、きちんとした安全な施設の提供は難しいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） この資料、全協のときに資料を頂きました。ボイラー交換費用約440万円ですね。運営する上で、やっぱり440万円という大金を計上するということになりますけれども、これ前に質問の中で職人さんが自分たちがやればもっと格安でできるよということをおっしゃった方がいるんですよね。そのことについて、そういう意見もあるんですけども、ちょっとしつこいかもしれませんけれども、要は可能な限り継続してほしいということです。それで、もう将来的には廃止ということは十分考えられるでしょうけれども、やはり時間をかけて、健康福祉の立場から考えたときに、十分皆様に説明するだけの理由がなければ廃止ということにはつながらないと思うんですよね。この辺はいかがお考えですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 利用者の方とは今後も話を進めながら、御理解いただけますように進めてまいりたいと思っています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○8番（星谷和馬君） いいです。終わります。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

これで星谷和馬議員の質問を終わります。

ここで議事の都合により昼の休憩といたします。

再開は午後1時からです。

休憩 午前11時54分

再開 午後 0時59分

○議長（小長谷順二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 波多野 靖 明 君

○議長（小長谷順二君） 次に、11番、波多野靖明議員。

〔11番 波多野靖明君登壇〕

○11番（波多野靖明君） 1番、波多野靖明でございます。

〔「11番、11番」と言う人あり〕

○11番（波多野靖明君） ごめんなさい。議席番号が変わりまして初めての一般質問をした

ので緊張してしまいました。議席番号11番、波多野靖明でございます。

通告書に従い、一般質問を始めます。

件名1、生徒も教員も共に向上する教育を目指して、市長、教育長にお聞きいたします。

毎年、全国の小学校・義務教育学校6年生と、中学校3年生・義務教育学校9年生で行われている「全国学力・学習状況調査」があります。子供たちの学力を把握するために、小学生は国語・算数、中学生は国語・数学・英語の教科に関する調査と、学力の背景にある生活習慣や学習環境などに関する質問紙調査で構成されていると思います。

伊豆市のホームページの伊豆市教育委員会からの調査結果のお知らせには、この調査結果を基に「子どもたちの学力や学習・生活状況を把握・分析し、教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的としています。」と記載があり、令和元年度の調査結果の一覧が掲載されております。この表の分析の表し方ですが、◎二重丸、○丸、△白三角、▲黒三角の4段階の評価になっているのみで、詳細についての様子が分かりません。学習状況においても同様に幅広い認定になっているため、本当に生徒の本質が見えるのかが疑問であります。この従来の調査方法では、個々の学力の伸び代の確認が取れず、あくまでも、その年度の対象学年のその場の出来具合しか確認が取れないと思います。学力の平均だけを見ても、真の教育力は分からないのではないのでしょうか。

また、学校は前に挙げた学力（認知能力）だけではなく、自制心や自己効力感といった「非認知能力」も伸ばす場所だと思えます。人間力・学力ともに、きめ細やかで、連続した指導につなげるためには、調査方法の改善が必要ではないのでしょうか。現在は、新形式の学力向上調査の方法を導入し始めている地域が少しずつではありますが増えてきており、その新形式の学力向上調査の方法を用いている学校では、学力の伸びが認められているという結果が出ているそうです。

昨年の11月に開催された「伊豆市重要課題報告・意見交換会」で、市長は「伊豆市が近隣市町に唯一勝てるとしたら、それは“教育”だ」と強くおっしゃっておいりました。現在、伊豆市は、新中学校の建設に向けて取り組んでおります。ハード面はまだ先になりますが、ソフト面の改善は、ハード面よりも速やかにできるものと考えますが、今後の伊豆市における教育の向上をいかがお考えでしょうか。

件名2、学校のトイレの全個室化について、教育長にお聞きいたします。

以前から、学校のトイレに関する一般質問が幾つか提出されていましたが、皆様の質問を聞き、別の視点から質問をさせていただきます。昔から男子トイレは小便器と個室があるのが大半かと思われまます。休憩時間に大便をする際、個室が使用されていると友人に指摘をされることを嫌がり、学校では我慢をするなどの子供もいると聞いております。そこで、男子トイレも女子トイレと同様、全てを個室にしてはいかがでしょうか。

また、男子トイレ全部を個室化することにより、今後はLGBTの方にも配慮したトイレとして、安心して使用できるようになるのではないのでしょうか。そのために、まずは新中学

校のトイレ、そして、行く行くは既存の学校のトイレの個室化を検討することも必要ではないでしょうか。

件名3、伊豆市デジタル図書館について、教育長にお聞きいたします。

沼津市でスタートした電子図書館。熱海市は2018年12月に既に導入されております。伊豆市も市民の利便性や、新型コロナウイルスの流行もあり、非接触型でできるサービス向上の一つとして検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） ただいまの波多野靖明議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 教育についてですが、市長にも御下問がありましたのでお答え申し上げます。

足による投票という表現の仕方があるんですが、国民の皆さんがどこに住むことを選択するか。その住居の選択を足による投票というそうですが、先ほどの別の議論でも申し上げましたとおり、私たちは静岡県が住みやすい、静岡県東部が住みやすいといっても、新幹線の駅のある三島市や、それから大学病院、企業、多数の商業施設がある伊豆の国市とを比べて選んでもらわなければいけない。さはさりながら、新幹線を引っ張ってくる、大学病院を持ってくるというのは伊豆市ではできませんので、現実的に。しかし、幼児教育と義務教育は市の事業ですから、これは私たちが頑張れば、いい教育環境ができるという意味でございます。

そして、議員から御指摘のあった非認知能力、これは幼児教育においても非認知能力を伸ばすことが極めて重要でかつ意味のあることが、既にアメリカを中心とする研究でしっかり証明されておりますので、私は保育園と幼稚園を幼児教育として捉えて、こども園という形で一元化してまいりましたし、小学校との連携についてもかなりエネルギーを割いてきたつもりでございます。

そこで、教育の内容については教育委員会の専権事項になるのですが、一つ市長として気になりますのは、いわゆる5科目、さっき議員から試験の科目数、御指摘ありましたけれども、これに社会と理科を加えて5科目で、全てに90点以上を取ることが必要な子供たちが一体どれくらいいるのでしょうか。あの難しい中学校、高校の試験で5科目全てで満点近い成績を取らなければいけない。その子供たちが社会人となったときに、どんな職業に就くのか。圧倒的に多くの子供たちは別の選択をするわけです。技術を手につけ、あるいは美術を身につけ、あるいはスポーツ能力を生かし、あるいは真面目な性格を生かし、あるいは親切な心を生かし、それぞれ個々の能力と特性に合った仕事を大半の子供たちは選んでいるわけですね。

それを考えますと、伊豆市にとってどのような教育環境がよいのか、私たちは学校教育に加えて、私たち大人がどのような教育環境を子供たちに提供していくのか、それは教育委員

会に加えて私たちも議論する余地が十分にあるのではないかと、そのような思いで、唯一勝てるとしたら、それは私たちで努力できる教育だということを申し上げたわけでございます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） じゃ、私のほうからは学力・学習状況調査についてお話しします。

まず、この調査ですが、国語や算数、数学などのいわゆる学力調査と「勉強が好き」「朝食を取っているか」など学習状況調査を併せたもので構成されています。

教科については、今まで理科が加えられたりですとか、英語であったりしているんですけども、国語、算数、数学についてはずっと継続されているものでございます。国語や算数、数学などの学力をはかる問題は、以前のような知識中心の問題だけでなく、知識の活用を必要とする総合的な問題も多くなっています。

学習状況調査は、「学校が好き」、それから「国語の授業が分かる」など学校の様子をはじめとして、朝食、睡眠、読書などの基本的な生活習慣や地域への行事参加まで、生活に関わる質問で構成されています。

学校は、これらの結果から学力調査と学習状況調査との関連を検証し、個々の児童生徒への教育指導や学習状況の改善指導に役立てたり、教師自身の授業改善につなげたりしています。もちろん結果については子供たち一人一人に返され、学力の定着を確かめることができます。

この学力・学習状況調査については、県の正答率が公表され、静岡県でも結果の数字が取り沙汰されたことは記憶に新しいところです。本来、毎年対象者が変わるものですから、点数の上下に一喜一憂することは適当でないことはお分かりいただいていると思います。しかしながら、全国との比較をすることで伊豆市として、そして学校として指導方法を振り返るために大切なことであると考え、分析を行い、市のホームページでも公表しているところです。

また、個々の学力の伸びを見る観点としては、毎年全校で行っている小学校の定着度調査、それから中学校の学力調査で確認しており、市単位での学力向上や教職員の指導向上、研修につなげようとしています。これはもうずっと継続して行っているものです。

議員が、学力だけでなく、非認知能力についても言及されていることをとてもうれしく思います。学校では、学習活動全体を見直す中で、どうしたら非認知能力や学力の向上につながるのかを検討しています。そして、少人数集団であるがゆえに多様な考えに触れにくい、切磋琢磨しにくい、小集団で序列がつきやすいというような伊豆市の弱みに対応しつつ、新しい時代の学力が確実に身につくよう今後も検討してまいりたいと思っています。

今後の伊豆市における教育の向上をどう考えるかについては、伊豆市の学校教育の目標として、「ふるさと伊豆市に誇りを持ち、夢やころざしを持って心豊かに生きる子供の育成」を掲げ、信頼され、活力ある教職員集団をベースに、新学習指導要領が求める主体的・対話

的で深い学びのある授業を行い、児童生徒の確かな学力の定着を図ることに取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 本当に、市長も教育長も真剣に考えていただいているということはしみじみ私も感じておりますし、また、子供たちの伸びというのがすごく大事ななということは、今回この学力調査のことを研究して、とても私も感じております。

そこで、やはり今の生徒を、一人を例えば継続して見るということが私はとても大事だと思うんですね。例えばこのクラスは皆さんがほぼ100点満点を取っている。だから先生の教え方がいいのか。僕はそれもありだと思います。しかし、例えば、じゃ、その隣のクラスが100点行かず90点だった場合、こっちの先生は劣っているというわけではないと思うんですね。そうしたときに、やはりこの伸びが分かればいいと思うんですよ。ずっと90点、95点ぐらいだった生徒たちが100点になったのもすばらしい。だけれども、例えばそこでも平均よりも少なかったとか平均ぐらいの点数だった子たちが、すごくさらにそこから伸びを見せたということは、やっぱり生徒の伸びも褒めるべきですし、先生の教え方もすばらしいんだと私は思います。

そこで、私の通告の文章にありましたように、個々の学力の伸び代。一人の生徒を継続して見続けることで、生徒一人一人の本当の伸び代があると思うんです。今、例えばそれを見ることで、生徒の伸び悩むことが何なのか、また、どこが弱いのか。そういうことが分かれば、今後は教員の皆様の教え方一つ一つ、教え方のウイークポイントなんかも分かってくるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 本当におっしゃるとおりだと思います。子供たちによく、競い合う相手は2人いるんだよというようなそういう話をしたことがありますけれども、もしクラスでほかの友達と一緒にいることによって、もっとあの子よりも頑張りたいと思う、そういう競い合いで伸びていく子もいますし、それと同時に自分自身と向き合って自分を超える、というような競い合いもあるんだよというようなそんな指導をして、子供たちを励ましたこともあります。

実際に、議員がおっしゃるように、学力を一つの身長ですとか、それから50メートル走のタイムのように、そういう数字で表すことができるのであれば、本当にそういう方法がいいと思うんですけれども、子供たちの伸びを単に100点満点の点数だけではかることはなかなか難しいというのが現状です。ですので、学校としては、通知表と呼ばれるようなところで子供たちを評価し、それを子供に伝えることで数値化のようにしていたり、それから日頃や

っているテストの点数を伝えながら、今回は頑張ったねとかというようなそういう励まし方をしているわけです。ですけれども、そのことが子供たちを、全てを推しはかる表示というにはちょっと難しいものはあるかなというふうに思います。

ですので、現在学校が行っているものとしては、定着度調査という形で1年生から6年生まで毎年同じ時期に、その年に行った国語、それから算数について同じように評価をして子供たちに返していると、これが継続的な伸びになるのかなと。それから中学校においては学力調査という形で行っている。そういうものが一番公のものになっているのかなと思います。

もちろん業者に依頼すると、1人何百円とかというそういうことで依頼することはできます。皆保護者負担でやったこともありますけれども、なかなか保護者の負担も多かったですので、現在学校としてずっと継続して行っているのは、先ほどのことだと思います。

議員が心配されているように、単に表面上の学力だけで子供たちを評価したりするということはしないように努めていますので、今後も学校で研究をしていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） この新学力調査のことを調べていきましたところ、以前、たしか2017年だったかと思いますがけれども、OECDの教育スキル局長のアンドレアス局長が埼玉県の取り組む、これ埼玉県から発信しているわけなんですけれども、埼玉県の学力・学習状況調査について、これはワールドクラスの優れた事例だと。これはやはり世界でも共有していきたい、子供たちの伸びに対するものにもいいし、教師の教え方の改善にも役立つから、これを世界的に広めていきたいということで、かなり称賛をされたそうなんです。その後も埼玉県のほうではかなり広がってきて、それがだんだん全国的に広がってきていると。やはりいいものであれば広がっていくんだと思うんです。

こういうことというのは、例えば伊豆市のほうでは、今まで研究というか何か検討されたことというのはございますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） どのような教育がよいのかということについて、先進の県といえますか結果がよかった県へ教員を派遣して、どのような学習、授業が行われているかということについては研究をしています。そして、それらを取り入れられるところは取り入れてやっているというところではあります。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 私も、ただ点数だけというわけではないので、やはり生徒一人一人が伸びていくというのは、やっぱり僕はすばらしい教育なんじゃないかなと思っているん

ですね。そこで、やっぱり伸びを把握するための今方法が行われているのかを知りたいんです。もし行われていない、個々の伸びが把握できていないのであれば、今後はやはり変更するという事も考えたほうがいいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 先ほど述べましたように、小学校においては定着度調査、それから中学校においては学力調査ということを行っております。それ以外に、先ほども申しましたように、業者のものがよいのかどうかについては、まだ結論が出ている状況じゃありませんので、現在のところは今の方法を継続していくつもりです。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） ちょうど伊豆市のほうも予算をいろいろつけていただきまして、G I G Aスクール構想というものも伊豆市のほうにおいても始まろうとしています。

今までの学力調査というのがやはり紙でやっているんですけれども、今後はやはり生徒一人一人にパソコンやタブレットが配られることによって、パソコンを使ってデータを収集するようなこともできてくる、可能だと思うんですね。そうした場合に、ただ紙がパソコンの画面になるだけではなくて、そのパソコンのデータを使うことで、例えば調査したことが何度でも、また瞬時に結果を出すことが可能になると思うんですよ。

そうしたときに、今後はG I G Aスクール構想を実施したことで、例えば子供たちはもちろん、教える教員の皆様についても何か改善することができると思うんですけれども、今後のG I G Aスクールと学力調査について何か構想があれば教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 今、期待しているところは、A Iが診断をして、それに適した問題が一人一人の児童生徒に提示されるというそういうことは期待しています。私たちがずっと議員の皆さんも学校教育を受けられてきた中で、子供たちに一人一人に見合った問題を提示するというのはなかなか難しいことでして、よく100枚プリントとかという形で100種類のプリントを用意しまして、子供ができたら自分のペースで次へなんていうことをやったこともあるんですけれども、なかなか物理的にその個に合った問題を提示するって難しいんです。

そこで、今回採用しているソフトの中にそういうような機能を持ったものも導入しております。まだ実施している状況じゃありませんので、また御報告できると思いますけれども、そういったところは期待しているところです。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 伊豆市の教育委員会のほうのホームページのほうから、令和元年度の学力調査、学習状況調査の結果をお知らせしますというのを一応プリントさせていただきまして、私のほうもよく拝見をさせていただきました。そうすると、やはり全国の平均よりも伊豆市は2ポイントも3ポイントも上に行っているところもあるようなので、本当に教育長以下皆さんの努力というのはすごく伝わってくるものだと私は思っております。

ただ、今後やはり乗り遅れちゃいけないみたいなこういう気持ちもあるわけですよ。そうしたときに、やはり伊豆市が例えば他県で行っている学力調査で結果が出ているのにもかかわらず、やらない何か理由というのが、やはり金額的な面もあるとは思いますが、ほかにも何か理由があったりするのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） すみません、他県でというのはどのようなことを指されているのか今ちょっと分からないんですけれども、伊豆市の子供たちに合った教育をということで、もちろん行っているわけです。

それで、いろいろな数字については、本当に先ほど議員もおっしゃられたように数字にごまかされないようにというのかな、数字だけに捉われないようにしようと私たちは思っているところです。一人一人の子供をよく見てということ。とはいいいながら、やはり子供たちにとって、このことができた、それから他者より上回っているというのが一つの自信になったりしていきますので、できるだけそういうものに近づけるような取組はしているつもりです。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） そうですね。今、伊豆市はハード面で新中学校の整備ということも進めておりますけれども、以前の西井教育長も現在の梅原教育長のほうも、やはり人と人のコミュニケーションだとか、人が人に教えるというリアルな教室というか、そういうものが前提にあって、子供たちとしっかりと接している、これからも接していこうという気持ちはすごく伝わってきました。

今後は、私もやっぱりリアルな教室だとか、人と人がしっかりと向き合っていく勉強のスタイルというのはとても大事だと思います。ICTでGIGAスクールだからといって、パソコンやタブレットだけに頼るのもやはり難しいというか、それもどうなのかなと私も思っております。ただ、それを補う、例えばどうしても人が介しても難しいところをICTだとかそういうデジタル技術で補っていく教育ということも必要だと思いますので、また今後は新学力調査なども検討していただければと思っております。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めますか。

○11番（波多野靖明君） もしあればお願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） ありがとうございます。

その学力調査云々については、ちょっとここではお話できませんけれども、ICTの使い方として、伊豆市内は距離があるわけです。隣の学校へ行くのにも子供同士が交流できないので、今後はオンラインを使って、子供たちは人数少ない中でも隣の学校と交流をしたいなと思っています。

現在、中伊豆中学校、それから天城中学校、どちらも一クラスになったり二クラスになったりというようなところを行き来しているわけですがけれども、生徒会の子たちが中伊豆中と天城中の子たちが交流をして、お互いのよいところを伝え合おうというようなそういうことですか、来年一つ取り組んでみたいと思うのは、文化の部というのがあるんですけども、それらの行事を一緒にやることはできないかというようなそんなチャレンジもしています。これは距離を考えると、土肥小中との交流も今後進めていきたいなと思っています。

それから、最近、これは特に学力とは関係ないんですけども、ICTを活用したということで、健康観察をスマホを使って瞬時に分かるようなそういう取組もということで、市長からも勧めていただいて市のほうで取り組ませていただきますので、また今後報告できることを考えています。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 伊豆市は、先日教育長の答弁でも支援員も充実しているとお聞きをいたしました。ぜひ未来を担う子供たちのためにも前向きに検討をお願いいたします。

次をお願いします。

○議長（小長谷順二君） 続いて、（2）学校のトイレの関係で、答弁を願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） それでは、トイレについては、今回は少し前向きな未来のトイレについて少し話題にさせていただいてありがとうございます。

男子トイレの個室化についてですけども、このトイレの話は本当に私たち人間の中にしみついているもので、本当に小さな子でもトイレの話をするとか笑ったりだとか、何とかドリルというものがもう全国で、うんこドリルっていうんですけども、そういったものが全国で物すごい売れるほど、私たちの心の中に入り込んでいるものなんですけれども、そもそも議員が心配されている大便を学校でできないというようなそういう話を聞いたときに、本当にそういったことに、人権問題としてそういうことをからかわないという子供たちをもっと育てていく必要があるんだななんていうことを最初にお話ししたいなと思います。

それを踏まえた上でですけども、それでも大便時にトイレを使いにくいと感じる問題の

解消のために、個室化を含めてもっと検討していく必要があるんじゃないかなというふうに考えます。

詳細については、教育部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 男子トイレの個室化については、しっかりと検討していかなければならない内容であると認識しております。

トイレの関係企業でつくります学校のトイレ研究会というものがあまして、そのアンケートの中には、実際に完全個室化した学校の検証アンケートも紹介されておりました。その中で、個室でも立って用を足すという男子が大多数であったということ。また、掃除が大変という内容ですとか、学校では休み時間に集中してトイレを使用するという形態なので、個室だと数が確保できないなどという声もありました。こうした課題も含めまして、現在の家庭では掃除の面から男の子も座って用を足すようにしているという話も聞いたこともありますので、トイレを使いにくいと感じる問題の解消のために設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

また、御指摘のLGBTの方への配慮も大切な視点でございますので、例としてはみんなのトイレといった名称で男女別ではない仕様ですとか、あるいは多機能のトイレを含めた検討の事例もありますので、新中学校の計画を進める中で、実施設計に入っていくに当たりまして、全てのトイレとはなかなかまいりませんが、男子トイレの個室化と併せて具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 今、再質問で手を挙げましたけれども、ほとんど再質問がもう多分ないぐらいに前向きに結構検討してもらってしまっていて、実はそのみんなのトイレというのは今日初めて知ったんですけれども、やはりそういうことも検討課題に上げていくべきなんだろうなと私は思っております。やはり、ただ全部を個室化するだけではなくて、やはり最終的には今いろんな問題、LGBTですとかそういうような問題も出てきますので、そういうところでもやはりみんなのトイレを含めて前向きに検討していただければと思っております。

ちなみに、私は自分の家でも男性のお客様が来ても、男性でも座ってしてくださいと、汚れると困りますのでそういうふうにさせていただいております。やはり今結構若いお母さん方、お子さんをお持ちの御家庭なんかでも、やはり家には大体トイレって大便器ぐらいしかなくて、そうしたときにやはり子供なんか結構座って、男の子なんかでも座ってする子なんかも多いようなことも聞いておりますので、その辺を今後も前向きに検討を進めていただきたいと思っております。

やはり、どうしても公共施設だとか公園のトイレだとかは、どうしても大便器も小便器も

あつてしかるべきというか、あつていいものかなとは思いますが、学校についてはやっぱりこれからの子供たちですので、その辺衛生面も考えて検討をしていただければなと思っております。

また、こういうコロナがはやってくると、トイレなんかでも、よく蓋を閉めてから水を流してくださいという貼り紙を、例えばコンビニですとかそういうトイレがある施設に行きますと貼り紙をよく見ます。そうするとやはり今後は、コロナだけではなくてインフルエンザだとかそういう感染症対策にもつながっていくと思うんですよね。

その辺は、例えばそういう感染症だとかインフルエンザ、そういうようなものについては、今まで学校のトイレのことでお話が出たことってありますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 本当に感染症は、トイレは物すごく重要なところなんです。ほとんどの場合が、学校においては、トイレを介して感染していくと言っても過言じゃないと思いますので、とても気を遣うところです。

今の蓋の開け閉めは、どちらかというリスクのほうですよ。それから電気のスイッチですとか、それから蛇口などもみんなリスクになります。今はセンサーを使って照明は触らなくてもよい、それから蛇口も触らなくてもよいというような、そういうようなところは目指しているところです。蓋は、どちらかという学校現場では蓋がないほうが便利なものですから、蓋が最初に壊れるものですから、蓋をつけないということもありますけれども、今度は暖房とかのときには、すごく省エネにも影響しますので、今後検討していかなきゃならないことかなと思っています。まだ、今検討段階の事項だと思いますので、感染症だけは必ず防がなくてはということは考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○11番（波多野靖明君） ありません。次お願いします。

○議長（小長谷順二君） それでは、デジタル図書館について、答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 市内図書館の新型コロナウイルスの感染症対策として、3密を回避するために閲覧席の間隔を取ったり、DVD等の視聴覚資料の館内視聴を休止したり、館内の利用時間を60分以内に制限させたりなどの取組を現在も行っているところです。

デジタル図書館については、教育部長から答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 新型コロナウイルス感染症の終息がなかなか見えない中、生活の中で様々なものについて非接触型への転換が模索されております。

図書についても例外ではなく、静岡県内においてもデジタル書籍の導入を進めている市もございまして。デジタル書籍については、接触を避けるコロナ禍において、また市域が広い伊

豆市にとって利便性の向上につながるサービスであり、メリットも大きいと考えております。

しかしながら、紙の書籍に比べまして3倍から5倍と高額な書籍費用ですとか、利用についてもインターネット環境が必要であり、活用できる市民に限られる等の課題があるのも事実でございます。

デジタル書籍の普及が進む中、市民の利用しやすい図書館というテーマに向けまして、こうしたメリット、デメリットの整理に加えまして、コストについても留意しながら、引き続き導入の可能性について検討してまいりたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 先ほども、今日も結構デジタル化みたいな話が結構いろいろ出ていたんですけども、やはり身近なところからデジタル化をしていくというのが、今後は行政の中でかなり必要不可欠になってくるんだろうなと思っております。

デジタル図書館にすることによって、結構図書館に行かなくても家の中で、その場で本の閲覧ができるということで、全国的にもかなり本の閲覧数というのが伸びているそうなんですけれども、その辺は把握していますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 議員の御提案の中にあります静岡県内でも取り入れている市町の状況を伺いますと、やはり高齢の方で、あるいは遠い方の御利用で好評いただいているという御意見もいただいております。

一方で、やはり高齢者の方の場合、先ほどの媒体としてはやっぱりインターネット環境が必要であるとか、そういう課題もあるという御意見もいただいておりますので、そうしたものが普及し始めているというところは把握しておりますので、ただし、新たなシステムでございますので初期の費用ですとか、先ほど申し上げましたとおり、書籍の著作権の問題があって、ある程度高いということと、紙とのバランスというのは引き続き検討する必要があると考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 他市町でデジタル図書館、もう今施設として運用しているところなんか少し知人を介してお話を聞いたりしますと、やはり最初の初期費用がやっぱり1,000万円だ2,000万円だというのがかかってくるそうなんです。ただ、それを例えば、じゃ、伊豆市だったら、沼津市だとか、今後伊豆市と伊豆の国市で連携してやっていくのであれば、そういうことを例えば他市町と一緒に連携しながら同じシステムを使うということは可能なんじゃないかな。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） この図書館に限らず、今、議員おっしゃるとおり広域化の検討というのは非常に大切な視点だと考えております。

この図書館についても、少し近隣の状況を向う中で確認してみたいんですけども、まず図書館のシステムというのが割と各市町別々ですので、そういうシステムを一緒にして使う環境がまずベースとして必要だということと、一番難しいのは、やっぱり著作権が絡むもので、通常ですと導入経費ですとか図書経費が収益になるものですから、広域の場合はその関係で許可を得ないと広域の取組はなかなかできないというところがあるようですので、そこは引き続き全国の事例も考えながら、より有益な導入方法がないかについては検討してまいりたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 前向きに検討してくれると考えてよろしいのでしょうかね。

やはり今コロナになって世の中が結構変わっていますので、こういうものというのは市民にとっても利便性の向上でもありますし、やはりこの市行政のサービスとしても市民にとってかなり恩恵を受けるというか、とても便利で、この伊豆市がいいよねと言ってくれるようなそういうサービスになると思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

例えばこの、じゃ、デジタル図書館、例えばできたとしたら、こういうものというのは学校でも利用できるようになると考えてよろしいでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 著作権がやっぱり、著作権フリーのものはどこでも閲覧できるんですけども、著作権があるものについては、1つのデジタル図書を買って、1人が見にくくと、見られないというどうしても制約があるものですから、入れたことによって誰でもフリーにという状況ではなかなか現時点ではないようでございます。

一番の問題は、紙の図書とデジタル図書のバランスとか、そういうものも市民の皆様のニーズとかも確認しながら、含めて検討していかなければいけないと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○11番（波多野靖明君） ありません。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

これで波多野靖明議員の質問を終了します。

午後1時55分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時54分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 浅田藤二君

○議長（小長谷順二君） 次に、2番、浅田藤二議員。

〔2番 浅田藤二君登壇〕

○2番（浅田藤二君） 2番、浅田藤二です。

通告に従い、一般質問します。

地域づくりについて。

現在の喫緊の課題はコロナ禍への速やかな対応です。ワクチンの接種が滞りなく行われ、国民、市民の間に安堵感が広がれば止まっていた経済が再び動き出します。

2から3年の間は、観光客は海外や遠方の観光地は控え、近くて安心して訪れることのできる伊豆半島を選択すると予想する関係者は多いはずです。

伊豆市でなければ感じるができない、食べることができない、体験することができない、伊豆市ブランドを確立し、半年後、1年後を見据えた対応が必要と考えますが、まずは、今、困窮されている市民の皆様にも一刻も早く執行部が示されたコロナ対策を実行し、政策の効果が出るよう一丸となることが重要だと考えています。

さて、前回、私は地域の実情を把握し、持続可能な地域づくりのため、将来に向けての政策について実例を挙げながら質問をさせていただきました。

コロナ禍により、都会に住む人たちが自分の人生は、都会のコンクリートジャングルの中で暮らすことではなく、温泉や山、川、海など日本人の心のふるさと、まさに伊豆市のような環境の場所で暮らすこと。また、リモートワークが可能になったことに加え、お金をたくさん稼ぐことや出世して偉くなることではなく、人の役に立つことが自分の生きがいだという考えの広まりから、ここ最近、伊豆市への移住を希望する人たちの声を多く聞くようになりました。田舎で生活し、起業しようとする人々にチャンスを与えられる場所でありたいと考えています。

そんな動きと時期を同じくして地元伊豆市では、大人の口から「どうせ駄目だよ」「働くところもないから外で暮らしな」なんて言葉も聞かれるようになりました。

積極的な企画に対して「どうせ駄目だよ」無理と思われることは「挑戦に値する」という言葉に変換できないだろうか。「働くところもないから外で暮らしな」は、「ここ伊豆市に暮らす私たち大人が次世代のために働く場所をつくる大きな役割」だと考えられないだろうか。

企業誘致も大変重要なことだと考えます。それにも増して大切なことは、この伊豆市に今あるもので地域住民が積極的に関わる産業を興すことだと考えます。地域に稼ぐシステムができれば、地域経済が動き出し、そこに雇用が生まれ人口減少対策につながっていきます。

地元の人々の間では価値がないと思われていたものでも、見方さえ変えれば価値があるものになる。田舎の衰退の代名詞、荒廃農地も活用方法でブランド食材を育てる農地に変わり、捨てられていたかんきつだっておしゃれな加工品になる。伊豆市は宝の山なのです。

そういった意味からも、視点を変えてくれる移住者を積極的に受け入れ、数年後人口減少により自助、共助が滞り、支え切れなくなった地域のコミュニティを移住者とともに支え合う新しい地域の在り方が見えてくると思っています。

質問します。

1、前回の地域づくりの質問に対して、組織の在り方についても検討していくとのお答えをいただきました。その後、地域の声を聞くため、また、積極的な地域づくりや減少対策のためにどのような組織改編を行ったか地域づくりの部分を中心にお伺いします。

2番、同じく地域づくりの部分を中心にお伺いします。組織改編は、どのような目的で何に重点を置き何を期待したものでですか。

3番、各地区の区長様から提出される要望事項は、まさに地域の声といえます。この要望事項に丁寧に応えていくことは大変重要なことだと考えます。要望事項の対応についても組織改編により、どのように変わりますか。

4番、コロナ禍で会議等はZ o o mなどのSNSによる会議の手法が多く取り入れられるようになりました。これからの地域づくりにおいて必要だと考えますので、伊豆市においてインターネット（W i - F i）が使える、外部団体や個人に貸出し可能な会議室はありますか。

5番、コロナ禍の影響から一度は外で就職し伊豆市の魅力に引かれUターン、Iターンなどで伊豆市で働きたいと考える皆さんも増えていると思われます。伊豆市において一番大きな雇用先である市役所には現在どれくらいの対象者がいますか。

6番、SDG s 未来都市宣言についての方向性をお伺いします。

以上、市長にお伺いします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの浅田藤二議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

わが国で今なお最も活力のある都市は、多少人口減少が進んだようですが、やはり今でも東京だと思います。では、東京はどういう人たちの集まりか、ほとんどよそ者、若者ですよ。生粋の江戸っ子というよりも、やはり経済成長のときに全国から東京に集中し、そして今でも若い人たちが東京に行きたがる。我々とはまちの形が大きく異なりますが、しかし、やはり地元の人たちがよそからおいでになる方々と、それから若い人たちの新しい感性やアイデアを取り入れながらというものは同じような前提条件だろうと思います。

私も以前、企業誘致をかなり強調して申し上げたことがありますが、それは伊豆市の持

つ高いポテンシャル、場の力、議員から先ほど御指摘がありました場の力を、地元の人たちだけではうまくさばき切れないのであれば、その場を提供して、それを使い切れる方にやっていただくということで考えておりました。しかし、今、浅田議員自ら事業展開されているように、地元の皆さんがそれに加えて新しい事業、伊豆市の風情に合った伊豆市の資産を、あるいは資源を生かして新しい事業を展開しようという志があるのであれば、最もそれは心強い在り方だと考えております。

その上で、具体的な御質問にお答えいたしますが、まず、組織改革ですけれども、12月議会の議員からの御質問に対し、移住定住を含む地域づくりに関して、より強力な支援体制の構築をする必要があるとお答えいたしました。その後、来年度の組織改編の中で検討を重ねた結果、総合戦略課の地域づくりスタッフを地域づくり課に格上げし、まちづくりなどの市民活動等に対して市がバックアップする体制を強化することといたしました。

地域づくり課の設置により、市民による様々なまちづくり活動への支援、地域コミュニティの核づくり、地域で活躍する人材育成といった地域の魅力を高めるための市民活動を徹底的に支援することで、豊かで魅力あふれる伊豆市の未来を市民との協働によりつくり上げていけると考えております。

また、人口減少対策については、昨年度伊豆市まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略を策定し、それぞれ施策を行っておりますが、企画財政課を創設することにより企画と財政部門を一体化し、人口減少対策など部局横断的に課題対応ができるよう迅速かつ機動的な体制を整備し、政策調整機能としての役割を強化いたします。

そのほか御質問の(2)から(6)につきましては、それぞれ担当する部長に答弁をさせます。

○議長(小長谷順二君) 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長(堀江啓一君) それでは、私から(2)、(3)、(6)につきまして答弁させていただきます。

まず、(2)でございますが、地方創生が進展する中、魅力あふれるまちを築くためには、地域の特性を生かしたまちづくりや地域を知り、地域に愛着を持つ市民によるまちづくりが求められています。また、市民ニーズや価値観の多様化、複雑化が進む中、行政だけでは地域の課題にきめ細かく対応することが困難になってきました。

一方、市民による社会貢献活動への参加意欲が高まり、市民の間にも地域の様々な課題を自発的な取組によって解決していこうという機運が広がりつつあります。次年度地域づくり課の創設に当たりましては、そうした社会的背景に重点を置きつつ、地域の主体性が求められる分権型社会において、市民、NPO、市民活動団体、事業者など多様な人々が主役となって、知恵と能力を併せて住みよいまちを実現することを期待しているところでございます。

続きまして、(3)でございます。議員のおっしゃるとおり地区要望については、まさに地域の声と言えらると思っておりますが、市内の120を超えるそれぞれの行政区からの地区要望に全

て対応することは不可能でもあります。

一方で、地区要望に対する回答の仕方や区長さんとの対話に課題があり、地域と本気で向き合ってくれているのかという声があることも事実だと思っています。

次年度以降は地域づくり課が組織されますので、地域づくり課が事業担当課とうまく調整し、地域との橋渡し役を担うようにしたいと考えております。地区要望をしっかりと聞き、予算の範囲で最大限対応しつつ、地域づくり協議会を含めたまちづくりを推進したいと心がけているところでございます。

続きまして、SDGs 未来都市宣言についての方向性でございますが、このことにつきましては12月議会の一般質問の回答として、「今後SDGs 未来都市として選定された各市町の事例を参考にして、自然環境や健康づくり等の伊豆市の魅力とSDGsの視点を掛け合わせながら、伊豆市らしい持続可能なまちづくりを推進し、進めていきたいと考えています」と答弁させていただきました。

その後、内閣府のオンラインセミナーに参加し、SDGs 未来都市についての動向などを見てみましたが、2021年度の未来都市選定基準については、自治体の将来ビジョンや取組状況、行政とステークホルダーとの連携など推進体制の構築。特に注力する先導的取組として、経済面、社会面、環境面の3側面と3側面をつなぐ統合的な取組と相乗効果。そして菅内閣の政策目標であるカーボンニュートラルへの取組が評価基準の加点になるなど、具体的な取組と取組の継続性が課題となることが示されました。

近隣では、三島市や富士宮市からも計画の提案がされておりますが、選定されないことから選定のハードルが高くなっており、人口減少、高齢化といった一般的な課題の下で議論するのではなく、自治体の課題や資源を洗い出し、丁寧に分析した上で解決策を総合的に考案し、さらに他市にはない先導的取組を併せて提案していくことが必要であると感じているところでございます。

まず、取りかかりとしましては、自治体に期待されているSDGsの17の目標を意識しながら、当市の課題や資源を洗い出し、具体的かつ継続的に取り組めるのは何かを検討していく必要があると考えており、初動といたしましては、今後策定する総合計画にSDGsの要素を取り入れて推進していき、その延長線として地域未来都市宣言を発することがふさわしいのであれば、そのことを目指していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私からは、（４）、（５）についてお答えさせていただきます。

まず、市内のインターネットいわゆるWi-Fi環境が整っている貸出し可能な会議室ということですが、現在会議室以外では観光案内所や修善寺温泉、土肥地区の海水浴場等や避難所としての修善寺総合会館などにフリーWi-Fiを整備し、インターネットを利用できる環境となっておりますが、議員が御質問の各団体や市民の方が利用できる会議室等におい

ては、Wi-Fi環境は整っていない状況でございます。

しかしながら、コロナ禍の今、会議の在り方もウェブ会議やインターネット情報を活用した会議など、その手法も変わってきております。市としては、今後市民の方が利用できる会議室等において市のネットワークを活用したWi-Fi環境、インターネット環境の整備について利用者の方に開放できないかどうかということをしっかり検討してまいります。

また、(5)のIターン、Uターンでございますが、令和2年4月現在、伊豆市出身者で一度市外で就職した後にUターンにより市職員となった者、こちらが11名です。また、市以外の出身者でIターンによる市職員となった者が21名おります。職員の採用試験では昨年度からふるさとUターン枠を設け、伊豆市に戻って活躍したいという方を対象にした試験も実施しておりますので、今後も継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 3番からお願いします。

○議長（小長谷順二君） はい、どうぞ。

○2番（浅田藤二君） 確認ですが、3の地区要望の質問になります。

地区の要望に対し、毎年変わる区長さんと長年担当している職員とでは、意識に差が出ているのではないかなというふうに感じています。それが不満や苦情が生まれる原因と考えています。新しくできる地域づくり課がパイプ役となって、そこを埋めてくれる、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 地区要望がなかなか実現されないことへの不満が大変強いことは、市長就任からすぐに気がつきました。そもそも区の数が人口に比して極めて多いんですね。よそ様と比べるまで私自身もここで生まれ育ちましたから気がつかなかったんですが、120を超える区というのは極めて多い。それから5個ずつ要望出せば600ぐらいになるわけですね。それで、市長が主導して区の再編成というのはできませんので、もう少しまとまりのあるエリアで地域づくり協議会をつくっていただけないだろうか。その中で、ずっと何年も地区要望やってくれないやってくれないよりも、一定のエリアの中で皆さんでできることはやっていただき、できないことは市のほうで御支援するという形にならないだろうか。あるいは各区にお願いしている役員さんも、もう一部複数の区で出していただいているところもあるんですけれども、もう少し広域で区の役員さんのようなお世話される方々をやっているだけないだろうかということで、地域づくり協議会を進めさせていただきました。

消防のほうは、再編成大分進んできたんですけれども、残念ながら地域づくり協議会の中の活動というのがまだそこまで行っていないように思われるのですが、従来型の地区要望

を新しい地域づくり課で多少コントロールはいたしますが、何せ大半が建設課。大半が建設課のmatterですので、そこは庁内でもしっかり建設課と連携を取りながら、もう少しストレスが小さくなるように進めさせていただきたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 補足はありますか。よろしいですか。

再質問ありますか。

浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 移住した方や伊豆市に詳しくない皆さんは、まずは尋ねたいことを市役所に聞きます。W i - F i が使える会議室は市役所にはないということですが、民間はその必要性を感じて整備しているところがあるはずですよ。というか、あります。

私も必要性がありましたので、伊豆市の会議室のある施設に聞いたところ、ありませんという回答でした。また、そういうことでしたので、私必要性がありましたので、いろんな民間に尋ねたところ、幾つかある、旅館なんかはほとんど整備をされているようでした。

ないものはないということも一つの回答だと思うんですけども、オール伊豆市で考えていただき、行政にないものは民間で、民間にないものは行政で補うことはできないでしょうか。そういった窓口の案内や対応におもてなしの心を感じますが、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まずは一つ議員が御指摘のとおり、民間と行政との役割分担ということもあろうかと思いますが、先ほど申したとおり市民の皆さんがやはり会議とか集まっているいろんなことをやるのに、インターネット環境がないというのは御指摘を受けるまで正直あまり認識が薄かったのが事実です。

今後そういう環境については整備していくのと、あと移住定住の施策の問題とワンストップを目指す以上は、そういう外からの問合せとか丁寧にしっかりお答えするというか、御案内するような対応をしっかり取っていきたいと考えます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 回答していただいた積極的な採用は、民間にも広がっていくと思います。また、処遇の面でもその民間での専門性を生かして、やれば認められるような充実もよろしく願いいたします。

ちなみに、ちょっと外れちゃうかもしれないんですけども、採用の最高齢の35歳で市役所に入った方は、すごく頑張ると部長さんになれますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） ある一定までは経験年数が必要になってきますが、正直もう課長、部長クラスになりますと、ある人物評価が主になりますので、それは60歳として25年。25年

あれば十分大丈夫だと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○2番（浅田藤二君） ありがとうございます。次をお願いします。

○議長（小長谷順二君） 浅田議員。

○2番（浅田藤二君） SDGsについてお伺いしました。持続可能な開発目標ということですから、これ私何回も聞くのは、伊豆市ブランドの構築につながるからではないかなということでお伺いをしております。

例えば、豊富な伊豆市の水資源を生かした小水力発電が市内各所で行われ、各地区の財源となれば自然エネルギーのまちとなり、また、自然循環を利用した食材が扱われ、旅館や食事どころ、もちろん学校給食にも採用されれば、食の都スペインのサン・セバスチアンのように、まさに伊豆市に暮らすこと、住んでいること自体がブランドだと内外から認められていくのではないのでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます前に、先ほどちょっと人事の話があったものですから、私が市長になったときは49歳で、すぐ50歳になったんですけれども、当時全ての議員、部長、課長、当時あった課長補佐、全員私より年上でした。五十五、六歳にならないと課長になれなかったんですね。4町合併したものですから。何とか50歳で課長になれるようにいろいろ考えてきたつもりなんですけど、さらに能力評価で40歳後半ぐらいであれば課長に、50歳前半でも部長になれるような、周りの職員があの人ならというような、そんな人事体系にまで持って行けるようにと考えております。

今回の御質問のSDGsですが、これは伊豆半島にもジオパークにも伊豆市にもとても相性のいい事業だと思います。本当にSDGsというのは、横文字が連なってなんですけれども、内容的にはこれぞ伊豆半島に最もふさわしい事業だと思います。むしろそれをユネスコがオーソライズしてくれたという感じがいたします。

その中で、この巨大な首都圏から僅か2時間。直行便の電車もあり、道路はどんどんよくなり、そして温暖な、かつ美しい四季を有し、温泉があり、文化があり、軽井沢にない海があり、箱根にはない田んぼがあり、これを使わない手はないだろうという感じですね。それを何度も観光協会の皆さんにも申し上げているんですが、私たちがミュンヘンに行ったときにほかのビールが出てきたらどう思いますかという話ですよ。この伊豆にわざわざおいでいただいた皆さんに県外の野菜をお出ししますかと。日本一のワサビに品質日本一のシイタケがあってほかのものをお出ししますかという感じがやっぱり今でも強くあります。なるべく地元の食材を、かつなるべく新鮮な、かつなるべく安全な食材を少しでも提供していただき、そしてそれが結果として高い値段になり、さらにそれが、じゃ、自分も農業を志してみようかという動きになっていただけることを大変強く期待をしています。

- 議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。
- 2番（浅田藤二君） もう終了します。
- 議長（小長谷順二君） よろしいですか。

◎散会宣告

- 議長（小長谷順二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、3月22日の午前9時30分から開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時21分

## 令和3年伊豆市議会3月定例会

### 議事日程(第5号)

令和3年3月22日(月曜日)午前9時30分開議

- |       |        |                                      |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第1  | 議案第4号  | 令和2年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)          |
| 日程第2  | 議案第5号  | 令和2年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第3回)            |
| 日程第3  | 議案第6号  | 令和2年度伊豆市下水道事業会計補正予算(第2回)             |
| 日程第4  | 議案第7号  | 令和3年度伊豆市一般会計予算                       |
| 日程第5  | 議案第8号  | 令和3年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算               |
| 日程第6  | 議案第9号  | 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計予算                 |
| 日程第7  | 議案第10号 | 令和3年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算                |
| 日程第8  | 議案第11号 | 令和3年度伊豆市介護保険特別会計予算                   |
| 日程第9  | 議案第12号 | 令和3年度伊豆市水道事業会計予算                     |
| 日程第10 | 議案第13号 | 令和3年度伊豆市簡易水道事業会計予算                   |
| 日程第11 | 議案第14号 | 令和3年度伊豆市温泉事業会計予算                     |
| 日程第12 | 議案第15号 | 令和3年度伊豆市下水道事業会計予算                    |
| 日程第13 | 議案第16号 | 令和3年度伊豆市持越財産区特別会計予算                  |
| 日程第14 | 議案第17号 | 令和3年度伊豆市市山財産区特別会計予算                  |
| 日程第15 | 議案第18号 | 令和3年度伊豆市門野原財産区特別会計予算                 |
| 日程第16 | 議案第19号 | 令和3年度伊豆市吉奈財産区特別会計予算                  |
| 日程第17 | 議案第20号 | 令和3年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計予算                 |
| 日程第18 | 議案第21号 | 令和3年度伊豆市田沢財産区特別会計予算                  |
| 日程第19 | 議案第22号 | 令和3年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算                  |
| 日程第20 | 議案第23号 | 伊豆市事務分掌条例の一部改正について                   |
| 日程第21 | 議案第24号 | 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について              |
| 日程第22 | 議案第25号 | 伊豆市職員定数条例の一部改正について                   |
| 日程第23 | 議案第26号 | 伊豆市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第24 | 議案第27号 | 伊豆市長等の損賠賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について      |
| 日程第25 | 議案第28号 | 条例の見直しに係る関係条例の整理に関する条例の制定について        |
| 日程第26 | 議案第29号 | 伊豆市交通指導員設置条例の廃止について                  |
| 日程第27 | 議案第30号 | 伊豆市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定に        |

ついて

- 日程第28 議案第31号 伊豆市土肥港駐車場条例の制定について  
日程第29 議案第32号 伊豆市特定用途制限地域に関する条例の一部改正について  
日程第30 議案第33号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第31 議案第34号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の  
施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
日程第32 議案第35号 伊豆市介護保険条例の一部改正について  
日程第33 議案第36号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等  
の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
の制定について  
日程第34 議案第39号 財産の無償貸付について
- 

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第34まで議事日程に同じ

- 追加日程第1 議案第41号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）  
追加日程第2 発議第1号 伊豆市議会基本条例の一部改正について  
追加日程第3 発議第2号 伊豆市議会会議規則の一部改正について  
追加日程第4 発議第3号 専決処分の追加指定について
- 

#### 出席議員（16名）

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	佐藤信太郎君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	堀江啓一君
総務部長	伊郷伸之君	市民部長	加藤博永君

健康福祉部長	右原千賀子君	産業部長	滝川正樹君
建設部長	山田博治君	建設部理事	白鳥正彦君
教育部長	佐藤達義君	会計管理者	城所章正君

---

**職務のため出席した者の職氏名**

事務局長	浅田茂治	次	長	永沼健一
副主任	坂内佑紀			

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和3年伊豆市議会3月定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第4号～議案第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第1、議案第4号 令和2年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）から日程第3、議案第6号 令和2年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第2回）までの3議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第4号について総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

失礼しました。議案第6号ですね。申し訳ございません。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 皆さん、おはようございます。6番、下山祥二です。

ただいま議長から報告を求められました議案第6号 令和2年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第2回）について委員長報告いたします。

議案第6号については、補足説明はなく、質疑に入りました。質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第6号は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、議案第6号について委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第4号及び議案第5号について教育厚生委員会委員長、間野みどり議員。

〔教育厚生委員会委員長 間野みどり君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（間野みどり君） おはようございます。間野みどりでございます。

よろしくお願いたします。

ただいま議長から報告を求められました議案第4号、5号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第4号 令和2年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）につい

て、当局の補足説明はなく、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第5号 令和2年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第3回）について、当局の補足説明はなく、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

初めに、議案第4号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより議案第4号から議案第6号までの3議案について、それぞれ討論、採決を行います。

これより暫時休憩いたします。

討論のある議員は、この休憩中に通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時33分

再開 午前 9時34分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第4号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第4号 令和2年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第5号 令和2年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第3回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第6号 令和2年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第2回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第7号の委員長報告、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第4、議案第7号 令和3年度伊豆市一般会計予算を議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

ただいま議長から報告を求められました議案第7号 令和3年度伊豆市一般会計予算、総務経済委員会所管科目について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議案第7号につきましては、全議員参加の下、連合審査会による審査を行いました。よって、委員長報告につきましては簡潔な内容とさせていただきますので、御了承願います。

主な質疑として、市道維持補修事業の地区要望は、毎年同じ要望項目を継続して出さないと後回しにされるのかとの質疑に対し、毎年400件を超える地区要望がある中、精査して事業を進めているが、区長さんも毎年替わり、職員も異動があるので、その要望が完了するま

で、お互いの確認の意味でも継続して出していきたいとの答弁がありました。

次に、急傾斜地崩壊対策工事の①に毎年3,000万円の予算があるが、あと何年かかるのかとの質疑に対し、この事業は駿豆学園裏の工事であり、毎年3,000万円の事業規模で県に要望しているが、全体の事業費が大きいため、あと5年ぐらいを見込んでいるとの答弁がありました。

次に、産業部、森林環境譲与税活用事業、ナラ枯れ被害対策事業について、3か年限定の事業とのことだが、市内全域の被害を止められるのかとの質疑に対し、ナラ枯れは3年を周期に被害が拡大し、その後は鎮静化していくのが一般的です。対策の範囲は、基本的に市内の道路沿いの危険箇所及びシイタケ原木林を対象としているとの答弁がありました。

次に、修善寺自然公園管理事業、借地料について、土地の購入に関し、地権者の協力は得られたのかとの質疑に対し、境界を確定する事務の中で、地権者に対する説明で買収についても話はしているが、具体的には令和3年度から本格的な交渉に入っていきたいとの答弁がありました。

次に、空き家リフォーム補助金について、この事業の補助金は売却する人、購入する人、貸す人、借りる人も対象になるのかとの質疑に対し、あくまでも購入した方、借りた方が対象で、その補助金は2分の1で上限50万円となっているとの答弁がありました。

次に、同報系防災行政無線整備工事のスケジュール感についての質疑に対し、令和3年7月に親局の設置が終わり、9月下旬にはデジタルとアナログの周波数を出し、最終的には令和4年3月末には改修整備は完了する予定ですとの答弁がありました。

連合審査の後、総務経済委員会委員による討議、討論はなく、採決の結果、議案第7号 令和3年度伊豆市一般会計予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第7号について委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 次に、教育厚生委員会委員長、間野みどり議員。

〔教育厚生委員会委員長 間野みどり君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（間野みどり君） 10番、間野みどりでございます。

ただいま議長から報告を求められました議案第7号 令和3年度伊豆市一般会計予算、教育厚生委員会所管科目について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

先ほどの総務経済委員長の委員長報告と同様、議案第7号の審査については主要事業についてのみ報告させていただきます。

民生費の児童複合施設整備事業について、キャパが足りない、バスの待合、適応指導教室など現場のニーズの把握を求め、場所の検討をどのように行ったかを求めたのに対し、アンケートや使用実態を調べ、小学校周辺で探したところ、計画地での検討となりましたとの答弁がありました。

次に、教育費、GIGAスクール推進事業では、休校時の対応、家庭Wi-Fi環境予算計上がないがとの質疑に対し、アンケートで100軒くらいがWi-Fi環境がないと分かっ

ておりますので、検討を重ねてきました。様々な業者からプランが出ていますので、保護者負担が少なく導入できるか検討段階ですとの回答がありました。

続いて、スクールソーシャルワーカーは何を担うかを求めたのに対し、スクールカウンセラーは学校の中で子供の悩みや保護者への対応を行い、スクールソーシャルワーカーは学校の中だけでなく、外へ出て行って家庭環境に起因するようなケースも対応することとなりますとの答弁がありました。

次に、衛生費のふじのくにCOOLチャレンジKIDS事業の目的を求めたのに対し、参加した子供たちの環境問題解決のため、自分たちの家庭でできることに気づいていただき、家庭の環境リーダーとして活躍していただきたいとの回答がありました。

続いて、清掃センターの焼却施設改修工事で、どのくらいの期間止める予定かと求めたのに対し、工事期間が最小限となるように施工業者と計画を立てて、停止期間中にごみ処理焼却委託をする伊東市などと調整し決定しますとの答弁がありました。

民生費の重層的支援体制移行準備事業で、自立相談支援事業や一時生活支援事業など様々な事業が盛り込まれているが、当初から事業展開していく予定かと求めたのに対し、まず、令和3年から令和5年まで体制移行の準備として各事業のすり合わせを行い、最終的には12事業を実施する重層化に移りますとの答弁がありました。

続いて、地域生活支援事業の移動支援事業で、医療的ケアの必要な方に対する支援は考えられるかと求めたのに対し、医療的ケア児が長時間の移動が大丈夫でしたら利用できますとの答弁がありました。

審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第7号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第7号について委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入りますが、本議案については連合審査会で全議員が審査していることから、委員長の報告に対する質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

討論がありますので、これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時46分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第7号について討論を行います。

それでは、賛成討論を行います。

11番、波多野靖明議員。

〔11番 波多野靖明君登壇〕

○11番（波多野靖明君） 議席番号11番、波多野靖明でございます。

議案第7号 令和3年度伊豆市一般会計予算について。

この予算案は、前年度より41億2,900万円増額、歳入歳出の総額218億6,900万円となっております。今回増額の大きな要因は、新ごみ処理場建設や新中学校建設など大型事業が控えていることと聞いております。これは伊豆市民の利便性を維持し、迫るオリンピック・パラリンピック関連事業費、また公共施設適正化を図り、将来的な歳出の抑制を抑えるために大事な予算であると捉え、賛成討論をいたします。

まずは、市民の生命、財産を守る安心・安全なまちづくりのため、デジタル同報無線の整備、日向の防災公園の整備、ハザードマップの更新、消防ポンプ車の購入、防災防犯カメラの設置のための事業費がございます。

そして、市内へ土地を購入して事業を始める企業への補助金や土肥大藪地区の港湾整備事業、旧土肥小学校の利活用事業や牧之郷駅周辺整備事業は、近い将来、また中長期で重要な事業と理解をいたしました。

これからの世代には、若者のための婚活イベント、移住定住促進のための空き家対策、修善寺東こども園の受入れ年齢の引下げ等々、ほかにも多くの事業について説明がありました。

今後の安定した歳入確保の一つに、ふるさと納税促進事業があります。さらに多くのふるさと納税が見込めるということで、納税額の増加は市にとって望ましく、参加している多くの事業者も期待を寄せるどころだと考えます。しっかりと結果を出すようお願いいたします。

また、徹底した歳出の抑制として、合併特例債をはじめとする過疎債、辺地債、緊急防災対策債、公共施設等災害復旧事業債など、有利な市債を優先して活用し、市民負担が少しでも少なくなる努力をしていると説明があり、理解をいたしました。

伊豆市の抱える問題解決のため、また将来を担う次の世代のためにも、暮らしやすい、住み続けられる伊豆市になる予算と理解をして、また、議員の皆様にご賛同をお願いして、私の賛成討論といたします。

○議長（小長谷順二君） 次に、賛成討論。

13番、青木靖議員。

〔13番 青木 靖君登壇〕

○13番（青木 靖君） 13番、青木靖です。

議案第7号 令和3年度伊豆市一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

令和3年度の伊豆市の一般会計予算は、予算額218億6,900万円、前年比で41億2,900万円、率にして23.3%の増となっており、これは持続可能な市政運営に向けてのものであって、ポストコロナ、ポスト平成の大合併を見据えた市政運営の礎を築くための積極的な予算編成を

したとの説明を受けております。

思い起こすに、伊豆市は平成16年に合併し、再来年、令和5年には20年を迎えようとしています。合併した市としての大型事業を完成させる時期に来ており、ある意味難しい時期を迎えているのかもしれませんが。令和6年度で合併した市町に許される有利な起債である合併特例債の期限を迎えようとしている時期でもあり、令和6年度が終われば、そうしたいわゆる特別扱いは終わり、合併していない他の市町と同様の取扱いを受けることとなります。人口減少は全国の他の自治体と同様に進む中で、自助努力で持続可能なまちづくりをしていくしかないということになっていきます。合併した伊豆市は、そもそも公共施設の多さ、その公共施設の古さにおいては、全国を見ても上位、つまりワーストに近いところにおり、そうした現状を踏まえ、公共施設を半分にする取組を今進めているところでもあります。

そうした中、令和3年度の伊豆市の一般会計の中身を見ますと、人口減少、新型コロナによる歳入の減、そして合併特例債の発行期限を迎えるなど、伊豆市を取り巻く厳しい懸念材料の中にあって、合併による優遇制度が終了した令和7年度以降も安定した市政運営が維持できるよう、本格的な人口減少社会の到来を見据えた対応や財務体制の強化に取り組んでいくものとして、重要な取組が上げられております。本格的な人口減少社会の到来に向けた戦略的対応と将来にわたる安定的な財政運営の堅持という二本柱を大きく掲げ、それぞれの取組についての説明がなされてきました。

人口減少の抑制戦略としては、移住定住促進事業に6,100万円、伊豆総合高校の土肥分校下宿運営事業なども新しく取り入れられます。教育の充実については、各校1人1台端末に向けてのGIGAスクール推進事業2,200万円余、新中学校の整備に向けては9億8,000万円が計上されています。福祉・医療の充実については、バス・タクシー等利用助成事業2,940万円、新規の事業として、重層的支援体制移行準備事業、それから被保護者健康管理支援事業等、計上されております。安全・安心なまちづくりとしては、廃棄物の流入対策事業を継続されるのに加えて、防災機能、災害発災時の広報支援機能等を持った公園の整備に向けて5,000万円、新リサイクルセンターの整備に向けて3,020万円等が計上されております。地域の魅力創造事業については、産業力の強化に対して3,690万円、観光施設の整備にも1億6,000万円余が計上されております。

もう一つの柱である人口減少への適応戦略として、未来を拓くためのまちづくり、牧之郷周辺整備事業に1億5,800万円、地域の独立性を維持するための事業として、地域づくり協議会に対する交付金事業5,380万円等が計上されています。

また、安定した収入を確保するための取組として、新規に戦略的プロモーション事業、シティセールスの事業も始められ、また、ふるさと納税の促進事業として、さらに3億3,700万円余が計上されています。

さらに、徹底した歳出の抑制のための取組として、虹の郷借地解消事業に7,630万円、伊豆市、伊豆の国市で進めています広域廃棄物処理施設事業に21億4,300万円が計上されてい

ます。

また、新型コロナウイルスの関連の取組として、新型コロナワクチン接種事業に1億7,600万円、新規の取組として、高齢者等におけるワクチン接種会場までの移動費の負担軽減につながるためのバス・タクシー・鉄道共通利用券の配布事業に3,050万円、第2弾としての地域経済応援給付金に1億2,000万円余が計上されております。

また、こうした重点的な取組を着実に推進するための伊豆市の市役所の組織の改編も提案されており、危機管理監の創設や福祉相談センターの設置、そして、地域づくり課によって地域を支援するような取組についても同時に提案されているところであります。

こうした伊豆市の組織の改編は、従来の市役所の縦割りの弊害を少なくして、各部署の横断的な対応に対して、それを目指すためのものであり、一定の評価をしたいし、また、これが成果を上げることが期待したいところであります。持続的な市政運営のためのこの予算を、この組織の改編と相まって進めていただきたい。現状を見詰め、しっかりと現状を認識し、地に足のついた行政運営を市民とともに進めていただくことを期待したいと思います。

こうした積極的な取組に対して議員各位の賛同をお願いして、私の賛成討論といたします。

○議長（小長谷順二君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第7号 令和3年度伊豆市一般会計予算について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第8号～議案第22号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第5、議案第8号 令和3年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算から日程第19、議案第22号 令和3年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算までの15議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第8号及び議案第12号から議案第22号までの12議案について総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

ただいま議長から報告を求められました議案第8号 令和3年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算から議案第22号 令和3年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算までの12議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第8号及び議案第12号 令和3年度伊豆市水道事業会計予算についての2議案については、補足説明はなく、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第8号及び議案第12号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 令和3年度伊豆市簡易水道事業会計予算について、補足説明はなく、質疑に入りました。

給水件数が1,300件ということだが、水道会計に移管し合併していくような方向性はないかと説明を求めたのに対し、簡易水道は将来的には水道事業会計に合併を考えており、令和5年度以降に新水道ビジョンを作成する予定であり、それに絡めて検討していく予定であるとの答弁がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第13号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 令和3年度伊豆市温泉事業会計予算については、補足説明はなく、審査に入りました。質疑、討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第15号 令和3年度伊豆市下水道事業会計予算については、補足説明はなく、質疑に入りました。

企業償還金が4億3,000万円ありますが、総額幾らの企業債があるのか説明を求めたのに対し、企業債の合計は35億8,483万円となっているとの説明がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号から議案第22号 令和3年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算まで一括して報告いたします。

総務部からの補足説明はなく、質疑に入りました。

なぜ財産区が特別会計になっているのか説明を求めたのに対し、地方自治法で定めている財産区という制度があり、合併する前の村持ちなどの財産で利益を生む土地や山は、地域の財産として自分たちで守りたいという既得権が認められた制度です。伊豆市に合併後、自治法の規定により、財産区は特別会計で行政が財政管理しなければならない規定になっていますとの答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第16号から議案第22号までの7議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第8号から議案第22号までの12議案について委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第9号から議案第11号までの3議案について教育厚生委員会委員長、間野みどり議員。

〔教育厚生委員会委員長 間野みどり君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（間野みどり君） 10番、間野みどりでございます。

ただいま議長から報告を求められました議案第9号から議案第11号までの3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第9号 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計予算については、補足説明はなく、歳出の健診データ管理等業務委託、健診結果データ化業務委託のデータはどのように活用しますかの質疑に、健診のデータを集計し、重症化予防のため抽出を行ったり、保健指導などに活用していますとの答弁がありました。

また、新型コロナの傷病手当金について、あくまでも入院加療に特化したものなのか、退院後の後遺症にもコロナに帰するものがあれば対象になるかの質疑に、労務に服するということとなりますので、入院以外でも後遺症などで労務に就けなかった場合に該当になりますとの答弁でした。

以上、審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第9号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第10号、令和3年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算については、当局から補足説明はなく、後期高齢者の対象人数はの質疑に対し、6,430人を対象にしていますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第10号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第11号 令和3年度伊豆市介護保険特別会計予算につきましては、当局からの補足説明はなく、令和3年度の新規事業、またはやめた事業がありますかの質疑に、新規は、リハビリ専門職を委託して、予防期から生活期までの一連の流れの中で自立に向けた支援を進めていきます。やめた事業は特にありませんとの答弁でした。

また、認知症カフェの補助金の取組について説明を求めたのに対し、今年度は地域の資源を把握するという事業を体制整備事業の中で行いました。そこで認知症の初期段階とかそういう方が集まる場などをつくっていきたいと思っていますとの答弁でした。

以上、審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第11号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

初めに、議案第8号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号について質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号について質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号について質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号について質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号について質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号について質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号から議案第22号までについて質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより議案第8号から議案第22号までの15議案について、それぞれ討論、採決を行います。

これより暫時休憩いたします。

討論のある議員は、この休憩中に通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時08分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第8号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第8号 令和3年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第9号 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第10号 令和3年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第11号 令和3年度伊豆市介護保険特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第12号 令和3年度伊豆市水道事業会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第13号 令和3年度伊豆市簡易水道事業会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号 令和3年度伊豆市温泉事業会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第15号 令和3年度伊豆市下水道事業会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号から議案第22号までについて討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第16号 令和3年度伊豆市持越財産区特別会計予算から議案第22号 令和3年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算の7議案について一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第16号から議案第22号までの7議案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号～議案第36号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第20、議案第23号 伊豆市事務分掌条例の一部改正についてから日程第33、議案第36号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてまでの14議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第23号から議案第32号の10議案について総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

議長から報告を求められました議案第23号 伊豆市事務分掌条例の一部改正についてから議案第32号 伊豆市特定用途制限地域に関する条例の一部改正についてまでの10議案について一括して委員長報告いたします。

議案第23号及び議案第24号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正については、補足説明はなく、質疑、討議、討論もなく、採決の結果、議案第23号及び議案第24号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 伊豆市職員定数条例の一部改正について、補足説明はなく、質疑に入りました。

市長の事務部局と教育委員会の事務局の人数が変わることにより影響がないかとの質疑に対し、定数の人数の変更については、職種分けの定数であり、機関ごとの数字に合わせた形で定めてあり、影響はありませんとの答弁がありました。

その後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第25号は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 伊豆市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、補足説明はなく、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第26号は全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第27号 伊豆市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について、補足説明はなく、質疑に入りました。

この条例は伊豆市だけが特別に制定しているのか、また、過去に訴訟で大きな事案があったのかとの質疑に対し、静岡県とか沼津市は最近制定されています。過去には10件ほどの行政訴訟があったが、1億744万円の損害賠償の訴訟もあったとの答弁がありました。

討議、討論はなく、採決の結果、議案第27号は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 条例の見直しに係る関係条例の整理に関する条例の制定についてから

議案第29号 伊豆市交通指導員設置条例の廃止について、議案第30号 伊豆市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定についての3議案については、補足説明はなく、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第28号、議案第29号及び議案第30号の3議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 伊豆市土肥港駐車場条例の制定については、補足説明はなく、質疑に入りました。

駐車台数と料金を無料にした理由の説明を求めたのに対し、普通自動車35台、自動二輪車11台、原付自転車10台、自転車11台です。料金は有料も検討したが、市民の利便性と駿河湾フェリーの利用促進を目的とした整備であり、結果的に無料という判断をしたとの答弁がありました。

討議、討論はなく、採決の結果、議案第31号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 伊豆市特定用途制限地域に関する条例の一部改正について、補足説明はなく、質疑に入りました。

この条例制定により、今問題のメガソーラーの事業を抑制することができるのかとの質疑に対し、特定用途制限地域に関する条例は建築基準法の法令の中でやるものなので、建築物に当たらないソーラー発電事業について規制することはできません。個別の別な法律のほうで定めていくしかないとの答弁がありました。

討議、討論はなく、採決の結果、議案第32号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第23号から議案第32号までの10議案についての委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第33号から議案第36号までの4議案について教育厚生委員会委員長、間野みどり議員。

〔教育厚生委員会委員長 間野みどり君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（間野みどり君） 10番、間野みどりです。

ただいま議長から報告を求められました議案第33号から議案第36号までの4議案につきまして、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議案第33号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について、補足説明はなく、63万円の課税額となる人たちの所得は幾らかの質疑に、1人世帯では1,009万円、2人世帯では967万円、各世帯のケースで金額が変わりますとの答弁でした。

以上、審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第33号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、補足説明はなく、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第34号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 伊豆市介護保険条例の一部改正については、補足説明はなく、介護保険料は高額所得者のほうに負担割合が重みがつき、低額所得者のほうの負担割合が下がっているということですかの質疑に、所得の多い方が負担していただく制度になっていますが、所得の上限が改正されて、若干ですが被保険者の方の負担が下がっている改正ですとの答弁でした。

以上、審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第35号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、補足説明はなく、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、議案第36号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第33号から第36号までの4議案について委員長報告を終わります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

初めに、議案第23号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第35号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第36号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

これより議案第23号から議案第36号までの14議案について、それぞれ討論、採決を行います。

これより暫時休憩いたします。

討論のある議員は、この休憩中に通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時27分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第23号について討論を行います。

討論があります。賛成討論。

16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

議案第23号 伊豆市事務分掌条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

この条例改正では、総務部と総合政策部の所管する事務を見直し、総務部の所管であった電子計算組織による情報に関することと情報化の推進に関することを1つにまとめて、情報化の推進に関することとし、予算その他財務に関することとともに総合政策部に移管し、さらに、総務部の所管であった防災に関することについては、危機管理課を新たに設置し、防災に関することと併せて危機管理に関することを所管事務として規定しています。また、市の重要施策である子育て支援について、新たに健康福祉部の所管事務として明記されています。

この条例改正は、職員がより働きやすくすることが主眼であり、総合政策部に予算を持たせることで調整機能をより強化する目的もあるとされています。また、市長直轄となる危機管理課については、これまで脆弱とされていた災害対応、危機管理体制を強化する役割を持たせるものとされています。

近年、気候変動の影響による豪雨災害が相次ぎ、大型台風の襲来も頻発化してきました。さらに、東日本大震災から10年を超えた今でも余震とされる大きな地震が続いており、南海トラフ巨大地震の発生も懸念されています。このような状況の中、危機全般を統括し、即断即決で迅速、的確に危機事案に対処できる組織として、新たに市長直轄組織として設置される危機管理課の役割に大きく期待をいたします。

以上、賛成討論とさせていただきます。議員の皆様の賛同が得られますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小長谷順二君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第23号 伊豆市事務分掌条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第24号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第25号 伊豆市職員定数条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第26号 伊豆市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第27号 伊豆市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第28号 条例の見直しに係る関係条例の整理に関する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第29号 伊豆市交通指導員設置条例の廃止について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第30号 伊豆市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第31号 伊豆市土肥港駐車場条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第32号 伊豆市特定用途制限地域に関する条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第33号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第34号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第35号 伊豆市介護保険条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第36号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第34、議案第39号 財産の無償貸付についてを議題といたします。

本案につきましては、総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

ただいま議長から報告を求められました議案第39号 財産の無償貸付について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

なぜ無償貸付にしたのか、さらに校舎の有効活用のため、企業誘致を公募するなど第2弾を考えているのかとの質疑に対し、土肥の拠点である場所の地域コミュニティの核づくりと、ITの出張お悩み相談として土肥以外にも修善寺、天城、中伊豆へ出向いてもらうなど、地域貢献を一層進めてもらいたいと考え、無償貸付をお願いするものですとの答弁がありました。

討議、討論はなく、採決の結果、議案第39号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第39号の委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより議案第39号について討論、採決を行います。

これより暫時休憩いたします。

討論のある議員は、この休憩中に通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第39号について討論を行います。

それでは、賛成討論。

2番、浅田藤二議員。

〔2番 浅田藤二君登壇〕

○2番（浅田藤二君） 2番、浅田藤二です。

議案第39号 財産の無償貸付について、賛成討論を行います。

平成29年度末に閉校となった旧土肥小学校については、土肥地区における大きな拠点の一つです。今後の活用について、土肥・小土肥地域づくり協議会、西豆地区地域づくり協議会により実施されたアンケートから、地域と行政が一体となって利活用していくことや、使用可能な部分は使いながら活用していくことが望ましいとの結果を得ました。

地域と行政が一体となって利活用の検討を行うため、地域づくり協議会、観光協会、旅館組合、商工会、土肥小中一貫校、土肥こども園PTA、市民団体、文化協会、スポーツクラブの代表と学識経験者の13名のメンバーで構成される旧土肥小学校活用構想検討協議会を設立、お試し活用を行いながら検討が進められてきました。

利活用に当たっては、地域の皆さんが楽しめる使い方や土肥の魅力を発信できる使い方を基本として、地域主体による防災利用、地域主体による健康づくりの場としての利用、地域の交流拠点として利用の継続、地域内外のスポーツ体験交流への活用、外部企業による活用の検討の5つの方向性を定めるとともに、その実現に向けた考え方を旧土肥小学校利活用構想としてまとめてきました。

土肥・小土肥地域づくり協議会でも旧土肥小学校跡地活用部会を設置し、イベントの実施、健康増進事業、居場所づくり、土肥の暮らしを支え合う会きずな、土肥地域包括支援センターの協力による介護予防プログラム百歳体操の定期開催などの事業が実施されてきました。

外部企業による活用の検討については、事業者誘致、選定に当たり前提となる条件を整理し、事業手法の比較検討及び事例調査等により、民間企業者による利活用事業のスキームが検討されてきました。その結果、所有権を市が持った上で、地域利用を適切に確保しつつ民間事業の参入を得る貸付けが適しているとの判断になりました。

令和2年11月に行われた選定委員会による審査の結果、リングロー株式会社が契約候補者として選定されました。リングロー株式会社は、中古OA機器のリユース事業を実施しており、コロナ禍においても順調に業績を伸ばしている企業です。全国で廃校を利用したIT交流拠点を展開する集学校プロジェクトに取り組んでおり、旧土肥小学校が6校目になります。旧土肥小学校は、今後、リングロー株式会社管理の下、地域開放、地域占有、リングロー占有などで様々な活用が期待され、企業の管理の下、地域のにぎわいの創出に新たな場所となるとおもわれます。

議員の皆様のご賛同を賜り、原案のとおり可決することを願い、賛成討論といたします。

○議長（小長谷順二君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第39号 財産の無償貸付について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

ここで11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◎日程の追加

○議長（小長谷順二君） お諮りいたします。

お配りしてある追加日程表のとおり、4件を追加し、議題にしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

#### ◎議案第41号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 追加日程第1、議案第41号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第41号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）について提案理由を申し上げます。

来年度予算、先ほど可決いただいたばかりで、ここで補正する極めてイレギュラーな状況ですが、国内で起こっている、あるいは世界で起こっていること自体がイレギュラーなものですから、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策に関する補正となります。

新型コロナウイルス感染症の影響により観光客が減少する中、宿泊需要の喚起と利用促進による市内経済の活性化、様々な制限を受け我慢を強いられている市民へのリフレッシュの機会や地域の魅力を再発見する機会を提供することを目的とした市民限定宿泊割引事業の予算として1,605万円を計上したほか、今後の新型コロナウイルス感染症に対する国の様々な

対策に迅速に追従するための予算として、予備費を2億5,500万円計上させていただき、歳入歳出予算額を221億4,005万円とするものです。

これはコロナ禍の消費喚起策としてだけでなく、いずれ事態が収束した後、改めて観光まちづくりを進めるための環境整備として、多くの市民の皆さんに市内の宿泊施設やあるいは飲食店を知っていただく、そのような目的も併せ考えての策でございます。

なお、この市民向けの既に可決いただいております飲食補助、第2回の食っ得券、それからこの市民向けの宿泊補助は、いずれも市内のコロナ感染が抑制されていることが絶対条件となりますので、引き続き市民の皆さんには基本的なコロナ対策を続けていただきますよう、また、議員の皆さんからもそのような市民向けの情報発信を引き続きお願いをする所存でございます。

詳細について総務部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） 補足説明の申出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から、令和3年度補正予算の補足説明をさせていただきます。

お手元の3月補正予算資料をお開きください。

今回の補正でございますが、市民限定宿泊割引事業としまして1,605万円を追加をお願いするものでございます。換金事務委託料として105万円、宿泊助成交付金として1,500万円、合計1,605万円となります。

この宿泊事業ですが、こちらもお配りしてございます参考資料、1枚の資料を配付させていただきます。この資料で説明させていただきます。

この市民限定宿泊割引事業でございますが、事業目的につきましては、そちら記載してあるとおり、コロナ禍の影響で観光客が減少する中、市内の宿泊施設に宿泊する市民を対象にクーポン券を発行するもの。また、利用促進によって、市内経済の活性化と市民のリフレッシュの機会や地域の魅力を再発見する場を提供するものでございます。

この事業の対象期間ですが、令和3年4月1日から5月31日までの2か月間となります。発行枚数につきましては3,000枚、割引額が1人1泊5,000円、対象は市民となります。宿泊施設につきましては、公募による市内宿泊施設。また、このクーポン券の配布場所でございますが、伊豆市観光協会の各支部でございます。市内4か所。その他としまして、国のGo Toトラベルや県の宿泊割引事業などとの併用はできないこととしております。1回の交付は1人4枚ということにしております。

下の利用の流れを見ていただきますと、まず、市民の方がクーポン券の配布の申込みをしていただきます。こちら申込書にも当然、住所氏名等記載していただきます。と同時に、住所等を確認した後、クーポン券の交付を受けます。これが1回1人最大4枚までとなっております。

ります。次に、宿泊施設へ事前に予約を入れます。④として、宿泊するときにクーポン券を提示するんですが、そのクーポン券には利用する人の住所氏名を記入して宿泊施設に提示する。ですので、御家族4名で宿泊する場合は、4人の方のそれぞれの住所氏名をクーポン券に記入していただくということで、利用する方が市民であることの確認をするというものでございます。

次に、2点目でございますが、こちらは予備費の追加をお願いするものでございます。令和2年度予算におきましても御承認いただきました新型コロナウイルス感染症対策としての予備費でございます。

伊豆市では、国の地方創生臨時交付金の第3次補正予算分としまして2億2,900万円の配分が決定されております。今後はこの交付金を財源として、様々な対策事業を迅速かつタイムリーに実施できるよう、予備費としてお願いするものでございます。先ほどの市民限定宿泊割引事業につきましてもこの第3次補正予算の臨時交付金を活用します。ですので、交付2億2,900万円に対してクーポン事業を差し引いた2億1,300万円を地方創生臨時交付金分として計上させていただきます。

また、さきに国において決定されておりますひとり親世帯等への新たな支援分についても、今後、事業が実施される予定となっておりますので、この予備費の中で対応させていただくものでございます。現在予定されている主な事業内容としましては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、こちらが児童1人当たり5万円とされております。また、ひとり親の自立を促進するための高等職業訓練受講中の生活費を支援する事業など、伊豆市では約4,200万円程度が見込まれます。したがって、先ほどの第3次補正予算の臨時交付金分2億1,300万円とひとり親世帯への支援分4,200万円、合わせまして2億5,500万円の予備費の追加をお願いするものでございます。

また、財源としての歳入でございますが、こちらにつきましては、財政調整基金からの繰入れを計上してございます。

いずれの事業も国からの地方創生臨時交付金の対象事業でございますが、令和2年度でも、一度は財政調整基金からの繰入れで計上し、事業費が確定した段階で財源の振替をさせていただきたいと。令和2年度の追加補正のときに、この地方創生臨時交付金と財政調整基金との財源振替の補正をお願いしましたが、方法としては同じやり方で、まず財政調整基金で予算計上させていただき、事業費が確定しつつ財源を振り替えていくというやり方でお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

16番、杉山誠議員。

[16番 杉山 誠君登壇]

○16番(杉山 誠君) 16番、杉山誠です。

議案第41号について質疑をさせていただきます。

今回、市内の宿泊、経済の応援ということで、経済対策ということで市民限定の宿泊割引券が交付される予定ですが、今、取扱事業者を募集、もう終わったと思いますけれども、何件の取り扱う宿泊事業者があるのかということと、それから、1人4枚ということで家族を想定しているということでありましょうけれども、今説明がありましたからこれは間違いないと思いますけれども、例えば市外にいる自分の子供とかそういった方は、確認ですが、対象にならないとは思いますが、一応確認させていただきます。住民票を確認するということがありますので、その確認をお願いします。

以上です。

○議長(小長谷順二君) 答弁願います。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

○市長(菊地 豊君) 産業部長から補足説明をさせますが、通常の市民向け行政サービスですと、進学して市外に出ている家族とか、あるいは帰省する家族への配慮もあり得るんですが、今回は可能な限り、やはり市内で在住の方にとどめたいというところがありまして、やはり年末から新年にかけて市内を見ておきますと、大変不幸なことなんですけれども、親族が伊豆市に何らかのことで、やむを得ない事情で来られたときに感染している例がございまして、今回については市内在住の方に限定をさせていただきたいと基本的に考えております。

産業部長から説明をさせます。

○議長(小長谷順二君) 続いて、産業部長。

○産業部長(滝川正樹君) それでは、私のほうから2点についてお答えをさせていただきます。

まず1点目、議員御指摘のとおり、宿泊施設についての募集というのは3月12日で一旦締切りをさせていただいております。今、市内において65の施設がこの市民向け宿泊割引制度にエントリー、応募をさせていただいております。

それから、2点目の市外の家族、親族という御質問ですが、ただいま市長答弁のとおり、今回はあくまでも市内に住所がある市民を限定とした制度ということで、申し訳ないですが、ちょっと市外にいらっしゃる御親族については対象外としております。

以上です。

○議長(小長谷順二君) 再質疑はありますか。

杉山議員。

○16番(杉山 誠君) 65施設ということでありましたけれども、それは市内のおよそ何%ぐらいの施設であるのか、また追加ということはもう今後想定していないのか、お願いします。

す。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今現在、市内の宿泊施設ですが、ちょっと古い、直近のデータですが年度は古いんですが、平成28年度の経済センサスでは132でございます。それから、昨年、営業自粛協力金を実施させていただきましたが、そのときの対象が129宿泊施設でございますので、今、約65ということですので、ちょうど半分、50%というふうに考えております。

それから、今後の追加でございますが、そちらについてももし今後あれば、もし引き続いてエントリーをして、応募をしていただけたところがあれば、当然それは受け入れると思っておりますが、ただ、準備の都合でどうしても、一覧として皆様に、市民の皆様に周知する印刷等の関係もございまして、なかなかそれには載せ切れないというところは現実的にはあるのかなというふうには思っておりますので、別の方法、ホームページ等々での対応になろうかと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。よろしいですか。

ほかに質疑のある議員はいらっしゃいますか。

13番、青木靖議員。

〔13番 青木 靖君登壇〕

○13番（青木 靖君） 13番、青木です。

市民限定宿泊割引事業ということですがけれども、なるべくこれ使い切りたいということの前提で、ちょっともう少し細かく聞きます。

1回の交付は1人当たり4枚までということですがけれども、例えば伊豆市民で構成する20人のグループがあったとしたら、代表の人が20人分の名簿を持っていけば20人分もらえるのかとか、あるいは、市民である確認をするための確認資料は何が必要なのかというようなことですね、それが2点。

それから、宿泊施設側の、コロナ禍での事業ということが大前提ですので、宿泊施設側に求める基本的な基準とございますか、標準的にこれはやっってくださいねというコロナ対応をどうということをお願いするのか、あるいは既にしてあるのか。ベッドがあって個別に宿泊できるような宿泊施設のほうがむしろ少なく、相部屋の宿泊施設が多いのかなという前提なんですけれども、いわゆる大部屋とかそういうところがあったとして、従来だったら5人泊まれるんだけれども、そこは2人までにしてくださいねとか3人までにしてくださいねというような、そういった対応をお願いしてあるのか、あるいはしていないのかみたいな。コロナ対応についての中身についても確認させてください。

○議長（小長谷順二君） それでは、答弁を願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 以前、議会でも申し上げましたが、当初私が構想していた内容では、できればワクチン接種と絡めて、市内の皆さんに貸切りバスを使っていただき、できれば宿泊とか飲食も消費喚起もやっていただければと思ったんですが、ワクチン接種自体が恐らく連休明けになると思いますので、そのような使い方はかなり難しいかなと思っています。

ですから、現時点では現実的には、やはり家族がなるべく使っていただけるところ、そういうお願いが精いっぱいかなという感じはしておりますが、もし可能でありましたら、今議員が御指摘になったようなワクチンの接種が、これ予約の取り方もちょっと工夫をしていただかざるを得ないんですけれども、そういったことを考えていただければと思っています。

それから、これももう一つお願いになるんですけれども、何人かの市民の皆さんの話を聞いてみると、やはり、例えば市内にいる同級生で、じゃ10人集めるかというとなかなかそれも難しく、そうすると地域ごとに、さすがに20人、30人一緒というのは難しいでしょうから、仮に10人とすれば、公共交通券を使って3万円ぐらい、何とかバスで1往復できるかなぐらいのこともやはり貸切りバスの活用ということで考えていて。そうすると、むしろ市内にあるバス会社のほうで併せて地域の皆さんに呼びかけていただくこともできないかなと。

ですから、制度としては我々はこういった制度をつくるしかないんですが、その活用の仕方について、市内の市民の皆さんと、それから事業をやって今一番苦しい皆さんにも、何らかの企画型の事業を考えていただけないだろうか、市長としては期待しているところでございます。

ストレートにお答えしていないんですが、こういった状況ですので、市長としての希望も述べさせていただきました。

産業部長から詳細について説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それではまず、1回当たり4枚、20人グループの場合ということの御質問でございますが、私どもとしては、なるべく多くの方に御利用、市民の方に御利用いただくということで、今回、1回の交付では4枚を上限とさせていただいておりますが、議員御指摘のとおり、当然、御家族であっても5人以上、またお仲間やグループによる小旅行というのも当然想定できます。その場合、大変お手数ではございますが、例えば御家族であればお2人で行っていただくとか、1人4枚までですので、お2人で行っていただければ8枚になります。また、20人等のグループであれば代表の方が、1人4枚までということですが、何人か集まって一緒に行っていただければ20枚のクーポン券を配布することは可能ですので、そういった取扱いをお願いできればというふうに考えております。

2点目の本人確認ですが、やはり保険証や免許証というような通常の身分証を提示いただければというふうに考えております。

それから、3点目、宿泊施設に求めるコロナ対策ですけれども、私どもは3月3日にこの対応をいただける宿泊施設の応募を始めたんですが、その中の条件では、当然ガイドラインに基づいた感染防止対策に努めていることというのを今回応募いただく条件にしておりますので、それ以上の細かいところというのは特には指定しておりません。

それから、感染防止のための相部屋であるとか1つの部屋の人数の上限等々につきましては、それぞれ各施設の状況にもよると思いますので、特に具体的な指示を私どもの市のほうからしていることはございません。各施設のほうでの対応をいただけるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。よろしいですか。

ほかに質疑のある議員はありますか。

14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 細かくて申し訳ないんですが、1回の交付とか、今、1人4枚までとかいって。そうしますと、1人が違うところを回ったりすることは不可だと理解していいのか、それとも、1回買ったら駄目だからと。1人だともうそれっきりですね、4枚だということですね。

今度、逆なもう一つは新たな質問は、万が一、万が一というかうれしいことでしょうけれども、3,000枚があつという間に売り切れて、何だ、もうなくなったのかというような声があった場合の追加の考え方はあるのかどうか。

最後に、具体的にじゃ、いつから、何時からこれは住民の皆さんが受付というか交付金をもらいに行けるのかというところをお教え願えますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 産業部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 先ほどの青木議員の御指摘、あるいは御質問の繰り返しになりますが、今回、1回につき1人4枚ということです。配布場所は4か所ございますし、配布期間1日ではございませんので、もしそれ以上の場合では、例えばお1人の方が会場を変えてということで、申込みが1回ということですので、例えば日を改めてであるとか場所を変えれば、現実的にはお1人の方で8枚ということもあり得るのかなというふうには考えております。決してもうそれで上限でということではございません。

それから、万が一、3,000枚が尽きた場合ということですが、その時点、そうなっていたら我々も大変ありがたいですけれども、今、その後について、追加という

ような具体的なことまでの検討はしておりませんので、その時点で検討したいというふうに考えております。

それから、受付の開始でございますが、先ほど総務部長が説明したとおり、4月1日からの宿泊に適用するということでございますので、本議会で議決いただければ、今週中には市民への周知を図っていきたいというふうに予定をしているところでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） すみません、細かくて。

1点、他の補助事業との併用不可ということで、先ほど市長の答弁からは推測できるんですが、宿泊の今回のやったもので、いわゆる食っ得券とかバスの券を利用してその宿泊所に行くということは併用じゃないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） ここで私どもが言っている併用不可というのは、国のGoToトラベルであるとか、今、県が実施している県民向けの宿泊施策、こちらとの併用不可ということでございますので、市が行っている食っ得券、また公共交通のクーポンについてを併用不可と言っているものではございません。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。よろしいですか。

ほかに質疑のある議員はいらっしゃいますか。

杉山議員。

じゃ、自席で3回目ということで。

○16番（杉山 誠君） すみません、あまり想定したくないんですけども、今、質疑を聞いていて、かなりの数を1人で購入することが可能だということで、想定したくはないんですけども、転売ということに対するチェックです。購入するときは確かに身分証明とかで本人確認できますけれども、それを使って申し込んだときの宿泊施設側のチェック。これと整合しなければならいんですけども、その辺のところはどういうふうに、考えたくはないんですけども、万が一、転売が行われた場合に、そのチェック体制というのは考えておいででしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 本人確認、転売というところの想定は私ども、すみません、今しておるわけではございませんが、先ほど総務部長からの補足説明でもありましたとおり、発行するクーポンにつきましては、当然に通し番号、シリアル番号、交付するクーポン券につ

きましては通し番号を付番してございます。

また、そのクーポン券には、申し込んだときのといいますか、御利用いただける方の住所氏名を記名をして宿泊施設に提示していただくということで、まず交付するときに、先ほど4枚までというお話させていただきましたが、4名分全部書くわけではなくて、当然、代表者の氏名なんですけれども、御予約をいただくときには、それは施設によっても違うのかもしれないですが、まずクーポンが手元にあるということ、このクーポンを利用して宿泊を予約をいただくんですけれども、そのときには番号等も聞いていただく、お渡ししたクーポン券の番号を聞いていただくということもありますし、実際にお泊まりに行くチェックインのときに、そのクーポン券の提示と身分証明書の提示もお願いをしているところでございますので、そういったところで本人の確認といいますか、悪意のある使い方はないだろうというふうに我々は想定をしているところでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 以上で終わります。

ほかに質疑のある議員はおりますか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第41号について討論、採決を行います。

これより暫時休憩いたします。

討論のある議員は、この休憩中に通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時29分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第41号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号、発議第2号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 追加日程第2、発議第1号 伊豆市議会基本条例の一部改正について及び追加日程第3、発議第2号 伊豆市議会会議規則の一部改正についての2議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

三田忠男議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員会委員長 三田忠男君登壇〕

○議会運営委員会委員長（三田忠男君） 議会運営委員会委員長の三田忠男です。

発議第1号及び発議第2号について提案理由を述べさせていただきます。

初めに、発議第1号 伊豆市議会基本条例の一部改正について、こちらは条例の内容を改正するものでなく、お手元に配付してあります新旧対照表のとおり、第5条、第8条及び第21条に、条例中に引用している他の条例番号の記載漏れを追加するものであります。

お手元の資料を御覧ください。

次に、発議第2号 伊豆市議会会議規則の一部改正について、こちらは現在、議員及び関係者に配付する会議録を印刷したものに限定している規定を、電子データでの配付も可能とする改正を行うもので、第86条に規定している「印刷して、」を削除する改正となります。

以上、議員の皆様のご賛同をお願いし、提案理由とさせていただきます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

初めに、発議第1号について質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、発議第2号について質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。  
これより発議第1号及び発議第2号について討論、採決を行います。  
これより暫時休憩いたします。  
討論のある議員は、この休憩中に通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時32分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発議第1号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより発議第1号 伊豆市議会基本条例の一部改正について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより発議第2号 伊豆市議会会議規則の一部改正について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

### ◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 追加日程第4、発議第3号 専決処分の追加指定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、三田忠男議員。

〔議会運営委員会委員長 三田忠男君登壇〕

○議会運営委員会委員長（三田忠男君） 同じく議会運営委員会委員長、三田忠男です。

発議第3号 専決処分の追加指定について提案理由を述べさせていただきます。

本議案は、地方自治法第180条第1項に規定する「普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。」により、既に指定している3項目に新たに3項目を追

加するものであります。

1号、2号で説明したお手元の資料の一番後ろのページを御覧ください。

追加項目の第1点は、一部事務組合を組織する団体の増減及び名称に関わる規約変更は、構成団体の議会の議決を要するとされていることに関し、その一部事務組合を静岡県市町総合事務組合に限定した上で、組合を組織する団体の増減及び名称に関わる規約変更を市長専決事項とするもので、過去このような議案が提出されましたが、伊豆市議会が関与する余地がなく採決を行ってきたため、市長の専決事項に追加するものです。

2点目は、伊豆市の条例で引用している法律等が改正や廃止された場合に、その法令の題名や条項番号、用語を修正する一部改正条例を追加するものです。こちらも法律等の上位法の改正に伴う議案で、伊豆市議会及び執行部が判断する余地のない内容であり、議会内での審議を要しないものと判断しました。

3点目は、議会の承認を経た契約の変更をする場合、その変更契約も議会承認が必要とされています。このことは、議会で承認を経るまでは変更部分の工事等に着手することができず、工事を止めることが発生するなどの工程管理上の問題や、建築工事で工期が延びることで費用が増える等の影響もあります。そこで、変更契約の議会承認を市長の専決事項に追加するものでありますが、当然、地方自治法で定める議会の権限に属する軽易な事項の範囲内ということで、変更金額が当初契約金額の10%以下かつ3,000万円以下の変更契約であることを条件としています。このことにより、市民生活に必要な工事等が遅滞なく行えると思われれます。

この軽易な事項ですが、この3,000万円が軽易かどうかということを議会運営委員会でも十分議論いたしました。改めて執行部等の協議した結果、遅滞なく行われるほうが市民にとっては有益ではないかと、あるいは、何か課題が生じた場合は改めて変更条例等の提案も可能であるという旨を踏まえて、今回、議会運営委員会としては全員の賛同で提出するものです。

他の議員の皆さんの御賛同を得て、円滑に市民の生活が成り立ちますように御賛同願えることをお願いし、提案理由といたします。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。よろしいですか。

[発言する人なし]

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託しないこととなっておりますので、直ちに討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第3号 専決処分の追加指定について採決いたします。  
原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、本定例会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものにつきましては、伊豆市議会会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議がありませんので、そのようにさせていただきます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年伊豆市議会3月定例会を閉会いたします。

議員の皆様には長期間、御審議を賜り、誠にありがとうございました。

閉会 午前11時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員